

下 関 市 環 境 白 書

令和 5 年度 環境・公害に関する年次報告



しものせき

下関市環境部

本編目次

I 下関市の概要

1	地勢等自然条件	1
2	都市形態	1
3	人口	1
4	産業	1
5	都市計画	2

II 環境施策体制

1	条例・計画	3
2	組織	4
3	公害防止協定	6

III 環境の状況

1	大気	7
2	水質	10
3	騒音・振動	13
4	悪臭	13
5	土壌汚染	14
6	ダイオキシン類	14
7	公害苦情	14
8	自然環境	15

IV 廃棄物

1	ごみ処理事業	17
2	自治会清掃ごみ	20
3	し尿等処理事業	20
4	漂着ごみ	21
5	不法投棄対策	21
6	環境美化推進事業	22

V 環境保全の取組

1	環境教育	23
2	普及啓発	23
3	温暖化対策	24
4	市民等の取組	25
5	連携・協働の取組	25
6	国際協力	26
7	環境に配慮した事業	26
8	エネルギーに関する事業	27
9	下関市環境基本計画の進行管理	28

VI EMSの取組

1	経緯	30
2	システム運用の目的	30
3	システムの位置づけ	30
4	システム適用範囲	30
5	システムの推進体制	30
6	下関市地球温暖化対策実行計画の推進	31

資料編目次

I	環境施策体制	
1	行政組織図	34
II	環境の状況	
1	大気	36
1-1	大気汚染物質に係る基準	36
1-2	大気汚染物質に係る緊急時措置	37
1-3	PM _{2.5} に係る注意喚起の基準	38
1-4	有害大気汚染物質に係る基準	39
1-5	K値規制の推移	39
1-6	大気環境常時監視地点	39
1-7	環境監視結果（大気汚染物質）	40
1-8	環境監視結果（風向別頻度割合）	44
1-9	環境監視結果（有害大気汚染物質）	45
1-10	事業場監視	47
2	水質	51
2-1	環境基準	51
2-2	下関市公共用水域水質環境基準監視地点	54
2-3	河川の環境監視結果	55
2-4	海域の環境監視結果	61
2-5	その他の水域の環境監視結果	65
2-6	事業場監視	67
3	騒音・振動	70
3-1	環境基準	70
3-2	騒音規制法・振動規制法	70
3-3	山口県公害防止条例	72
3-4	その他の法令	72
3-5	事業場監視	73
4	悪臭	75
5	土壌	77
5-1	環境基準等	77
5-2	土壌汚染対策法に基づく区域の指定	78
6	ダイオキシン類	79
6-1	環境監視	79
6-2	事業場監視	80
7	公害苦情	81
III	廃棄物	
1	ごみ処理事業	82
2	し尿等処理事業	88
3	環境美化推進事業	91
IV	関係例規	
1	下関市環境基本条例	92
2	下関市環境保全条例	96
3	下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	100
4	下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則	109
5	奥山工場受入基準	121
6	吉母管理場受入基準	124
7	クリーンセンター響受入基準	127
8	下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例	130
9	下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則	131
10	下関市一般廃棄物処理施設設置条例	135
11	下関市一般廃棄物処理施設設置条例施行規則	135
12	下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱	137
13	下関市環境美化条例	138
14	下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	141
15	下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱	144
16	下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱	147
17	下関市ホタル保護条例	149
18	下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱	151
19	下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例	158
V	年表	
1	環境年表	161
2	清掃年表	167

I 下関市の概要

1 地勢等自然条件

下関市は、本州の最西端に位置し、東西約 30 km、南北約 50 km、面積 716.28 km²（令和 5 年 10 月 1 日時点）で、東南に周防灘、西に響灘、南は関門海峡があり、目の前は九州という立地にあります。市域中央部は標高 600m 程度の山々が連なり、平地は河川流域と海岸線沿いに見られ、平野に乏しく起伏の多い地形となっています。

気候は、県東部に比べ平均気温は高く、降水量は少なく、また沿岸部は海洋の影響で気温の日較差が小さくなっています。

冬期においては、北西からの季節風が強く、山間部では降雪による降水量の増加が特徴的となっています。

【下関市の気候の概況（令和 5 年データ）】

年平均気温	最高気温	34.9℃
17.9℃	最低気温	-3.3℃
降水量	1875.0mm	
平均風速	2.8m/s	

2 都市形態

本市は、本州と九州及び大陸との接点でもある地理的条件から、内外の交通の要衝として古くから栄え、大正、昭和の時代の変遷とともに周辺市町村との合併、更には、平成 17 年 2 月 13 日に豊浦郡 4 町との合併により市域を拡大し、商工業、港湾、農業、水産観光都市としての諸性格を持つ山口県最大の都市となりました。

交通面では、昭和 33 年の関門国道トンネルの開通に続き、昭和 45 年下関～韓国釜山間に関釜フェリー就航、昭和 48 年の関門橋の完成、昭和 50 年の山陽新幹線の開通、昭和 58 年 3 月には中国自動車道が全面開通しました。

また、山陰の海岸線を走る国道 191 号の慢性的な交通渋滞の解消を図るべく、筋川地区から安岡地区にかけて整備が進められていた全長 6.8km の下関北バイパスは、平成 27 年 3 月に全線が開通しました。

市域の南部に位置する彦島及び埋立地の大和町には、港湾及び漁港を中心として化学工業、輸送用機械器具製造業及び食料品製造業が立地しています。

一方、市域の北部は、農業地帯を形成しており、主に都市近郊型農業が営まれています。

響灘海域では沿岸漁業、周防灘海域では主に浅海養殖業が営まれ生鮮食料品の供給源となっています。

更に新たな物流拠点としての下関港（新港地区）港湾整備事業（人工島計画）の推進、及び下関北九州道路の早期整備の推進により交通アクセスの改善が見込まれ、今後の都市形態の一層の発展が期待できます。

3 人口

本市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日時点での国勢調査では、268,517 人でしたが、令和 2 年 10 月 1 日時点での国勢調査では 255,051 人となっており、約 5% 減少しています。

世帯数は、平成 27 年 10 月 1 日時点での国勢調査では 116,298 世帯でしたが、令和 2 年 10 月 1 日時点での国勢調査では 115,817 世帯となっており、一世帯あたりの人数は 2.31 人から 2.20 人へと減少しています。

また、令和 6 年 3 月 31 日時点で、65 歳以上の人口は全人口の約 36.6% となっており、高齢化が進んでいます。

4 産業

本市の従業者数は、令和 3 年時点で 115,761 人であり、年々減少を続けています。

産業別従業者数割合では、第 1 次産業が約 1.0%、第 2 次産業が約 19.9%、第 3 次産業が約 79.1% となっています。

第 1 次産業は、高度経済成長の中で離農が進み昭和 35 年以降減少を続けています。

第 2 次産業は、平成 7 年まで増加傾向にありましたが、平成 12 年から減少に転じています。しかしながら、第 2 次産業の市内総生産や、基幹産業である食料品、輸送用機械器具を中心とする製造業の製造品出荷額等においては概ね横ばいの傾向にあります。

第 3 次産業については、本市は山口県で最も人口が多く、人口規模の影響が大きいと考えられる卸売・小売業、金融・保険業、不動産業及びサービス業の集積が進んだことから、就業者の割合は増加していますが、市内総生産は減少傾向にあります。

5 都市計画

下関都市計画区域（内日地区・蓋井島を除く旧下関市全域）では、旧都市計画法（大正 8 年法律第 36 号）に基づき、大正 14 年 2 月 2 日付で下関都市計画区域を決定しました。

その後、新都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、将来の土地利用計画を勘案し、昭和 46 年 12 月 25 日付で市街化区域 5,320ha を決定し、昭和 48 年 12 月 25 日付で 8 種類の用途地域を決定しました。

そして、法改正に伴い平成 8 年 4 月 2 日付で 12 種類に変更し、社会情勢の変化や土地利用動向等を勘案しながら適宜変更を行い現在（内日地区、蓋井島を除く旧下関市全域）に至っています。

また、下関北都市計画区域（旧豊浦町全域、旧菊川町全域及び旧下関市の内日地区・蓋井島）は、当初昭和 50 年 3 月 28 日付で豊浦都市計画区域（旧豊浦町全域）として決定後、昭和 56 年 4 月 1 日付で用途地域を決定しました。

そして、法改正に伴い平成 8 年 4 月 1 日付で 5 種類の用途地域への変更を行い、平成 24 年 3 月 30 日付で、旧菊川町全域と旧下関市の内日地区・蓋井島を追加編入し、下関北都市計画区域と名称変更を行いました。

その後、平成 26 年 3 月 14 日付で現在の 6 種類の用途地域へ変更し、社会情勢の変化や土地利用動向等を勘案しながら適時変更を行い、現在に至っています。

【都市公園等の種類】 市公園緑地課 令和 6 年 3 月 31 日

種別	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	歴史公園	墓園	広域公園	都市緑地
公園数	370	15	10	3	2	1	1	1	3

【都市計画区域別の市街化区域・用途地域等面積】

市都市計画課 令和 6 年 3 月 31 日

区分	面積 (ha)		用途地域	面積 (ha)		その他	面積 (ha)	
	下関	下関北		下関	下関北		下関	下関北
都市計画区域	19,287	19,163	第一種低層住居専用地域	780	—	特別用途地区	442	52
市街化区域	5,691	—	第二種低層住居専用地域	116	—	特定用途制限地域	—	18,639
市街化調整区域	13,596	—	第一種中高層住居専用地域	958	117	高度利用地区	1.4	—
			第二種中高層住居専用地域	570	—	防火地域	60	—
			第一種住居地域	1,555	273	準防火地域	550	71
			第二種住居地域	17	11	風致地区	287.6	—
			準住居地域	10	—	駐車場整備地区	149.9	—
			近隣商業地域	162	56	臨港地区	200.8	—
			商業地域	368	15			
			準工業地域	430	52			
			工業地域	363	—			
			工業専用地域	362	—			
				5,691	524			

II 環境施策体制

1 条例・計画

(1) 下関市環境基本条例

本市の環境施策に関する基本的な理念・方針を示し、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法的な枠組みとして、平成 17 年 2 月 13 日に公布・施行されました。

（※条文は資料編に掲載）

(2) 下関市環境保全条例

市民の良好な環境を保全するため、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、その総合的推進を図ることにより、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例として、平成 17 年 6 月 29 日に公布、平成 17 年 10 月 1 日に施行されました。

（※条文は資料編に掲載）

(3) 下関市環境基本計画

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、平成 19 年 3 月に「下関市環境基本計画」を定めています。以後も、地球温暖化、生物多様性の損失、資源・エネルギー問題、ごみ問題など地球規模で進行する環境問題に継続的に取り組むことが求められており、平成 29 年 3 月に望ましい環境像「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき」を目指す新たな計画を策定しました。新計画策定後、5 年が経過し、社会情勢の急激な変化と、これに伴う環境問題の複雑化・多様化に対応していくため、令和 5 年 3 月に計画の中間見直しを行いました。

(4) 下関市地球温暖化対策実行計画

ア 事務事業編

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、市の行政に関する事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを計画的に削減することについて、都道府県及び市町村並びに地方公共団体の組合に策定と公表が義務付けられている計画です。

令和 5 年 3 月に改訂し、令和 12（2030）年度における温室効果ガスの総排出量を平成 25（2013）年度（基準年度）比 50.4%削減することを目標としています。また、エネルギー消費量の削減目標を、平成 25（2013）

年度（基準年度）比でエネルギーの種類ごとに 10～50%の削減目標を設定しています。

イ 区域施策編

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づき、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市に計画の策定が義務付けられており、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策を策定したものです。

平成 23 年度に、第 1 次計画として、下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）『エコ・アース・Shimonoseki』を策定し、平成 31 年 3 月に第 2 次計画として『クールしものせきアクションプラン 203030』を策定しました。令和 32（2050）年までの脱炭素社会の実現が法律に位置付けられたことや、国の温室効果ガス削減目標が更に高くなったことから、令和 4 年 5 月に計画の改訂を行いました。現計画では、令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を、基準年度である平成 25（2013）年度に比べて 46%削減するという目標を設定しました。

(5) 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理、生活環境の清潔保持によって、市民の健康で快適な生活を確保することを目的として定められました。平成 17 年 2 月 13 日に公布・施行されました。

（※条文は資料編に掲載）

(6) 下関市環境美化条例

市内全域における飲食物容器等のポイ捨て及び公共の用に供する施設への落書きを禁止行為とすることにより、地域の環境美化の促進を図り、市民の生活環境の向上に資することを目的として、平成 17 年 2 月 13 日に公布・施行されました。更に、指定地区内における屋外の公共の場所での路上喫煙を禁止する条項と、従来の目的に、安全で快適な都市空間の形成を加える改正を行い、平成 20 年 3 月 28 日に公布、平成 20 年 4 月 1 日に施行、罰則規定については平成 20 年 7 月 1 日に施行されました。路上喫煙等禁止地区における路上喫煙の規制対象外であった加熱式たばこを規制対象として追加する改正を行い、令和元年 12 月 19 日に公布、令和 2 年 2 月 1 日に施行されました。

（※条文は資料編に掲載）

(7) 下関市ホタル保護条例

下関市環境基本計画にある環境保全の施策として、また、河川環境の指標生物であり「市の虫」に制定されているホタルを保護するため、暫定施行されていた「下関市ほたる保護条例」、「菊川町ほたる保護条例」、「豊田町ホタル保護条例」、「豊浦町ほたる保護条例」、「豊北町ほたる保護条例」を統一し、「下関市ホタル保護条例」を平成 23 年 3 月 30 日に公布、平成 23 年 6 月 1 日に施行されました。本条例では、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、文化財保護法に規定する天然記念物の指定地域を除く豊田総合支所所管区域を特別保護区域に設定することにより、当該区域における工事の届出及びホタル及びカワニナ等の捕獲についての届出を義務化しています。また、文化財保護法に規定する天然記念物の指定地域を除く他の市内全域をホタルの保護区域とし、特別保護区域とともに営利目的によるホタル等の捕獲を禁止しています。これに違反した者は過料に処することになっています。

(※条文は資料編に掲載)

(8) 下関市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定めることを目的として平成 30 年 3 月に策定されました。

循環型社会の形成に向けて、『みんなで取り組む』資源循環都市しものせき～ごみゼロ社会の実現へ～』を基本理念とし、市民・事業者・行政の協働・連携による廃棄物の効率的な収集及び処理などに関する基本的な方針を定めています。

また、生活排水においては衛生処理向上を図るため、集合処理施設の整備、個別処理施設の整備及び啓発指導に関する基本的な方針を定めています。

計画期間を平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間とし、中間目標年度である令和 4 年度に中間見直しを実施しました。

(9) 下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例

太陽光発電施設の設置及び管理について必要な基本的事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって下関市民の安全な生活及び下関市の環境の保全に寄与することを目的として、令和 4 年 12 月 21 日に公布、令和 5 年 7 月 1 日に施行されました。

(※条文は資料編に掲載)

2 組織

(1) 行政機構

本市では、環境衛生、清掃、環境保全に関する事務を処理するため、環境部環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境施設課の 4 課体制で業務を行っています。

また、各総合支所の市民生活課に環境衛生係を配置しています。

(※行政組織図は資料編に掲載)

(2) 審議会設置・開催状況

環境部では、環境審議会、廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

ア 下関市環境審議会

令和 6 年 3 月 31 日現在

委 員	
荒井 修亮	水産大学校代表
下川 伸也	水産大学校校長
飴山 晶	下関市医師会会長
関根 雅彦	山口大学教授
竹松 葉子	山口大学教授
陳 禮俊	山口大学教授
鈴木 敦子	山口大学助教
藍川 昌秀	北九州市立大学教授
上野 晋	産業医科大学教授
一瀬 豊日	産業医科大学准教授
菅 正史	下関市立大学教授
飯田 俊幸	下関市連合自治会副会長
尾辻 文	下関市連合婦人会事務局長
倉本 喜博	下関市 P T A 連合会事務局長
村田 善昭	下関商工会議所工業部会
西島 英敏	下関市商工会会長
津田 清彦	下関青年会議所常任理事

任期 令和 4 年 7 月～令和 6 年 6 月

令和 5 年度は 2 回開催しました。

イ 下関市廃棄物減量等推進審議会

委 員		
菅	正史	下関市立大学教授
小木曾	洋介	東亜大学専任講師
河村	和秀	下関市連合自治会副会長
中野	淳子	生活協同組合コープやまぐち理事
齋藤	祐司	(社) 下関青年会議所人材開発室長
西川	ひとみ	下関市連合婦人会副会長
藤本	博美	下関市消費者の会会長
家根内	清美	下関市食生活改善推進協議会会長
魚谷	日出夫	マックスバリュ宮田町店店長
松田	忠吉	松田清掃(株)代表取締役会長
宇原	泰司	下関商工会議所事務局長
江口	祐之	下関市商工会事務局長
中山	淑子	公募委員

任期 令和4年7月～令和6年7月

※役職名は任命時点のもの。

令和5年度は開催しませんでした。

3 公害防止協定

本市では、環境保全又は公害防止のために 39 企業（40 事業所）と協定を締結（令和 6 年 3 月末現在）しており、この協定に基づいて審査指導及び苦情処理等の取組を実施しています。

【協定締結状況】

事業所名		所在地	業種
(株)ブリヂストン	下関工場	下関市長府港町 3 番 1 号	ゴム製品
(株)シマノ	下関工場	下関市小月小島一丁目 4 番 7 号	自転車部品(機械)
下関三井化学(株)	本社工場	下関市彦島迫町七丁目 1 番 1 号	化学製品
(株)神戸製鋼所	長府製造所	下関市長府港町 14 番 1 号	非鉄
丸ーステンレス鋼管(株)	下関事業所	下関市長府港町 13 番 1 号	鉄鋼
彦島製錬(株)	(本社工場)	下関市彦島西山町一丁目 1 番 1 号	非鉄
林兼産業(株)食品事業部	下関工場	下関市大和町二丁目 4 番 8 号	食料
林兼産業(株)飼料事業部	下関工場	下関市東大和町二丁目 10 番 3 号	飼料
サンセイ(株)	下関工場	下関市彦島本村町三丁目 5 番 1 号	造船(機械)
三菱重工業(株)	下関造船所	下関市彦島江の浦町六丁目 16 番 1 号	造船(機械)
下関南風泊水産団地協同組合		下関市彦島西山町四丁目 13 番 55 号	食料
(株)中冷	(本社工場)	下関市彦島西山町四丁目 10 番 6 号	食料
西日本旅客鉄道(株)中国統括本部	下関総合車両所	下関市幡生宮の下町 1 番 2 号	普通鉄道
(有)エス・エス・メタル	(本社工場)	下関市長府港町 7 番 14 号	非鉄
(株)大津屋	(本社工場)	下関市横野町二丁目 16 番 12 号	食料
下関自動車整備協同組合	長府扇町工場	下関市長府扇町 1 番 53 号	自動車整備
サンデン交通(株) (本社：下関市羽山町 3 番 3 号)	サンデン観光バス(株)	下関市後田町四丁目 4 番 13 号	乗合旅客
	小月営業所	下関市王喜本町四丁目 5 番 1 号	同上
	彦島営業所	下関市彦島塩浜町一丁目 5 番 8 号	同上
	北浦営業所	下関市横野町一丁目 17 番 18 号	同上
	新下関営業所	下関市大字形山 71	同上
キャボットジャパン(株)	下関工場	下関市彦島迫町七丁目 3 番 35 号	無機原料
名城食品(株)	下関工場	下関市長府扇町 4 番 25 号	食料
サン電子工業(株)	下関工場	下関市大字石原字上岡 168	電子機器
下関ハム(株)	(下関工場)	下関市長府扇町 4 番 66 号	食料
吉見安岡蒲鉾協同組合	(污水处理場)	下関市大字福江字新免 1487 番地	食料
オルネクスジャパン(株)	下関工場	下関市彦島迫町七丁目 4 番 50 号	有機原料
旭洋造船(株)	長府工場	下関市長府港町 8 番 7 号	造船(機械)
下関鍍金(株)	(本社工場)	下関市長府港町 7 番 13 号	電気鍍金
日新リフラテック(株)	(本社工場)	下関市彦島田の首町二丁目 19 番 10 号	耐火物
大東タンクターミナル(株)	六連油槽所	下関市六連郷ノ浦	倉庫業
日清食品(株)	下関工場	下関市小月小島一丁目 1 番 12 号	食料
山口合同ガス(株)	生産供給本部 彦島工場	下関市彦島迫町一丁目 13 番 13 号	ガス
山陽ハイミール(株)	(本社工場)	下関市筋川町 20 番 15 号	飼料
下関バイオマスエナジー合同会社	下関バイオマス発電所	下関市彦島迫町七丁目 3 番 50 号	電力
長府バイオパワー合同会社	長府バイオマス発電所	下関市長府扇町 10 番 52 号	電力
(株)コウミ		下関市長府港町 12 番 6 号	木製容器
西部コンクリート工業(株)		下関市長府扇町 8 番 33 号	窯業
(株)長府製作所	本社工場	下関市長府扇町 2 番 1 号	ボイラ(機械)
(株)日本無線電機サービス社		下関市東大和町一丁目 2 番 14 号	電子機器
山口小野田レミコン(株)		下関市大字石原 12 番地 1	窯業
チヨダウーテ(株)		下関市彦島迫町七丁目 1 番 1 号	耐火物
(株)みなと山口合同新聞社		下関市東大和町一丁目 1 番 7 号	新聞
(株)瀬戸崎鉄工所		下関市武久町二丁目 18 番 6 号	機械

Ⅲ 環境の状況

1 大気

(1) 概況

ア 概要

本市では、一般環境大気測定局を5局設置し、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、硫黄酸化物、炭化水素、一酸化炭素、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）について24時間自動測定による常時監視を行っています。PM2.5については、平成25年3月1日に山口県が定めた「PM2.5の注意喚起等に係る対応方針」に基づき、PM2.5の日平均が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想されるときはホームページでの注意喚起等対応を行っています。下関市を含む西部地区では、令和5年度中には、注意喚起は実施されませんでした。

そのほか、有害大気汚染物質調査を実施し、市内の大気環境の把握に努める一方、発生源である工場、事業場に対しては、法令に基づく監視、指導を実施しています。

イ 環境監視状況

a 一般環境大気常時監視

大気汚染防止法及び大気汚染の常時監視に関する事務処理基準に基づいて配置された測定局（右図参照）において、平成20年度より、各測定局の地域特性等を考慮し選定された測定物質を常時測定しています。

各測定局で測定したデータは環境部庁舎内にある中央監視局に集積され、常時監視を行うとともに山口県のホームページを通じて、市民の方に情報を提供しています。

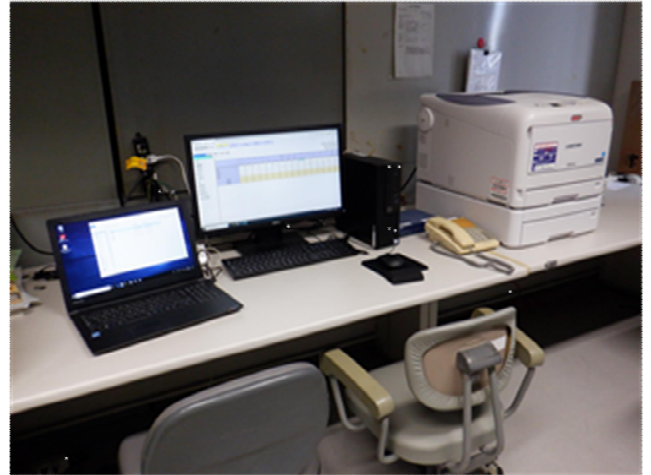
b 有害大気汚染物質調査

低濃度であっても長期的に摂取された場合には健康への影響が懸念される有害大気汚染物質（21物質）について、下関市環境部及び角島小学校のそれぞれの地点で年12回調査を実施しました。

環境基準の定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、いずれも環境基準を下回っています。

（資料編Ⅱ環境の状況（大気）参照）

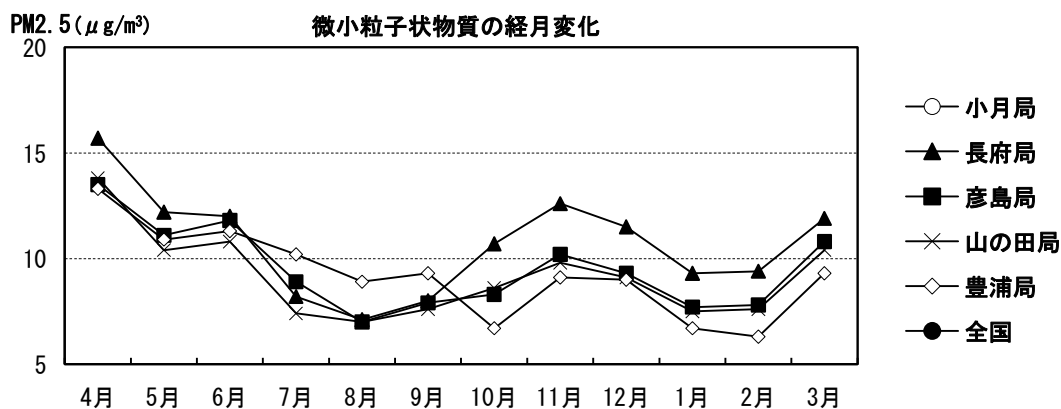
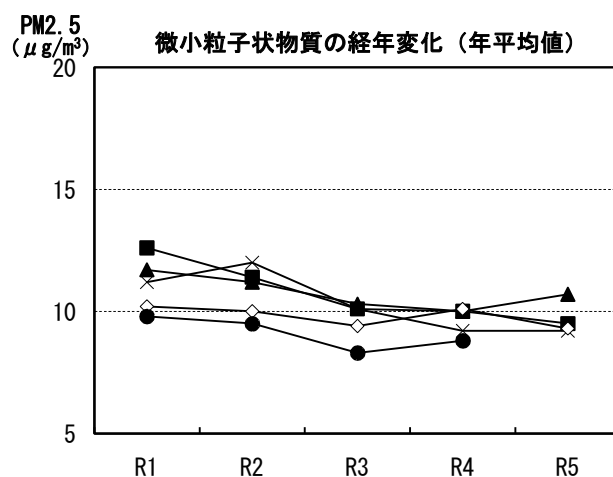
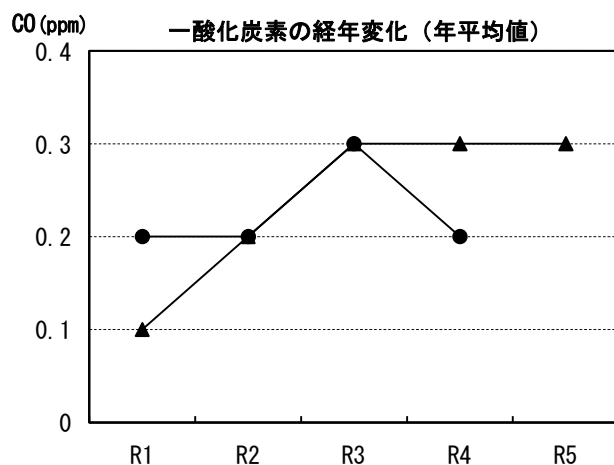
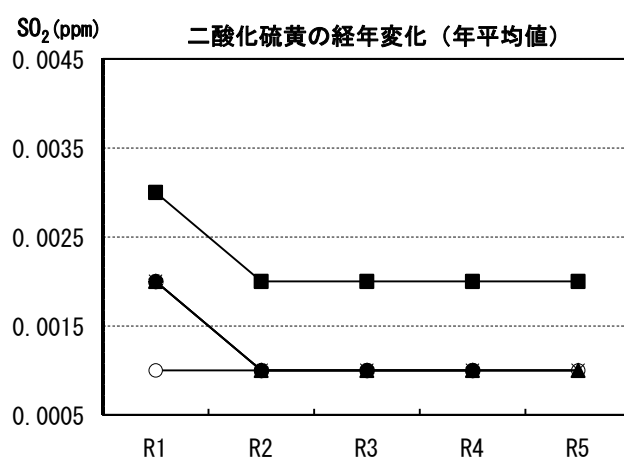
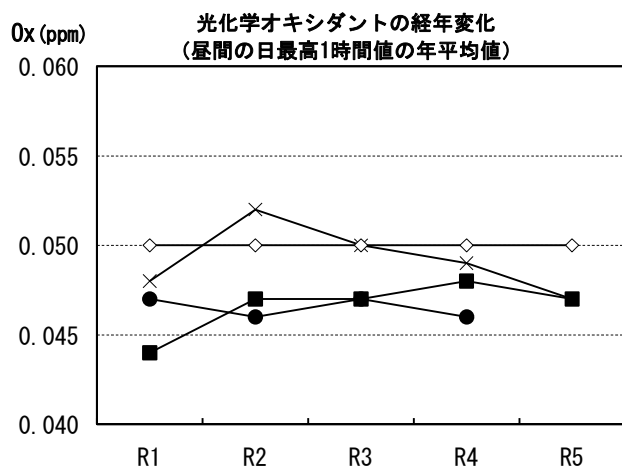
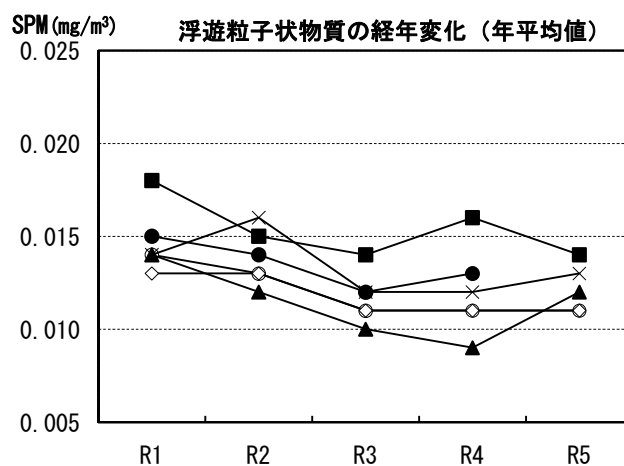
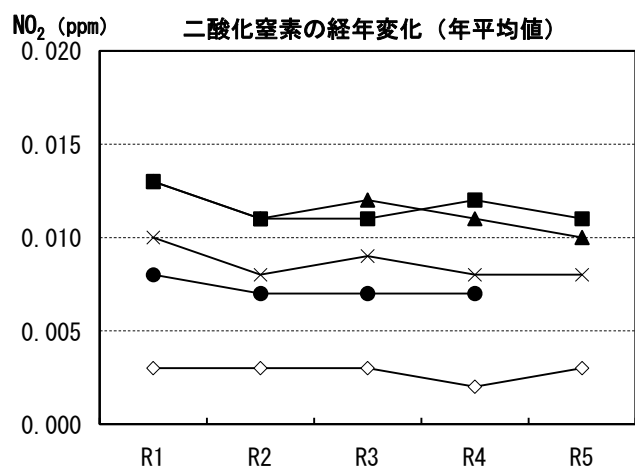
【中央監視局】



下関市環境部庁舎内に設置されており、市内5つの測定局のデータを収集・監視しています。

【一般環境大気測定局】





【環境基準達成状況】

物質名	環境基準達成測定局数／有効測定局数（達成率）				
	R1	R2	R3	R4	R5
二酸化硫黄	4/4（100%）	3/3（100%）	4/4（100%）	4/4（100%）	4/4（100%）
二酸化窒素	4/4（100%）	3/3（100%）	4/4（100%）	4/4（100%）	4/4（100%）
一酸化炭素	1/1（100%）	1/1（100%）	1/1（100%）	1/1（100%）	1/1（100%）
浮遊粒子状物質	5/5（100%）	4/4（100%）	5/5（100%）	5/5（100%）	5/5（100%）
光化学オキシダント	0/3（0%）	0/3（0%）	0/3（0%）	0/3（0%）	0/3（0%）
微小粒子状物質	4/4（100%）	3/3（100%）	4/4（100%）	4/4（100%）	4/4（100%）

【光化学オキシダントに係る注意報等の発令状況の推移】

（件）

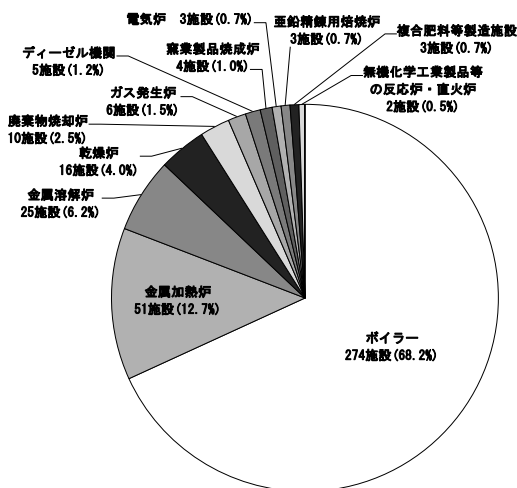
	R1		R2		R3		R4		R5	
	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報
下関市北部	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市南部	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	53	16	3	0	7	0	1	0	0	0

(2) 排出規制

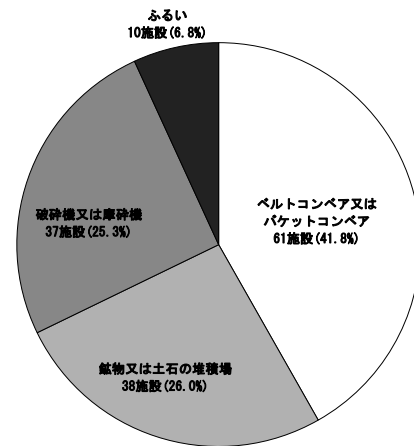
工場、事業場からの排出ガスは法令等により規制されています。その主なものとして、大気汚染防止法、山口県公害防止条例、公害防止協定などがあります。これらの法令に基づき、ばい煙発生施設の設置届等の審査、排出ガス調査や燃料調査等により、排出ガスを監視しています。

大気汚染防止法に係る令和6年3月31日時点のばい煙発生施設数は402施設、揮発性有機化合物排出施設数は1施設、一般粉じん発生施設数は146施設、特定粉じん発生施設数は0施設、水銀排出施設数は5施設となっています。

【ばい煙発生施設届出状況】



【一般粉じん発生施設届出状況】



(3) 大気汚染の防止対策

現在の大気環境は全国的に大幅に改善されている状況下にあります。自動車排出ガス、野外焼却等私たちの生活に起因する影響も無視できません。

下関市では今後も大気環境の保全のため、汚染状況の監視、事業場の立入調査を継続していきます。

2 水質

(1) 概況

ア 概要

本市は、周防灘（瀬戸内海）、関門海峡、響灘（日本海）と三方を海に囲まれており、ふくに代表される豊かな水産資源に恵まれています。また、夏には山陰方面を中心に海水浴場が開設され、たくさんの人出で賑わっています。

さらに、河川では、ホタルの飛び交う姿が見られるなど清流がまだまだ残されています。

このように市内の水環境の状況はおおむね良好といえますが、生活雑排水の影響を受け、汚染が進んでいる河川もあります。

本市では、市内の水環境を保全するため、河川、湖沼、海域及び地下水の環境監視並びに工場、事業場の排水監視を実施しています。

イ 環境監視状況

a 河川の環境監視

主要 6 河川の合計 17 地点、19 小河川の下流域各 1 地点において、水質汚濁状況の監視を行っています。

b 湖沼の環境監視

内日貯水池、内日ダム、小野ため池、深坂ため池、木屋川ダム、歌野川ダム、湯の原ダム及び豊田湖の 8 湖沼において、水質汚濁状況の監視を行っています。

c 海域の環境監視

周防灘、関門海峡、響灘にかけての 20 調査地点（9 基準点、11 補助点）において、水質汚濁状況の監視を行っています。また、ひこつとらんどマリナービーチ、安岡、吉母、室津、鳴き砂ビーチうしろはま、土井ヶ浜、赤田、角島大浜、コバルトブルービーチ、ホワイトビーチ島戸、阿川ほうせんぐりの 11 海水浴場の水質調査も行っています。

d 地下水の水質監視

地下水の汚染状況を把握するため、井戸水の水質調査を行っています。令和 5 年度の調査地点は、筋ヶ浜町、山の口町、吉見上、彦島本村町、長府宮の内、大字井田、小月南町、豊浦町大字川棚、菊川町大字吉賀、豊北町大字滝部の 10 地点です。

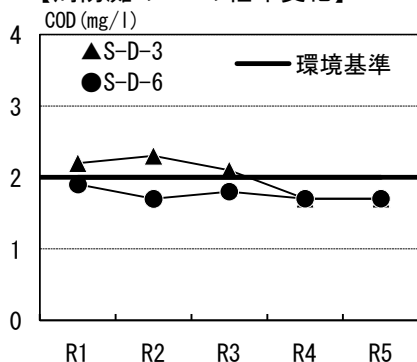
ウ 環境監視結果

公共用水域に係る環境基準は、重金属類や農薬類など「人の健康の保護に関する項目」（有害物質）と、有機物、油分、大腸菌など主にし尿や生活雑排水に起因する「生活環境の保全に関する項目」について定められています。

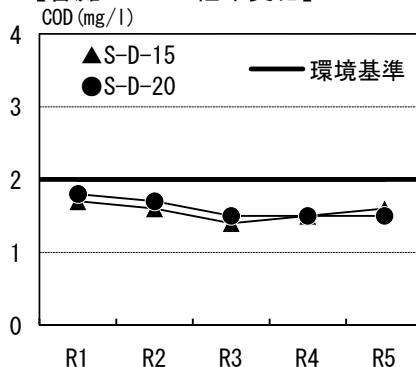
令和 5 年度の本市における「人の健康の保護に関する項目」については、河川、海域とも全ての調査地点で環境基準を達成していました。

一方、「生活環境の保全に関する項目」のうち、有機物による汚濁度を示す BOD（河川）については、主要河川 17 調査地点中全ての調査地点が、また COD（海域）については、20 調査地点中全ての調査地点が、環境基準を達成していました。BOD の環境基準の適用は受けませんが、下水道未整備地域の住宅密集地を流れる小河川の中には、前年よりも汚濁状態が改善されているところもありました。今後も生活雑排水対策を進めていきます。

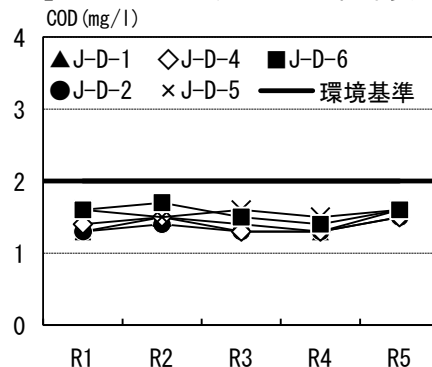
【周防灘のCODの経年変化】

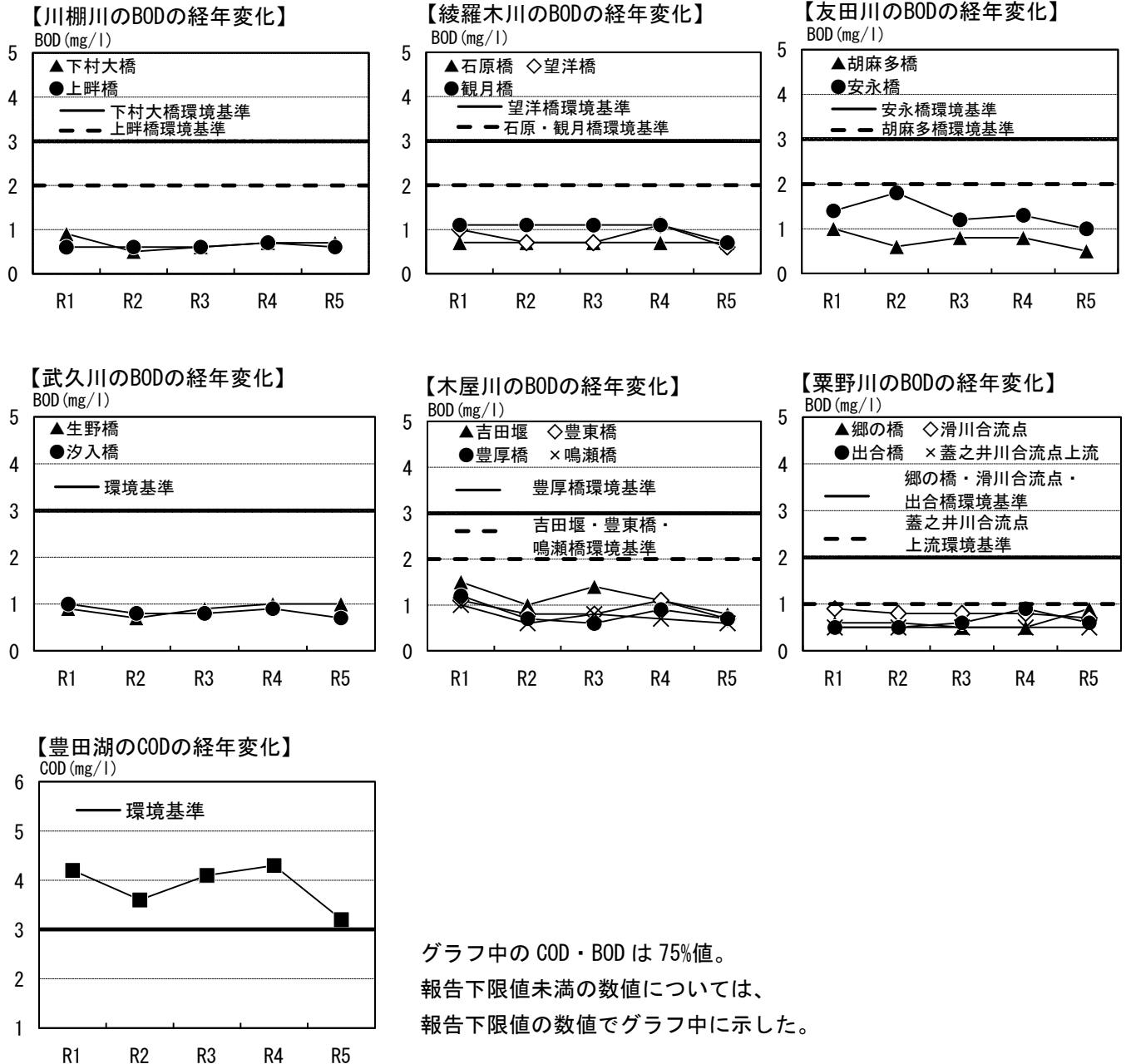


【響灘のCODの経年変化】



【豊浦・豊北地先のCODの経年変化】





(2) 排水規制

市内の工場、事業場の排水は法令等により規制されています。その主なものとして、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、山口県公害防止条例、公害防止協定などがあります。これらの法令等に基づき、特定施設の設置届等の審査、排水調査等により排水を監視しています。

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法に係る届出等事業場数は、令和6年3月末現在で424事業場です。

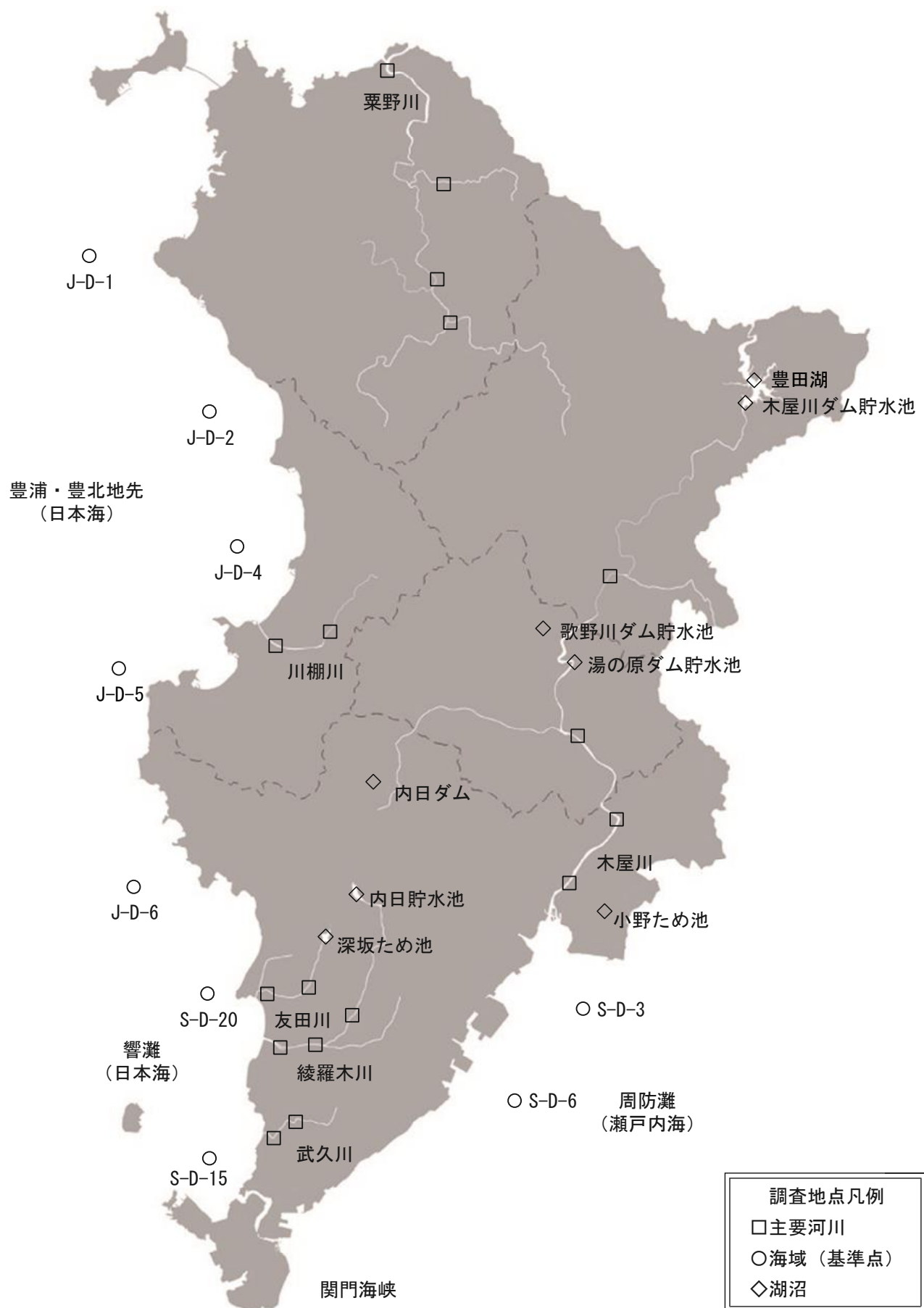
(3) 水質汚濁の防止対策

工場、事業場の排水はかなり改善され、排水規制が十分な成果をあげていることを示しています。今後も、定期的な排水調査とその結果に基づく指導を強化していきます。

一方、炊事・洗濯・入浴など人の日常生活に伴う生活雑排水は、公共下水道が整備されていない地域もあり、水質汚濁に占める割合が大きくなっています。

本市では生活雑排水対策の一環として、浄化槽の補助金制度を設けています。また、市民ひとりひとりの意識に頼る部分も大きいと考え、水辺の教室、環境教室等の啓発活動も行っています。

【水質調査地点】



3 騒音・振動

(1) 概況

騒音や振動は人の感覚に直接影響を与える感覚公害であり、快適な生活環境を損なうものとして生活に密着した問題です。

本市の騒音・振動に関する令和5年度の苦情件数は16件であり、公害苦情件数全体（102件）の約16%となっています。

最近では近隣の生活騒音や移動発生源による騒音等、法律では規制のかからない苦情が多く発生してきています。

ア 自動車交通騒音

令和5年度における自動車交通騒音の状況について、自動車騒音常時監視マニュアル（環境省水・大気環境局通知等）に従って道路に面する地域について18区間の面的評価を実施しました。

環境基準の達成状況は、昼夜間とも環境基準を達成したのは86.4%（18,627戸）で、昼間又は夜間のみ環境基準を達成したのは4.4%（956戸）、昼夜間とも環境基準を達成しなかったのは9.2%（1,974戸）でした。

イ 工場・事業場、建設作業等の騒音・振動

騒音・振動には工場・事業場に設置してある空気圧縮機や送風機、プレス機などの機械類から発生するものの他、道路工事や建設工事などから発生するものがありますが、これら工場・事業場、建設作業等の騒音・振動にはそれぞれ規制基準が定められています。本市では、騒音規制法、振動規制法、山口県公害防止条例、公害防止協定等により監視、指導を行っています。

一方、これらの法令等が適用されない地域や工場及び家庭生活に起因する苦情等については、地域の特性、住民相互の理解を求め解決を図っています。

(2) 騒音・振動規制

騒音規制法・振動規制法では、工場・事業場における事業活動及び建設作業に伴う騒音・振動を規制する地域及び規制基準を定め、自動車騒音・道路交通振動に関し要請限度が定められています。これに基づき、本市は工業専用地域を除く市街化区域全域を規制地域に指定しています。

また、騒音規制法の対象となっていない指定工場及び特定事業場の騒音、特定建設作業騒音、板金作業、製かん作業等の作業騒音、飲食店等の深夜騒音、航空機からの拡声騒音等については、山口県公害防止条例に基づき規制されています。

(3) 騒音・振動の対策

本市では騒音・振動が発生する工場・事業場や建設作業などに対して騒音・振動防止に努めるよう指導するとともに、工場・事業場で発生する騒音・振動や苦情の発生に対して必要に応じて測定を行い、基準超過工場等に改善指導を実施しています。

自動車騒音・道路交通振動については、要請限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合は、公安委員会に対し交通規制措置を要請します。

また、必要に応じて道路管理者に対し道路の維持、構造等に関する意見を述べることであります。

4 悪臭

(1) 概況

悪臭は、騒音や振動と同様に直接人間の感覚に影響を与える感覚公害であり、快適な生活環境を損なうものとして、生活に密着した問題です。

本市の悪臭に関する令和5年度の苦情件数は4件であり、公害苦情件数全体（102件）の約3.9%となっています。

その発生源は、飼料工場、食品製造工場、自動車修理工場、家庭生活等多岐にわたっています。

悪臭の特徴として、多くの場合複合臭による被害であり、また風向風速等の気象条件に大きく影響を受け、機器測定による迅速な測定が困難であることから被害を的確に把握できない等が挙げられます。

本市は、悪臭防止法、山口県公害防止条例及び山口県悪臭防止対策指導要綱に基づき悪臭防止に努め、住民の快適な環境づくりを目指しています。

(2) 悪臭規制

悪臭防止法では、悪臭の原因となっている代表的な22物質を特定悪臭物質に指定するとともに、特定悪臭物質の排出を規制する地域及び規制基準が定められています。これに基づき、本市は市街化区域の全域を特定悪臭物質の排出規制地域に指定しています。

また、同法では規制対象外の物質の場合や低濃度多成分の複合臭の場合は十分な対応ができない状況にあるため、人の嗅覚を利用し悪臭を総合的に評価することが可能な三点比較式臭袋法を採用した山口県悪臭防止対策指導要綱により指導基準が定められています。

(3) 悪臭の対策

市内における悪臭の状況を把握するため、また苦情に対応するため、法、条例及び要綱の規定に基づき悪臭

固定発生源を有する工場等を対象として立入検査を行い、基準超過工場等に改善指導を実施しています。

5 土壌汚染

土壌汚染対策法の施行により、有害物質を使用していた施設を廃止する場合や、工場跡地等で土壌汚染により人の健康へ被害を及ぼすおそれがある場合などには、土地の所有者に汚染の状況を調査する義務が発生します。

調査の結果、土壌に含まれている有害物質の量等が基準を超えていることが判明した場合、市がその土地を区域指定し公示しています。

6 ダイオキシン類

(1) 概況

本市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内の工場、事業場からの届出等の審査や、環境中のダイオキシン類調査等を行っています。

市内における工場・事業場数は、平成14年の規制強化を契機に小型焼却炉の廃止が進んだものの、過去5年間で見ると、ほぼ横ばいで推移しています。

(2) 法律の概要

ア 耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシン類を人が生涯にわたり継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼす恐れのない一日当たりの摂取量で、人の体重1kgあたり4pg(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値として)と定められています。

イ 環境基準

法律に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染にかかる環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

(3) 環境測定状況

ア 大気

市内2地点で夏と冬の2回測定を実施し、その結果年平均値は0.0045~0.0088pg-TEQ/m³で環境基準(年間平均値0.6pg-TEQ/m³以下)を満たしていました。

イ 水質

河川・湖沼、海域、地下水で各1回の測定を実施しました。

河川・湖沼は4地点で0.033~0.38pg-TEQ/l、海域は1地点で0.025pg-TEQ/l、地下水は3地点で

0.013~0.018pg-TEQ/lとなり、環境基準(年間平均値1pg-TEQ/l以下)を満たしていました。

ウ 底質

河川・湖沼、海域で各1回の測定を実施しました。

河川・湖沼は4地点で0.13~0.43pg-TEQ/g、海域は1地点で3.6pg-TEQ/gとなり、環境基準(年間平均値150pg-TEQ/g以下)を満たしていました。

エ 土壌

市内7地点で各1回の測定を実施しました。その結果0.0063~2.4pg-TEQ/gで環境基準(年間平均値1000pg-TEQ/g以下)を満たしていました。

7 公害苦情

(1) 概要

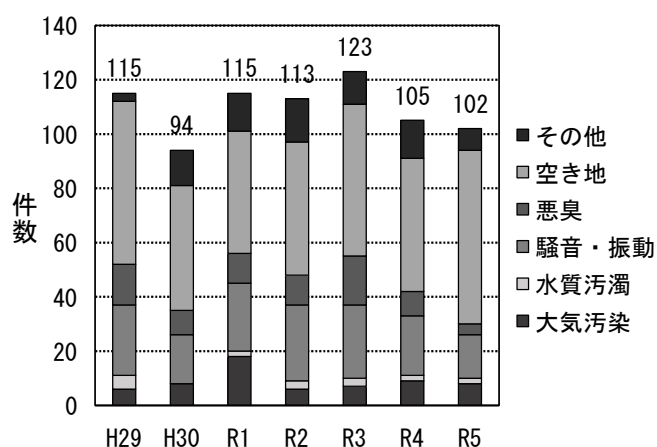
令和5年度には102件の公害苦情がありました。公害苦情の件数は、前年度と比較すると3件減少しています。

(2) 総論

令和5年度の公害苦情を発生源別に見ると、小規模事業場や、工場以外のものが発生源である苦情が多数を占めています。工場が発生源である苦情においては、公害防止技術の進歩に加え、工場側の意識向上により、規制基準を超過するような事例は少なくなりました。

このような中で、苦情の多くは法令による規制基準以上の改善を要求するものや、下関市環境保全条例に定める環境保全の義務や静穏の保持、空き地の管理等に関係するものが増えてきています。

【公害苦情件数の推移】



8 自然環境

(1) 概況

本市は、山や川・森の緑など豊かな自然環境に囲まれており、これらの自然環境は、私たちの生活を快適でうるおいあるものにするために欠かせない要素であり、将来も市民皆で共有すべき貴重な財産です。

しかし、こうした財産も産業の発展や都市化に伴い、海岸線の一部は工業用地として埋め立てられ、また田畑は宅地として開発され、身近な自然環境が失われていきました。

今後は、生物の多様性を尊重し、自然とのふれあいを通じて人と自然の共生を地域から実践することが一層重要となっています。

(2) 現況

ア 国立公園等

関門海峡と火の山が瀬戸内海国立公園に指定されています。また、豊北地区のほぼ全域の海岸周辺及び角島が、北長門海岸国定公園に指定されています。

さらに、木屋川を止水してできた豊田湖、霊峰の狗留孫山、華山、滝と奇岩が連続する石柱溪などが豊田県立自然公園に指定されています。

また、安岡、室津、小串、ならび松、犬鳴が、自然の状態が保たれ、海水浴等で身近に親しまれている地域「自然海浜保全地区」に指定されています。

イ 天然記念物

満珠樹林・干珠樹林、木屋川ゲンジボタルの発生地、川棚のクスの森、小串エヒメアヤメ自生南限地帯、壁島ウ渡来地などが、本市の代表的な天然記念物です。

また、学術的価値を有する赤間神宮紅石山樹林と龍王神社樹林は自然記念物に指定されています。

ウ 動植物

市内の動植物の現況については、環境省の自然環境保全基礎調査の植生調査、動植物分布調査等で定期的に調査されています。

エ 市の木、花、花木、虫、魚、動物、鳥

市の木：クスノキ

市の花：ハマユウ

市の花木：ツツジ・サクラ

市の虫：ホタル

市の魚：フク

市の動物：クジラ

市の鳥：ペンギン

オ 本市に生息する貴重な動物

近年、地球環境の変化により、野生生物が年々、減少を続けており、これらの野生生物の生態系の保護が課題です。

国や県では、地域特産種、分布が局限された種、天然記念物指定種、生息数が極めて少ない種に対してそれらの分布状況や生息状況を明らかにすると同時に、それらの保全に役立てるためレッドデータブックを作成しました。

本市に生息する貴重な動物として、哺乳類ではホンシュウジカ地域個体群（山間部）、スナメリ（沿岸部）、鳥類ではカラスバト（蓋井島）、両生類ではカスミサンショウウオ、モリアオガエル（河川の上流）、は虫類ではニホンイシガメ（木屋川）、昆虫ではベッコウトンボ（木屋川周辺）、クロツバメシジミ（日本海側海岸）などが確認されています。

また、河口干潟ではカブトガニの繁殖が確認されています。

カ 鳥獣保護区

本市では14か所、7,488haが鳥獣保護区に指定されており、山口県内では3番目の広さを有しています。

【鳥獣保護区】（令和5年度）

名称	面積 (ha)
豊田湖鳥獣保護区	864
火の山、霊鷲山鳥獣保護区	900
壁島鳥獣保護区	300
深坂鳥獣保護区	315
歌野鳥獣保護区	1,181
長谷鳥獣保護区	300
角島鳥獣保護区	700
清末、小月鳥獣保護区	180
東行庵鳥獣保護区	88
狗留孫山鳥獣保護区	200
高野鳥獣保護区	930
土井ヶ浜鳥獣保護区	1,150
江良鳥獣保護区	145
蓋井島鳥獣保護区	235
合計	7,488

山口県環境生活部自然保護課

キ 保全すべき典型的な生態系を有する地域

本市の保全すべき典型的な生態系を有する地域は、渡り鳥の中継地であり、希少種カラスバトの生息地でもある蓋井島、天然記念物の雲母玄武岩がある六連島、自然林に覆われ、多くの野生生物が生息する青山・四王司一帯、アシなど湿性の草や水草が多く淡水魚など多様な水生生物が生息する神田川、上流にはイノシシやシカが多く生息し、ホタル鑑賞や桜の名所になっている歌野川ダム周辺等です。

ク 保存樹及び保存樹林

地域で親しまれてきた名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などのうち、条例等により指定し保存した樹木（天然記念物や保安林を除く）が保存樹及び保存樹林です。

「良好な環境」を維持し確保するために制定された下関市環境保全条例において、保存樹 25 本、保存樹林 4 件 13,000 m²、いけがき（生垣）74mを指定し保護しています。（令和 6 年 3 月 31 日現在）

<指定基準>

下関市環境保全条例施行規則第 2 条において、保存樹、保存樹林として指定される基準は以下のとおりです。

（保存樹）

樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること。

- 1 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5 メートル以上であること。
- 2 高さが 15 メートル以上であること。
- 3 株立ちした樹木で、高さが 3 メートル以上であること。
- 4 はん登性樹木で、枝葉の面積が 30 平方メートル以上であること。

（保存樹林）

樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。

- 1 その集団の存する土地の面積が 500 平方メートル以上であること。
- 2 いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが 30 メートル以上であること。

【保存樹一覧】

樹木の名称	樹高 (m)	幹周 (m)	所在地
クスノキ 4 本	15.5	2.0	下関市長府川端
	10.0	3.0	〃 長府金屋町
	14.0	2.0	〃 清末中町
	15.0	2.5	〃 長府安養寺
イチヨウ 11 本	23.0	3.8	〃 金比羅町
	21.0	2.6	〃 伊崎町
	17.0	3.3	〃 伊崎町
	19.0	2.8	〃 豊前田町
	16.0	3.2	〃 細江町
	18.0	3.6	〃 大字吉見
	20.0	2.4	〃 大字綾羅木
	22.0	4.2	〃 大字植田
	21.8	3.65	〃 大字小野
	20.0	2.8	〃 小月京泊
	17.0		
シイノキ 2 本	16.0	3.3	〃 上新地町
	15.5	4.3	〃 小月 2 区町
ムクノキ 2 本	15.0	2.2	〃 彦島角倉町
	15.0	2.65	〃 王喜工領町
ケヤキ 1 本	20.0	3.1	〃 小月 11 区町
クロガネモチ 1 本	11.5	1.7	〃 長府才川
タラヨウ 1 本	20.0	2.1	〃 大字吉田
スギ 3 本	22.0	2.2	〃 大字阿内
	17.0	1.5	
	16.0	1.3	

市公園緑地課

【保存樹林一覧】

面積	態様	所在地
5,900m ²	クスノキ、ケヤキ、マキ等の密生	下関市長府宮の内町
600m ²	シイノキ、スギ等の密生	〃 大字員光
1,500m ²	イチヨウ、マキ等の密生	〃 大字永田郷
5,000m ²	シイノキ、クスノキ、サカキ、モッコク等の密生	〃 大字幡生

市公園緑地課

【いけがき（生垣）】

態様	所在地
いけがき 74m（マサキ）	下関市上新地町

市公園緑地課

IV 廃棄物

1 ごみ処理事業

本市では、平成 30 年 3 月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成 30～令和 9 年度〈令和 5 年 3 月中間見直し〉）を策定し、市民、事業者、行政のパートナーシップにより、「ごみの発生抑制の推進」、「資源の循環」、「適正処理の推進」を基本方針とした施策を展開しており、本市のごみ処理は、市内全域より排出されるごみの収集・運搬の効率化を図るため、旧下関市・菊川・豊田地区と、豊浦・豊北地区の 2 つの地区で連携を図りながら、ごみの適正処理・処分を推進しています。

(1) ごみ収集

① 家庭系一般廃棄物

現在、10 区分に分別し排出されたごみを、「ごみステーション方式」と事前申込みによる「戸別収集方式」（有料）により、「直営」または「委託」で収集を行っています。また、市内 9 か所に使用済小型電子機器等無料回収ボックスを設置し特定対象品目（16 分類）について無料回収を実施しています。

ごみステーションに出せるごみ							
燃やせるごみ	資源ごみ						
	びん・缶	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	古紙			ダンボール
				新聞紙	雑誌類		

戸別収集するごみ		
有害ごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ (特定家庭用機器含む)

ア 燃やせるごみ

家庭から排出される「燃やせるごみ」は、週 2 回収集を実施し、有料指定ごみ袋制度を導入しています。

イ 資源ごみ

「びん・缶」、「プラスチック製容器包装」、「古紙（新聞紙、雑誌類、ダンボール）」は週 1 回収集、「ペットボトル」は月 2 回収集を実施し、古紙を除き、有料指定ごみ袋制度を導入しています。

ウ 燃やせないごみ、粗大ごみ

電話・インターネット（パソコン、携帯電話など）による事前申込みにより有料戸別収集を実施しています。

エ 有害ごみ

「使用済乾電池」、「水銀使用製品（水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計・蛍光管）」、「ライター」、「廃エアゾール製品」、「小型充電式電池」等を有害ごみとして、粗大ごみ等と同様に事前申込みによる有料戸別収集を実施しています。

オ 特定家庭用機器

原則として販売店の引き取りとなります。ただし、引き取り義務のある販売店がない場合（引越しで遠隔地となった場合を含む）には、事前申込みによる有料戸別収集を実施しています。

カ 離島（六連島、蓋井島）のごみ

「燃やせるごみ」及び「資源ごみ」は、自治会の協力により、指定した収集日に連絡船に積み込み、収集場所に搬送し、本土と同様に定期収集を行っています。

「粗大ごみ」、「燃やせないごみ」及び「有害ごみ」は、船を借り上げ、適時収集をしています。

② 事業系一般廃棄物

商店、飲食店、事務所などの事業所から排出される「事業系一般廃棄物」について、排出者自ら、または一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者により市の処理施設に直接搬入されたものは有料で処理しています。

(2) ごみ処理

ア 燃やせるごみ

収集された「燃やせるごみ」や奥山工場に直接搬入された「可燃ごみ」、リサイクルプラザや吉母管理場で再分別された「可燃物」は、奥山工場で焼却処理をしています。

奥山工場では、焼却後の「灰」を民間に処理委託し、セメント原料として再利用するとともに、焼却時の「熱」を回収して「発電」を行い、施設内の電力として使用するほか、余剰電力は電力事業者に売却しています。

イ 資源ごみ

分別収集された「資源ごみ（古紙は除く）」は、リサイクルプラザで、選別・圧縮・梱包等の中間処理を行っています。

中間処理を行ったガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、分別基準適合物として日本容器包装リサイクル協会（公益財団法人）に再商品化を委託しています。また、缶については、スチール缶とアルミ缶に分別し資源物として売却しています。

なお、古紙は、中間処理は行わず資源物として売却しています。

ウ 有害ごみ

収集された「使用済乾電池・充電池」「水銀使用製品」「スプレー缶」「ライター」は、民間に処理委託し、再生処理及び最終処分しています。

エ 粗大ごみ、燃やせないごみ

収集または直接搬入（吉母管理場、クリーンセンター響）された「粗大ごみ」「燃やせないごみ」は、金属や使用済小型電子機器等（以下「使用済小型家電」という。）などの再生利用できるものや、バッテリーなどの処理困難物をピックアップ回収した後、破碎処理を行い鉄などの資源物と可燃物、不燃物に分別しています。

資源物は売却等により再生利用、処理困難物は民間へ処理委託、可燃物は奥山工場で焼却処理、不燃物は吉母管理場またはクリーンセンター響で埋立処分しています。

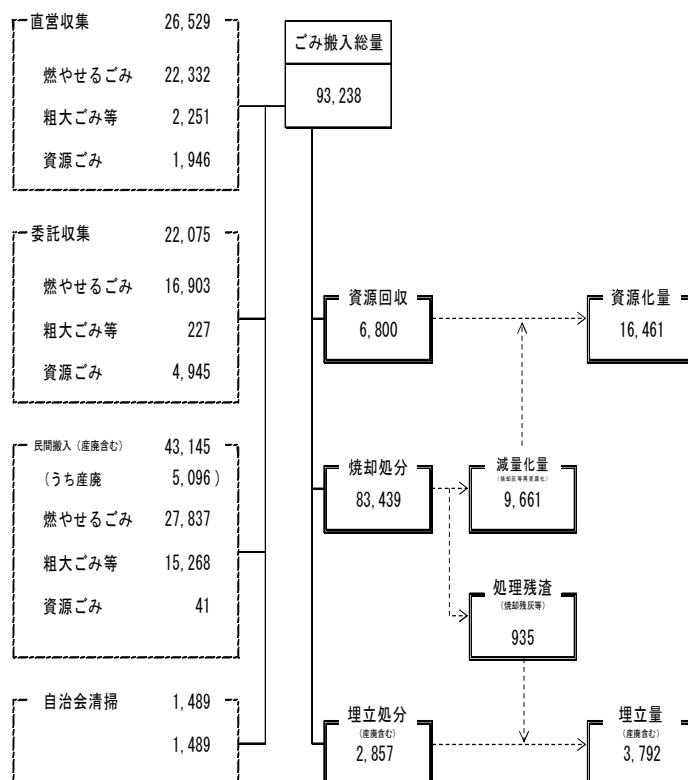
オ 使用済小型家電

拠点回収及びピックアップ回収した「使用済小型家電」は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称「小型家電リサイクル法」）」に基づく認定事業者へ引渡しています。

また、一部は福祉連携として、障害者就労施設で分解・分別を行っています。

【収集及び処分内訳】

収集量、搬入量内訳（単位：t/年） 処分量内訳（単位：t/年）



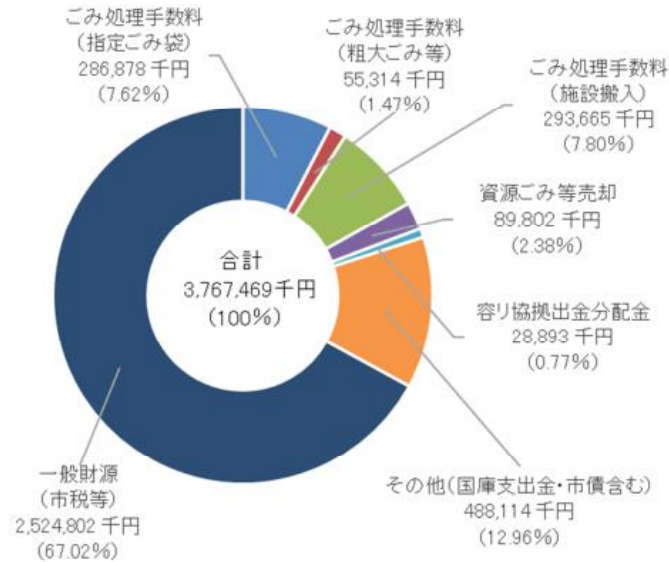
注) 表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

(3) ごみ処理経費

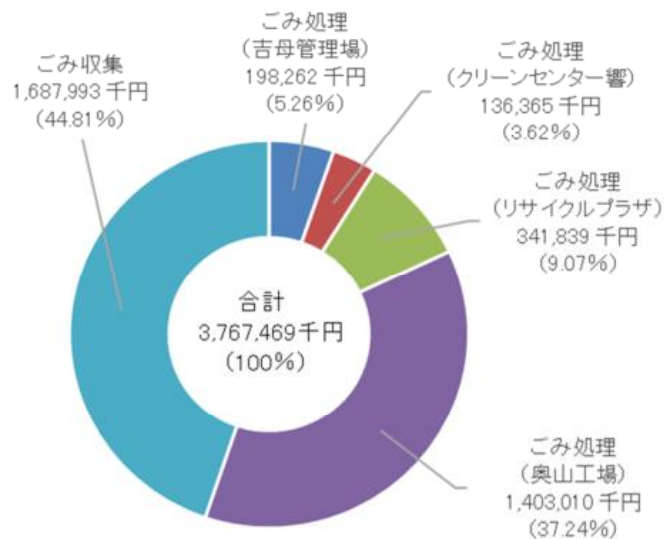
令和5年度におけるごみ処理にかかった経費は、約38億円でした。このうちの約45%がごみ収集業務に要する経費です。

ごみ処理経費の財源については、約67%が市税等の一般財源を充てています。ごみ処理手数料による収入は約6億4千万円で、財源全体に占める割合は約17%です。

【令和5年度ごみ処理経費財源内訳】



【令和5年度ごみ処理経費】



(4) 産業廃棄物

原則として排出者責任ですが、中小企業基本法第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する中小企業者が市内において排出した産業廃棄物で一般廃棄物と併せて処理できるものについては、処理施設にて有料で処理を行っています。

(5) 再資源化推進事業

一般廃棄物の再資源化と減量化を図るため、再資源化推進事業を実施した推進団体に奨励金を交付しています。令和5年度末で253団体に交付しました。

【令和5年度実績】

区分	内容	再資源化量 (kg)	奨励金交付額 (円)
古紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール等	2,240,160	8,960,640
古布類	古着、タオル、シーツ等	2,550	10,200
金属類	金属屑、空き缶等	117,351	861,360
合計		2,360,061	9,832,200

(6) 生ごみ堆肥化容器購入費補助事業

ごみの減量化推進の一環として、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器を設置した住民に1世帯につき2基まで（電気式は1基まで）補助金を交付しています。

【交付基準】

ア A型：土地埋込式等

容器の購入費の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超えるときは3,000円とする。）

イ B型：電気式

容器の購入費の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは20,000円とする。）

【令和5年度交付実績】

	A型	B型	合計
交付基数 (基)	15	46	61
補助金交付額 (円)	40,258	864,594	904,852

(7) ごみダイエット・リサイクル推進店

市内でごみ減量やリサイクル活動に取り組む販売店を「下関市ごみダイエット・リサイクル推進店」として認定しています。認定した販売店に対しては、認定証とステッカーを交付し、ホームページ等でPRを行っています。認定数 24店舗（令和6年3月31日現在）

※推進店一覧は資料編参照

(8) クリーンアップ推進員

一般廃棄物の減量及び適正な処理を目的として、自治会ごとにクリーンアップ推進員を委嘱し、廃棄物の再生利用の推進、家庭系一般廃棄物の適正な排出の指導、不法投棄の防止、ごみステーションの清潔保持の指導等を行っています。

クリーンアップ推進員数 628名（令和6年3月31日現在）

2 自治会清掃ごみ

自治会清掃等のごみの収集を行っています。

燃やせるごみ及び粗大ごみを破砕したもののうち焼却可能なものは、奥山工場で焼却しています。

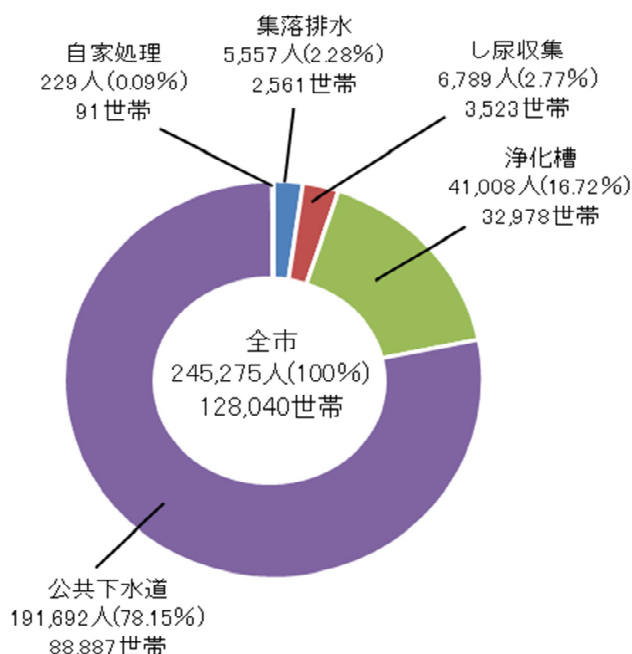
燃やせないごみや粗大ごみを破砕したもののうち焼却不可能なごみ等及び収集汚土等については、最終処分場である吉母管理場で埋立て処分しています。

令和5年度実績 1,489 t

3 し尿等処理事業

本市では、公共下水道の整備及び浄化槽の設置を中心として、生活排水対策を推進し、公共用水域の水質保全に努めています。

【処理区分別生活排水処理人口】



令和6年3月31日時点

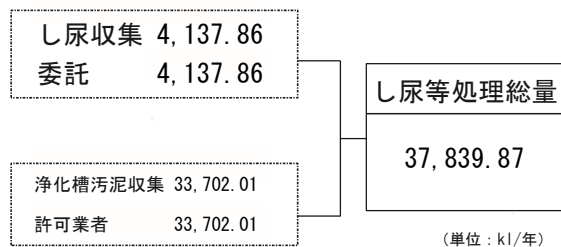
(1) し尿等の収集

し尿については、委託による収集と許可業者(6業者)による収集により行っています。浄化槽汚泥については、全て許可業者(21業者)が収集しています。

(2) し尿等の処理

市内のし尿・浄化槽汚泥については、彦島工場で固液分離・希釈放流方式にて処理しており、処理水は隣接する下水道彦島終末処理場に希釈放流し、脱水処理したし尿・浄化槽汚泥は、奥山工場の助燃剤として利用しています。

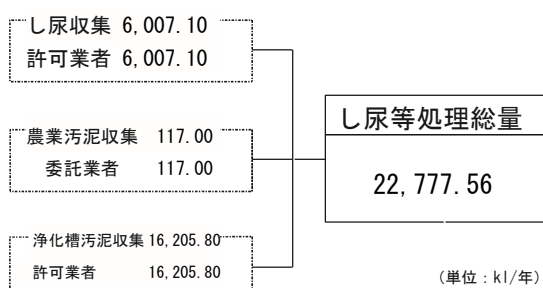
【収集及び処分内容】



<旧4町の搬送>

- ・菊川地区 菊川中間貯留槽 → 彦島工場
- ・豊田地区 豊田中間貯留槽 → 豊北中継貯留槽 → 彦島工場
- ・豊浦地区 豊浦中間貯留槽 → 豊北中継貯留槽 → 彦島工場
- ・豊北地区 豊北中継貯留槽 → 彦島工場

【収集及び処分内容】



注) 中継貯留槽等の経由があるため
収集量と処理総量は一致しない。

(3) 浄化槽

公共下水道及び漁業・農業集落排水施設による処理区域(処理予定区域を含む)を除く区域については、浄化槽の設置を推進しています。令和5年度末現在では、合併処理浄化槽8,085基、単独処理浄化槽11,808基、合計19,893基が設置されています。

また、浄化槽設置の促進を図るため、専用住宅において、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽から転換して10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する際に、補助金を交付しています。令和5年度においては、28基を対象に補助金を交付しました。

【補助金交付限度額】

規模	通常型	高度処理型
5人槽	332,000円	360,000円
7人槽	414,000円	462,000円
10人槽	548,000円	585,000円

※単独処理浄化槽からの転換工事の場合は、撤去費9万円及び宅内配管工事費30万円を上乗せした額を補助金交付限度額とする。

4 漂着ごみ

(1) 現況

三方が海に開かれ、県下有数の海岸線をもつ本市では、日本海側を中心に毎年、国内外のごみが漂着しています。漂着ごみは、回収作業が困難であり、海岸の景観を損ねるだけでなく長期間にわたり生物や生態系への影響を及ぼすおそれがあります。本市では、海岸の漂着ごみの清掃作業は主に自治会などのボランティア団体が主体となって県や市とともにを行っています。

【令和5年度漂着ごみ処理状況】

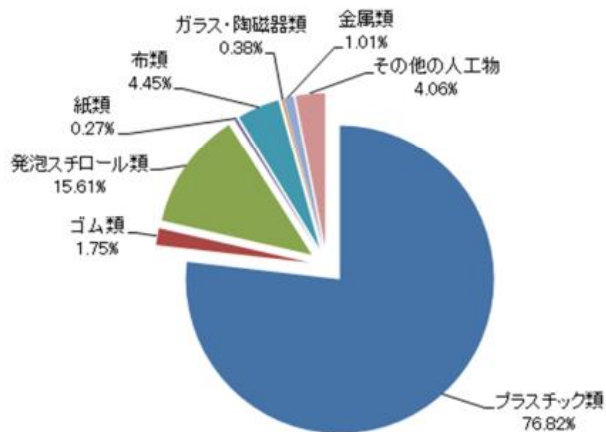
事業内容		処分量
海岸清掃 ※1 (自治会等)	本庁管内	約 13t
	豊浦総合支所管内	約 22t
	豊北総合支所管内	約 19t

※1 市が把握している清掃のみ

(2) 漂着ごみ調査

涌田海岸（令和5年9月27日、11月7日）において、海洋環境保全の普及啓発を図るため、地元小学生による漂着ごみ調査を行いました。

【涌田海岸調査結果（個数比）】



5 不法投棄対策

(1) 現況

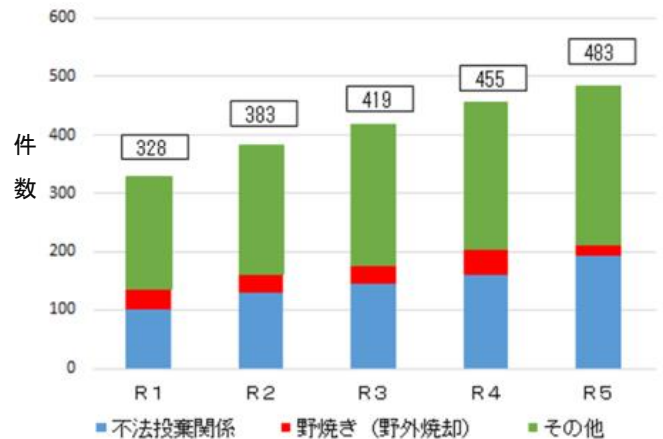
不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、山林や空き地等に捨てる違法行為であり、令和5年度における本市の不法投棄回収量は、約1tです。

【不法投棄回収量と出勤日数】

	不法投棄回収量	不法投棄回収出勤日数
令和元年度	約 1t	225 日
令和2年度	約 1t	232 日
令和3年度	約 1t	238 日
令和4年度	約 1t	224 日
令和5年度	約 1t	227 日

※不法投棄担当課での不法投棄物回収量

【苦情件数】



(2) 不法投棄対策の内容

正しい処理を行わずに不法投棄された廃棄物は、有害物質の流出など環境破壊を引き起こす可能性があるため、本市では、様々な不法投棄対策に取り組んでいます。

ア 産業廃棄物監視パトロール

産業廃棄物の適正処理の推進及び不法投棄、野外焼却等の産業廃棄物の不適正な処理の防止のため、監視指導を行っています。

イ 不法投棄パトロール専従班の設置

平成16年6月から、現業職員3名による不法投棄パトロール専従班を設置し、不法投棄の早期発見・早期回収を目標に不法投棄パトロールを常時、実施しています。

ウ 不法投棄ホットラインの設置

山口県との共同事業として、24時間フリーダイヤルの不法投棄ホットライン（0120-538-710）を設置し、常に市民からの情報収集に努めています。

エ 不法投棄監視カメラの設置

市内の不法投棄多発地域に不法投棄監視カメラを設置し、更なる不法投棄の抑止と検挙に努めています。

本市では、令和5年度末現在計45基の不法投棄監視カメラが設置されております。

オ 夜間等不法投棄パトロール

夜間及び休日に敢行される不法投棄、野外焼却等の未然防止・早期発見のためのパトロールを実施し、より一層の監視体制の充実強化に努めています。

6 環境美化推進事業

(1) ポイ捨て、落書き、路上喫煙の防止

下関市環境美化条例では、飲食物容器、たばこの吸い殻等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置、公共施設への落書きを禁止行為とし、さらに、指定地区内における道路や公園等の屋外の公共の場所（指定喫煙場所を除く）での路上喫煙を禁止行為としています。

この条例に基づき、平成20年7月1日に、多くの観光客が集まる唐戸町周辺地区と多くの人が行き交う竹崎町周辺地区の二つの地区を「路上喫煙等禁止地区」として指定しました。

【路上喫煙等禁止地区】（平成20年7月1日指定）
（平成27年6月1日一部変更）
（平成30年11月30日一部変更）

【竹崎町周辺地区】



【唐戸町周辺地区】



禁止地区内には、路面標示シートや地区標示看板、指定喫煙場所等を設置し、市民や観光客の方々に規制内容の周知啓発を行っています。

庁舎の整備事業に併せ、本庁舎前庭広場喫煙場所を令和元年6月28日に廃止しました。

加えて健康増進法の改正の趣旨である「望まない受動喫煙をなくす」の観点から、路上喫煙等禁止地区に設置している指定喫煙場所、9か所のうち7か所を令和2年1月31日に廃止しました。さらに、海響館前の新立

体駐車場建設に伴い、唐戸町周辺地区の指定喫煙場所、1か所を令和4年6月15日に廃止しました。路上喫煙等禁止地区内の指定喫煙場所は、竹崎町周辺地区の1か所となりました。

【指定喫煙場所（ほっとびっと）】



【路面標示シート】



【地区標示看板】



(2) しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦

環境美化活動のシンボル事業として、「しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦」を実施しています。

地域の方が主体となって行う美化清掃活動を支援するとともに、環境月間の6月に清掃キャンペーンを開催しています。この事業により、いつでも「かいてき・すてき・しものせき」の実現を目指しています。

【令和5年度実績】

① しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦参加事業
実施期間 令和5年4月～令和6年3月
対象団体 市内自治会、企業、ボランティア団体等
登録団体数 233団体 延べ参加人数 31,087人
ごみ収集量 191,070kg

② しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦の清掃キャンペーン

日時 令和5年6月4日（日）9:00～10:20
清掃範囲 姉妹都市ひろば～海峡交番手前
参加団体数 55団体 参加人数 117人
ごみ収集量 40kg

V 環境保全の取組

1 環境教育

(1) 水辺の教室

令和5年7月30日、エコピアの森下関・深坂において水辺の教室を開催し、公募により市内の小学生及び保護者等の計31名が参加しました。身近な河川等の水辺に親しみながら、河川に生息する水生生物を指標とした水質調査を行うことによって環境問題に関心を持つ機会をつくることを目的に、開催しています。

また、令和5年12月17日に、同場所で水辺の教室（冬）を開催し、公募により市内の小学生5人が参加しました。深坂ダムの周辺を散策しながら、水辺に住む野鳥や動植物の観察を行い、環境問題や気候変動について学びました。

(2) 環境教室

平成23年度より、リサイクルプラザの施設見学にきた小学生等を対象に、地球温暖化についての講義を行っています。Q&A方式で説明する受講者参加型の講義で、令和5年度は希望のあった5校に対して実施しました。

また、市の教育委員会生涯学習課所管の“生涯学習まちづくり出前講座”のメニューとしても環境教室を登録しています。令和5年度は、この出前講座の依頼を受けて2件の環境教室を実施しました。

(3) 親子リサイクル教室～地球からのメッセージ～

令和5年7月26日及び8月2日に親子リサイクル教室を実施し、合計で13組26名の親子が参加しました。

親子で一緒に、ごみ分別ゲームやごみ収集車への積込体験、リサイクルプラザの施設見学や紙すき体験（はがき作り）などを楽しみながら学習しました。ごみ減量と4つのR（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の必要性を理解し、身近に感じてもらうために開催しています。

(4) 環境教育リーダー養成

本市の環境教育事業をサポートし、市と共に環境教育を推進するリーダーを養成することを目的に、市内の大学生を対象として、環境リーダー養成研修を実施しています。

(5) しものせき ぜろたんチャレンジシート

令和4年度より、市内の小学4年生から6年生を対象に、夏休み期間中に家族とともに脱炭素につながる身近な行動に取組み、地球温暖化防止のための行動を心がけてもらう取組として、普段の生活の中での行動を記録する「しものせき ぜろたんチャレンジシート」を配布しています。令和5年度は、21校の児童1,043人が取り組んだ結果、約5.1トンの二酸化炭素を減らすことが出来ました。

2 普及啓発

(1) ホタル保護

平成21年度から市内小学生や中学生を対象に毎年下関市ホタル情報員を募集しており、令和5年度は17名でした。

(2) 環境月間行事

昭和47年6月、国連人間環境会議が開催され、「人間環境宣言」が採択されました。これを記念して世界各国では毎年6月5日を「世界環境デー」として環境の重要性を認識するための各種行事が実施されています。本市でもこの1か月間を「環境月間」として、温暖化対策について広く市民に啓発しました。

令和5年度は環境政策課と市教育委員会が連携し、菊川図書館、豊浦図書館にて環境に関する企画展示「本でまなぼう ちきゅうおんだんか」を開催しました。両館の間のスタンプラリー等を併せて実施し、延べ293人に啓発を行いました。

【菊川図書館の様子】



また、多数の市民が参加する「しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦の清掃キャンペーン」を実施しています。

(3) 下関市リサイクルプラザ

リサイクルプラザ啓発棟（愛称「しものせき環境みらい館」）は、リサイクル活動や環境情報提供の拠点施設

で、指定管理者制度により運用しています。

同施設では、小学生や保育園児など団体の施設見学や紙すきなどの体験教室を積極的に受入れるとともに、各種リサイクル教室や講演会も開催しています。

3 温暖化対策

(1) ライトダウンキャンペーン

山口県が実施する「ぶちエコやまぐち～CO₂削減県民運動～」の一環として、ライトダウンキャンペーンの実施を呼びかけました。

令和5年度は、夏至～七夕、12月に屋外照明施設の消灯を呼びかけました。特に、6月21日（夏至）、7月7日（七夕の日・クールアースデー）、12月22日（冬至）は重点日とし、夜8時から10時までの2時間、一斉消灯を呼びかけました。市内では、71事業所・団体が参加しました。

(2) 「COOL BIZ」、「WARM BIZ」の取組

環境省は、地球温暖化対策を推進するため、オフィスの室温を夏は28℃、冬は20℃にし、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」「暖房に頼らなくても暖かく、格好良く働くことができる」ビジネススタイル「COOL BIZ」「WARM BIZ」を推進しています。

令和5年度は、本市においてもCOOL BIZを5月1日から10月31日、WARM BIZを12月1日から2月29日の期間実施しました。

(3) 「クールもののせきサポーターClub」会員登録制度

令和元年度より、市民及び事業者が下関市のサポーターになることで地球温暖化の取組を支援し、下関市域における地球温暖化対策を推進することを目的に登録会員を募集しています。令和5年度末時点で40の会員登録があり、メール等で温暖化対策の施策に関する情報提供を行っています。

(4) 緑のカーテンの推進

ア ゴーヤの種の無償配布

緑のカーテンの普及を目的に、市役所本庁舎・支所・総合支所の窓口やイベントにおいてゴーヤの種を約600セット配布しました。

イ ゴーヤの苗の無償配布

緑のカーテンに取り組んでいる公共施設(25施設)に、約340本の苗を無償配布しました。

ウ 庁舎への緑のカーテンの設置

環境部庁舎1階に緑のカーテンを設置しました。水

やり用の水は1階に設置している雨水タンクの雨水を有効利用しています。

【環境部庁舎の緑のカーテン】



(5) エコ交通の推進

ア 電気自動車等充電インフラ整備事業

電気自動車等の次世代自動車の普及促進による脱炭素社会の実現を図るため、市が所管する5基の電気自動車急速充電器の維持管理を行っています。

イ ノーマイカー運動

令和5年度は、山口県が実施する「ぶちエコやまぐち～CO₂削減県民運動～」に下関市役所が1事業所として参加し、6月、10月第3金曜日、12月の年3回のノーマイカー運動に取り組みました。

(6) 「ゼロカーボンシティしものせき」宣言

令和3年5月24日、市長が、本市における令和32(2050)年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティしものせき」宣言を行いました。本市の豊かな環境を将来世代へ引き継ぐため、市民、事業者、行政が一体となって、今後更なる地球温暖化対策に取り組めます。

(7) 市民・事業者向け普及啓発事業

イベント等の場を活用し、環境問題や脱炭素の普及啓発を行っています。

令和5年度は、7月22日(土)に、ゆめシティにて山口県主催で開催された「2050ゼロカーボン・チャレンジ キックオフイベント」で、パネル展示や啓発チラシの配布を行いました。

また、10月28日(土)、29日(日)に下関競艇場にて開催された「第18回長府企業フェスタ」にブースを出展し、環境クイズラリーを実施しました。会場内の下関市環境配慮行動優良事業者ブース(㈱ブリヂストン様、山口合同ガス㈱様)にクイズパネルを設置させてい

ただき、来場者先着 200 人にご参加いただきました。
【環境政策課ブースの様子】



(8) 「下関市環境配慮行動優良事業者」認定制度

令和 4 年 3 月より、地球環境への影響を考慮し、温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に積極的に取り組む市内の事業者を募集し、認定する制度を始めました。令和 5 年度末時点で 42 事業者を認定しています。

認定事業者の活動内容を広く周知することにより、事業者及び市民の環境に配慮した行動を促し、市域全体の温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

4 市民等の取組

(1) 菊川地区

菊川地区では、下関市菊川快適環境づくり推進協議会及び菊川中学校の生徒を中心に地域の美化活動の一環として、毎年「きくがわ地区美化美化（ぴかぴか）大作戦」を実施しています。令和 5 年度より新型コロナウイルスが 2 類から 5 類へ移行したことに伴い、4 年ぶりに実施予定でしたが、悪天候により中止となりました。

また、美化美化大作戦以外にも、町内の各自治会やボランティア団体、県立田部高校等町内各種団体が、年に数回、公共施設、道路、水路河川等の清掃活動を行い、約 7.6t の廃棄物を回収しました。

この他に推進協議会では、ごみの出し方の指導、不法投棄の監視や地域住民への環境美化・保全に係る啓発等に取り組んでいます。

(2) 豊田地区

豊田地区を貫流する木屋川はホテルの発生地として国の天然記念物に指定されており、観光シーズンには県内外より多数の観光客が訪れます。

本年は 5 月 20 日に「豊田ほたる街道一斉清掃」を各

自治会及び町内各種団体 96 名で実施し、観賞用遊歩道等を整備しました。また、観光地の豊田湖周辺等を清掃する「豊田湖・フルーツロード一斉清掃」も 8 月 20 日に実施しました。

このほかにも町内各自治会、町内各種団体等でも独自に道路及び河川等の清掃を実施しており、ホテルの町「豊田町」としての美観の向上、住民環境意識の向上に取り組んでいます。

(3) 豊浦地区

豊浦地区では、下関市豊浦快適環境づくり推進協議会が主体となり、豊浦各地区において年 2～4 回道路、側溝、河川の自治会清掃及び定期的に月 1 回の室津・小串地区の海岸清掃を実施しました。

6 月・9 月には、強化月間として豊浦全地区でポイ捨てごみ、不法投棄等の回収を実施し、令和 5 年度中に 110 t の廃棄物を回収しました。

(4) 豊北地区

豊北地区では、下関市豊北快適環境づくり推進協議会が主体となり、「第 27 回豊北町ごみゼロ運動」（実施日：12 月 3 日、参加者：2,622 名）を実施しました。なお、例年 7 月に実施している「第 21 回栗野川水系クリーン大作戦」については、6 月末からの豪雨により会場が被災したため中止となりました。

このほかにも多くの自治会やボランティア団体が独自に清掃活動を行い、令和 5 年度中に 47.1 t の廃棄物を回収しました。

5 連携・協働の取組

(1) 環境行政広域連携

平成 27 年 4 月 1 日に、下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市及び山陽小野田市の県西部 6 都市が、環境行政分野で、広域的に連携と協力を行うことにより地域住民の生活の安定を図るため、関係 6 市長による「環境行政広域連携協定」を締結しています。

【連携協定の内容】

- ア 台風、地震等による大規模災害又は廃棄物処理施設の突発的な事故の発生により、単独の市では十分に廃棄物の処理が実施できない場合の支援
- イ 環境保全に関する施策の推進に係る支援

(2) 下関市地球温暖化対策実行計画推進協議会

地球温暖化対策が喫緊の国家的かつ地域的課題となるなか、下関地域の地球温暖化対策を全市的規模で推進するため、平成19年6月に「下関市エコ交通推進協議会」を設立しました。平成20年6月1日には、当該団体を後継する形で、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に基づく団体として、「下関市地球温暖化対策地域協議会」を設立しました。

この取組を発展的に改組するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条に基づき、令和元年8月1日に「下関市地球温暖化対策実行計画推進協議会」を設立しました。

市民、事業者、学校、民間団体及び行政といったメンバーにより構成され、本市の「下関市地球温暖化対策実行計画」に関する協議や実施に係る連絡調整や連携を行い、本市の望ましい環境像である「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しののせき」の実現のため取組を進めてまいります。

【下関市地球温暖化対策実行計画推進協議会】

令和6年3月31日現在

委員	
市川 琢己	環境省中国四国地方環境事務所地域脱炭素創生室長
岡本 章生	山口県下関県民局局长
野上 幸子	山口県地球温暖化防止活動推進員
若林 芳典	山口県地球温暖化防止活動推進センター長
山下 学	株式会社長府製作所総務部部长
米田 圭吾	下関海陸運送株式会社取締役総務部部长
安部 賢治	下関商業開発株式会社執行役員管理事業部部长
高村 謙一	サンデン交通株式会社自動車部次長
森川 剛	中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター副所長
河崎 浩尚	山口合同ガス株式会社総務部総務課長代理
宇原 泰司	下関商工会議所事務局长
中原 巖	下関市商工会事務局长
西山 秀秋	下関市連合自治会副会長
壇 圭子	下関さんしゃいん21事務局理事
広瀬 誠	株式会社みなと山口合同新聞社執行役員営業局长
荒井 修亮	水産大学校代表
菅 正史	下関市立大学教授
西川 ひとみ	下関市社会福祉協議会常務理事
村田 さつき	一般委員
吉田 幸美	一般委員

任期：令和5年8月～令和7年7月

(3) Unite for Smile. UMILE しののせき

令和3年5月に宣言しました「ゼロカーボンシティ しののせき」を実現する事業のひとつとして、令和4年8月1日より、ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング株式会社、株式会社イズミ ゆめシティ、野村證券株式会社下関支店と連携して4者で脱炭素に向けた取組を行っています。

【下関市×UMILE 地域資源循環モデル】



6 国際協力

東アジア経済交流推進機構

これまで、環黄海の11都市（中国：大連、青島、天津、烟台／韓国：仁川、釜山、蔚山／日本：北九州、下関、福岡、熊本）で環境国際協力を目的とした環境部会において交流を行っていましたが、令和4年開催の機構総会にて、従来の環境部会は廃止となり、新たに会員都市からの提案に応じて希望都市間でワーキンググループを組成する部会方式になりました。（令和5年度は、環境関連の部会はありませんでした）

7 環境に配慮した事業

公共事業等でも、環境に配慮した計画を行っています。

(1) 河川改修事業

河川工事等についても、環境に配慮しています。河川改修計画においては、治水安全性の確保を第一に考慮しながら、環境保全型ブロック等の採用により自然環境に配慮した計画を行っています。

(2) 道路工事

道路建設に関しては、透水性舗装等の地下浸透対策のための工法等を取り入れるなど、下関市環境基本計画の指針に沿った事業に努めています。

(3) 畜産系バイオマス

家畜排せつ物をバイオマス資源として、堆肥化を促進するとともに、堆肥の利用普及に努めています。

現在、菊川町の酪農家で組織される堆肥化処理施設管理組合が、下関市菊川堆肥センターを利用して、堆肥の生産を行っています。

(4) 下水終末処理場

下水終末処理場では、汚泥を発酵させて汚泥量を削減し、発酵する過程で出た消化ガス（メタンガス等）をボイラー（蒸気又は温水）の運転や消化ガス発電事業への供給に利用しています。

8 エネルギーに関する事業

(1) 下関市再生可能エネルギー導入目標の策定

本市の有する再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）ポテンシャルを最大限に活用し、同時にエネルギー収支の改善や地域のレジリエンス強化等の地域課題を解決するため、本市における再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量等を踏まえた再エネ導入目標を策定し、これを実現するための効果的な施策構想等を検討しました。

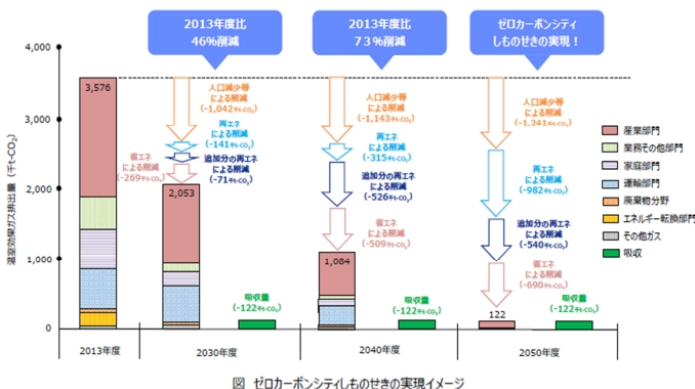
ア 温室効果ガス削減目標

令和 32（2050）年度に脱炭素社会を実現するため、令和 12（2030）年度、令和 22（2040）年度、令和 32（2050）年度における目標（平成 25（2013）年度比）を立てました。

令和 12（2030）年度：46%減

令和 22（2040）年度：73%減

令和 32（2050）年度：実質ゼロ



イ 再エネ導入目標（令和 32（2050）年度）

(7) 太陽光発電

産業部門	111MW
業務その他部門	55MW
家庭部門	72MW
運輸部門	22MW
共通	388MW
合計	649MW

(4) 風力発電

浮体式洋上風力発電	500MW
-----------	-------

(5) バイオマス発電

長府バイオマス発電所	75MW
------------	------

ウ 将来ビジョン

令和 32（2050）年度に「ゼロカーボンシティしものせき」を達成するイメージ図を作成しました。



エ 期待される効果

「ゼロカーボンシティしものせき」の実現と同時に期待される効果は以下のとおりです。

表 本市の現状と期待される効果

No	現状	期待される効果
①	人口減少・高齢化	再生可能エネルギー設備の維持管理等に関する雇用創出により、市内の人口減少の対策の1つとなると考えられる。
②	空き家・管理者不明の土地の増加	土地への太陽光発電設備の設置により、未利用地・低未利用地の活用ができ、土地の管理にもつながると考えられる。
③	自動車への依存	EV等の次世代自動車の普及に合わせて公共交通を促進・効率化させることで自動車依存を改善できると考えられる。
④	津波・高潮の危険性	災害によって電力供給インフラに影響があった場合も、再生可能エネルギーを自家消費することで電力を利用することができると考えられる。
⑤	エネルギー代金の域外流出	下関市内でエネルギーを地産地消することで、域外へのエネルギー代金の流出を抑制できると考えられる。

(2) スマートハウス普及促進補助金

次世代型の住宅であるスマートハウスの普及を促進することで、エネルギー利用の効率化及び最適化による脱炭素型の社会を実現することを目的とし、①燃料電池コージェネレーションシステム②定置用リチウムイオン蓄電システム③家庭用エネルギー管理システム（HEMS）④V2H 充放電設備の設置に対し補助金を交付しました。

【交付基準】

対象者：自ら居住する市内の住宅に下記①から④のシステムを設置する市民

【補助対象システム及び補助金額】

①燃料電池コージェネレーションシステム

機器本体金額の 1/5（上限 80,000 円）

②定置用リチウムイオン蓄電システム

(1)、(2)のうちいずれか少ない額(上限 200,000 円)

(1)機器本体金額の 1/5

(2)蓄電容量 1kWh につき 20,000 円を乗じた額

③家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

機器本体金額の 1/5（上限 20,000 円）

④V2H 充放電設備

機器本体金額の 1/5（上限 50,000 円）

【令和 5 年度交付実績】

①燃料電池コージェネレーションシステム

18 件 1,440,000 円

②定置用リチウムイオン蓄電システム

49 件 8,148,000 円

③家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

4 件 70,000 円

④V2H 充放電設備

2 件 100,000 円

9 下関市環境基本計画の進行管理

下関市環境基本条例第 8 条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である「下関市環境基本計画」を平成 29 年 3 月に改定しました。

新計画策定後、5 年が経過し、社会情勢の急激な変化と、これに伴う環境問題の複雑化・多様化に対応していくため、令和 5 年 3 月に計画の中間見直しを行いました。

(1) 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間

※ただし、計画期間内であっても、「下関市総合計画」の見直しや国内外の環境情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(2) 対象地域

下関市全域

※ただし、国際的な取組や河川、海域等市域を越えた問題についても対応する。

(3) 計画の性格

ア 下関市総合計画を環境面から実現する。

イ 環境行政の基本計画として、各部局の環境に関する諸施策間の連携を取り、整合性を持たせる。

(4) 計画の構成

ア 望ましい環境像

下関市総合計画におけるまちづくりの基本理念との整合性を踏まえ、本市の恵まれた資源を活かし持続可能な社会の実現を目指すとともに、地域協働を目標として、「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき」としている。

イ 基本目標

以下の 5 つの基本目標を設定し、それぞれの施策の方向性とそれを実現するための主要な施策、具体的事業及び進捗指標を定めている。

①豊かな自然環境の保全とふれあいの推進

②環境負荷の少ない循環型社会の構築

③快適な生活空間の確保

④未来につなぐ脱炭素の社会づくり

⑤環境保全の仕組みづくり

(5) 平成 29 年 3 月の改定に伴う変更点

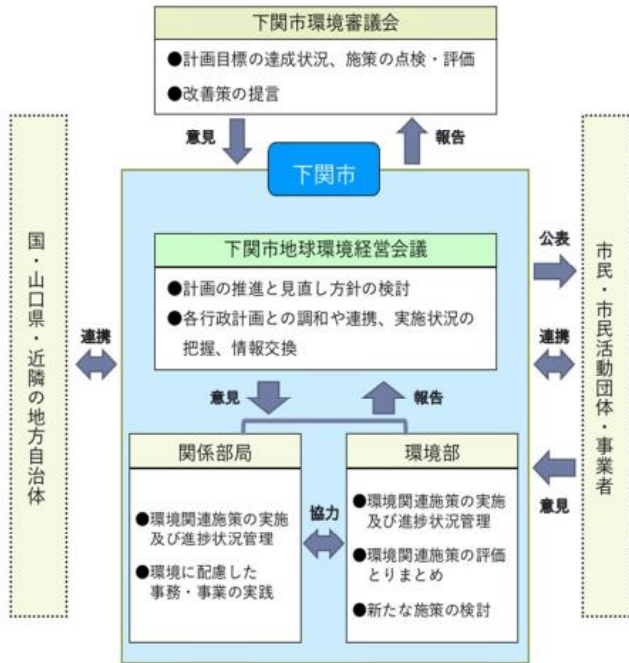
ア 具体的事業及び成果指標・進捗指標の追加

計画の確実な実行及び評価のため、具体的事業及び成果指標（事業・施策の効果の状況を確認するための指標）と進捗指標（事業・施策の進捗を確認するための指標）を新たに設定。

イ 進捗管理体制の構築

しものせきエコマネジメントプランにおける既存の組織をベースに、計画の進捗管理体制を構築する。また、環境審議会に対し毎年度進捗状況を報告し、計画の推進に対する意見・助言を受ける。

【下関市環境基本計画進捗管理体制】



(6) 令和5年3月の中間見直しに伴う変更点

対象事業や施策の進捗効果について、担当課からの事業等の評価及び施策内容の見直しについて確認を行いました。

計画の見直しや施策終了等に伴い、成果指標が14指標から13指標へ、進捗指標が43指標から41指標へ、主要な施策に基づく事業が140事業から133事業へ変更となりました。

(7) 令和5年度の実績

本計画には、環境指標として成果指標と進捗指標があります。成果指標は、13指標ありそれぞれの目標年度を定めた指標についてその実績を検証するものです。一方で進捗指標は、41指標あり毎年度の実績を検証し次年度以降の施策に活かしていくものになります。

また、主要な施策に基づく事業が133事業(136指標)あります。それについても一つひとつの実績について、管理用シートにより進捗管理を行います。

ア 成果指標(下関市環境基本計画 18 頁から 20 頁まで)

基本目標	成果指標	現状 (把握年度)	2023(令和5)年度 実績	目標 (目標年度)
豊かな自然環境の保全とふれあいの推進	「水辺とのふれあい」に関する満足度	27.7% (2015年度)	—	36.7% (2026年度)
	「里地、里山、里海とのふれあい」に関する満足度	36.7% (2015年度)	—	41.4% (2026年度)
	「自然の生き物とのふれあい」に関する満足度	26.7% (2015年度)	—	33.6% (2026年度)
環境負荷の少ない循環型社会の構築	環境基準(大気質)の達成率	85.7% (2021年度)	86%	100% (2026年度)
	環境基準(河川)の達成率	100% (2021年度)	100%	100% (2026年度)
	環境基準(海域)の達成率	80.0% (2021年度)	100%	100% (2026年度)
	ごみ排出量	1,012g/人・日 (2021年度)	992g/人・日	980g/人・日 (2027年度)
	ごみの再生利用率	22.2% (2021年度)	21.1%	24.2% (2027年度)
快適な生活空間の確保	「まちの美しさと親しみ」に関する満足度	27.0% (2015年度)	—	37.7% (2026年度)
未来につなぐ脱炭素の社会づくり	下関市域からの温室効果ガス総排出量	2,957千t-CO ₂ (2019年度)	2,832千t-CO ₂ (2021年度)	1,854千t-CO ₂ (2030年度)
	下関市域における家庭部門の温室効果ガス排出量	377千t-CO ₂ (2019年度)	362千t-CO ₂ (2021年度)	84千t-CO ₂ (2030年度)
	下関市域における業務その他部門の温室効果ガス排出量	227千t-CO ₂ (2019年度)	206千t-CO ₂ (2021年度)	169千t-CO ₂ (2030年度)
環境保全の仕組みづくり	環境分野に取り組んでいる市民活動団体の数	563団体 (2016年度)	—	563団体 (2026年度)

イ 進捗指標

41 指標の進捗状況

順調	16 指標
ほぼ順調	7 指標
やや遅延	12 指標
遅延	4 指標
見直し、その他	2 指標
終了	0 指標

ウ 主要な施策の進捗状況

133 事業(136 指標)の達成状況

A 評価(ほぼ順調)	97 指標
B 評価(半分程度は達成した)	23 指標
C 評価(着手したが進んでいない)	9 指標
D 評価(未着手)	6 指標
施策終了等	1 指標

VI EMS の取組

1 経緯

環境マネジメントシステムとは、組織が環境負荷の低減を目指して、環境に負荷を与える活動に対し方針・計画・手順を策定し（Plan）、実施・運用し（Do）、その結果を点検・評価し（Check）、不具合があれば方針・計画から見直す（Action）という、継続的改善を図るサイクル（PDCA サイクル）からなる仕組みです。

本市では、旧下関市が平成 15 年 1 月 24 日に、旧豊田町が平成 16 年 1 月 19 日に ISO14001 認証を取得し運用してきましたが、合併後、環境、特に地球温暖化対策に特化した取組を推進するため、平成 22 年 3 月末に ISO14001 認証を返上し、同年 4 月 1 日より、本市独自の環境マネジメントシステムである「しものせきエコマネジメントプラン」に取り組んでいます。

2 システム運用の目的

(1) 率先して環境負荷を低減

市役所は、市内でも有数の事業所であるため、率先して事務・事業から生じる環境負荷の低減を図ります。また、事務・事業を効率的に行うことにより、投入する資源を有効に活用できるシステムや人づくりに取り組めます。

(2) 法順守、PDCA サイクル導入による組織の体質強化

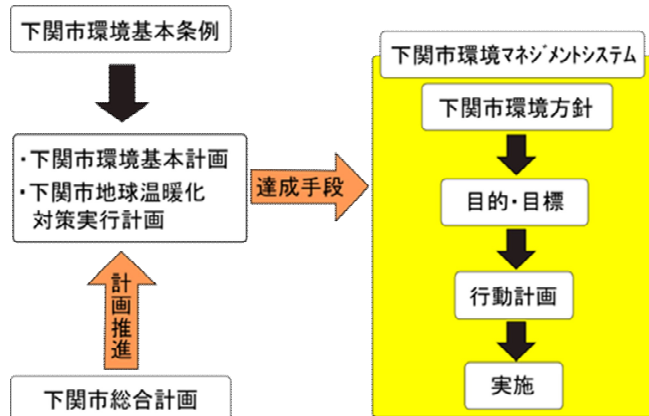
市長から職員一人ひとりまでの全員参加の取組を行い、システムを構築します。

このシステムについて、自主的なチェックや積極的な公表を行うことにより、継続的改善を深く根付かせることで、組織の体質強化を図ります。

(3) 市全体での環境改善効果

市役所での業務・活動は、直接的・間接的に市民や市全体への影響が大きく、本市が環境マネジメントシステムを確立することにより、アピール効果を含めた市全体へ環境改善効果を見込みます。

3 システムの位置づけ

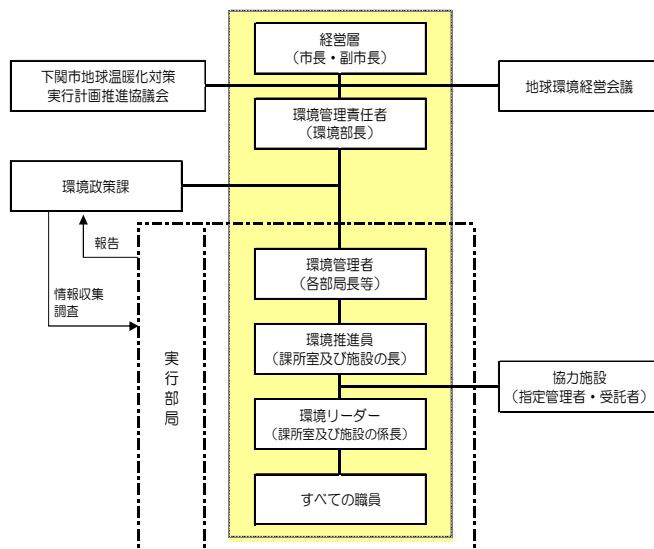


4 システム適用範囲

ISO14001 では、本市の組織のうち一部がシステム適用範囲の対象外でしたが、「しものせきエコマネジメントプラン」では本市の全ての組織を対象とし、全庁的に取り組んでいます。

5 システムの推進体制

(1) 推進体制図



(2) 地球環境経営会議

- ・環境基本計画に関すること
- ・地球温暖化対策実行計画に関すること
- ・プラン、環境方針に関すること

6 下関市地球温暖化対策実行計画の推進

(1) 事務事業編

本計画の推進にあたっては、システムで構築している運用体制を活用し、PDCA サイクルを計画推進の仕組みとして進行管理を行い、目標達成に向けて全庁的に取り組んでいます。

ア 計画の目的

市自らが地域における一事業者・一消費者として、全職員の参加のもと、市の事務・事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを計画的に削減することにより、地球温暖化の防止に寄与するとともに、計画の実施状況を積極的に公表することで、市民・事業者の地球温暖化対策の取組を促進することを目的としています。

イ 計画の基準年度及び期間

基準年度 … 平成 25 年度（2013 年度）

計画期間 … 平成 30 年度（2018 年度）から
令和 12 年度（2030 年度）まで

ウ 温室効果ガス削減の目標

第 3 次計画では、令和 12（2030）年度における温室効果ガスの総排出量を、平成 25（2013）年度（基準年度）比 50.4%削減することを目標としています。また、エネルギー消費量に関しては、平成 25（2013）年度（基準年度）比でエネルギーの種類ごとに 10～50%の削減目標を設定しています。

エ 進捗管理

【温室効果ガス排出量の実績】

（単位：t-CO₂）

部局	2013 年度 温室効果ガス 排出量	2030 年度 目標値	2023 年度 実績
総合計	129,907	64,433	102,362

【各種エネルギー使用量の状況】

活動項目		活動量
電力	電力使用量(kWh)	81,888,562
	2022年度比(%)	▲ 2.1
	2013年度(基準年度)比(%)	▲ 9.9
燃料の使用	都市ガス使用量(m ³)	2,309,787
	2022年度比(%)	▲ 2.9
	2013年度(基準年度)比(%)	2.6
	プロパンガス使用量(m ³)	173,546
	2022年度比(%)	▲ 9.0
	2013年度(基準年度)比(%)	▲ 26.4
	灯油使用量(L)	614,073
	2022年度比(%)	▲ 9.6
	2013年度(基準年度)比(%)	▲ 13.6
	A重油使用量(L)	504,719
	2022年度比(%)	4.8
	2013年度(基準年度)比(%)	▲ 43.5
	ガソリン使用量(自動車)(L)	291,831
	2022年度比(%)	▲ 2.2
	2013年度(基準年度)比(%)	▲ 19.7
	ガソリン使用量(自動車以外)(L)	2,798
	2022年度比(%)	1.1
	2013年度(基準年度)比(%)	▲ 12.7
	軽油使用量(自動車)(L)	258,246
	2022年度比(%)	3.9
	2013年度(基準年度)比(%)	▲ 25.1
	軽油使用量(自動車以外)(L)	49,940
	2022年度比(%)	0.4
	2013年度(基準年度)比(%)	▲ 40.4

【廃棄物部門の状況】

活動項目		活動量
廃棄物	処理量	
	2013年度(基準年度)	95,074 t
	2022年度	90,349 t
	2023年度	85,312 t
	2013年度(基準年度)比	▲ 10.3 %
	廃プラ率	
	2013年度(基準年度)	17.3 %
	2022年度	22.3 %
	2023年度	19.8 %
	2013年度(基準年度)比	14.5 %

(2) 区域施策編

第1次計画において、短期目標及び平成27年度（2015年度）実績でも目標が未達成であったとともに、昨今の気候変動や平成27年（2015年）のパリ協定の採択など時勢の変化に対応し、より実効性のある計画とするため、平成31年（2019年）3月に第2次計画を策定しました。令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現が法律に位置付けられたことや、国の温室効果ガス削減目標が更に高くなったことから、令和4年（2022年）5月に計画の改訂を行いました。

本計画では、基本施策として6つの柱と、具体的施策として28の施策を設定し、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」と地域気候変動適応計画として気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」を定めています。

ア 計画の目的

下関市域から排出される温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定め、市民・事業者・市の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

イ 計画の基準年度及び期間

基準年度 … 平成25年度（2013年度）

計画期間 … 令和元年度（2019年度）から

令和12年度（2030年度）まで

ウ 温室効果ガス排出量の削減目標

【中期目標】

令和12年度（2030年度）までに基準年度値の46%を削減

【長期目標】

令和32年度（2050年度）までに温室効果ガス排出量実質ゼロ

エ 計画の基本施策

1. 地球にやさしい市民・事業者の活動の推進
2. 脱炭素に取り組むまちづくり
3. 持続可能なエネルギーの利用促進
4. 廃棄物の削減や資源の活用
5. 環境学習・主体間の連携の促進
6. 気候変動への適応策

【施策体系】

緩和策

基本施策1 地球にやさしい市民・事業者の活動の推進

- 1 地球にやさしい脱炭素型ライフスタイルの普及・啓発
- 2 脱炭素・環境配慮に向けた事業者の取組推進
- 3 電気自動車等の普及促進

基本施策2 脱炭素に取り組むまちづくり

- 4 まちの機能の向上や脱炭素型のまちの形成
- 5 環境負荷を低減する交通体系の推進
- 6 最新技術を活用した脱炭素化まちづくり
- 7 緑地の保全、緑化の推進

基本施策3 持続可能なエネルギーの利用促進

- 8 地域の特色を活かした最大限の再エネ発電の普及促進
- 9 地域と共生する再エネ発電の取組
- 10 安定的な電力の利用
- 11 再エネの活用による地域課題の解決
- 12 新たなエネルギーの活用検討

基本施策4 廃棄物の削減や資源の活用

- 13 4Rの推進
- 14 既存建築物や木材資源の有効活用
- 15 廃棄物処理施設における脱炭素化

基本施策5 環境学習・主体間の連携の促進

- 16 学校における環境教育の推進
- 17 幅広い場における環境学習の促進
- 18 多様な主体の参加・連携・協働
- 19 環境情報の発信・共有

適応策

基本施策6 気候変動への適応策

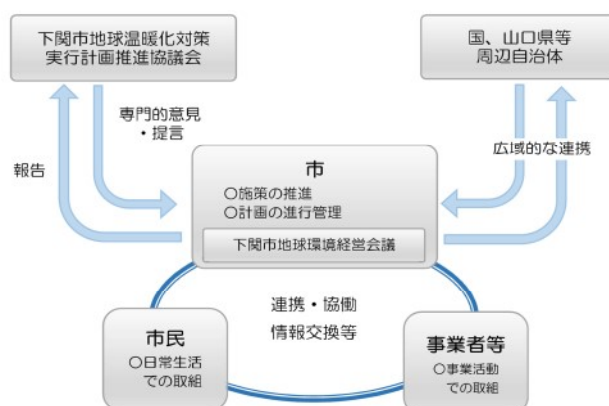
- 20 農業用ため池や農業用排水路等の整備の検討
- 21 水質等の継続的モニタリング調査の実施
- 22 被害状況を踏まえた鳥獣の計画的な管理の検討
- 23 海草藻場の適切な維持管理の推進
- 24 堤防や洪水調整施設、下水道・雨水排水施設等の整備
- 25 災害に関する情報発信の推進
- 26 熱中症予防・対処に関する情報提供
- 27 感染症の媒介蚊に対する発生動向の予測・調査
- 28 災害時等における優先業務の整理と体制整備

オ 計画の推進と進行管理

(7) 推進体制

本計画を円滑かつ効果的に推進するため、市民や事業者等、市の各主体が連携・協働し、一体となって取り組めます。

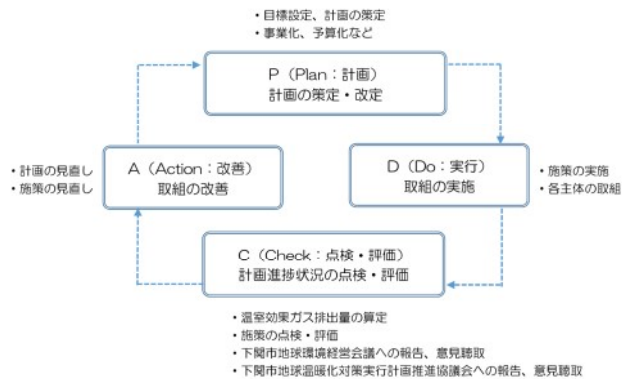
【計画の推進体制】



(イ) 進行管理

進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）のPDCA サイクルを用いて行います。毎年度の温室効果ガス排出状況や施策の進捗状況、目標の達成状況等については、「下関市地球環境経営会議」や「下関市地球温暖化対策実行計画推進協議会」に報告するとともに、下関市環境白書や市ホームページ等で公表します。

【PDCA サイクルによる進行管理】



カ 温室効果ガス排出状況

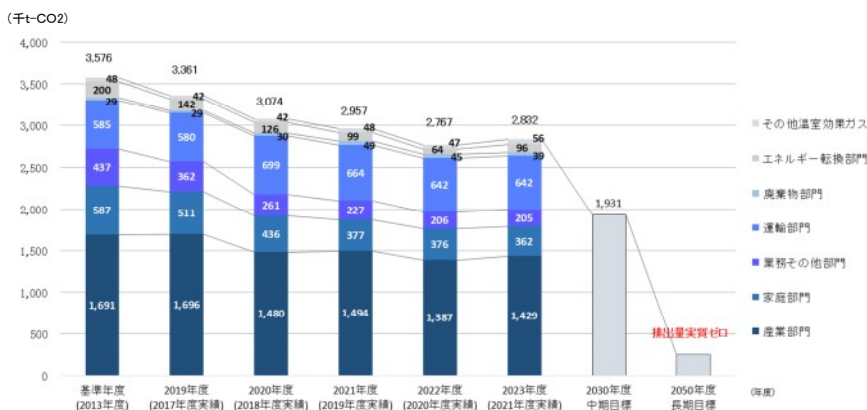
下関市全体での、令和5年度（2023年度）温室効果ガス総排出量は、約2,832千t-CO₂であり、基準年度である平成25年度（2013年度）と比較すると、約21%減少となりました。

温室効果ガス排出量は、産業部門、家庭部門、業務その他部門、運輸部門、廃棄物部門、エネルギー転換部門、その他温室効果ガスに分類されます。

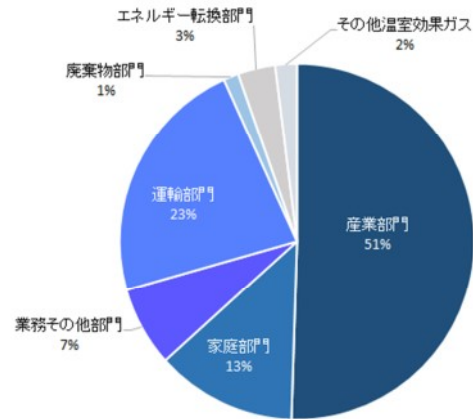
【各部門の実績】

- ・ 産業部門 約 1,429 千 t-CO₂
- ・ 家庭部門 約 362 千 t-CO₂
- ・ 業務その他部門 約 206 千 t-CO₂
- ・ 運輸部門 約 642 千 t-CO₂
- ・ 廃棄物部門 約 40 千 t-CO₂
- ・ エネルギー転換部門 約 97 千 t-CO₂
- ・ その他温室効果ガス 約 57 千 t-CO₂

【区域施策編「温室効果ガス排出量の推移」】



【部門別構成比】



キ 具体的施策の進捗状況（下関市地球温暖化対策実行計画 36 頁から 43 頁まで）

具体的施策の達成状況

進捗状況	施策数
順調に実施（80%以上）	31
半分程度は達成した（50%以上）	7
遅れている（1～49%）	4
実施できていない（0%）	0
施策終了	1

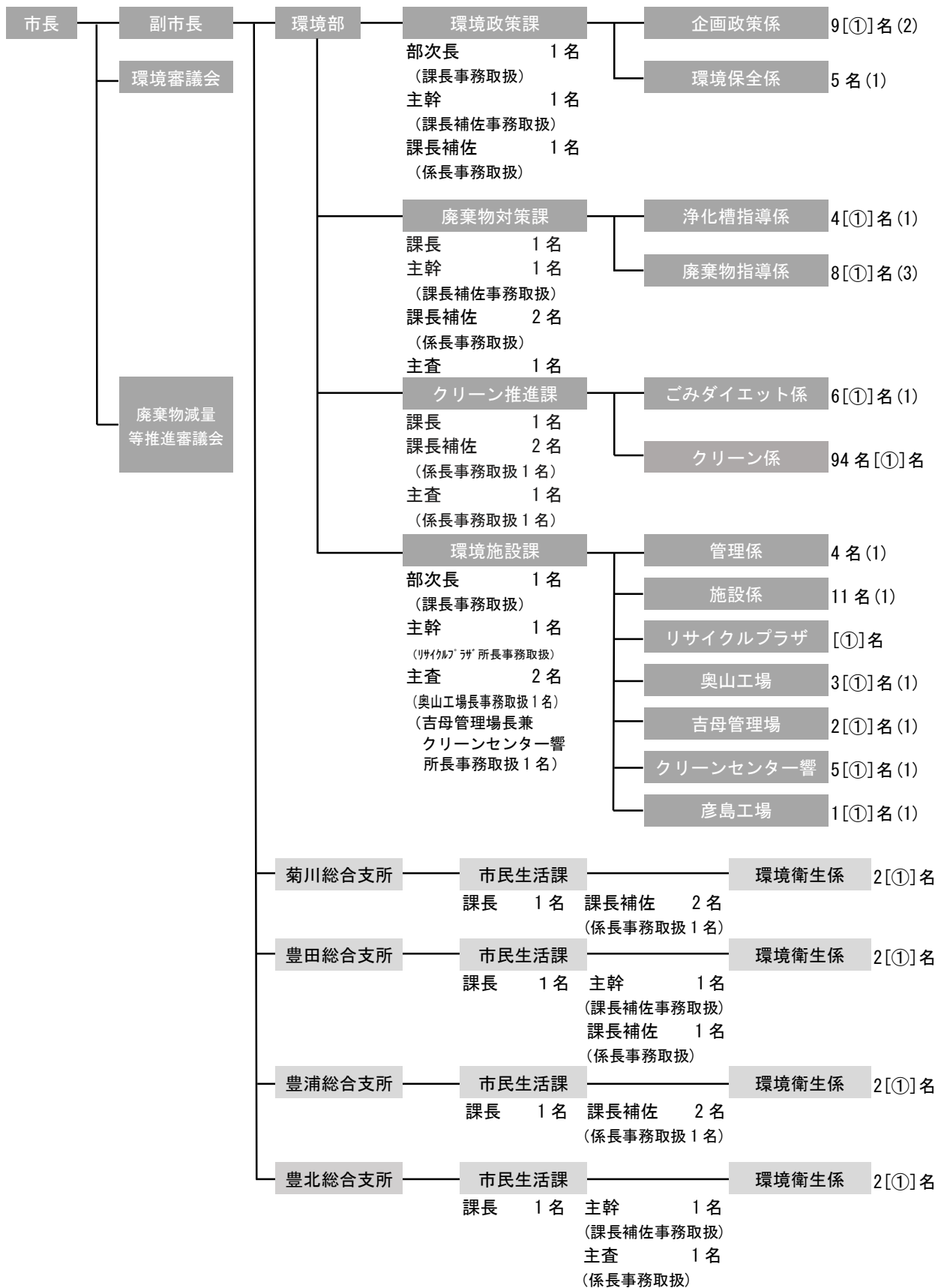
※28 の具体的施策内には複数の施策があるものや複数の具体的施策にまたがる施策があります

資料編

I 環境施策体制

令和6年3月31日時点

1 行政組織図



()はうち会計年度任用職員数、○は事務取扱又は兼務

職員配置状況

職名		行政職													清掃職					合計		
		事務職員												小計	環境主任技師	環境技師	環境整備員	会計年度任用職員	小計			
		部長	理事	部次長	参事	課長	主幹	課長補佐	所長	場長	主査	係長	主任								その他職員	会計年度任用職員
環境部		1	2												3						3	
環境政策課	課の総括			1		①	1	①							2						2	
	企画政策係							1				①	5	1	2	9					9	
	環境保全係										1	2	1	1	5					5		
	計			1			1	1			1	7	2	3	16					16		
廃棄物対策課	課の総括					1	1	①							2						2	
	浄化槽指導係							1			1	①	1		1	4					4	
	廃棄物指導係							1				①	2		2	5	2		1	3	8	
	計					1	1	2			1		3		3	11	2		1	3	14	
クリーン推進課	課の総括					1		1							2						2	
	ごみダイエット係							1				①	4		1	6					6	
	クリーン係									1	①	5			6	75	9	3	1	88	94	
	計					1		2			1		9		1	14	75	9	3	1	88	102
環境施設課	課の総括			1		①	1	①							2						2	
	管理係											1	2		1	4					4	
	施設係											1	3		1	5	6			6	11	
	リサイクルプラザ								①							0					0	
	奥山工場									①	1		1		1	3					3	
	吉母管理場									①	1				1	2					2	
	クリーンセンター響								①						1	1	4			4	5	
	彦島工場									①					1	1					1	
	計			1			1				2	2	6		6	18	10			10	28	
菊川総合支所 市民生活課環境衛生係						1		2				①	1		4						4	
豊田総合支所 市民生活課環境衛生係						1	1	①				①	1		4						4	
豊浦総合支所 市民生活課環境衛生係						1		2				①	1		4						4	
豊北総合支所 市民生活課環境衛生係						1	1	①			1	①	1		4						4	
合計		1	2	2	0	6	5	10	0	0	5	3	29	2	13	78	87	9	3	2	101	179

○印：事務取扱又は兼務

令和6年3月31日

II 環境の状況

1 大気

1-1 大気汚染物質に係る基準

(1) 大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。	
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成である。ただし、日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間（5 時～20 時）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であれば環境基準達成である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値（1 日を 8 時間ごとの 3 区分したときの各区分の平均値）が 20ppm 以下であること。
		長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であれば環境基準達成である。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値の年間 98%値が 35 μg/m ³ 以下であれば環境基準達成である。	
環境基準の適用除外	環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常、住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。 ①都市計画法に規定する工業専用地域 ②港湾法に規定する臨港地区 ③道路の車道部分 ④埋立地・原野・火山地帯		
備 考	①短期的評価は、連続又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する。 ②長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1 日平均値である測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値（日平均値の 2%除外値）で評価する。ただし、1 日平均値につき、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取り扱いはいしない。 ③日平均値の 2%除外値とは、1 年間に得られた日平均値を整理し、数値の高い方から 2%の範囲内にあるもの（365 日分の日平均値が得られた場合は、365×0.02≒7 日分）を除外した残りの日平均値の最高値をいう（高い方から 8 番目の値）。 ④日平均値の年間 98%値とは、1 年間の日平均値を数値の低い方から並べて 98%に相当（365 日分の日平均値が得られた場合は、365×0.98≒358 番目の値）するものをいう。 ⑤日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が、1 日のうち 4 時間を超える場合は評価対象としない。したがって、20 時間以上測定された日のみを対象とし、有効測定日という。 ⑥年間にわたって長期的に評価する場合、年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。		

(2) 炭化水素濃度の指針（光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針）

物 質	指針値	備 考
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。	ppmC：炭素原子数を基準とした百万分率をいう。 （例）メタン（CH ₄ ）の場合、1ppmが1ppmC ブタン（C ₄ H ₁₀ ）の場合、1ppmが3ppmCとなる

(3) 自動車排出ガスによる大気汚染の限度

物 質	限度値	備 考
一酸化炭素	一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値100万分の10（10ppm）とする。	下関市長は、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度を超えていると認められるときは、山口県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

1-2 大気汚染物質に係る緊急時措置（山口県大気汚染緊急時措置要綱）

(1) 硫黄酸化物に係る緊急時措置

発令、解除			減少措置	
区分	発令基準	解除基準	区分	措置内容
情 報	1時間値が0.15ppm以上であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。	左欄に掲げる状態が解消したとき。	協 力 依 頼	20%以上を目標とした自主的なばい煙量の減少
注意報	次のいずれかに該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 ①1時間値が0.2ppm以上である状態を2時間継続したとき。 ②計測値が48時間平均値で0.15ppm以上となるおそれのあるとき。	すべての測定局の1時間値が0.15ppm以下となり、0.2ppm以上になるおそれのなくなったとき。	協 力 要 請	ばい煙量を35%以上減少
第一警報	次のいずれかに該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 ①1時間値が0.2ppm以上である状態を3時間継続したとき。 ②1時間値が0.3ppm以上である状態を2時間継続したとき。 ③1時間値が0.5ppm以上の値になったとき。 ④計測値が48時間平均で0.15ppm以上となったとき。 ⑤1時間値が0.2ppm以上である状態を6時間以上継続し、気象条件からみて大気汚染がなお進行すると認められるとき。	すべての測定局の1時間値が0.15ppm以下となり、0.2ppm以上になるおそれのなくなったとき。	勸 告	ばい煙量を50%以上減少
第二警報	次のいずれかに該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 ①1時間値が0.5ppm以上である状態を3時間継続したとき。 ②1時間値が0.7ppm以上である状態を2時間継続したとき。	すべての測定局の1時間値が0.4ppm以下となり、0.5ppm以上になるおそれのなくなったとき。	命 令	ばい煙量を80%以上減少

（注）情報、注意報及び第一警報発令時における減少率は情報提供直前のばい煙排出量に対する割合を、第二警報発令時における減少率は排出許容量に対する割合をいう。

(2) 光化学オキシダントに係る緊急時措置

発令、解除			減少措置	
区分	発令基準	解除基準	区分	措置内容
情報	1 時間値が 0.10ppm 以上 0.12ppm 未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1 時間値が 0.10ppm 未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	協力依頼	20%以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少
特別情報	1 時間値が 0.12ppm 未満であって、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。	協力要請又は勧告	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を 20%以上減少
注意報	1 時間値が 0.12ppm 以上 0.40ppm 未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1 時間値が 0.12ppm 未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	協力要請	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を 20%以上減少
警報	1 時間値が 0.40ppm 以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1 時間値が 0.40ppm 未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	命令	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を 40%以上減少
(注) 情報発令時における減少率は通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。				

1-3 PM2.5に係る注意喚起の基準（PM2.5の注意喚起等に係る対応方針）

レベル	日平均予測	判断基準	行動の目安
	日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1 時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
Ⅲ	70 超	85 超	・屋外で長時間の激しい運動を控える。 ・外出をできるだけ減らす。 ・屋内換気や窓の開閉を最小限にする。 ※呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。
Ⅱ	70 以下	85 以下 ～35 超	特に行動を制約する必要はないが、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等では健康、体調の変化に注意する。
Ⅰ		35 以下	通常の行動が可能

1-4 有害大気汚染物質に係る基準

(1) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環 境 基 準（1年平均値）
ベンゼン	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
トリクロロエチレン	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
テトラクロロエチレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ジクロロメタン	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

(2) 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値（1年平均値）
アクリロニトリル	2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀及びその化合物	0.04 $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	0.025 $\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	0.006 $\mu\text{gAs}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及びその化合物	0.14 $\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下
塩化メチル	94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

1-5 K値規制の推移

	S47.1.5	S48.1.1	S49.4.1	S50.4.15	S51.9.28
下関市（彦島）	14.0	11.7	8.76	8.76	6.0
下関市（旧豊浦郡の区域を除く）	18.7	15.8			
その他の地域	22.2	22.2	17.5	17.5	17.5

1-6 大気環境常時監視地点

大気汚染常時監視局（測定開始年月）

	二酸化 硫黄	浮遊 粒子状 物質	光化学 オキシ ダント	一酸化 窒素	二酸化 窒素	一酸化 炭素	非メタン 炭化 水素	メタン 炭化 水素	微小 粒子状 物質	風向 風速	温度 湿度	日射量
小月局	S48/3	S63/11								S48/3		
長府局	S45/8	S59/11		S50/7	S50/7	H20/4	S57/3	S57/3	H25/3	S46/1	H20/4	H25/3
彦島局	S45/3	S59/3	S53/12	S53/11	S53/2		S63/11	S63/11	H24/3	S48/3		
山の田局	S48/3	S61/11	S50/7	S50/7	S50/7				H24/3	S48/3	S50/7	S50/7
豊浦局		H20/4	H20/4	H20/4	H20/4				H25/3	H20/4		

1-7 環境監視結果（大気汚染物質）

(1) 窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）

【二酸化窒素の測定結果（年平均値経年）】

（単位：ppm）

	R1	R2	R3	R4	R5
長府局	0.013	0.011	0.012	0.011	0.010
彦島局	0.013	0.011	0.011	0.012	0.011
山の田局	0.010	0.008	0.009	0.008	0.008
豊浦局	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
全国	0.008	0.007	0.007	0.007	

【窒素酸化物の測定結果（月平均値）】

（単位：ppm）

		R5									R6		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
長府局	一酸化窒素	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002
	二酸化窒素	0.011	0.009	0.009	0.009	0.007	0.007	0.009	0.011	0.012	0.011	0.012	0.010
	窒素酸化物	0.013	0.011	0.012	0.013	0.009	0.010	0.012	0.016	0.018	0.016	0.016	0.013
彦島局	一酸化窒素	0.001	0.001	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	二酸化窒素	0.011	0.011	0.012	0.010	0.007	0.008	0.009	0.012	0.012	0.011	0.012	0.012
	窒素酸化物	0.013	0.013	0.015	0.013	0.009	0.010	0.010	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013
山の田局	一酸化窒素	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
	二酸化窒素	0.008	0.007	0.008	0.008	0.006	0.006	0.008	0.009	0.010	0.009	0.009	0.008
	窒素酸化物	0.009	0.008	0.010	0.009	0.008	0.007	0.010	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009
豊浦局	一酸化窒素	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	二酸化窒素	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	窒素酸化物	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003

【窒素酸化物に係る測定結果（年次集計）および二酸化窒素に係る環境基準達成状況】

	測定 日数	測定 時間	一酸化窒素		二酸化窒素							窒素酸化物	
			年 平均値	日平均値 の年間 98%値	年 平均値	環境基準評価		日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 日数とその割合		年 平均値	日平均値 の年間 98%値
						日平均値 の年間 98%値	判定						
								(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
長府局	363	8,698	0.003	0.015	0.010	0.022	達成	0	0.0	0	0.0	0.013	0.036
彦島局	363	8,698	0.002	0.008	0.011	0.025	達成	0	0.0	0	0.0	0.013	0.030
山の田局	363	8,694	0.001	0.005	0.008	0.018	達成	0	0.0	0	0.0	0.009	0.022
豊浦局	362	8,664	0.000	0.001	0.003	0.007	達成	0	0.0	0	0.0	0.003	0.008

(2) 浮遊粒子状物質

【測定結果（年平均値経年）】 (単位：mg/m³)

	R1	R2	R3	R4	R5
小月局	0.014	0.013	0.011	0.011	0.011
長府局	0.014	0.012	0.010	0.009	0.012
彦島局	0.018	0.015	0.014	0.016	0.014
山の田局	0.014	0.016	0.012	0.012	0.013
豊浦局	0.013	0.013	0.011	0.011	0.011
全国	0.015	0.014	0.012	0.013	

【測定結果（月平均値）】 (単位：mg/m³)

	R5									R6		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小月局	0.017	0.012	0.014	0.012	0.010	0.011	0.008	0.011	0.010	0.008	0.008	0.012
長府局	0.018	0.012	0.013	0.013	0.012	0.012	0.009	0.011	0.011	0.008	0.008	0.012
彦島局	0.022	0.016	0.018	0.017	0.015	0.015	0.012	0.015	0.010	0.005	0.005	0.016
山の田局	0.021	0.015	0.016	0.014	0.014	0.013	0.009	0.011	0.010	0.008	0.008	0.013
豊浦局	0.020	0.013	0.013	0.013	0.012	0.012	0.008	0.011	0.009	0.006	0.007	0.012

【環境基準達成状況】

区分 測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1時間値 の最高値	短期的評価				長期的評価		
					1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその割合		日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続 したことの有無	判定
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
小月局	365	8,754	0.011	0.078	0	0.0	0	0.0	0.028	無	達成
長府局	363	8,749	0.012	0.083	0	0.0	0	0.0	0.027	無	達成
彦島局	364	8,759	0.014	0.086	0	0.0	0	0.0	0.031	無	達成
山の田局	364	8,748	0.013	0.385	1	0.0	0	0.0	0.034	無	達成
豊浦局	365	8,758	0.011	0.093	0	0.0	0	0.0	0.032	無	達成

(3) 光化学オキシダント

【測定結果（昼間の日最高1時間値の年平均値経年）】 (単位：ppm)

	R1	R2	R3	R4	R5
彦島局	0.044	0.047	0.047	0.048	0.047
山の田局	0.048	0.052	0.050	0.049	0.047
豊浦局	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
全国	0.047	0.046	0.047	0.046	

【測定結果（昼間の日最高1時間値の月平均値）】 (単位：ppm)

	R5									R6		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
彦島局	0.060	0.060	0.054	0.042	0.034	0.042	0.056	0.045	0.040	0.041	0.042	0.052
山の田局	0.059	0.059	0.054	0.040	0.031	0.042	0.055	0.046	0.041	0.042	0.042	0.055
豊浦局	0.062	0.060	0.057	0.044	0.033	0.044	0.057	0.049	0.045	0.044	0.047	0.057

【環境基準達成状況】

区分 測定局	昼間 測定 時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 時間数	昼間の日最高 1時間値の 平均値	判定
	(時間)	(時間)	(時間)	(ppm)	
彦島局	5,474	332	0	0.047	非達成
山の田局	5,449	358	0	0.047	非達成
豊浦局	5,471	437	0	0.050	非達成

(4) 二酸化硫黄

【測定結果（年平均値経年）】

(単位：ppm)

	R1	R2	R3	R4	R5
小月局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
長府局	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
彦島局	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
山の田局	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
全国	0.002	0.001	0.001	0.001	

【測定結果（月平均値）】

(単位：ppm)

	R5									R6		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小月局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
長府局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001
彦島局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
山の田局	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

【環境基準達成状況】

区分 測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1時間値 の最高値	短期的評価				長期的評価		
					1時間値が0.1ppm を超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを超えた 日数とその割合		日平均 値の2% 除外値	日平均値が0.04ppm を超えた日が2日 以上連続したこと の有無	判定
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
小月局	365	8,713	0.001	0.011	0	0.0	0	0.0	0.002	無	達成
長府局	364	8,720	0.001	0.008	0	0.0	0	0.0	0.003	無	達成
彦島局	364	8,718	0.002	0.037	0	0.0	0	0.0	0.004	無	達成
山の田局	357	8,581	0.001	0.013	0	0.0	0	0.0	0.003	無	達成

(5) 一酸化炭素

【測定結果（年平均値経年）】

（単位：ppm）

	R1	R2	R3	R4	R5
長府局	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3
全国	0.2	0.2	0.3	0.2	

【測定結果（月平均値）】

（単位：ppm）

	R5									R6		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長府局	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

【環境基準達成状況】

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	短期的評価		長期的評価		
					8時間値が 20ppmを 超えた回数	日平均値が 10ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	判定
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(回)	(日)	(ppm)		
長府局	365	8,723	0.3	1.1	0	0	0.4	無	達成

(6) 炭化水素（非メタン炭化水素、メタン炭化水素）

【非メタン炭化水素に係る測定結果（年平均値経年）】

（単位：ppmC）

	R1	R2	R3	R4	R5
長府局	0.09	0.06	0.08	0.08	0.08
彦島局	0.12	0.08	0.07	0.06	0.06
全市平均	0.11	0.07	0.08	0.07	0.07

【非メタン炭化水素に係る測定結果（年次集計）】

	測定時間	年平均値	6～9時 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時平均値		6～9時平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
					最高値	最低値				
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
長府局	8,700	0.08	0.11	364	0.45	0.01	44	12.1	14	3.8
彦島局	8,635	0.06	0.07	363	0.26	0.01	6	1.7	0	0.0

【炭化水素に係る測定結果（月平均値）】

（単位：ppmC）

		R5									R6		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長府局	非メタン炭化水素	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.08	0.09	0.11	0.11	0.10	0.08
	メタン炭化水素	2.02	1.98	1.99	1.94	1.91	1.96	2.02	2.06	2.13	2.18	2.12	2.10
	全炭化水素	2.08	2.06	2.06	2.02	1.98	2.03	2.10	2.15	2.24	2.29	2.22	2.18
彦島局	非メタン炭化水素	0.06	0.05	0.07	0.07	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.05	0.05
	メタン炭化水素	2.00	1.99	1.99	1.93	1.90	1.96	2.02	2.04	2.05	2.05	2.05	2.05
	全炭化水素	2.06	2.04	2.06	2.00	1.95	2.02	2.08	2.12	2.12	2.11	2.10	2.10

(7) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）【月毎の日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数】

（単位：日）

	R5									R6		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
長府局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
彦島局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山の田局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊浦局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【測定結果（月平均値）】

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

	R5									R6		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
長府局	15.7	12.2	12.0	8.2	7.1	8.0	10.7	12.6	11.5	9.3	9.4	11.9
彦島局	13.5	11.1	11.8	8.9	7.0	7.9	8.3	10.2	9.3	7.7	7.8	10.8
山の田局	13.8	10.4	10.8	7.4	7.0	7.6	8.6	9.8	9.1	7.5	7.6	10.4
豊浦局	13.3	10.9	11.3	10.2	8.9	9.3	6.7	9.1	9.0	6.7	6.3	9.3

【測定結果（年平均値経年）】

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

	R1	R2	R3	R4	R5
長府局	11.7	11.2	10.3	10.0	10.7
彦島局	12.6	11.4	10.1	10.0	9.5
山の田局	11.2	12.0	10.1	9.2	9.2
豊浦局	10.2	10.0	9.4	10.1	9.3
全国	9.8	9.5	8.3	8.8	

【環境基準達成状況】

区分 測定局	有効 測定 日数	長期的評価		判定	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
		年平均値	日平均値の 年間 98%値			
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		(日)	(%)
長府局	364	10.7	24.8	達成	0	0.0
彦島局	364	9.5	20.8	達成	0	0.0
山の田局	363	9.2	21.7	達成	0	0.0
豊浦局	363	9.3	23.5	達成	0	0.0

1-8 環境監視結果（風向別頻度割合）

（単位：%）

	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CLAM
小月局	12.6	14.7	5.1	2.9	3.8	5.9	4.1	9.9	4.2	1.8	1.6	2.8	5.3	6.7	7.9	7.5	3.2
長府局	2.9	3.9	5.7	5.8	10.3	10.4	8.7	2.2	1.8	0.9	1.9	3.6	6.2	13.5	6.6	3.7	11.9
彦島局	4.2	2.9	4.3	6.3	22.9	13.5	3.8	3.6	3.4	3.2	3.0	3.1	5.3	6.1	5.7	8.2	0.5
山の田局	2.2	2.1	4.5	14.9	17.2	5.3	1.2	0.6	0.7	1.3	1.9	5.7	6.5	5.7	3.7	4.6	21.9
豊浦局	0.5	1.5	5.5	10.2	25.0	15.3	8.7	4.9	4.4	5.3	10.5	3.5	1.7	1.2	0.6	0.6	0.6

1-9 環境監視結果（有害大気汚染物質）

【測定結果（年平均値経年）】

下 関 市 環 境 部	物質名		R2	R3	R4	R5
	アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.015	0.036	0.040	0.022
	塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.034	0.046	0.054	0.074
	塩化メチル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.6	1.7	1.6	1.5
	クロロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.16	0.15	0.17	0.17
	1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.18	0.22	0.16	0.26
	ジクロロメタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.54	1.2	0.64	0.82
	テトラクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.044	0.051	0.098	0.076
	トリクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.012	0.021	0.020	0.009
	トルエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.5	3.4	1.9	1.6
	1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.040	0.057	0.047	0.032
	ベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.71	1.0	0.75	0.67
	酸化エチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.020	0.038	0.047	0.023
	アセトアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2.5	1.3	1.3	0.82
	ホルムアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2.1	1.2	1.4	0.72
	ニッケル化合物	(ng/m^3)	3.5	2.4	2.1	3.0
	ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	1.1	1.2	1.1	0.97
	ベリリウム及びその化合物	(ng/m^3)	0.015	0.011	0.0079	0.008
	マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	14	14	9.6	9.9
	クロム及びその化合物	(ng/m^3)	4.6	3.9	4.4	4.1
	水銀及びその化合物	(ng/m^3)	1.7	1.5	1.9	1.8
	ベンゾ[a]ピレン	(ng/m^3)	0.37	0.46	0.16	0.16

※R2 より測定場所を長府東局から下関市環境部に変更

【測定結果（環境基準等達成状況）】

			平均値	最小値	最大値	環境 基準値	指針値	参考値
下 関 市 環 境 部	アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.022	0.006	0.049	—	2.0	—
	塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.074	0.002	0.18	—	10	—
	塩化メチル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.5	1.3	2.4	—	94	—
	クロロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.17	0.087	0.43	—	18	—
	1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.26	0.020	1.2	—	1.6	—
	ジクロロメタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.82	0.29	2.4	150	—	—
	テトラクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.076	0.002	0.22	200	—	—
	トリクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.009	0.002	0.021	130	—	—
	トルエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.6	0.65	3.3	—	—	—
	1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.032	0.010	0.054	—	2.5	—
	ベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.67	0.18	1.1	3	—	—
	酸化エチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.023	0.016	0.035	—	—	—
	アセトアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.82	0.21	1.4	—	120	—
	ホルムアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.72	0.24	1.3	—	—	0.8
	ニッケル化合物	(ng/m^3)	3.0	1.0	6.0	—	25	—
	ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	0.97	0.25	2.6	—	6.0	—
	ベリリウム及びその化合物	(ng/m^3)	0.008	0.005	0.025	—	—	4
	マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	9.9	3.1	21	—	140	—
	クロム及びその化合物	(ng/m^3)	4.1	1.0	11	—	—	0.25
	水銀及びその化合物	(ng/m^3)	1.8	1.3	3.4	—	40	—
	ベンゾ[a]ピレン	(ng/m^3)	0.16	0.0035	0.64	—	—	0.11

【測定結果（年平均値経年）】

角島小学校	物質名		R1	R2	R3	R4	R5
	アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.011	0.007	0.027	0.010	0.011
	塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.016	0.015	0.030	0.017	0.046
	塩化メチル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.6	1.4	1.6	1.5	1.5
	クロロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.15	0.14	0.14	0.13	0.15
	1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.18	0.19	0.20	0.12	0.21
	ジクロロメタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.63	0.53	0.93	0.55	0.73
	テトラクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.024	0.019	0.032	0.014	0.014
	トリクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.018	0.009	0.023	0.014	0.006
	トルエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	4.6	0.50	2.4	0.62	0.52
	1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.022	0.014	0.028	0.012	0.015
	ベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.62	0.41	0.56	0.44	0.43
	酸化エチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.021	0.017	0.029	0.036	0.020
	アセトアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2.8	2.6	0.96	0.57	0.71
	ホルムアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2.1	1.6	1.0	0.69	0.54
	ニッケル化合物	(ng/m^3)	2.5	2.7	1.3	1.6	2.3
	ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	1.0	1.3	0.91	0.80	0.82
	ベリリウム及びその化合物	(ng/m^3)	0.016	0.013	0.0095	0.0063	0.008
	マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	11	9.4	8.8	5.2	6.6
	クロム及びその化合物	(ng/m^3)	3.4	2.3	2.1	2.7	3.2
	水銀及びその化合物	(ng/m^3)	1.5	1.8	1.5	1.8	1.7
	ベンゾ[a]ピレン	(ng/m^3)	0.20	0.066	0.067	0.079	0.060

【測定結果（環境基準等達成状況）】

角島小学校			平均値	最小値	最大値	環境基準値	指針値	参考値
	アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.011	0.002	0.020	—	2.0	—
	塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.046	0.002	0.22	—	10	—
	塩化メチル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.5	1.1	2.1	—	94	—
	クロロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.15	0.071	0.37	—	18	—
	1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.21	0.021	0.85	—	1.6	—
	ジクロロメタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.73	0.23	2.3	150	—	—
	テトラクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.014	0.002	0.039	200	—	—
	トリクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.006	0.002	0.013	130	—	—
	トルエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.52	0.14	1.1	—	—	—
	1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.015	0.006	0.046	—	2.5	—
	ベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.43	0.092	0.81	3	—	—
	酸化エチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.020	0.015	0.030	—	—	—
	アセトアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.71	0.25	2.0	—	120	—
	ホルムアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.54	0.002	1.2	—	—	0.8
	ニッケル化合物	(ng/m^3)	2.3	0.61	4.8	—	25	—
	ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	0.82	0.14	2.7	—	6.0	—
	ベリリウム及びその化合物	(ng/m^3)	0.008	0.005	0.025	—	—	4
	マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	6.6	0.76	19	—	140	—
	クロム及びその化合物	(ng/m^3)	3.2	0.69	5.9	—	—	0.25
	水銀及びその化合物	(ng/m^3)	1.7	1.4	2.3	—	40	—
	ベンゾ[a]ピレン	(ng/m^3)	0.060	0.0022	0.24	—	—	0.11

1-10 事業場監視

(1) 大気汚染防止法及び山口県公害防止条例によるばい煙及び揮発性有機化合物の規制状況

規制対象 規制物質	大気汚染防止法	山口県公害防止条例	
	(番号は施行令別表第1の号番号)	指定工場	ばい煙に係る特定施設 (番号は規則別表第2の区分)
硫酸化合物	全ばい煙発生施設	(総量規制基準) ばい煙に係る原料・燃料の 使用量の総量が1kl/h以上 のもの	①、⑤、⑧
ばいじん	ガス、軽質油を燃料とする小型ボ イラを除く全ばい煙発生施設	無機化学工業製品製造業の 用に供する焙焼炉等	①、②、③
カドミウム及び その化合物	9の一部、14、15	全部	⑥、⑦、⑨、⑩
塩素	16、17、18、19	全部	⑥、⑨、⑩
塩化水素	13、16、17、18、19	全部	④、⑨、⑩
弗素、弗化水素及び 弗化珪素	9の一部、21の一部、20、22、23	全部	⑥、⑨、⑩
鉛及びその化合物	9の一部、14、24、25、26	全部	⑥、⑨、⑩
窒素酸化物	ガス、軽質油を燃料とする小型ボ イラを除く全ばい煙発生施設		
揮発性有機化合物	全揮発性有機化合物排出施設		
シアン化水素及び その他のシアン化合物		全部	⑥、⑦、⑨、⑩
ホルムアルデヒド		全部	⑨、⑩
硫化水素		全部	⑤、⑥
二硫化炭素		全部	⑤、⑨、⑩
ホスゲン		全部	
臭素		全部	
六価クロム		全部	⑦、⑨、⑩
タール状物質		全部	⑨、⑩
水銀及びその化合物	全水銀排出施設	全部	

(2) 大気汚染防止法「ばい煙発生施設」「揮発性有機化合物排出施設」「一般粉じん発生施設」「特定粉じん発生施設」「水銀排出施設」届出状況（令和6年3月31日現在）

区分	項 番 号	種類		大気汚染防止法	電気・ガス事業法
ばい煙 発生施設	1	ボイラー		274	5
	2	ガス発生炉		6	0
	5	金属溶解炉		25	0
	6	金属加熱炉		51	0
	9	窯業製品焼成炉		4	0
	10	無機化学工業製品等の反応炉・直火炉		2	0
	11	乾燥炉		16	0
	12	電気炉		3	0
	13	廃棄物焼却炉		10	0
	14	亜鉛精錬用焙焼炉		3	0
	21	複合肥料等製造施設		3	0
	29	ガスタービン	常用	0	2
			非常用	0	4
	30	ディーゼル機関	常用	4	29
			非常用	1	54
	31	ガス機関	常用	0	10
非常用			0	1	
施設数				402	105
工場・事業場				120	61
揮発性 有機化合物 排出施設	2	塗装施設		1	0
	施設数			1	0
	工場・事業場			1	0
一般粉じん 発生施設	2	鉱物又は土石の堆積場		38	0
	3	ベルトコンベア又はバケットコンベア		61	0
	4	破碎機又は摩砕機		37	0
	5	ふるい		10	0
	施設数			146	0
	工場・事業場			43	0
特定粉じん 発生施設	施設数			0	0
	工場・事業場			0	0
水銀 排出施設	1	石炭ボイラー		0	0
	4	亜鉛・鉛の一次精錬施設		1	0
	8	廃棄物焼却炉		4	0
	施設数			5	0
	工場・事業場			4	0

(3) 大気汚染防止法「特定粉じん排出等作業」届出状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

大気汚染防止 法施行規則別表 第七の項番号	作業の種類	令和 4 年度中の特定粉じん排出等 作業実施件数（法第 18 条の 17）		特定建築材料の種類			
		（第 1 項） 通常の場合	（第 2 項） 災害その他非常事態 発生による緊急の場合	吹付け石綿	断熱材	保温材	耐火被覆材
1	(A) 解体作業	3 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2	(B) 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、対火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	2 (0)	0 (0)		1 (0)	1 (0)	0 (0)
5	(C) 解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
6	(D) 改造・補修作業（かき落とし、切断、破砕又はその他の方法により除去）	21 (15)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	12 (9)	8 (6)
	(E) 改造・補修作業（囲い込み又は封じ込め）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(E) 作業数計		26 (15)	0 (0)	4 (0)	1 (0)	13 (9)	8 (6)
(F) 届出数計		26	0				

（注）（ ）内には作業実施件数のうち、工作物（建築物を除く）に係る内数で計上

(4) 山口県公害防止条例に基づく下関市内の指定工場許可状況

	工場名	所在地	S0x 総量 規制適用	適用条件
1	(株)ブリヂストン下関工場	長府港町 3-1	○	S0x、ガス、排水
2	(株)神戸製鋼所長府製造所	長府港町 14-1	○	S0x、ガス、排水
3	丸ーステンレス鋼管(株)	長府港町 13-1	○	排水
4	下関三井化学(株)	彦島迫町 7-1-1	○	S0x、ガス、排水、面積
5	彦島製錬(株)	彦島西山町 1-1-1	○	S0x、ガス、排水
6	三菱造船(株)	彦島江の浦町 6-16-1		排水
7	下関市筋ヶ浜終末処理場	伊崎町 2-21-1		排水
8	日清食品(株)下関工場	小月小島 1-1-12	○	面積
9	下関市彦島終末処理場	彦島福浦町 1-28-31		排水
10	下関市上下水道局長府浄水場	長府豊浦町 1-1		排水
11	キャボットジャパン(株)下関工場	彦島迫町 7-3-15	○	ガス
12	下関市環境センター奥山工場	大字井田字桑木 378	○	ガス
13	下関市山陰終末処理場	大字垢田洞の上		排水
14	下関市山陽終末処理場	乃木浜 2-2192		排水
15	下関市地方卸売市場唐戸市場	唐戸町 5-50		排水
16	下関バイオマスエナジー合同会社 (下関バイオマス発電所)	彦島迫町 7-3-50	○	S0x、ガス、排水、面積
17	長府バイオパワー合同会社 (長府バイオマス発電所)	長府扇町 10-52	○	S0x、ガス、排水、面積

(注) 適用条件

(S0x) 温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時 10m³ を超える硫黄酸化物に係るばい煙を発生し、及び排出する施設を設置する工場又は事業場。

(ガス) 全ての排出口から大気中に排出される排出ガス(燃料その他の物の燃焼に伴い発生するものに限る。)の総量が、温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時 40,000m³ 以上の工場又は事業場。

(排水) 1日当たりの平均的な排水量の総量が1,000m³ 以上の工場又は事業場。

(面積) 食料品製造業、繊維工業、パルプ・紙製造業、化学工業、石油製品製造業、電気業又はガス業に係る工場又は事業場であって、その敷地面積が30,000m² 以上のもの。

2 水質

2-1 環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（改正：令和3年10月環境省告示第62号）

項目	基準値(mg/l)	項目	基準値(mg/l)
カドミウム	≤0.003	PCB	検出されないこと
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	≤0.01
鉛	≤0.01	テトラクロロエチレン	≤0.01
六価クロム	≤0.02	1,3-ジクロロプロペン	≤0.002
ヒ素	≤0.01	チウラム	≤0.006
総水銀	≤0.0005	シマジン	≤0.003
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	≤0.02
ジクロロメタン	≤0.02	ベンゼン	≤0.01
四塩化炭素	≤0.002	セレン	≤0.01
1,2-ジクロロエタン	≤0.004	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≤10
1,1-ジクロロエチレン	≤0.1	ふっ素	≤0.8
シス1,2-ジクロロエチレン	≤0.04	ほう素	≤1
1,1,1-トリクロロエタン	≤1	1,4-ジオキサン	≤0.05
1,1,2-トリクロロエタン	≤0.006		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（下関地域に係るもの）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	≤1mg/l	≤25mg/l	≥7.5mg/l	≤20 CFU/100ml
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	≤2mg/l	≤25mg/l	≥7.5mg/l	≤300 CFU/100ml
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	≤3mg/l	≤25mg/l	≥5mg/l	≤1,000 CFU/100ml

湖沼（ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	≤3mg/l	≤5mg/l	≥7.5mg/l	≤300 CFU/100ml

湖沼（イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く）水産1種水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの	≤0.2mg/l	≤0.01mg/l

海域（ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (D _O)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	≤2mg/l	≥7.5mg/l	≤20 CFU/100ml	検出されな いこと

海域（イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	≤0.2mg/l	≤0.02mg/l
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	≤0.3mg/l	≤0.03mg/l

(注)

- 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう)
- 水産1級(河川) : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級(河川)及び水産3級の
水産生物用
- 〃 (湖沼) : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級(湖沼)及び水産3級の
水産生物用
- 〃 (海域) : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級(海域)の水産生物用
- 水産2級(河川) : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 〃 (湖沼) : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
- 〃 (海域) : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 水産3級(河川) : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 〃 (湖沼) : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 水産1種(湖沼) : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- 〃 (海域) : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- 水産2種(湖沼) : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 〃 (海域) : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- 水産3種(湖沼) : コイ、フナ等の水産生物用
- 〃 (海域) : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

(3) 下関市域における公共用水域の水域類型の指定（環境基準の類型指定）

水域	対象基準項目	類型	達成期間	範囲	指定年月日
川棚川水系	河川	A	イ	新井手堰より上流域	S58. 4. 12
	河川	B	イ	新井手堰より下流域	
綾羅木川水系	河川	A	ロ	観月橋より上流域	S50. 3. 31
	河川	B	ロ	観月橋より下流域	
友田川水系	河川	A	ロ	山陰本線鉄橋より上流域	
	河川	B	ロ	山陰本線鉄橋より下流域	
武久川水系	河川	B	ハ	全域	
木屋川水系	河川	A	ロ	吉田堰より上流域	S47. 6. 15
	河川	B	ロ	吉田堰より下流域	
粟野川水系	河川	AA	イ	蓋之井川	S50. 3. 31
	河川	A	イ	粟野川	
豊田湖	湖沼（ア）	A	ハ	全域	S62. 4. 21
	湖沼（イ）	II	二		H10. 3. 13
響灘及び周防灘	海域（ア）	A	イ	下関地先の響灘、周防灘側の海域	S49. 5. 13
	海域（イ）	II	イ		H 9. 4. 28
豊浦・豊北地先	海域（ア）	A	イ	豊浦・豊北地先の海域	S57. 4. 6
	海域（イ）	I	イ		H 9. 10. 31

（注）達成期間欄の「イ」は直ちに、「ロ」は5年以内で可及的速やかに、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示し、「二」は段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める、を示す。

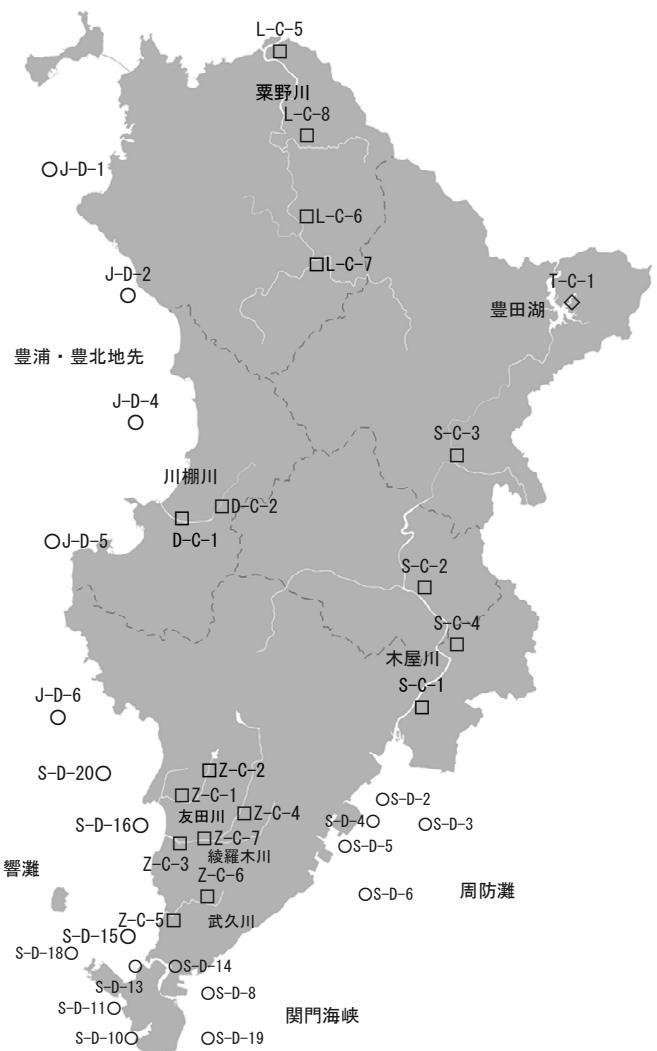
2-2 下関市公共用水域水質環境基準監視地点

河 川									
河川名	地点番号	名称	類型	統一地点番号	河川名	地点番号	名称	類型	統一地点番号
川棚川	D-C-①	下村大橋	B	59-01	木屋川	S-C-①	豊厚橋	B	9-01
	D-C-②	上畔橋	A	60-01		S-C-4	吉田堰	A	10-51
綾羅木川	Z-C-③	望洋橋	B	47-01		S-C-②	豊東橋	A	10-01
	Z-C-④	石原橋	A	48-01		S-C-③	鳴瀬橋	A	10-02
	Z-C-7	観月橋	A	48-51	栗野川	L-C-⑤	郷の橋	A	51-01
友田川	Z-C-①	安永橋	B	49-01		L-C-⑥	滑川合流点	A	51-02
	Z-C-②	胡麻多橋	A	50-01		L-C-⑦	出合橋	A	51-03
武久川	Z-C-⑤	汐入橋	B	46-01		L-C-⑧	蓋之井川合流点上流	AA	52-01
	Z-C-⑥	生野橋	B	46-02					

湖 沼				
湖沼名	地点番号	位置（座標）	類型	統一地点番号
豊田湖	T-C-①	N34° 14' 35" E131° 07' 33"	A, II	504-01

海 域				
海域名	地点番号	位置（座標）	類型	統一地点番号
響灘及び周防灘水域	S-D-2	N34° 01' 24" E131° 01' 55"	A, II	633-52
	S-D-③	N34° 00' 20" E131° 03' 22"	A, II	633-01
	S-D-4	N34° 00' 18" E131° 01' 45"	A, II	633-53
	S-D-5	N34° 00' 22" E131° 00' 33"	A, II	633-54
	S-D-⑥	N33° 59' 09" E131° 00' 42"	A, II	633-02
	S-D-8	N33° 56' 48" E130° 55' 55"	A, II	633-56
	S-D-10	N33° 55' 10" E130° 54' 00"	A, II	633-58
	S-D-11	N33° 56' 10" E130° 53' 34"	A, II	633-59
	S-D-13	N33° 57' 09" E130° 53' 57"	A, II	633-61
	S-D-14	N33° 56' 59" E130° 55' 05"	A, II	633-62
	S-D-⑮	N33° 57' 40" E130° 53' 36"	A, II	633-03
	S-D-16	N34° 00' 40" E130° 54' 29"	A, II	633-63
	S-D-18	N33° 57' 18" E130° 52' 00"	A, II	633-65
	S-D-19	N33° 54' 46" E130° 55' 23"	A, II	633-66
	S-D-⑳	N34° 01' 33" E130° 53' 32"	A, II	633-04
豊浦・豊北地先水域	J-D-①	N34° 17' 42" E130° 50' 51"	A, I	658-01
	J-D-②	N34° 14' 12" E130° 52' 51"	A, I	658-02
	J-D-④	N34° 11' 42" E130° 53' 21"	A, I	658-03
	J-D-⑤	N34° 08' 12" E130° 49' 51"	A, I	658-04
	J-D-⑥	N34° 03' 12" E130° 51' 51"	A, I	658-05

（注）地点番号の○は基準点



2-3 河川の環境監視結果

(1) 主要河川の水質調査結果①（令和5年4月～令和6年3月）

測定 地点		川棚川 上坪橋A (D-C-2)					川棚川 下村大橋B (D-C-1)					
測定項目		測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH		8.0	7.7	～	8.4	0 / 12	7.6	7.3	～	7.8	0 / 12
	DO	(mg/l)	9.7	8.1	～	11	0 / 12	9.2	6.3	～	11	0 / 12
	BOD	(mg/l)	0.6	<0.5	～	0.8	0 / 12	0.6	<0.5	～	0.7	0 / 12
	(75%値)		(0.6)					(0.7)				
	COD	(mg/l)						3.2	2.3	～	4.8	/ 6
	SS	(mg/l)	1	<1	～	0.3	0 / 12	5	<1	～	16	0 / 12
	大腸菌数	(CFU/100ml)	159	10	～	480	1 / 4	392	57	～	850	0 / 4
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)						ND	ND			/ 2
	全 窒 素	(mg/l)						0.69	0.4	～	1.2	/ 6
健康項目	全 燐	(mg/l)						0.11	0.02	～	0.27	/ 6
	全 亜 鉛	(mg/l)	0.002	0.002			/ 1	0.006	0.002	～	0.009	/ 2
	カドミウム	(mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 2
	シ ア ン	(mg/l)						ND	ND			0 / 2
	鉛	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2
	クロム(六価)	(mg/l)						<0.02	<0.02			0 / 2
	ヒ 素	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2
	総 水 銀	(mg/l)						<0.0005	<0.0005			0 / 4
	アルキル水銀	(mg/l)						ND	ND			0 / 4
健康項目	PCB	(mg/l)						ND	ND			0 / 2
	ジクロロメタン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	四塩化炭素	(mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 2
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)						<0.0004	<0.0004			0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)						<0.0006	<0.0006			0 / 2
	トリクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
健康項目	テトラクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 2
	チウラム	(mg/l)						<0.0006	<0.0006			0 / 1
	シマジン	(mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 1
	チオベンカルブ	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	ベンゼン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	セ レ ン	(mg/l)						<0.002	<0.002			0 / 2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)						0.6	0.29	～	0.91	0 / 2
	ふ っ 素	(mg/l)	0.1	<0.1	～	0.1	0 / 2					
その他の項目	ほ う 素	(mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 2					
	1,4-ジオキサン	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2
	銅	(mg/l)						<0.01	<0.01			/ 1
	鉄(溶解性)	(mg/l)						<0.1	<0.1			/ 1
	マンガン(溶解性)	(mg/l)						0.01	0.01			/ 1
	クロム	(mg/l)						<0.04	<0.04			/ 1
	亜硝酸性窒素	(mg/l)						<0.01	<0.01			/ 2
	塩素イオン	(mg/l)						3.2E+02	3.9E+01	～	1.0E+03	/ 4
	陰イオン界面活性剤	(mg/l)						0.02	<0.01	～	0.02	/ 2
クロロホルム	(mg/l)						<0.005	<0.005			/ 2	
トルエン	(mg/l)						<0.005	<0.005			/ 2	
キシレン	(mg/l)						<0.005	<0.005			/ 2	
トリハロメタン生成能	(mg/l)											

(注)

・「A」「B」は生活環境項目

環境基準の類型A・Bを示す。

・「m」は環境基準を超えた回数

「n」は測定回数

・空欄は環境基準が定められていない。

・塩素イオン欄における 6.1E+03 は、 $6.1 \times 10^3 = 6100$ を、
3.4E+04 は、 $3.4 \times 10^4 = 34000$ を示す。

・75%値は、n 個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき 0.75×n 番目にくる数値

生活環境の保全に関する環境

基準は、公共用水域が通常の

状態のもとにあるときに測定する

こととなっており、全窒素及び

全燐以外の環境基準値は日間

平均値として定められているので

測定されたデータが、通常の

状態以外のもので測定された

データを除き、すべて環境基準

値を満足することをもって環境

基準が達成されていると考える。

しかし、低水量、低水位等の把握

は困難であり、運用上、BOD につい

ては、測定されたデータの年間データ

のうち 75%以上のデータが基準値を

満足することをもって、環境基準に

適合しているとみなすこととしている。

測 定 地 点		綾羅木川 石原橋 A (Z-C-4)					綾羅木川 親月橋 A (Z-C-7)					綾羅木川 望洋橋 B (Z-C-3)					
測定項目		平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	
生活環境項目	pH	7.8	7.4	～	9.1	1 / 12	7.8	7.3	～	8.6	1 / 12	7.7	7.2	～	8.0	0 / 12	
	DO (mg/l)	9.7	7.7	～	12	0 / 12	10	8.9	～	12	0 / 12	8.2	5.7	～	11	0 / 12	
	BOD (75%値) (mg/l)	0.7 (0.7)	0.5	～	1.1	0 / 12	0.8 (0.7)	0.5	～	2.0	0 / 12	0.7 (0.6)	<0.5	～	1.3	0 / 12	
	COD (mg/l)											2.6	2.0	～	3.9	/ 6	
	SS (mg/l)	2	<1	～	4	0 / 12	3	<1	～	11	0 / 12	2	<1	～	8	0 / 12	
	大腸菌数 (CFU/100ml)	167	70	～	400	0 / 4	247	57	～	430	2 / 4	66	26	～	110	0 / 4	
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)											ND	ND			/ 2	
	全 窒 素 (mg/l)											1.3	0.95	～	2.1	/ 6	
	全 燐 (mg/l)											0.066	0.053	～	0.081	/ 6	
全 亜 鉛 (mg/l)	0.004	0.004			/ 1	0.008	0.008			/ 1	0.011	0.01	～	0.012	/ 2		
健康項目	カドミウム (mg/l)											<0.0003	<0.0003			0 / 2	
	シアン (mg/l)											ND	ND			0 / 2	
	鉛 (mg/l)											<0.005	<0.005			0 / 2	
	クロム(六価) (mg/l)											<0.02	<0.02			0 / 2	
	ヒ素 (mg/l)											<0.005	<0.005			0 / 2	
	総水銀 (mg/l)											<0.0005	<0.0005			0 / 4	
	アルキル水銀 (mg/l)											ND	ND			0 / 4	
	PCB (mg/l)											ND	ND			0 / 2	
	ジクロロメタン (mg/l)											<0.001	<0.001			0 / 2	
	四塩化炭素 (mg/l)											<0.0002	<0.0002			0 / 2	
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)											<0.0004	<0.0004			0 / 2	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)											<0.001	<0.001			0 / 2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)											<0.001	<0.001			0 / 2	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)											<0.001	<0.001			0 / 2	
	1,1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)											<0.0006	<0.0006			0 / 2	
	トリクロロエチレン (mg/l)											<0.001	<0.001			0 / 2	
	テトラクロロエチレン (mg/l)											<0.001	<0.001			0 / 2	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)											<0.0002	<0.0002			0 / 2	
	チウラム (mg/l)											<0.0006	<0.0006			0 / 1	
	シマジン (mg/l)											<0.0003	<0.0003			0 / 1	
	チオベンカルブ (mg/l)											<0.001	<0.001			0 / 1	
	ベンゼン (mg/l)											<0.001	<0.001			0 / 2	
	セレン (mg/l)											<0.002	<0.002			0 / 2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)											1.09	0.68	～	1.50	0 / 2		
ふっ素 (mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 2												
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 2												
1,4-ジオキサン (mg/l)												<0.005	<0.005			0 / 2	
その他の項目	銅 (mg/l)											<0.01	<0.01			/ 1	
	鉄(溶解性) (mg/l)											<0.1	<0.1			/ 1	
	マンガン(溶解性) (mg/l)											0.03	0.03			/ 1	
	クロム (mg/l)											<0.04	<0.04			/ 1	
	亜硝酸性窒素 (mg/l)											0.02	0.02			/ 2	
	塩素イオン (mg/l)											5.4E+03	2.3E+03	～	1.2E+04	/ 4	
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)											0.02	0.01	～	0.03	/ 2	
	クロロホルム (mg/l)											<0.005	<0.005			/ 2	
	トルエン (mg/l)											<0.005	<0.005			/ 2	
	キシレン (mg/l)											<0.005	<0.005			/ 2	
	トリハロメタン生成能 (mg/l)																

(1) 主要河川の水質調査結果②（令和5年4月～令和6年3月）

測定項目		友田川 胡麻多橋 A (Z-C-2)				友田川 安永橋 B (Z-C-1)			
		平均値	最小値	～	最大値	平均値	最小値	～	最大値
生活環境項目	pH	8.2	7.5	～	8.7	7.7	7.4	～	7.9
	DO (mg/l)	10	8.3	～	13	7.5	4.7	～	9.9
	BOD (75%値) (mg/l)	0.6 (0.5)	<0.5	～	0.8	0.9 (1.0)	<0.5	～	1.7
	COD (mg/l)					2.7	2.4	～	2.9
	SS (mg/l)	1	<1	～	3	3	1	～	7
	大腸菌数 (CFU/100ml)	188	10	～	280	1033	190	～	2400
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)					ND	ND		
	全窒素 (mg/l)					1.6	0.9	～	2.3
	全燐 (mg/l)					0.099	0.040	～	0.18
	全亜鉛 (mg/l)	0.003	0.003			0.011	0.01	～	0.011
健康項目	カドミウム (mg/l)					<0.003	<0.003		
	シアン (mg/l)					ND	ND		
	鉛 (mg/l)					<0.005	<0.005		
	クロム(六価) (mg/l)					<0.02	<0.02		
	ヒ素 (mg/l)					<0.005	<0.005		
	総水銀 (mg/l)					<0.0005	<0.0005		
	アルキル水銀 (mg/l)					ND	ND		
	PCB (mg/l)					ND	ND		
	ジクロロメタン (mg/l)					<0.001	<0.001		
	四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002		
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001		
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.001	<0.001		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006		
	トリクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001		
	テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001		
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)					<0.0002	<0.0002		
	チウラム (mg/l)					<0.0006	<0.0006		
	シマジン (mg/l)					<0.0003	<0.0003		
その他の項目	チオベンカルブ (mg/l)					<0.001	<0.001		
	ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001		
	セレン (mg/l)					<0.002	<0.002		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.93	0.35	～	1.5
	ふっ素 (mg/l)	0.1	<0.1	～	0.1				
	ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1						
	1,4-ジオキサン (mg/l)					<0.005	<0.005		
	銅 (溶解性) (mg/l)					<0.01	<0.01		
	鉄 (溶解性) (mg/l)					<0.1	<0.1		
	マンガン (溶解性) (mg/l)					0.07	0.07		
その他の項目	クロム (mg/l)					<0.04	<0.04		
	亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.03	0.01	～	0.04
	塩素イオン (mg/l)					8.8E+03	4.6E+03	～	1.4E+04
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)					0.09	<0.01	～	0.17
	クロロホルム (mg/l)					<0.005	<0.005		
	トルエン (mg/l)					<0.005	<0.005		
	キシレン (mg/l)					<0.005	<0.005		
	トリハロメタン生成能 (mg/l)								
	銅 (mg/l)					<0.01	<0.01		
	鉄 (mg/l)					<0.1	<0.1		
その他の項目	マンガン (mg/l)					0.02	0.02		
	クロム (mg/l)					<0.04	<0.04		
	亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.02	0.01	～	0.02
	塩素イオン (mg/l)					5.7E+03	2.7E+03	～	8.5E+03
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)					0.04	0.03	～	0.04
	クロロホルム (mg/l)					<0.005	<0.005		
	トルエン (mg/l)					<0.005	<0.005		
	キシレン (mg/l)					<0.005	<0.005		
	トリハロメタン生成能 (mg/l)								
	銅 (mg/l)					<0.01	<0.01		
その他の項目	鉄 (mg/l)					<0.1	<0.1		
	マンガン (mg/l)					0.02	0.02		
	クロム (mg/l)					<0.04	<0.04		
	亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.02	0.01	～	0.02
	塩素イオン (mg/l)					5.7E+03	2.7E+03	～	8.5E+03
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)					0.04	0.03	～	0.04
	クロロホルム (mg/l)					<0.005	<0.005		
	トルエン (mg/l)					<0.005	<0.005		
	キシレン (mg/l)					<0.005	<0.005		
	トリハロメタン生成能 (mg/l)								

(1) 主要河川の水質調査結果③（令和5年4月～令和6年3月）

測定地点		木屋川 豊東橋A (S-C-2)				木屋川 鳴瀬橋A (S-C-3)					
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	7.9	7.5	～	8.4	0 / 12	8.2	7.7	～	8.7	3 / 12
	DO (mg/l)	10	7.6	～	13	0 / 12	9.8	7.4	～	12	1 / 12
	BOD (75%値) (mg/l)	0.6 (0.7)	<0.5	～	0.8	0 / 12	0.6 (0.6)	<0.5	～	0.9	0 / 12
	COD (mg/l)										
	SS (mg/l)	3	1	～	7	0 / 12	3	<1	～	5	0 / 12
	大腸菌数 (CFU/100ml)	84	55	～	130	0 / 4	125	50	～	230	0 / 4
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)										
	全窒素 (mg/l)										
健康項目	全燐 (mg/l)										
	全亜鉛 (mg/l)	0.004	0.004			/ 1	0.007	0.007			/ 1
	カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 1	<0.0003	<0.0003			0 / 1
	シアン (mg/l)	ND	ND			0 / 1	ND	ND			0 / 1
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 1	<0.005	<0.005			0 / 1
	クロム(六価) (mg/l)	<0.02	<0.02			0 / 1	<0.02	<0.02			0 / 1
	ヒ素 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 1	<0.005	<0.005			0 / 1
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005			0 / 1	<0.0005	<0.0005			0 / 1
	アルキル水銀 (mg/l)	ND	ND			0 / 1	ND	ND			0 / 1
	PCB (mg/l)						ND	ND			0 / 1
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 1	<0.0002	<0.0002			0 / 1
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004			0 / 1	<0.0004	<0.0004			0 / 1
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 1	<0.0006	<0.0006			0 / 1
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 1	<0.0002	<0.0002			0 / 1
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 1	<0.0006	<0.0006			0 / 1
	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 1	<0.0003	<0.0003			0 / 1
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	セレン (mg/l)	<0.002	<0.002			0 / 1	<0.002	<0.002			0 / 1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.34	0.34			0 / 1	0.34	0.34			0 / 1
	ふっ素 (mg/l)	0.1	<0.1	～	0.1	0 / 2	<0.1	<0.1			0 / 1
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 1	<0.1	<0.1			0 / 1	
1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 1	<0.005	<0.005			0 / 1	
その他の項目	銅 (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1	<0.01	<0.01			/ 1
	鉄(溶解性) (mg/l)	0.2	0.2			/ 1	0.1	0.1			/ 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)	0.01	0.01			/ 1	0.01	0.01			/ 1
	クロム (mg/l)	<0.04	<0.04			/ 1	<0.04	<0.04			/ 1
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1	<0.01	<0.01			/ 1
	塩素イオン (mg/l)										
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)										
	クロロホルム (mg/l)	<0.005	<0.005			/ 2					/ 2
	トルエン (mg/l)	<0.005	<0.005			/ 2					/ 2
	キシレン (mg/l)	<0.005	<0.005			/ 2					/ 2
	トリハロメタン生成能 (mg/l)										

測定地点		木屋川 吉田堰A (S-C-4)				木屋川 豊厚橋B (S-C-1)					
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	7.8	7.5	～	8.3	0 / 12	7.4	7.2	～	7.7	0 / 12
	DO (mg/l)	9.8	8.1	～	13	0 / 12	8.0	5.1	～	11	0 / 12
	BOD (75%値) (mg/l)	0.7 (0.8)	0.5	～	0.9	0 / 12	0.7 (0.7)	<0.5	～	1.3	0 / 12
	COD (mg/l)							2.2	～	3.5	/ 6
	SS (mg/l)	4	<1	～	14	0 / 12	13	1	～	52	2 / 12
	大腸菌数 (CFU/100ml)	93	59	～	150	0 / 4	81	30	～	140	0 / 4
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)						ND	ND			/ 2
	全窒素 (mg/l)						0.78	0.6	～	1.3	/ 6
健康項目	全燐 (mg/l)						0.065	0.03	～	0.09	/ 6
	全亜鉛 (mg/l)	0.005	0.005			/ 1	0.006	0.005	～	0.006	/ 2
	カドミウム (mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 2
	シアン (mg/l)						ND	ND			0 / 2
	鉛 (mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2
	クロム(六価) (mg/l)						<0.02	<0.02			0 / 2
	ヒ素 (mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2
	総水銀 (mg/l)						<0.0005	<0.0005			0 / 4
	アルキル水銀 (mg/l)						ND	ND			0 / 4
	PCB (mg/l)						ND	ND			0 / 2
	ジクロロメタン (mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	四塩化炭素 (mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 2
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)						<0.0004	<0.0004			0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)						<0.0006	<0.0006			0 / 2
	トリクロロエチレン (mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	テトラクロロエチレン (mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 2
	チウラム (mg/l)						<0.0006	<0.0006			0 / 1
	シマジン (mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 1
	チオベンカルブ (mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	ベンゼン (mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	セレン (mg/l)						<0.002	<0.002			0 / 2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)						0.51	0.21	～	0.8	0 / 2
	ふっ素 (mg/l)										
ほう素 (mg/l)											
1,4-ジオキサン (mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2	
その他の項目	銅 (mg/l)						<0.01	<0.01			/ 1
	鉄(溶解性) (mg/l)						<0.1	<0.1			/ 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)						0.01	0.01			/ 1
	クロム (mg/l)						<0.04	<0.04			/ 1
	亜硝酸性窒素 (mg/l)						<0.01	<0.01			/ 2
	塩素イオン (mg/l)						5.4E+03	2.6E+03	～	8.8E+03	/ 4
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)						0.03	<0.01	～	0.05	/ 2
	クロロホルム (mg/l)										
	トルエン (mg/l)										
	キシレン (mg/l)										
	トリハロメタン生成能 (mg/l)										

(1) 主要河川の水質調査結果④（令和5年4月～令和6年3月）

測 定 地 点		栗野川 釜之井川合流点上流A A (L-C-8)					栗野川 郷の橋A (L-C-5)					
測定項目		測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH		8.1	7.6	～	8.4	0 / 6	7.6	7.5	～	7.8	0 / 6
	DO	(mg/l)	9.9	7.9	～	12	0 / 6	9.2	7.2	～	11	1 / 6
	BOD	(mg/l)	<0.5		<0.5		0 / 6	0.6	<0.5	～	0.9	0 / 6
	(75%値)		(<0.5)					(0.9)				
	COD	(mg/l)						2.3	1.6	～	2.9	/ 6
	SS	(mg/l)	<1		<1		0 / 6	2	1	～	3	0 / 6
	大腸菌数	(CFU/100ml)	96	40	～	180	4 / 4	127	99	～	160	0 / 4
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)						ND	ND			/ 2
	全窒素	(mg/l)						0.47	0.29	～	0.82	/ 6
健康項目	全燐	(mg/l)						0.029	0.01	～	0.059	/ 6
	全亜鉛	(mg/l)	<0.001		<0.001		/ 1	0.004		0.004		/ 1
	カドミウム	(mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 1
	シアン	(mg/l)						ND	ND			0 / 1
	鉛	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 1
	クロム(六価)	(mg/l)						<0.02	<0.02			0 / 1
	ヒ素	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 1
	総水銀	(mg/l)						<0.0005	<0.0005			0 / 1
	アルキル水銀	(mg/l)						ND	ND			0 / 1
健康項目	PCB	(mg/l)										
	ジクロロメタン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	四塩化炭素	(mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 1
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)						<0.0004	<0.0004			0 / 1
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)						<0.0006	<0.0006			0 / 1
	トリクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	テトラクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 1
	チウラム	(mg/l)						<0.0006	<0.0006			0 / 1
	シマジン	(mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 1
	チオベンカルブ	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	ベンゼン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
	セレン	(mg/l)						<0.002	<0.002			0 / 1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)										
	ふっ素	(mg/l)										
	ほう素	(mg/l)										
1,4-ジオキサン	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 1	
その他の項目	銅	(mg/l)						<0.01	<0.01			/ 1
	鉄(溶解性)	(mg/l)						<0.1	<0.1			/ 1
	マンガン(溶解性)	(mg/l)						0.01	0.01			/ 1
	クロム	(mg/l)										
	亜硝酸性窒素	(mg/l)										
	塩素イオン	(mg/l)						1.5E+03	8.2E+01	～	3.2E+03	/ 4
	陰イオン界面活性剤	(mg/l)										
	クロロホルム	(mg/l)						<0.005	<0.005			/ 2
	トルエン	(mg/l)						<0.005	<0.005			/ 2
	キシレン	(mg/l)						<0.005	<0.005			/ 2
トリハロメタン生成能	(mg/l)											

測 定 地 点		栗野川 滑川合流点A (L-C-6)					栗野川 出合橋A (L-C-7)				
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	8.3	8.0	～	8.6	1 / 6	8.3	8.1	～	8.7	1 / 6
	DO (mg/l)	10	8.3	～	12	0 / 6	10	8.2	～	12	0 / 6
	BOD (75%値) (mg/l)	0.6 (0.7)	<0.5	～	0.7	0 / 6	0.6 (0.6)	<0.5	～	0.7	0 / 6
	COD (mg/l)										
	SS (mg/l)	2	<1	～	5	0 / 6	1	<1	～	2	0 / 6
	大腸菌数 (CFU/100ml)	133	73	～	210	0 / 4	107	52	～	170	0 / 4
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)										
	全 窒 素 (mg/l)										
	全 燐 (mg/l)										
	全 亜 鉛 (mg/l)	0.004	0.004			/ 1	0.004	0.004			/ 1
健康項目	カドミウム (mg/l)										
	シ ア ン (mg/l)										
	鉛 (mg/l)										
	クロム(六価) (mg/l)										
	ヒ 素 (mg/l)										
	総 水 銀 (mg/l)										
	アルキル水銀 (mg/l)										
	PCB (mg/l)										
	ジクロロメタン (mg/l)										
	四塩化炭素 (mg/l)										
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)										
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)										
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)										
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)										
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)										
	トリクロロエチレン (mg/l)										
	テトラクロロエチレン (mg/l)										
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)										
	チウラム (mg/l)										
	シマジン (mg/l)										
チオベンカルブ (mg/l)											
ベンゼン (mg/l)											
セ レ ン (mg/l)											
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)											
ふ っ 素 (mg/l)						<0.1	<0.1			0 / 2	
ほ う 素 (mg/l)						<0.1	<0.1			0 / 2	
1,4-ジオキサン (mg/l)											
その他の項目	銅 (mg/l)										
	鉄(溶解性) (mg/l)										
	マンガン(溶解性) (mg/l)										
	クロム (mg/l)										
	亜硝酸性窒素 (mg/l)										
	塩素イオン (mg/l)										
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)										
	クロロホルム (mg/l)										
	トルエン (mg/l)										
	キシレン (mg/l)										
トリハロメタン生成能 (mg/l)											

(2) 湖沼の水質調査結果（令和5年4月～令和6年3月）

測 定 地 点		豊田湖 表層 (T-C-1)				豊田湖 中層 (T-C-1)				豊田湖 下層 (T-C-1)						
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	8.2	7.3	～	9.2	4 / 12	7.8	7.3	～	8.9	1 / 12	7.5	6.8	～	8.8	1 / 12
	DO (mg/l)	9.1	6.1	～	12	4 / 12	7.9	4.9	～	11	6 / 12	7.2	2.8	～	11	7 / 12
	BOD (mg/l)															
	COD (mg/l)	3.1	2.6	～	4.1	7 / 12	3.4	2.7	～	4.6	8 / 12	3.4	2.7	～	5	9 / 12
	(75%値)	(3.2)					(3.6)					(3.6)				
	SS (mg/l)	2	<1	～	4	0 / 12	4	2	～	9	2 / 12	5	2	～	11	5 / 12
	大腸菌数 (CFU/100ml)	16	<1	～	40	0 / 4	13	<1	～	23	0 / 4	15	11	～	18	0 / 4
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)															
	全 窒 素 (mg/l)	0.39	0.16	～	0.85	9 / 12										
全 燐 (mg/l)	0.012	0.007	～	0.017	7 / 12											
全 亜 鉛 (mg/l)	0.003	0.003			0 / 1											
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 1										
	シ ア ン (mg/l)	ND	ND			0 / 1										
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 1										
	クロム(六価) (mg/l)	<0.02	<0.02			0 / 1										
	ヒ 素 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2										
	総 水 銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005			0 / 1										
	アルキル水銀 (mg/l)	ND	ND			0 / 1										
	PCB (mg/l)	ND	ND			0 / 1										
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1										
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 1										
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004			0 / 1										
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1										
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1										
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1										
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 1										
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1										
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1										
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 1										
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 1										
	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 1										
チオベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1											
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1											
セ レ ン (mg/l)	<0.002	<0.002			0 / 1											
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.02	0.02			0 / 1											
ふ っ 素 (mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 1											
ほ う 素 (mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 1											
1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 1											
その他の項目	銅 (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1										
	鉄(溶解性) (mg/l)	<0.1	<0.1			/ 1										
	マンガン(溶解性) (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1										
	クロム (mg/l)	<0.04	<0.04			/ 1										
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1										
	塩素イオン (mg/l)															
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)															
	クロロホルム (mg/l)	<0.005	<0.005			/ 2										
	トルエン (mg/l)	<0.005	<0.005			/ 2										
	キシレン (mg/l)	<0.005	<0.005			/ 2										
トリハロメタン生成能 (mg/l)																

(3) その他の河川（小河川等）の水質調査結果

採水年月日 左側：令和5年4月4日
右側：令和5年10月24日・11月9日

		浜田川		神田川		梶栗川		西田川		八幡川		印内川		塩見川	
生活環境項目	pH	8.0	7.3	8.2	7.0	7.8	7.5	8.9	8.0	8.5	8.2	8.4	8.1	8.2	7.8
	DO (mg/l)	10	6.7	8.3	4.0	11	7.8	9.7	9.2	10	10	10	12	11	10
	BOD (mg/l)	2.3	0.9	0.6	1.8	0.6	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7	0.6	<0.5	1.2	0.6
	COD (mg/l)	4.1	2.5	3.0	2.3	3.5	3.5	3.6	3.7	2.9	2.9	3.9	2.9	2.8	2.0
	SS (mg/l)	13	5	4	7	7	10	2	2	4	1	1	2	1	<1
	全窒素 (mg/l)	0.95	0.88	0.20	0.40	1.4	1.1	0.70	0.79	0.44	0.5	1.3	1.3	1.1	1.0
	全リン (mg/l)	0.12	0.1	0.047	0.084	0.12	0.11	0.073	0.11	0.009	0.022	0.18	0.18	0.22	0.30
健康項目	全亜鉛 (mg/l)		0.005		<0.001		0.014		<0.001		<0.001		0.003		<0.001
	カドミウム (mg/l)		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003
	シアン (mg/l)		ND		ND		ND		ND		ND		ND		ND
	鉛 (mg/l)		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005
	クロム(六価) (mg/l)		<0.02		<0.02		<0.02		<0.02		<0.02		<0.02		<0.02
	ヒ素 (mg/l)		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005
	総水銀 (mg/l)		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005
	アルキル水銀 (mg/l)		ND		ND		ND		ND		ND		ND		ND
	セレン (mg/l)		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.31		0.06		0.39		0.44		0.34		1.1		0.69
	ふっ素 (mg/l)		0.3		0.1		0.5		0.1		<0.1		0.2		0.2
	ほう素 (mg/l)		1.3		<0.1		2.7		<0.1		<0.1		0.1		0.6
その他の項目	銅 (mg/l)		<0.01		<0.01		<0.01		<0.01		0.01		<0.01		<0.01
	鉄(溶解性) (mg/l)		0.1		0.1		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1		<0.1
	マンガン(溶解性) (mg/l)		0.23		0.41		0.06		0.01		<0.01		<0.01		<0.01
	クロム (mg/l)		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04
	塩素イオン (mg/l)		2600		42		10000		210		24		300		2100
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)		0.03		0.01		0.04		0.02		0.01		0.02		0.09
		前田川		田中川		福清川		本郷川		堂道川		水尻川		吉永川	
生活環境項目	pH	8.6	8.1	8.7	8.5	8.7	8.1		8.2		7.0		7.7		8.1
	DO (mg/l)	9.8	10	13	11	10	9.0		10		7.0		9.2		9.7
	BOD (mg/l)	0.9	0.6	0.6	<0.5	0.8	1.2		<0.5		1.5		2.9		0.8
	COD (mg/l)	3.6	3.2	2.6	2.2	3.1	2.7		1.5		4.3		5.3		3.2
	SS (mg/l)	<1	3	<1	1	1	1		<1		1		1		1
	全窒素 (mg/l)	4.5	4.2	0.81	0.92	1.0	1.0		0.34		0.61		0.46		0.92
	全リン (mg/l)	0.095	0.10	0.069	0.095	0.076	0.11		0.037		0.16		0.067		0.15
健康項目	全亜鉛 (mg/l)		0.001		0.001		0.015								
	カドミウム (mg/l)		<0.0003		<0.0003		<0.0003								
	シアン (mg/l)		ND		ND		ND								
	鉛 (mg/l)		<0.005		<0.005		<0.005								
	クロム(六価) (mg/l)		<0.02		<0.02		<0.02								
	ヒ素 (mg/l)		<0.005		<0.005		<0.005								
	総水銀 (mg/l)		<0.0005		<0.0005		<0.0005								
	アルキル水銀 (mg/l)		ND		ND		ND								
	セレン (mg/l)		<0.002		<0.002		<0.002								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)		3.8		0.85		0.88								
	ふっ素 (mg/l)		0.2		0.1		0.1								
	ほう素 (mg/l)		0.2		<0.1		0.1								
その他の項目	銅 (mg/l)		<0.01		<0.01		<0.01								
	鉄(溶解性) (mg/l)		<0.1		<0.1		<0.1								
	マンガン(溶解性) (mg/l)		<0.01		0.01		0.04								
	クロム (mg/l)		<0.04		<0.04		<0.04								
	塩素イオン (mg/l)		210		220		200		<20		37		<20		20
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)		0.14		0.02		0.03								
		黒井川		沖田川		荒田川		矢蓋川		二見川					
生活環境項目	pH		7.9		7.4		7.9		7.9		8.0				
	DO (mg/l)		9.6		8.2		9.7		10		9.6				
	BOD (mg/l)		1.1		<0.5		<0.5		<0.5		2.8				
	COD (mg/l)		4.2		4.1		2.7		3.1		4.5				
	SS (mg/l)		6		3		1		1		1				
	全窒素 (mg/l)		1.5		0.69		0.29		0.41		0.79				
	全リン (mg/l)		0.22		0.057		0.047		0.052		0.11				
健康項目	全亜鉛 (mg/l)														
	カドミウム (mg/l)														
	シアン (mg/l)														
	鉛 (mg/l)														
	クロム(六価) (mg/l)														
	ヒ素 (mg/l)														
	総水銀 (mg/l)														
	アルキル水銀 (mg/l)														
	セレン (mg/l)														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)														
	ふっ素 (mg/l)														
	ほう素 (mg/l)														
その他の項目	銅 (mg/l)														
	鉄(溶解性) (mg/l)														
	マンガン(溶解性) (mg/l)														
	クロム (mg/l)														
	塩素イオン (mg/l)		70		2000		36		22		22				
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)														

2-4 海域の環境監視結果

(1) 海域の水質調査結果①（令和5年4月～令和6年3月）

測定地点		海 域 (S-D-2)					海 域 (S-D-3)					海 域 (S-D-4)					
測定項目		測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH		8.1	8.0	～	8.2	0 / 6	8.1	8.0	～	8.2	0 / 12	8.1	8.0	～	8.2	0 / 6
	DO	(mg/l)	8.3	7.1	～	10	2 / 6	8.2	5.3	～	10	3 / 12	8.1	6.7	～	9.8	2 / 6
	COD	(mg/l)	1.5	1.2	～	1.6	0 / 6	1.6	1.2	～	1.9	0 / 12	1.6	1.4	～	1.7	0 / 6
	COD(75%値)		(1.6)					(1.7)					(1.7)				
	大腸菌数	(CFU/100ml)	1	<1	～	1	0 / 6	1	<1	～	3	0 / 12	1.5	<1	～	4	0 / 6
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	ND			ND	0 / 2	ND			ND	0 / 4	ND			ND	0 / 2
	全窒素	(mg/l)	0.15	0.14	～	0.16	0 / 2	0.16	0.11	～	0.26	0 / 12	0.12	0.11	～	0.13	0 / 2
健康項目	全燐	(mg/l)	0.014	0.011	～	0.017	0 / 2	0.016	0.009	～	0.028	0 / 12	0.014	0.011	～	0.016	0 / 2
	全亜鉛	(mg/l)						0.002	<0.001	～	0.003	/ 2					
	カドミウム	(mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 2					
	シアン	(mg/l)						ND	ND			0 / 2					
	鉛	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2					
	クロム(六価)	(mg/l)						<0.02	<0.02			0 / 2					
	ヒ素	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2					
	総水銀	(mg/l)						<0.0005	<0.0005			0 / 4					
	アルキル水銀	(mg/l)						ND	ND			0 / 4					
	PCB	(mg/l)						ND	ND			0 / 2					
	ジクロロメタン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2					
	四塩化炭素	(mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 2					
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)						<0.0004	<0.0004			0 / 2					
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2					
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2					
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)						<0.0006	<0.0006			0 / 2					
	トリクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2					
	テトラクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2					
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 2					
チウラム	(mg/l)						<0.0006	<0.0006			0 / 1						
シマジン	(mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 1						
チオベンカルブ	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1						
ベンゼン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2						
セレン	(mg/l)						<0.002	<0.002			0 / 2						
その他の項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)						0.90	0.02	～	0.16	0 / 2					
	1,4-ジオキサン	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2					
	亜硝酸性窒素	(mg/l)						<0.01	<0.01			/ 2					
	銅	(mg/l)						<0.01	<0.01			/ 1					
	鉄(溶解性)	(mg/l)						<0.1	<0.1			/ 1					
	マンガン(溶解性)	(mg/l)						<0.01	<0.01			/ 1					
	クロム	(mg/l)						<0.04	<0.04			/ 1					
	クロロホルム	(mg/l)						<0.005	<0.005			/ 2					
	トルエン	(mg/l)						<0.005	<0.005			/ 2					
	キシレン	(mg/l)						<0.005	<0.005			/ 2					

		測定地点	海 域 (S-D-5)				海 域 (S-D-6)					
測定項目		測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH		8.1	8.0	～	8.2	0 / 6	8.1	8.1	～	8.3	0 / 12
	DO	(mg/l)	8.1	6.5	～	10	1 / 6	8.1	6.5	～	9.8	5 / 12
	COD	(mg/l)	1.5	1.3	～	1.7	0 / 6	1.6	1.2	～	1.8	0 / 12
	COD (75%値)	(1.6)						(1.7)				
	大腸菌数	(CFU/100ml)	3	<1	～	13	1 / 6	8	<1	～	49	2 / 12
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	ND		ND		0 / 2	ND		ND		0 / 4
	全窒素	(mg/l)	0.15	0.11	～	0.18	0 / 2	0.16	0.11	～	0.30	0 / 12
健康項目	全燐	(mg/l)	0.016	0.015	～	0.017	0 / 2	0.015	0.009	～	0.025	0 / 12
	全亜鉛	(mg/l)						0.002	<0.001	～	0.002	/ 2
	カドミウム	(mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 2
	シアン	(mg/l)						ND	ND			0 / 2
	鉛	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2
	クロム(六価)	(mg/l)						<0.02	<0.02			0 / 2
	ヒ素	(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2
	総水銀	(mg/l)						<0.0005	<0.0005			0 / 4
	アルキル水銀	(mg/l)						ND	ND			0 / 4
	PCB	(mg/l)						ND	ND			0 / 2
	ジクロロメタン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	四塩化炭素	(mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 2
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)						<0.0004	<0.0004			0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)						<0.0006	<0.0006			0 / 2
	トリクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	テトラクロロエチレン	(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)						<0.0002	<0.0002			0 / 2
	その他の項目	チウラム	(mg/l)						<0.0006	<0.0006		
シマジン		(mg/l)						<0.0003	<0.0003			0 / 1
チオベンカルブ		(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 1
ベンゼン		(mg/l)						<0.001	<0.001			0 / 2
セレン		(mg/l)						<0.002	<0.002			0 / 2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		(mg/l)						0.1	0.02	～	0.17	0 / 2
1,4-ジオキサン		(mg/l)						<0.005	<0.005			0 / 2
亜硝酸性窒素		(mg/l)						<0.01	<0.01			/ 2
銅		(mg/l)						<0.01	<0.01			/ 1
鉄(溶解性)		(mg/l)						<0.1	<0.1			/ 1
マンガン(溶解性)		(mg/l)						<0.01	<0.01			/ 1
クロム		(mg/l)						<0.04	<0.04			/ 1

(注)・測定地点の生活環境項目環境基準類型はA、全窒素全燐はⅡ。

・「m/n」の「n」は環境基準超過回数、空欄は環境基準がないもの、「n」は測定回数。

・CODの75%値については、「主要河川の水質調査結果」におけるBODの75%値の注意書き参照。

(1) 海域の水質調査結果②（令和5年4月～令和6年3月）

測定地点		海 域 (S-D-8)				海 域 (S-D-10)				海 域 (S-D-11)							
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	
生活環境項目	pH	8.1	8.1	～	8.2	0 / 6	8.1	8.1	～	8.2	0 / 6	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12	
	DO	(mg/l)	8.1	6.6	～	9.9	2 / 6	8.1	6.6	～	9.6	2 / 6	8.0	6.5	～	9.5	5 / 12
	COD	(mg/l)	1.5	1.4	～	1.8	0 / 6	1.5	1.3	～	1.6	0 / 6	1.5	1.2	～	1.6	0 / 12
	COD(75%値)	(1.6)					(1.5)					(1.5)					
	大腸菌数	(CFU/100ml)	18	<1	～	66	2 / 6	5	<1	～	24	1 / 6	15	<1	～	140	1 / 12
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	全窒素	(mg/l)	0.12	0.11	～	0.12	0 / 2	0.15	0.13	～	0.16	0 / 2	0.15	0.13	～	0.16	0 / 2
健康項目	全磷	(mg/l)	0.020	0.019	～	0.020	0 / 2	0.017				0 / 2	0.021	0.02	～	0.021	0 / 2
	全亜鉛	(mg/l)															
	カドミウム	(mg/l)										<0.0003	<0.0003			0 / 2	
	シアン	(mg/l)															
	鉛	(mg/l)										<0.005	<0.005			0 / 2	
	クロム(六価)	(mg/l)															
	ヒ素	(mg/l)										<0.005	<0.005			0 / 2	
	総水銀	(mg/l)										<0.0005	<0.0005			0 / 4	
	アルキル水銀	(mg/l)										ND	ND			0 / 4	
	PCB	(mg/l)															
	ジクロロメタン	(mg/l)															
	四塩化炭素	(mg/l)															
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)															
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)															
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)															
	健康項目	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)														
1,1,2-トリクロロエタン		(mg/l)															
トリクロロエチレン		(mg/l)															
テトラクロロエチレン		(mg/l)															
1,3-ジクロロプロペン		(mg/l)															
チウラム		(mg/l)															
シマジン		(mg/l)															
チオベンカルブ		(mg/l)															
ベンゼン		(mg/l)															
セレン		(mg/l)															
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)															
	1,4-ジオキサン	(mg/l)															
	亜硝酸性窒素	(mg/l)															
	銅	(mg/l)															
	鉄(溶解性)	(mg/l)															
	マンガン(溶解性)	(mg/l)															
	クロム	(mg/l)															
	塩素量	(mg/l)															
	クロロホルム	(mg/l)															
	トルエン	(mg/l)															
キシレン	(mg/l)																

測定地点		海 域 (S-D-13)				海 域 (S-D-14)					
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	8.1	8.1	～	8.2	0 / 6	8.1	8.1	～	8.2	0 / 6
	DO (mg/l)	8.1	6.8	～	10.0	2 / 6	8.2	7.0	～	10.0	2 / 6
	COD (mg/l)	1.5	1.1	～	1.7	0 / 6	1.5	1.1	～	1.8	0 / 6
	COD (75%値)	(1.6)					(1.6)				
	大腸菌数 (CFU/100ml)	2	<1	～	3	0 / 6	27	<1	～	150	1 / 6
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	全窒素 (mg/l)	0.13	0.13			0 / 2	0.15	0.13	～	0.18	0 / 2
健康項目	全磷 (mg/l)	0.015	0.012	～	0.018	0 / 2	0.018	0.017	～	0.019	0 / 2
	全亜鉛 (mg/l)										
健康項目	カドミウム (mg/l)										
	シアン (mg/l)										
	鉛 (mg/l)										
	クロム(六価) (mg/l)										
	ヒ素 (mg/l)										
	総水銀 (mg/l)										
	アルキル水銀 (mg/l)										
	PCB (mg/l)										
	ジクロロメタン (mg/l)										
	四塩化炭素 (mg/l)										
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)										
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)										
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)										
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)										
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)										
	トリクロロエチレン (mg/l)										
	テトラクロロエチレン (mg/l)										
健康項目	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)										
	チウラム (mg/l)										
	シマジン (mg/l)										
	チオベンカルブ (mg/l)										
	ベンゼン (mg/l)										
	セレン (mg/l)										
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)										
	1,4-ジオキサン (mg/l)										
	亜硝酸性窒素 (mg/l)										
	銅 (mg/l)										
	鉄(溶解性) (mg/l)										
	マンガン(溶解性) (mg/l)										
	クロム (mg/l)										
	塩素量 (mg/l)										
	クロロホルム (mg/l)										
	トルエン (mg/l)										
	キシレン (mg/l)										

(注)・測定地点の生活環境項目環境基準類型はA、全窒素全磷はII。

・「m/n」の「m」は環境基準超過回数、空欄は環境基準がないもの、「n」は測定回数。

・CODの75%値については、「主要河川の水質調査結果」におけるBODの75%値の注意書きを参照。

(1) 海域の水質調査結果③（令和5年4月～令和6年3月）

測定地点		海 域 (S-D-15)				海 域 (S-D-16)				海 域 (S-D-18)						
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12	8.1	8.1	～	8.2	0 / 6	8.1	8.1	～	8.2	0 / 6
	DO (mg/l)	7.9	6.6	～	9.3	5 / 12	8.4	7.3	～	11.0	2 / 6	8.0	6.9	～	9.2	2 / 6
	COD (mg/l)	1.5	1.1	～	1.7	0 / 12	1.5	1.2	～	1.8	0 / 6	1.4	1.1	～	1.6	0 / 6
	COD(75%値) (1.6)						(1.6)					(1.6)				
	大腸菌数 (CFU/100ml)	2	<1	～	5	0 / 12	2	<1	～	4	0 / 6	1	<1	～	1	0 / 6
	n-ヘキサ抽出物質 (mg/l)	ND	ND			0 / 4	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	全窒素 (mg/l)	0.14	0.09	～	0.24	0 / 12	0.16	0.12	～	0.20	0 / 2	0.14	0.12	～	0.16	0 / 2
	全燐 (mg/l)	0.013	0.008	～	0.018	0 / 12	0.018	0.016	～	0.020	0 / 2	0.018	0.016	～	0.019	0 / 2
全亜鉛 (mg/l)	0.002	<0.001	～	0.003	/ 2											
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 2										
	シアン (mg/l)	ND	ND			0 / 2										
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2										
	クロム(六価) (mg/l)	<0.02	<0.02			0 / 2										
	ヒ素 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2										
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005			0 / 4										
	アルキル水銀 (mg/l)	ND	ND			0 / 4										
	PCB (mg/l)	ND	ND			0 / 2										
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2										
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2										
環境項目	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004			0 / 2										
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2										
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2										
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2										
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 2										
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2										
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2										
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2										
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 1										
	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 1										
その他の項目	チオベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1										
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2										
	セレン (mg/l)	<0.002	<0.002			0 / 2										
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.95	0.02	～	0.17	0 / 2										
	1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2										
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 2										
	銅 (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1										
	鉄(溶解性) (mg/l)	<0.1	<0.1			/ 1										
	マンガン(溶解性) (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1										
	クロム (mg/l)	<0.04	<0.04			/ 1										

測 定 地 点		海 域 (S-D-19)				海 域 (S-D-20)						
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	
生活環境項目	pH	8.2	8.1	～	8.2	0 / 6	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12	
	DO	(mg/l)	7.8	6.5	～	9.2	3 / 6	8.0	5.8	～	9.4	4 / 12
	COD	(mg/l)	1.6	1.2	～	1.8	0 / 6	1.5	1.2	～	1.8	0 / 12
	COD(75%値)	(1.7)					(1.5)					
	大腸菌数	(CFU/100ml)	3	<1	～	12	1 / 6	1	<1	～	4	0 / 12
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	ND		ND	0 / 2	ND		ND		0 / 4	
	全窒素	(mg/l)	0.16	0.14	～	0.17	0 / 2	0.14	0.09	～	0.23	0 / 12
	全燐	(mg/l)	0.019	0.017	～	0.021	0 / 2	0.014	0.008	～	0.021	0 / 12
全亜鉛	(mg/l)						0.002	<0.001	～	0.002	/ 2	
健康項目	カドミウム	(mg/l)					<0.0003	<0.0003			0 / 2	
	シアン	(mg/l)					ND	ND			0 / 2	
	鉛	(mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 2	
	クロム(六価)	(mg/l)					<0.02	<0.02			0 / 2	
	ヒ素	(mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 2	
	総水銀	(mg/l)					<0.0005	<0.0005			0 / 4	
	アルキル水銀	(mg/l)					ND	ND			0 / 4	
	PCB	(mg/l)					ND	ND			0 / 2	
	ジクロロメタン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2	
	四塩化炭素	(mg/l)					<0.0002	<0.0002			0 / 2	
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)					<0.0004	<0.0004			0 / 2	
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2	
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2	
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)					<0.0006	<0.0006			0 / 2	
	トリクロロエチレン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2	
	テトラクロロエチレン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2	
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)					<0.0002	<0.0002			0 / 2	
	チウラム	(mg/l)					<0.0006	<0.0006			0 / 1	
	シマジン	(mg/l)					<0.0003	<0.0003			0 / 1	
	チオベンカルブ	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1	
ベンゼン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2		
セレン	(mg/l)					<0.002	<0.002			0 / 2		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)					0.095	0.02	～	0.17	0 / 2		
1,4-ジオキサン	(mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 2		
その他の項目	亜硝酸性窒素	(mg/l)					<0.01	<0.01			/ 2	
	銅	(mg/l)					<0.01	<0.01			/ 1	
	鉄(溶解性)	(mg/l)					<0.1	<0.1			/ 1	
	マンガン(溶解性)	(mg/l)					<0.01	<0.01			/ 1	
	クロム	(mg/l)					<0.04	<0.04			/ 1	
	クロロホルム	(mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2	
	トルエン	(mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2	
キシレン	(mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2		

(注)・測定地点の生活環境項目環境基準類型はA、全窒素全燐はⅡ。

・「m/n」の「m」は環境基準超過回数、空欄は環境基準がないもの、「n」は測定回数。

・CODの75%値については、「主要河川の水質調査結果」におけるBODの75%値の注意書き参照。

(1) 海域の水質調査結果④（令和5年4月～令和6年3月）

測定地点		海 域（J-D-1）					海 域（J-D-2）					海 域（J-D-4）					
測定項目		測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH		8.1	8.1	～	8.2	0 / 12	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12
	DO	(mg/l)	7.7	6.4	～	9.2	4 / 12	7.8	6.5	～	9.0	5 / 12	7.8	6.6	～	9.1	4 / 12
	COD	(mg/l)	1.4	1.0	～	1.7	0 / 12	1.4	1.0	～	1.6	0 / 12	1.4	1.0	～	1.6	0 / 12
	COD(75%値)		(1.6)					(1.5)					(1.5)				
	大腸菌数	(CFU/100ml)	1	<1	～	1	0 / 12	<1	<1	～	1	0 / 12	1	<1	～	1	0 / 12
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	全窒素	(mg/l)	0.2	0.14	～	0.24	0 / 12	0.2	0.12	～	0.45	1 / 12	0.17	0.1	～	0.31	1 / 12
	全燐	(mg/l)	0.010	0.003	～	0.016	0 / 12	0.011	0.005	～	0.019	0 / 12	0.012	0.005	～	0.020	0 / 12
	全亜鉛	(mg/l)	0.002	<0.001	～	0.002	/ 2	0.002	<0.001	～	0.002	/ 2	0.002	<0.001	～	0.002	/ 2
	健康項目	カドミウム	(mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 2	<0.0003	<0.0003			0 / 2	<0.0003	<0.0003		
シアン		(mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
鉛		(mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
クロム(六価)		(mg/l)	<0.02	<0.02			0 / 2	<0.02	<0.02			0 / 2	<0.02	<0.02			0 / 2
ヒ素		(mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
総水銀		(mg/l)	<0.0005	<0.0005			0 / 4	<0.0005	<0.0005			0 / 4	<0.0005	<0.0005			0 / 4
アルキル水銀		(mg/l)	ND	ND			0 / 4	ND	ND			0 / 4	ND	ND			0 / 4
PCB		(mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
ジクロロメタン		(mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
四塩化炭素		(mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2
環境項目	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	<0.0004	<0.0004			0 / 2	<0.0004	<0.0004			0 / 2	<0.0004	<0.0004			0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 2	<0.0006	<0.0006			0 / 2	<0.0006	<0.0006			0 / 2
	トリクロロエチレン	(mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2
	チウラム	(mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 1	<0.0006	<0.0006			0 / 1	<0.0006	<0.0006			0 / 1
	シマジン	(mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 1	<0.0003	<0.0003			0 / 1	<0.0003	<0.0003			0 / 1
その他の項目	チオベンカルブ	(mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	ベンゼン	(mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	セレン	(mg/l)	<0.002	<0.002			0 / 2	<0.002	<0.002			0 / 2	<0.002	<0.002			0 / 2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.06	0.02	～	0.10	0 / 2	0.06	0.02	～	0.10	0 / 2	0.06	0.02	～	0.10	0 / 2
	1,4-ジオキサン	(mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	亜硝酸性窒素	(mg/l)	<0.01	<0.01			/ 2	<0.01	<0.01			/ 2	<0.01	<0.01			/ 2
	銅	(mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1	<0.01	<0.01			/ 1	<0.01	<0.01			/ 1
	鉄(溶解性)	(mg/l)	<0.1	<0.1			/ 1	<0.1	<0.1			/ 1	<0.1	<0.1			/ 1
	マンガン(溶解性)	(mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1	<0.01	<0.01			/ 1	<0.01	<0.01			/ 1
	クロム	(mg/l)	<0.04	<0.04			/ 1	<0.04	<0.04			/ 1	<0.04	<0.04			/ 1

測 定 地 点		海 域 (J-D-5)					海 域 (J-D-6)				
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	8.2	8.1	～	8.2	0 / 12	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12
	DO (mg/l)	7.7	6.2	～	9.6	5 / 12	8.0	6.7	～	9.5	4 / 12
	COD (mg/l)	1.5	1.2	～	1.7	0 / 12	1.5	1.3	～	1.6	0 / 12
	COD (75%値) (1.6)						(1.6)				
	大腸菌数 (CFU/100ml)	1	<1	～	1	0 / 12	1	<1	～	1	0 / 12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	全窒素 (mg/l)	0.21	0.11	～	0.30	0 / 12	0.13	0.09	～	0.20	0 / 12
健康項目	全燐 (mg/l)	0.011	0.006	～	0.019	0 / 12	0.012	0.003	～	0.016	0 / 12
	全亜鉛 (mg/l)	0.002	<0.001	～	0.002	/ 2	0.001	<0.001	～	0.001	/ 2
	カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 2	<0.0003	<0.0003			0 / 2
	シアン (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	クロム(六価) (mg/l)	<0.02	<0.02			0 / 2	<0.02	<0.02			0 / 2
	ヒ素 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
環境項目	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005			0 / 4	<0.0005	<0.0005			0 / 4
	アルキル水銀 (mg/l)	ND	ND			0 / 4	ND	ND			0 / 4
	PCB (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004			0 / 2	<0.0004	<0.0004			0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 2	<0.0006	<0.0006			0 / 2
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 1	<0.0006	<0.0006			0 / 1
その他の項目	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 1	<0.0003	<0.0003			0 / 1
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
	ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	セレン (mg/l)	<0.002	<0.002			0 / 2	<0.002	<0.002			0 / 2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.06	0.02	～	0.10	0 / 2	0.10	0.02	～	0.17	0 / 2
	1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 2	<0.01	<0.01			/ 2
	銅 (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1	<0.01	<0.01			/ 1
	鉄(溶解性) (mg/l)	<0.1	<0.1			/ 1	<0.1	<0.1			/ 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)	<0.01	<0.01			/ 1	<0.01	<0.01			/ 1
クロム (mg/l)	<0.04	<0.04			/ 1	<0.04	<0.04			/ 1	
クロロホルム (mg/l)	<0.005	<0.005			/ 2	<0.005	<0.005			/ 2	
トルエン (mg/l)	<0.005	<0.005			/ 2	<0.005	<0.005			/ 2	
キシレン (mg/l)	<0.005	<0.005			/ 2	<0.005	<0.005			/ 2	

(注)・測定地点の生活環境項目環境基準類型はA、全窒素全燐はI。

・「m/n」の「m」は環境基準超過回数、空欄は環境基準がないもの、「n」は測定回数。

・CODの75%値については、「主要河川の水質調査結果」におけるBODの75%値の注意書き参照。

2-5 その他の水域の環境監視結果

(1) 海水浴場の水質調査結果 上段：開設前、下段：開設中

項目 海水浴場名	調査 時期	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜 の有無	COD (mg/l)	透明度 (m)	判定	
ひこつとらんど マリンビーチ	5月	<2	無	1.7	>1	水質 AA	適
	7月	<2	無	1.7	>1	水質 AA	適
安岡	5月	3	無	1.6	>1	水質 A	適
	-	-	-	-	-	-	-
吉母	5月	<2	無	1.5	>1	水質 AA	適
	7月	<2	無	1.7	>1	水質 AA	適
室津	5月	<2	無	1.5	>1	水質 AA	適
	7月	33	無	1.8	>1	水質 A	適
鳴き砂ビーチ うしろはま	5月	<2	無	1.2	>1	水質 AA	適
	7月	<2	無	1.7	>1	水質 AA	適
土井ヶ浜	4,5月	<2	無	1.2	>1	水質 AA	適
	7,8月	<2	無	1.5	>1	水質 AA	適
赤田	5月	<2	無	1.3	>1	水質 AA	適
	8月	<2	無	1.7	>1	水質 AA	適
角島大浜	4,5月	<2	無	1.4	>1	水質 AA	適
	7,8月	<2	無	1.5	>1	水質 AA	適
コバルトブルー ビーチ	4,5月	<2	無	1.3	>1	水質 AA	適
	7,8月	<2	無	1.5	>1	水質 AA	適
ホワイトビーチ 島戸	4月	<2	無	1.4	>1	水質 AA	適
	7月	9	無	1.6	>1	水質 A	適
阿川 ほうせんぐり	4月	<2	無	1.3	>1	水質 AA	適
	7月	2	無	1.9	>1	水質 A	適

【水質調査地点】



海水浴場の水質の判断基準

区分	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が 認められない	≤2mg/l (湖沼は≤3mg/l)	全透 水深 1m 以上
	水質 A ≤100 個/100ml	油膜が 認められない	≤2mg/l (湖沼は≤3mg/l)	全透 水深 1m 以上
可	水質 B ≤400 個/100ml	常時は油膜が 認められない	≤5mg/l	全水深 1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C ≤1,000 個/100ml	常時は油膜が 認められない	≤8mg/l	全水深 1m 未満 ～50cm 以上
不適	>1,000 個/100ml	常時油膜が 認められる	>8mg/l	50cm 未満

(2) 湖沼の水質調査結果

左側：令和5年 4月4日

右側：令和5年 10月5日

			内日貯水池		内日ダム		深坂ため池	
生活環境項目	pH	(mg/l)	8.8	7.5	8.6	8.4	8.5	8.4
	DO	(mg/l)	9.9	6.7	10	10	10	9.1
	BOD	(mg/l)	0.6	1.0	<0.5	1.9	0.6	1.7
	COD	(mg/l)	4.0	4.9	3.1	5.5	4.1	7.3
	SS	(mg/l)	<1	2	1	6	<1	7
	全窒素	(mg/l)	0.71	0.41	0.75	0.47	0.80	0.57
	全磷	(mg/l)	0.015	0.015	0.009	0.014	0.005	0.012

			小野ため池		歌野川ダム	
生活環境項目	pH	(mg/l)	8.8	7.0	8.5	8.4
	DO	(mg/l)	10	3.0	10	10
	BOD	(mg/l)	1.3	2.5	0.8	<0.5
	COD	(mg/l)	9.2	8.5	3.4	3.7
	SS	(mg/l)	1	12	2	<1
	全窒素	(mg/l)	0.45	0.81	0.51	0.64
	全磷	(mg/l)	0.017	0.048	0.017	0.023

			湯の原ダム		木屋川ダム	
生活環境項目	pH	(mg/l)	8.4	7.8	8.7	7.4
	DO	(mg/l)	10	8.5	12	6.7
	BOD	(mg/l)	1.0	1.3	1.3	0.6
	COD	(mg/l)	4.4	3.9	3.3	2.0
	SS	(mg/l)	2	3	5	<1
	全窒素	(mg/l)	0.44	0.25	0.35	0.30
	全磷	(mg/l)	0.016	0.012	0.016	0.003

【水質調査地点】



(3) 地下水の水質調査結果

調査地点	調査日	環境基準 不適合項目
筋ヶ浜町	R6. 1. 22	なし
山の口町		なし
彦島本村町		なし
長府宮の内		なし
大字井田		なし
小月南町		なし
吉見上		あり
豊浦町大字川棚		なし
菊川町大字吉賀		なし
豊北町大字滝部		なし

2-6 事業場監視

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数（令和6年3月31日現在）

号番号	業種・施設区分	日平均排出量		合計
		50 m ³ 未満	50 m ³ 以上	
1-2	豚房・牛房・馬房施設	12		12
2	畜産食料品製造業	2	2 [2]	4 [2]
3	水産食料品製造業	17	2 [2]	19 [2]
4	野菜果実の保存食料品製造業	2		2
5	みそ・しょうゆ等製造業	14	1 [1]	15 [1]
7	砂糖製造業	1		1
8	パン・菓子・製あん製造業	3		3
10	飲料製造業	6		6
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1 (1)		1 (1)
16	めん類製造業	8	1 [1]	9 [1]
17	豆腐・煮豆製造業	17		17
18-2	冷凍調理食品製造業	1		1
23-2	新聞・出版・印刷・製版業	5		5
27	その他無機化学工業製品製造業		1 [1]	1 [1]
46	その他有機化学工業製品製造業		1 [1]	1 [1]
54	セメント製品製造業	5	1 [1]	6 [1]
55	生コンクリート製造業	7 (5)		7 (5)
59	砕石業	1 (1)		1 (1)
60	砂利採取業	2		2
61	鉄鋼業	1		1
62	非鉄金属製造業		2 [2]	2 [2]
64-2	水道・工業用水道・自家用水道施設	2 [2]	1 [1]	3 [3]
65	酸・アルカリ表面処理施設	3	4 [4]	7 [4]
66	電気めっき施設	1	1 [1]	2 [1]
66-3	旅館業	57	7 [3]	64 [3]
66-5	弁当仕出屋・弁当製造業	3	1 [1]	4 [1]
66-6	一般食堂	4		4
67	洗濯業	43	1 [1]	44 [1]
68	写真現像業	4		4
68-2	病院（病床数 300 床以上）	2		2
69-2	卸売市場		1 [1]	1 [1]
70-2	自動車分解整備事業	3		3
71	自動式車両洗浄施設	66	1 [1]	67 [1]
71-2	科学技術に関する研究試験検査教育	2	2 [2]	4 [2]
71-3	一般廃棄物処理施設	1		1
72	し尿処理施設（501 人槽以上）	3	10 [4]	13 [4]
72-2	し尿処理施設（201～500 人槽）	67	9	76
73	下水道終末処理場		7	7
74	特定事業場からの排出水の処理施設		2 [2]	2 [2]
合計		366 (7) [2]	58 [32]	424 (7) [34]

(注)・() 内は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく裾下げ基準適用事業場数の内数

・[]内は、瀬戸内海環境保全特別措置法該当の事業場数の内数

(2) 水質汚濁防止法による基準及び山口県公害防止条例による排水基準（令和6年3月31日現在）

項目			水質汚濁防止法				山口県公害防止条例	
			一律排水基準	特定地下浸透水が有害物質を含む要件	地下水の水質汚濁に係る環境基準	地下水の浄化基準	指定工場及び汚水等特定事業場	
							(排水)	(地下浸透水)
生活環境項目	pH	海域 海域以外	5.0～9.0 5.8～8.6				5.0～9.0 5.8～8.6	
	BOD（生物化学的酸素要求量） (mg/l)	日間平均 最大	120 160				120 160	
	COD（化学的酸素要求量） (mg/l)	日間平均 最大	120 160				120 160	
	SS（浮遊物質） (mg/l)	日間平均 最大	150 200				150 200	
	大腸菌群数（個/cm ³ ）	日間平均	3,000				3,000	
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	鉱油類最大 動植物油最大	5 30				5 30	
	窒素含有量 (mg/l)	日間平均 最大	60 120					
	リン含有量 (mg/l)	日間平均 最大	8 16					
	カドミウム (mg/l)	最大	0.03	0.001 以上	0.003 以下	0.003	0.1	0.001
	シアン (mg/l)	最大	1	0.1 以上	検出されないこと	検出されないこと	1	0.1
有害物質	有機燐 (mg/l)	最大	1	0.1 以上		検出されないこと	1	0.1
	鉛 (mg/l)	最大	0.1	0.005 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.005
	六価クロム (mg/l)	最大	0.5	0.04 以上	0.02 以下	0.05	0.5	0.04
	砒素 (mg/l)	最大	0.1	0.005 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.005
	総水銀 (mg/l)	最大	0.005	0.0005 以上	0.0005 以下	0.0005	0.005	0.0005
	アルキル水銀 (mg/l)	最大	検出されないこと	0.0005 以上	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.0005
	ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	最大	0.003	0.0005 以上	検出されないこと	検出されないこと	0.003	0.0005
	トリクロロエチレン (mg/l)	最大	0.1	0.002 以上	0.01 以下	0.01	0.3	0.002
	テトラクロロエチレン (mg/l)	最大	0.1	0.0005 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.0005
	ジクロロメタン (mg/l)	最大	0.2	0.002 以上	0.02 以下	0.02	0.2	0.002
	四塩化炭素 (mg/l)	最大	0.02	0.0002 以上	0.002 以下	0.002	0.02	0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	最大	0.04	0.0004 以上	0.004 以下	0.004	0.04	0.0004
	クロロエチレン (mg/l)	最大		0.0002 以上	0.002 以下	0.002		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	最大	1	0.002 以上	0.1 以下	0.1	1	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	最大	0.4	0.004 以上(*5)	0.04 以下(*4)	0.04(*4)	0.4	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	最大	3	0.0005 以上	1 以下	1	3	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	最大	0.06	0.0006 以上	0.006 以下	0.006	0.06	0.0006
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	最大	0.02	0.0002 以上	0.002 以下	0.002	0.02	0.0002
	チウラム（チラム） (mg/l)	最大	0.06	0.0006 以上	0.006 以下	0.006	0.06	0.0006
	シマジン(CAT) (mg/l)	最大	0.03	0.0003 以上	0.003 以下	0.003	0.03	0.0003
	チオベンカルブ (mg/l)	最大	0.2	0.002 以上	0.02 以下	0.02	0.2	0.002
	ベンゼン (mg/l)	最大	0.1	0.001 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.001
	セレン (mg/l)	最大	0.1	0.002 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.002
	ホウ素 (mg/l)	海域 海域以外	230 10	0.2 以上	1 以下	1		
	ふっ素 (mg/l)	海域 海域以外	15 8	0.2 以上	0.8 以下	0.8	15	
	アンモニア、アンモニウム、 亜硝酸及び硝酸 (mg/l)	最大	100	0.7 以上(*1) 0.2 以上(*2) 0.2 以上(*3)	10 以下	10		
	1,4-ジオキサン	最大	0.5	0.005 以上	0.05 以下	0.05		
特殊項目	フェノール類 (mg/l)	最大	5				5	
	銅 (mg/l)	最大	3				3	
	亜鉛 (mg/l)	最大	2				5	
	溶解性鉄 (mg/l)	最大	10				10	
	溶解性マンガン (mg/l)	最大	10				10	
	クロム (mg/l)	最大	2				2	
	硫化物 (mg/l)	最大					10	

(注) *1・*2・*3 はそれぞれアンモニア性窒素・亜硝酸性窒素・硝酸性窒素の値

*4 はシス体とトランス体の和

*5 はシス体については 0.004 以上、トランス体については 0.004 以上

(3) 上乗せ排水基準

(a) 日平均排水量 50m³ 以上の新設事業場に適用されるもの

【水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例 別表第 6】

		BOD 又は COD	SS	n-ヘキサン抽出物質		フェニール類	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	ふっ素
				鉱油類	動植物油脂類						
し尿処理施設を設置するもの		40 (30)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施設を設置するもの 下水道終末処理	簡易処理をするもの	150 (120)	190 (150)	—	—	—	—	—	—	—	—
	中級処理をするもの	80 (60)	150 (120)	—	—	—	—	—	—	—	—
	高級処理をするもの	25 (20)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のもの	排出水量が 100m ³ 未満のもの	120 (90)	90 (70)	—	15	1	5	3	3	2	15
	排出水量が 100m ³ 以上 1,000m ³ 未満のもの	80 (60)	90 (70)	—	15	1	5	3	3	2	15
	排出水量が 1,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満のもの	50 (40)	40 (30)	2	10	1	5	3	3	2	15
	排出水量が 10,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満のもの	25 (20)	40 (30)	2	10	1	5	3	3	2	15
	排出水の量が 100,000m ³ 以上のもの	15 (10)	20 (15)	1	5	1	5	3	3	2	15

(注) ・ () 内は、日間平均値

- ・ し尿処理施設は、指定地域特定施設（処理対象人員 201 人以上 500 人以下のし尿処理施設）を除く
- ・ 公共下水道排水区域内に設置される特定事業場については、当該排水区域の公共下水道に設置される終末処理場に係る上乗せ排水基準が適用される

(b) 日平均排水量 50m³ 未満の特定事業場で生活環境項目等の一律排水基準の適用されるもの

【水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例 別表第 7】

号番号	業 種 ・ 施 設 区 分
2	畜産食料品製造業（日平均排水量 10m ³ 以上）
3	水産食料品製造業（日平均排水量 10m ³ 以上）のうち
	水産缶詰製造業・冷凍水産物製造業・生すり身製造業
11	動物系飼料・有機質肥料製造業
12	動植物油脂製造業
55	生コンクリート製造業
59	碎石業
60	砂利採取業
69	と畜業・死亡獣畜取扱業

(4) 山口県公害防止条例に基づく汚水等特定事業場数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

別表区分	特定施設の種類の	事業場数
汚 水 等 特 定 事 業 場	1 水産食料品製造業の解体施設（10m ³ / 日以上）	2
	2 総トン数 500 トン、長さ 50m 以上の船舶の製造・修繕ドック	3
	3 自動車整備業の用に供する蒸気洗浄施設（5m ³ / 日以上）	3
	5 飲食店営業の厨房施設（50m ³ / 日以上）	1
	7 舗装材料製造業の試験検査施設	1
	9 非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業の洗浄施設	1
	合計	11

3 騒音・振動

3-1 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

地域の類型	時間区分	昼間	夜間
		6:00 ~ 22:00	22:00 ~ 6:00
A A（療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域）		50dB 以下	40dB 以下
A 及び B（住居専用地域・住居地域）		55dB 以下	45dB 以下
C（商業地域・工業地域）		60dB 以下	50dB 以下

(注) 騒音に係る環境基準の地域の類型の指定に関する告示（平成 24 年 4 月 1 日下関市告示第 523 号）により地域の類型が指定

(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の類型	時間区分	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下

(注) 幹線道路を担う道路（高速自動車国道、一般国道ほか）に近接する空間には特例がある。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）

地域の類型	基準値
I	70dB 以下
II	75dB 以下

(注) I をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は、商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

下関市地域の施行：新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定（昭和 52 年 3 月 8 日山口県告示第 189 号）

(4) 航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）

地域の類型	基準値 (Lden)
I	57dB 以下
II	62dB 以下

(注) I をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は、商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

下関市地域の施行：航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定（昭和 55 年 5 月 31 日山口県告示第 550 号）

3-2 騒音規制法・振動規制法

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（敷地境界線）

区域の区分		時間の区分	昼間	朝 6 時～8 時 夕 18 時～21 時	夜間
		都市計画区域	8 時～18 時		21 時～6 時
指定 地域	第 1 種区域	第一種低層住居専用地域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
		第二種低層住居専用地域			
	第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
		第二種中高層住居専用地域			
		第一種住居地域・第二種住居地域			
		準住居地域			
	第 3 種区域	近隣商業地域・商業地域	65dB 以下	65dB 以下	55dB 以下
		準工業地域			
	第 4 種区域	工業地域	70dB 以下	70dB 以下	65dB 以下

下関市においては、都市計画法に基づく用途地域に準拠して、騒音規制法に基づく指定地域の区域の区分ごとに地域の類型を当てはめている。（平成 17 年 2 月 13 日下関市告示第 16 号）

(2) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（敷地境界線）

区域の区分			時間の区分	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
騒音規制法指定地域					
指定地域	第1種区域		第1種区域・第2種区域	60dB以下	55dB以下
	第2種区域	I	第3種区域	65dB以下	60dB以下
		II	第4種区域	70dB以下	65dB以下

(3) 特定建設作業に係る騒音・振動の基準等

基準の内容		基準値	作業時間帯		一日における作業時間	作業期間	作業日
特定建設作業の種類		①②	①	②	①②	①②	①②
騒音規制法関係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85dB	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内
	2. びょう打機を使用する作業						
	3. さく岩機を使用する作業						
	4. 空気圧縮機を使用する作業						
	5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業						
	6. トラクタショベルを使用する作業（定格出力70kW以上のもの）						
	7. バックホウを使用する作業（定格出力80kW以上のもの）						
	8. ブルドーザーを使用する作業（定格出力40kW以上のもの）						
山口県公害防止条例関係	1. 鋼球解体作業	75dB					日曜日・その他の休日でないこと
	2. コンクリートバイブレーターを使用する作業						
	3. コンクリートカッター又はアスファルトカッターを使用する作業						
振動規制法関係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業						
	2. 鋼球解体作業						
	3. 舗装版破砕機を使用する作業						
	4. ブレーカーを使用する作業						

(注)

基準値：特定建設作業場所の敷地境界線における騒音レベル、振動レベル

- ①：特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準（昭和43年厚生・建設省告示第1号）の別表において、指定地域を都道府県知事又は騒音規制法施行令第14条第2項に規定する市の長が指定した「1号区域」
 ②：その他の区域である「2号区域」

(4) 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65dB	55dB
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70dB	65dB
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75dB	70dB

※騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

(注)

1. 昼間とは午前6時から午後10時までの間をいい、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。
 2. 幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道ほか）に近接する区域には特例（昼間75dB、夜間70dB）がある。

(5) 自動車による道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

（備考）区域の区分の第1種区域は、騒音の区域の区分の第1種区域及び第2種区域が、第2種区域は、騒音の区域の区分の第3種区域及び第4種区域があてはめられている。時間の区分の昼間は、8時から19時、夜間は、19時から翌8時までをいう。

この限度を超え、生活環境を著しく損なうときは、道路管理者及び公安委員会に対し、防止対策を要請、又は意見を述べることができる。

3-3 山口県公害防止条例

(1) 作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

作業の種類	地域	許容限度	騒音を発生させることができない時間
1. 板金作業 2. 製かん作業 3. 鉄骨又は橋りょうの組立て作業 4. 鉄材等の積込み又は積降しの作業 5. 金属材料の引抜き作業 6. 鍛造の作業 7. 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業 8. 電動工具又は空気動力工具を使用する金属の研磨又は切削の作業 9. 音響を発生する機器の組立て、試験又は調整作業 10. ハンマー（ピックハンマーを除く。）及びグラインダーを使用する作業	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	50dB	午後 7 時から 翌日の午前 7 時まで
	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	60dB	
	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域		
	近隣商業地域	65dB	
	1. 作業の騒音が、作業の敷地境界線において、上表の地域の区分ごとにそれぞれ許容限度を超えないこと。 2. 上表の騒音を発生させることができない時間は、災害その他緊急時、人命救助危険防止、鉄道の正常運行の確保等の場合は適用しない。		

(2) 深夜騒音に係る規制基準

規制の対象	深夜(23時～6時) 騒音に係る規制基準	
	地域	許容限度 (敷地境界線)
設備を設けて客に飲食させる営業／ガソリンスタンド営業／液化石油ガススタンド営業／ボーリング場営業／ゴルフ練習場営業／スイミングプール営業／アイススケート場営業／卓球場営業／たまつき場営業／まあじゃん屋営業／映画館営業／カラオケボックス営業／トラックターミナル営業	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	40dB
	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	45dB
	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	
	近隣商業地域	55dB
	その他知事の指定する地域	別に定める大きさ

3-4 その他の法令

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和59年山口県条例第22号）

営業等の区分	規制対象時間	地域区分	騒音規制値(dB)			振動規制値(dB)
			昼間 (午前6時～午後6時)	夜間 (午後6時～午前0時)	深夜 (午前0時～午前6時)	
風俗営業 (キャバレー、料理店、カフェ、ぱちんこ屋等)	営業時間内 ※飲食店営業は午前0時～午前6時のみを除く	住居系地域	55	50	40	40
特定遊興飲食店営業 (ナイトクラブ等) ※営業時間が、午前6時から午前0時のみの店舗を除く		商業地域	65	60	55	55
飲食店営業		その他の地域	60	55	50	50

(2) その他の規制等

新幹線鉄道及び航空機騒音の規制	周辺住居で騒音の大きいところは、防止対策が施されている。 小月基地飛行場周辺では、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年 6 月 27 日法律第 101 号）」により防止対策が講じられている。
飛行機から機外に向けた拡声機の使用禁止	県条例により規制され、学校、図書館、病院等の敷地の周囲おおむね 100m の区域内の上空で、拡声機を使用しない等の制限がある。
拡声機の使用禁止	拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成 4 年山口県条例第 31 号）の規定により、拡声機から 10m 以上離れた地点で 85dB を超える騒音を暴騒音として、発生を禁止している。
騒音・振動発生工場等の設置位置の制限	生コンクリート若しくはアスファルトの製造又は木材の加工を行う工場又は事業場を設置するにあたっては、学校、図書館、病院等から 100m の距離を確保しなければならない。（工業地域、工業専用地域に設置する場合は、適用外。）その他、下関都市計画特別用途地区内における建築物の建築規制に関する条例により制限を受ける場合がある。

3-5 事業場監視

(1) 騒音規制法特定施設・山口県公害防止条例騒音に係る特定施設

令和 6 年 3 月 31 日現在

項番号	特定施設の名称	騒音規制法 届出特定工場・施設数		山口県公害防止条例 届出特定施設数
		工場等数	施設数	施設数
1	金属加工機械	59	284	114
2	空気圧縮機及び送風機	164	1,202	6
3	土石用又は鉱物用の破碎機等	8	58	—
4	織機	—	—	70
5	建設用資材製造機械	14	17	1
6	穀物用製粉機	1	1	—
7	木材加工機械	57	213	27
8	抄紙機	—	—	—
9	印刷機械	34	199	—
10	合成樹脂用射出成形機	5	1	—
11	鋳造造型機	1	7	—
12	窯業機械			—
13	空気調和機器			143
14	化学工業用装置			—
15	各種工業用機械			107
16	洗濯業の用に供するバーナー			22
17	冷凍機			269
18	石材引割機及び石材用研磨機			11
19	ガソリンエンジン（非常用含む※）			—
20	ディーゼルエンジン（非常用含む※）			39
21	ボーリング機械（遊技用）			—
総数				809
工場・事業場実数		343	1,982	215

※山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成 28 年山口県規則第 64 号）により、平成 28 年 12 月 16 日から、ガソリンエンジン及びディーゼルエンジンのうち非常用のものは、適用除外となっている。

(2) 振動規制法特定施設届出状況

令和6年3月31日現在

振動規制法 届出特定工場・施設数			
項番号	特定施設の名称	工場等数	施設数
1	金属加工機械	41	210
2	圧縮機	83	339
3	土石用破碎機等	13	63
4	織機	—	—
5	コンクリートブロックマシン等	3	3
6	木材加工機械	6	15
7	印刷機械	21	87
8	ロール機	—	—
9	合成樹脂用射出成形機	1	1
10	鋳造型機	1	2
総数		169	720

(3) 騒音規制法・山口県公害防止条例・振動規制法特定建設作業届出状況（届出件数）

法令	特定建設作業の種類	R2	R3	R4	R5
騒音 規制法 関係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	9	5	19	18
	2. びょう打機を使用する作業	—	—	—	—
	3. さく岩機を使用する作業	80	63	79	69
	4. 空気圧縮機を使用する作業	19	15	23	25
	5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	—	—	—	—
	6. トラクターショベルを使用する作業	1	—	—	—
	7. バックホウを使用する作業	53	43	44	40
	8. ブルドーザーを使用する作業	1	—	—	1
	合計	163	126	165	153
山口県 公害防 止条例 関係	1. 鋼球解体作業	—	—	—	—
	2. コンクリートパイプレータを使用する作業	2	2	—	1
	3. コンクリートカッター又はアスファルトカッターを使用する作業	4	4	3	—
	合計	6	6	3	1
振動 規制法 関係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	10	5	19	18
	2. 鋼球解体作業	—	—	—	—
	3. 舗装版破碎機を使用する作業	—	1	—	—
	4. ブレーカーを使用する作業	65	52	65	62
	合計	75	58	84	80

4 悪臭

【特定悪臭物質と敷地境界線における規制基準】

(単位：ppm)

特定悪臭物質の種類		地域の区域			臭気の種類	主要発生源事業場
		A 地域	B 地域	C 地域		
1	アンモニア	1 以下	2 以下	5 以下	特有の刺激臭	化製場、下水処理場等
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐ったたまねぎ臭	化製場、下水処理場等
3	硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵臭	化製場、下水処理場等
4	硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツ臭	化製場、下水処理場等 し尿処理場、ごみ処理場等
5	二硫化メチル	0.009	0.03	0.1		
6	トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐魚臭	化製場、畜産農業
7	アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	青臭い刺激臭	複合肥料製造工場等
8	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい 焦げた臭い	塗装工場、自動車修理工場 印刷工場、 輸送用機械器具製造工場等
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08		
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	むせるような甘酸っぱい 焦げた臭い	
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05		
12	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	刺激的な発酵臭	塗装工場、自動車修理工場 木工工場、印刷工場 輸送用機械器具製造工場等
13	イソブタノール	0.9	4	20	刺激的なシンナーの	
14	酢酸エチル	3	7	20	ような臭い	
15	メチルイソブチルケトン	1	3	6	ガソリンのような臭い	
16	トルエン	10	30	60	エーテル臭	化粧合板製造工場等
17	スチレン	0.4	0.8	2	ガソリンのような臭い	(トルエンに同じ)
18	キシレン	1	2	5	すっぱいような刺激臭	化製場、染色工場等
19	プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	汗くさい臭い	化製場、し尿処理場 廃棄物処分場 鶏糞乾燥場
20	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	むれたくつ下の臭い	
21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004		
22	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01		

下関市においては、都市計画法に基づく用途地域に準拠して、悪臭防止法に基づく指定地域の区域の区分ごとに地域の類型を当てはめている。(平成 17 年 2 月 13 日下関市告示第 24 号)

【特定悪臭物質を含む排出水の規制基準】

(単位：mg/l)

項	特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される 排出水の量	許容限度		
			A 地域	B 地域	C 地域
1	メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
		0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
		0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
2	硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
		0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
		0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
3	硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
		0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
		0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
4	二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
		0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
		0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

【山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準】

				A 地域	B 地域	C 地域	法の規制地域 以外の地域
敷地境界線における臭気指数の限度				10	14	18	14
排出口における 臭気指数の限度	排 出 口 の 高 さ	5m 以上	排ガス量 300m ³ /分以上	25	29	33	29
		15m 未満	排ガス量 300m ³ /分未満	28	32	36	32
		15m 以上 30m 未満		28	32	36	32
		30m 以上 50m 未満		30	34	38	34
		50m 以上		33	37	41	37

(注) 臭気指数… 原臭を無臭空気で希釈し、検知閾値濃度に達した時の希釈倍数をもとに算出した数値であり、官能試験による悪臭の強さの程度を示す。

5 土壌

5-1 環境基準等

【土壌環境基準及び土壌汚染対策法指定基準】

特定有害物質（法第2条）		土壌環境基準 (検液 1l につき)	指定に係る基準（法第6条・法第11条）		
			〈直接接種リスク〉 土壌含有量基準 (土壌 1kg につき)	〈地下水等の接種リスク〉 土壌溶出量基準 (検液 1l につき)	第2 溶出量基準 (検液 1l につき)
クロロエチレン	第1種特定有害物質 揮発性有機化合物	0.002mg 以下		0.002mg 以下	0.02mg 以下
四塩化炭素		0.002mg 以下		0.002mg 以下	0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg 以下		0.004mg 以下	0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg 以下		0.1mg 以下	1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg 以下		0.04mg 以下	0.4mg 以下
1,3-ジクロロプロパン		0.002mg 以下		0.002mg 以下	0.02mg 以下
ジクロロメタン		0.02mg 以下		0.02mg 以下	0.2mg 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg 以下		0.01mg 以下	0.1mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1mg 以下		1mg 以下	3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg 以下		0.006mg 以下	0.06mg 以下
トリクロロエチレン		0.01mg 以下		0.01mg 以下	0.1mg 以下
ベンゼン		0.01mg 以下		0.01mg 以下	0.1mg 以下
カドミウム	第2種特定有害物質 重金属等	0.003mg 以下、かつ、 農用地においては 米 1kg につき 0.4mg 以下	45mg 以下	0.003mg 以下	0.09mg 以下
六価クロム		0.05mg 以下	250mg 以下	0.05mg 以下	1.5mg 以下
シアン		検出されないこと	遊離シアンとして 50mg 以下	検出されないこと	1mg 以下
総水銀		0.0005mg 以下	15mg 以下	0.0005mg 以下	0.005mg 以下
アルキル水銀		検出されないこと		検出されないこと	検出されないこと
セレン		0.01mg 以下	150mg 以下	0.01mg 以下	0.3mg 以下
鉛		0.01mg 以下	150mg 以下	0.01mg 以下	0.3mg 以下
砒素		0.01mg 以下、かつ、 農用地（田に限る）においては 土壌 1kg につき 15mg 未満	150mg 以下	0.01mg 以下	0.3mg 以下
ふっ素		0.8mg 以下	4000mg 以下	0.8mg 以下	24mg 以下
ほう素		1mg 以下	4000mg 以下	1mg 以下	30mg 以下
シマジン (CAT)	第3種 特定有害物質 農薬等	0.003mg 以下		0.003mg 以下	0.03mg 以下
チウラム (チラム)		0.006mg 以下		0.006mg 以下	0.06mg 以下
チオベンカルブ		0.02mg 以下		0.02mg 以下	0.2mg 以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと		検出されないこと	0.003mg 以下
有機りん		検出されないこと		検出されないこと	1mg 以下
銅		農用地（田に限る）においては、 土壌 1kg につき 125mg 未満			
1,4-ジオキサン		0.05mg 以下			

備考

基準に適合しない汚染状態にあることに加え、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に指定する。

5-2 土壌汚染対策法に基づく区域の指定（令和6年3月31日現在）

(1) 要措置区域

指定区域なし

(2) 形質変更時要届出区域

整理番号	指定番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積	基準に適合しない 特定有害物質
整-23-1	形第 23-1 号	平成 24 年 1 月 31 日	下関市彦島弟子待町 三丁目 1440 番 1 の一部	1, 204. 9m ²	鉛及びその化合物
整-24-1	形第 24-1 号	平成 25 年 1 月 16 日	下関市竹崎町 四丁目 1 番 68 の一部	2, 424. 5m ²	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-25-1	形第 25-1 号	平成 25 年 7 月 24 日	下関市筋ヶ浜町 782 番 5 の一部	299. 5m ²	シアン化合物 六価クロム化合物 鉛及びその化合物
整-26-1	形第 26-1 号	平成 26 年 6 月 16 日	下関市長府扇町 8 番 8 号	4, 322m ²	ふっ素及びその化合物
整-26-2	形第 26-2 号	平成 27 年 1 月 21 日	下関市後田町 一丁目 186 番 1 号	292. 48m ²	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-29-1	形第 29-1 号	平成 29 年 8 月 15 日	下関市彦島弟子待町二丁目 1371 番 2 の一部 1418 番 1 の一部	305. 3m ²	鉛及びその化合物
整-R1-1	形第 R1-1 号	令和 2 年 3 月 10 日	下関市彦島迫町七丁目 2900 番 59 2900 番 60 2900 番 61	8, 497 m ²	砒素及びその化合物
整-R5-1	形第 R5-1 号	令和 6 年 3 月 25 日	下関市彦島迫町五丁目 3249 番 4、他 29 筆の 各一部 無番地の一部	10, 523. 1 m ²	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

6 ダイオキシン類

6-1 環境監視

(1) ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/l 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- ・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- ・大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- ・土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

※TEQ：毒性等量（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値）

(2) 定点調査（モニタリング）

【一般環境（大気）測定結果】（単位：pg-TEQ/m³）

	R1	R2	R3	R4	R5
下関市環境部	—	0.021	0.014	0.011	0.0088
豊北生涯学習センター	0.0051	0.0046	0.0054	0.0041	0.0045

※R2 より測定場所を長府東局から下関市環境部に変更

【一般環境（水質・底質）測定結果】

	地点	水質 (pg-TEQ/l)					底質 (pg-TEQ/g)				
		R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
川棚川	D-C-1		0.080	0.049		0.38		0.56	0.76		0.16
綾羅木川	Z-C-3	0.052		0.056	0.072		0.69		0.62	0.31	
友田川	Z-C-2		0.084			0.23		1.2			0.43
武久川	Z-C-6		0.046	0.032		0.052		0.41	1.7		0.22
木屋川	S-C-2		0.090			0.033		0.21			0.13
粟野川	L-C-5	0.046			0.042		3.7			0.12	
豊田湖	T-C-1	0.040		0.043	0.031		6.3		9.5	5.8	
響灘及び周防灘	S-D-3	0.023	0.032		0.035	0.025	4.9	4.7		3.3	3.6
豊浦・豊北地先	J-D-6	0.026		0.026	0.022		0.58		0.15	3.3	

【一般環境（地下水）測定結果】

（単位：pg-TEQ/l）

	R5
彦島本村町	0.018
山の口町	0.013
豊浦町大字川棚	0.014

【一般環境（土壌）測定結果】（単位：pg-TEQ/g）

	R2	R3	R4	R5
長府運動場	0.15	0.20	0.096	0.013
乃木浜総合公園	0.022	0.023	0.0094	0.011
彦島地区公園	0.054	0.50	0.0045	0.0063
彦島南公園	0.45	0.31	0.25	0.46
奥山工場	3.0	1.6	0.76	2.4
下関市環境部	3.1	3.5	2.2	2.2
夢ヶ丘公園	0.035	0.044	0.020	0.023

6-2 事業場監視

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準および届出施設数等

別表	号 番号	特定施設の種類の	新設 基準	既設基準 ～H14. 11.30	R2		R3		R4		R5	
					事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設
一	一	鉄鋼製造業焼結炉 原料処理能力 1t/h 以上	0.1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	二	製鋼用電気炉 変圧器の定格容量 1,000kVA 以上	0.5	5	—	—	—	—	—	—	—	—
	三	亜鉛回収施設 原料処理能力 0.5t/h 以上	1	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	四	アルミニウム合金製造施設 溶解炉は容量 1t 以上 焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力 0.5t/h 以上		5	2	11	2	11	2	11	2	11
	五	廃棄物焼却炉 火床面積 0.5㎡以上又は 焼却能力 2～4t/h	0.1	1	12	14	12	14	12	13	11	12
		焼却能力 4t/h 以上	1	5								
		焼却能力 50kg/h 以上	5	10								
		焼却能力 2t/h 未満			14	25	14	25	14	24	13	23
計												

(基準の単位：ng-TEQ/m³N)

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準および届出施設数等

別表	号 番 号	特定施設の種類	基準 (単位：pg-TEQ/l)	R2		R3		R4		R5	
				事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設
二	一	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	－		－		－		－	
	二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		－		－		－		－	
	三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		－		－		－		－	
	四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		－		－		－		－	
	五	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		－		－		－		－	
	六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		－		－		－		－	
	七	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設		－		－		－		－	
	八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設		－		－		－		－	
	九	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設		－		－		－		－	
	十	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設		－		－		－		－	
	十一	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設		－		－		－		－	
	十二	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		1	1	1	1	1	1	1	1
	十三	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設		－		－		－		－	
	十四	担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る）によるものを除く）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設		－		－		－		－	
	十五	廃棄物焼却炉（火床面積 0.5㎡ 以上又は焼却能力 50kg/h）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		－	－	－	－	－	－	－	－
	十六	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設、PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設		－		－		－		－	
	十七	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設		1	1	1	1	1	1	1	1
	十八	下水道終末処理施設（一から十七及び十九の施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）		－	－	－	－	－	－	－	－
	十九	一から十七の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設（十八に掲げるものを除く）		－		－		－		－	
計				2	2	2	2	2	2	2	

7 公害苦情

【公害苦情件数の推移】

（単位：件）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大気汚染	6	8	18	6	7	9	8
水質汚濁	5	0	2	3	3	2	2
騒音・振動	26	18	25	28	27	22	16
悪臭	15	9	11	11	18	9	4
空き地	60	46	45	49	56	49	64
その他	3	13	14	16	12	14	8
計	115	94	115	113	123	105	102

Ⅲ 廃棄物

1 ごみ処理事業

【ごみ排出量】

(単位：t)

地区	種別	記号	根拠	R1	R2	R3	R4	R5		
旧下関	収集 (直営、委託)	収集量合計	a1	a2+a3+a4+a5+a6	46,764	46,790	45,377	44,363	41,967	
		燃やせるごみ(直営)	a2		27,348	24,815	23,222	23,621	22,332	
		燃やせるごみ(委託)	a3		9,594	12,044	12,661	11,973	11,440	
		粗大ごみ等	a4		2,304	2,661	2,481	2,371	2,251	
		資源ごみ(直営)	a5		2,508	2,140	2,001	1,888	1,946	
		資源ごみ(委託)	a6		5,010	5,129	5,012	4,509	3,998	
	直接搬入	直接搬入量合計	a7	a8+a9	43,167	41,441	39,369	39,113	38,717	
		一般廃棄物	a8		37,109	35,535	33,792	33,977	34,458	
		産業廃棄物	a9		6,058	5,906	5,578	5,135	4,258	
	拠点回収 使用済小型家電		a12		13	14	13	17	16	
旧下関地区排出量(一般廃棄物のみ)		a10	a1+a8+a12	83,886	82,339	79,182	78,357	76,442		
旧下関地区排出量(産業廃棄物含む)		a11	a1+a7+a12	89,943	88,245	84,759	83,493	80,700		
菊川	収集 (直営)	収集量合計	b1	b2+b3+b4	—	—	—	—	—	
		燃やせるごみ	b2		—	—	—	—	—	
		粗大ごみ等	b3		—	—	—	—	—	
		資源ごみ	b4		—	—	—	—	—	
	収集 (委託)	収集量合計	b5	b6+b7+b8	1,485	1,489	1,488	1,445	1,381	
		燃やせるごみ	b6		1,218	1,213	1,212	1,205	1,164	
		粗大ごみ等	b7		68	75	78	64	66	
		資源ごみ	b8		199	201	198	176	150	
	直接搬入	直接搬入量合計	b9	b10+b11	557	501	697	371	629	
		一般廃棄物	b10		430	308	546	261	475	
		産業廃棄物	b11		127	193	150	110	154	
	菊川地区排出量(一般廃棄物のみ)		b12	b1+b5+b10	1,915	1,797	2,034	1,706	1,855	
	菊川地区排出量(産業廃棄物含む)		b13	b1+b5+b9	2,042	1,990	2,184	1,816	2,009	
	豊田	収集 (委託)	収集量合計	c1	c2+c3+c4	999	956	939	888	837
			燃やせるごみ	c2		797	750	731	715	679
粗大ごみ等			c3		45	52	48	38	39	
資源ごみ			c4		157	155	160	134	119	
直接搬入		直接搬入量合計	c5	c6+c7	338	514	405	316	380	
		一般廃棄物	c6		199	357	223	179	242	
		産業廃棄物	c7		139	157	183	138	139	
豊田地区排出量(一般廃棄物のみ)		c8	c1+c6	1,198	1,313	1,161	1,066	1,078		
豊田地区排出量(産業廃棄物含む)		c9	c1+c5	1,337	1,470	1,344	1,204	1,217		
豊浦	収集 (委託)	収集量合計	d1	d2+d3+d4	3,588	3,494	3,396	3,319	3,144	
		燃やせるごみ	d2		2,906	2,828	2,764	2,708	2,573	
		粗大ごみ等	d3		90	99	85	84	85	
		資源ごみ	d4		591	567	547	528	487	
	直接搬入	直接搬入量合計	d5	d6+d7	2,217	2,232	2,295	2,303	2,288	
		一般廃棄物	d6		1,881	1,853	2,023	2,025	1,974	
		産業廃棄物	d7		336	379	272	278	314	
	拠点回収 使用済小型家電		d10		1	1	1	1	1	
	豊浦地区排出量(一般廃棄物のみ)		d8	d1+d6+d10	5,470	5,348	5,419	5,345	5,119	
	豊浦地区排出量(産業廃棄物含む)		d9	d1+d5+d10	5,806	5,728	5,691	5,623	5,434	
豊北	収集 (委託)	収集量合計	e1	e2+e3+e4	1,504	1,436	1,410	1,354	1,275	
		燃やせるごみ	e2		1,235	1,169	1,150	1,107	1,047	
		粗大ごみ等	e3		41	47	44	40	37	
		資源ごみ	e4		228	220	216	207	190	
	直接搬入	直接搬入量合計	e5	e6+e7	1,079	1,081	1,066	959	1,114	
		一般廃棄物	e6		829	814	835	722	883	
		産業廃棄物	e7		250	267	231	237	231	
	豊北地区排出量(一般廃棄物のみ)		e8	e1+e6	2,332	2,250	2,245	2,076	2,158	
	豊北地区排出量(産業廃棄物含む)		e9	e1+e5	2,583	2,517	2,476	2,313	2,389	
自治会清掃			f1		2,454	1,571	1,496	1,404	1,489	
響中継(再掲)			g1		6,845	6,567	6,468	6,380	6,074	
排出量(収集別)	直営収集	収集量合計	h1	h2+h3+h4	32,160	29,617	27,704	27,881	26,529	
		燃やせるごみ	h2	a2+b2	27,348	24,815	23,222	23,621	22,332	
		粗大ごみ等	h3	a4+b3	2,304	2,661	2,481	2,371	2,251	
		資源ごみ	h4	a5+b4	2,508	2,140	2,001	1,888	1,946	
	委託収集	収集量合計	h5	h6+h7+h8	22,180	24,549	24,904	23,487	22,075	
		燃やせるごみ	h6	a3+b6+c2+d2+e2	15,750	18,005	18,517	17,708	16,903	
		粗大ごみ等	h7	b7+c3+d3+e3	245	273	255	225	227	
		資源ごみ	h8	a6+b8+c4+d4+e4	6,185	6,271	6,132	5,554	4,945	
	民間搬入 (産廃含む)	直接搬入量合計	h9	h10+h11	47,358	45,768	43,832	43,062	43,128	
		一般廃棄物	h10	a8+b10+c6+d6+e6	40,448	38,866	37,418	37,164	38,032	
		産業廃棄物	h11	a9+b11+c7+d7+e7	6,910	6,902	6,414	5,897	5,096	
拠点回収 使用済小型家電		h12	a12+d10	14	15	14	18	17		
総計	一般廃棄物のみ		i1	a10+b12+c8+d8+e8	94,801	93,047	90,040	88,550	86,653	
	産業廃棄物含む・自治会清掃除く		i2	a11+b13+c9+d9+e9	101,712	99,950	96,454	94,448	91,750	
	産業廃棄物・自治会清掃含む		i3	f1+j2	104,165	101,521	97,951	95,852	93,238	
	集団回収量		j1		3,777	3,085	3,150	2,998	2,360	
	一般廃棄物排出量(集団回収量含む)		K1	i1+j1	98,579	96,133	93,191	91,548	89,013	
人口(人)					259,346	256,400	252,413	249,012	245,275	
1人1日あたりの一般廃棄物(ごみ)排出量(g/人・日)					1,039	1,027	1,012	1,007	992	

注) 表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

【ごみ処理量】

(単位:t)

地区	種別	記号	根拠	R1	R2	R3	R4	R5
処理量	焼却	l1		91,638	89,015	86,967	86,062	83,439
	焼却灰等再資源化(再掲)	l2		10,762	10,816	9,990	9,725	9,661
	再資源化(資源ごみ)	l3		7,932	7,872	7,589	7,362	6,800
	埋立	l4		4,430	4,542	3,306	2,383	2,857
	固形燃料化	l5		0	0	0	0	0
	水分	l6		0	0	0	0	0
	処理量合計	l7	l1+l3+l4+l5+l6	104,000	101,429	97,862	95,808	93,088

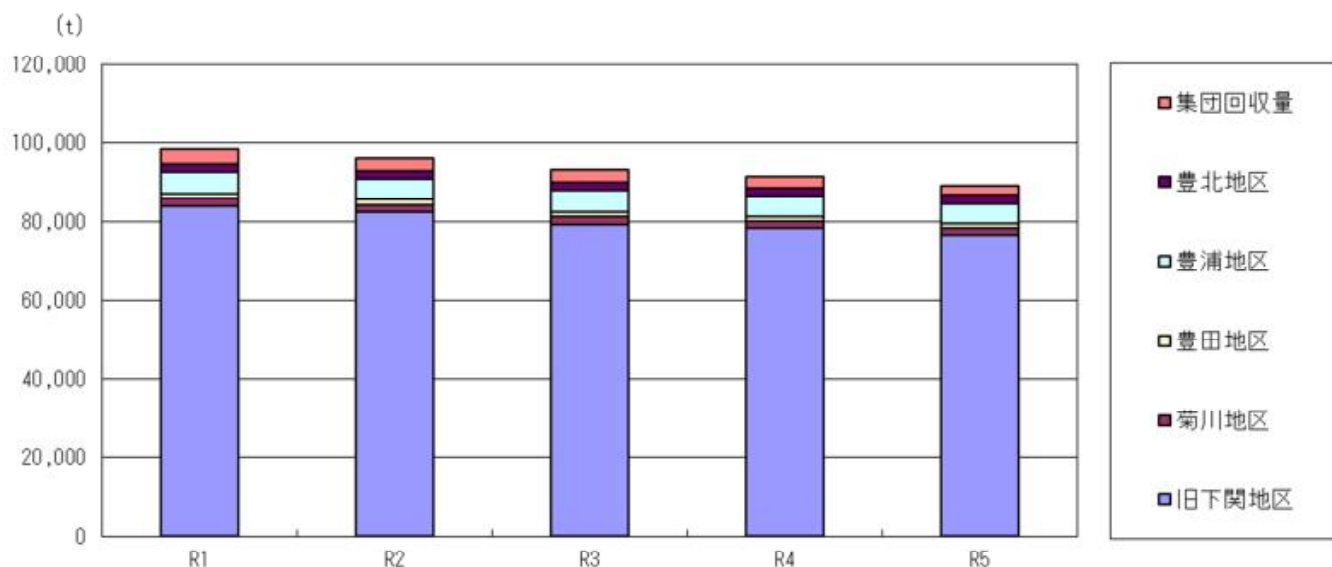
【再資源化状況】

(単位:t)

	種別	記	根拠(※)	R1	R2	R3	R4	R5
施設処理に伴う再資源化量	再資源化量(資源ごみ)	m1	l3	7,932	7,872	7,589	7,362	6,800
	固形燃料	m2	l5	0	0	0	0	0
	焼却灰再資源化物(セメント原料化)	m3	l2	10,762	10,816	9,990	9,725	9,661
	再資源化量合計	m4	m1+m2+m3	18,694	18,688	17,579	17,087	16,461
集団回収量	古紙類	n1		3,613	2,931	2,994	2,847	2,240
	古布類	n2		5	4	5	3	3
	金属類	n3		160	150	152	148	117
	集団回収量合計	n4	n1+n2+n3	3,777	3,085	3,150	2,998	2,360
合計(集団回収量含む)			o1	m4+n4	22,471	21,774	20,729	20,085
一般廃棄物排出量(集団回収量含まない)			o2	i1	94,802	93,047	90,040	88,550
一般廃棄物排出量(集団回収量含む)			o3	k1	98,579	96,133	93,190	91,548
再資源化率(%) (集団回収量含まない)			o4	$m4 \div o2 \times 100$	19.7	20.1	19.5	19.3
再資源化率(%) (集団回収量含む)			o5	$o1 \div o3 \times 100$	22.8	22.6	22.2	21.9

※根拠欄の記号は表【ごみ排出量】【ごみ処理量】から引用

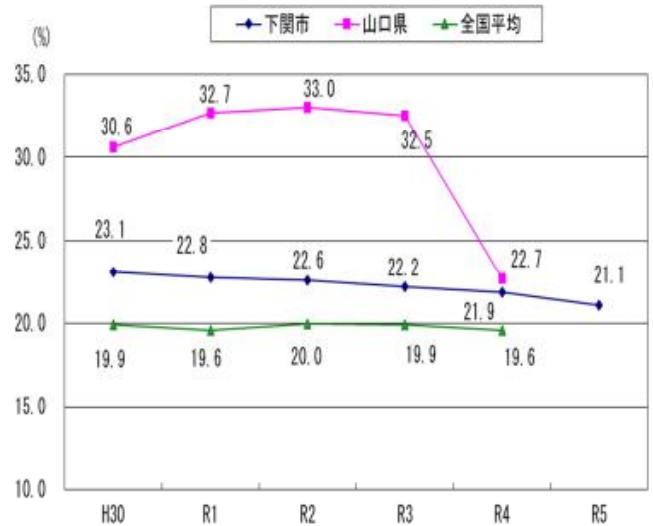
【地区別一般廃棄物(ごみ)排出量】



【一人一日あたりの一般廃棄物（ごみ）排出量】



【再資源化率】



【環境部施設等位置図】



- ①下関市リサイクルプラザ（環境部）
- ②奥山工場
- ③吉母管理場
- ④彦島工場
- ⑤クリーンセンター響
- ⑥清末し尿貯留槽
- ⑦石原し尿貯留槽
- ⑧前田し尿貯留槽
- ⑨豊北中継貯留槽
- ⑩菊川町し尿中間貯留槽
- ⑪豊田町し尿中間貯留槽
- ⑫豊浦町し尿中間貯留槽

【環境部施設等】リサイクルプラザ

	処理棟	ストックヤード棟	啓発棟	管理棟
所在地	下関市古屋町一丁目 18 番 1 号			
能力	113t/日 (5h)	-	-	-
主要設備	剪断式破砕機 回転式破砕機 びん類自動色選別機	選別後の資源ごみの ストックヤード	リサイクル工房 リサイクル学習設備	下関市環境部庁舎
工期	H13. 9. 17～H15. 6. 30			H14. 6. 24～H15. 3. 20
工事費	5, 995, 500 千円			725, 235 千円
設計施工	神戸製鋼所・安成工務店・福永建設・栢野建設 JV			野口工務店 長野工務店 JV 他
延床面積	9, 013m ²	1, 343m ²	4, 412m ²	2, 780m ²
敷地面積	約 31, 000m ²			

【焼却施設】奥山工場

	焼却炉	
所在地	下関市大字井田字桑木 10378 番地	
能力	170t/24h×1 基	180t/24h×1 基
炉形式	ストーカ式	ストーカ式
排ガス処理設備	バグフィルタ	バグフィルタ
発電設備	3, 600kW	3, 180kW
工期	H25. 9. 30～H28. 3. 18	H12. 6. 22～H14. 11. 30
建設費	5, 303, 025 千円	11, 168, 246 千円
設計施工	(株)タクマ	(株)神戸製鋼所
延床面積	3, 161m ²	11, 145m ²
敷地面積	約 55, 200m ²	
備考	H28. 4 供用開始	H14. 12 供用開始

【最終処分場】

	吉母管理場	クリーンセンター響
所在地	下関市大字吉母字舟頭 10332 番地 1 (地先)	下関市豊浦町大字宇賀 13528 番地 12
能力	海面埋立容量 1, 273, 200m ³	埋立容量 49, 500m ³
浸出液処理能力	410m ³ /日	70m ³ /日
建設	S58. 8. 8～S61. 3. 25	S60. 8. 12～S61. 2. 19
事業費	2, 904, 000 千円	94, 442 千円
放流水	・ pH : 5. 0～9. 0 ・ BOD : 60mg/ℓ ・ COD : 90mg/ℓ ・ SS : 60mg/ℓ	・ pH : 5. 8～8. 6 ・ BOD : 60mg/ℓ ・ COD : 90mg/ℓ ・ SS : 60mg/ℓ

【ごみ運搬中継施設】クリーンセンター響

	当初(RDF 化施設)	転用 (ごみ運搬中継施設)
所在地	下関市豊浦町大字宇賀 13528 番地 12	
能力	28t/8h	-
形式	ごみ固形燃料化方式	-
工期	H10. 7. 18～H12. 3. 20	H20. 9. 10～H21. 3. 31
建設費	1, 962, 835 千円	94, 198 千円
施行設計	東レエンジニアリング(株)	ユニチカ(株)
延床面積	3, 082m ²	
敷地面積	5, 176m ²	
備考	H12. 4 供用開始	H21. 4 供用開始

【保有車両】

令和6年3月31日現在

区分		車種	積載量又は容量	台数	定員	備考
収集用車両	ごみ	パッカー車	4 m ³	34	3	
		ダンプ（パワーゲート付深ボディー）	2 t	9	3	
		トラック（1,000cc）	0.7 t	6	3	
		軽トラック	0.35 t	8	2	
	下水路	ダンプ	2 t	2	3	
		バキューム車	3.0kl	1	3	
		小計		60		
処理用車両	リサイクルプラザ	中継車	7,700kg・7,600kg	2	2	48, 60
		大型ダンプ車	10,000kg	1	2	1681
		ショベルローダー		2	1	SD25-2, SD25-3
		フォークリフト		2	1	FD25-C3, GENE010
	奥山	中継車	11,100kg, 8,700 kg	2	2	33, 277
		汚泥吸上車	3,250kg	1	3	1048
		ホイールローダー		2	1	LK230Z-5×2 台
		ショベルローダー		2	1	SD25-2, SD25-6
		フォークリフト		2	1	FB30-7, FD30T
	吉母	大型ダンプ車	9,000kg, 9,500 kg	2	2	1, 134
		ダンプ車	2,000kg	2	3	373, 359
		パワーショベル		4	1	PC450, ZX120, 308CR, PC30
		ブルドーザー		1	1	D85EX-18
		ドーザーショベル		1	1	D75S-5
		パッカー車	2,950kg	2	3	1094, 682
		自走式破碎機		1	1	ZR900TS
	響	中継車	6,300kg	1	2	160
		パッカー車	2,500kg	2	3	825, 1078
		ダンプ車	2,000kg	2	3	2400, 4880
		ダンプ車	4,000kg	1	3	1405
		パワーショベル		3	1	311B, PC75UU-2, ZX75US
		トラッシュコンパクタ		1	1	WF350-1
		ホイールローダー		1	1	WA100-1
		フォークリフト		1	1	7FB10
		自走式破碎機		1	1	ZR900TS
	彦島	アームロール車		1	3	1562
		小計		43		
管理用車両	垢田	普通乗用		1	7	2588
		小型貨物		1	5	6441
		普通乗用		1	5	3238
		小型乗用		1	5	7002
		軽貨物		2	4	7273, 3023
		パワーゲート	850kg	1	3	599
		クレーン付トラック	2,000kg	1	3	862
		バトロール車		2	4	2211, 897
		軽乗用		1	4	4495
	奥山	普通乗用		1	5	7434
	吉母	小型貨物		1	5	7488
		普通乗合		1	15	ハイエスコミューター
	響	軽乗用		1	4	7472
		小計		15		
合計				118		

【一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者】

令和6年3月31日現在

業者名	所在地	許可区域	許可内容
(有)新生メンテナンス工業所	下関市棕野町一丁目28番22号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)関清	下関市武久町二丁目80番16号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)関門清掃センター	下関市羽山町22番10号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
松田清掃(株)	下関市長府扇町3番38号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)伊村清掃	下関市横野町四丁目2番23号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田） クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	事業系一般廃棄物
株三協クリーナー	下関市彦島迫町一丁目19番20号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)ヒロモト	下関市ゆめタウン2番12号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田） クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	
株エコプラン	下関市綾羅木本町七丁目17番13号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田） クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	
(資)竹田商店	下関市東大和町二丁目1番3号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(資)響産業	下関市秋根東町2番28号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
AAAAAAAAAAAA（Aアリガ 10トウ）アトしまつ・ゴミプ ロ処分場三国.jp	下関市長門町7番19号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
株張山設備工業所	下関市彦島江の浦町二丁目19番21号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)ミユキ産業	下関市川中豊町五丁目8番15号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
株吉村商店	下関市大字福江494番地	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)藤野衛生工業所	下関市元町4番9号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)ニシモト	下関市大坪本町26番16号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
株グローバル	下関市幡生宮の下町24番12号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
下関ビルサービス(株)	下関市上田中町一丁目9番3号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(同)村上商店	下関市稗田中町11番11号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
総合管財(株)	下関市秋根本町二丁目6番22号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)垣原商店	下関市大和町二丁目9番22号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)下関衛生社	下関市綾羅木新町三丁目6番7号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	排出事業者限定
日新運輸工業(株)	下関市長府港町14番1号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	排出事業者限定
総合美装(株)	下関市長府扇町7番20号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	排出事業者限定
(有)高木産業	下関市小月西の台3番17号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田） クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	排出事業者限定 事業系一般廃棄物
(有)ヤマウチ	下関市豊田町大字日野15番地1	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	ペットボトル・ガラス瓶等
(有)豊原商会	下関市豊田町大字矢田471番地	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
(有)環境コンサルタント	下関市豊田町大字中村213番地5	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
大村産業建設(株)	下関市向洋町三丁目2番12号	クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	事業系一般廃棄物 家屋解体時一般廃棄物
株星山建設	下関市垢田町三丁目6番15号	クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	家屋解体時一般廃棄物
株青木建設	下関市清末千房三丁目6番15号	クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	事業系一般廃棄物
滝部運送(株)	下関市豊北町大字滝部872番地の7	クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	
西部工輸(株)	下関市大字小野416番地の1	クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	事業系一般廃棄物
株青松商店	下関市棕野町一丁目25番19号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	
株稲富商事	下関市綾羅木本町八丁目13番18号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）	排出事業者限定
株平山商店	下関市豊浦町大字小串1373番地1	クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	
株環境ロジテック	下関市豊北町大字粟野3627番1	クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	
株ヤマト	下関市長府扇町7番9号	奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田） クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	家庭系粗大ごみ 排出事業者限定
(有)共立産業	下関市豊浦町大字宇賀7430番地27	クリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）	

※許可区域欄の区域の内容は次のとおりです。

- (1)奥山工場処理区 合併前の下関市・菊川町・豊田町の区域
 (2)クリーンセンター響処理区 合併前の豊浦町・豊北町の区域

【下関市ごみダイエツ・リサイクル推進店】

令和6年3月31日現在

地区	販売店名	店舗所在地	地区	販売店名	店舗所在地
本庁	くわば酒店	丸山町 4-2-1	長府	マルシヨク長府店	長府中浜町 5-2
	Yショップ下関市役所売店	南部町 1-1		研基	長府中之町 2-7
	まるき武久店	武久町 1-42-6	清末	竹下商店	清末鞍馬 2-4-17
	リブホール新垢田店	武久町 2-81-25	小月	アルク小月店	小月駅前 1-1-1
	下関市立大学生生活協同組合	大学町 2-1-1	王喜	ウエスタまるき下関小月店	王喜本町 4-1022-1
	ふじかわ	山の田本町 20-7	川中	業務スーパー豊町店	川中豊町 7-1-7
	大丸下関店	竹崎町 4-4-10	安岡	リブホール安岡店	安岡駅前 1-3-11
	サンリブ唐戸店	唐戸町 4-1	吉見	業務スーパー吉見店	吉見本町 2-11-20
	業務スーパー東大和店	東大和町 2-13-20	勝山	ゆめマート新下関	石原 316
	エコプラザ・下関 ありがとカフェ	唐戸町 1-19		ウエスタまるき下関形山店	秋根上町 1-1-35
彦島	まるき彦島店	彦島本村町 7-1-11		ウエスタまるき下関一の宮店	一の宮住吉 2-11-18
長府	ゆめタウン長府	ゆめタウン 1-1		生活協同組合コープやまぐちこと新下関店	秋根西町 2-5-1

2 し尿等処理事業

【し尿・浄化槽汚泥収集量及び処理量】

(単位: kl)

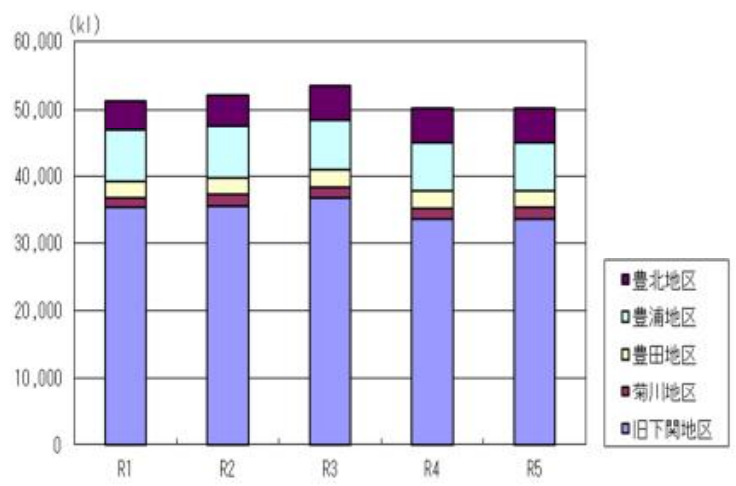
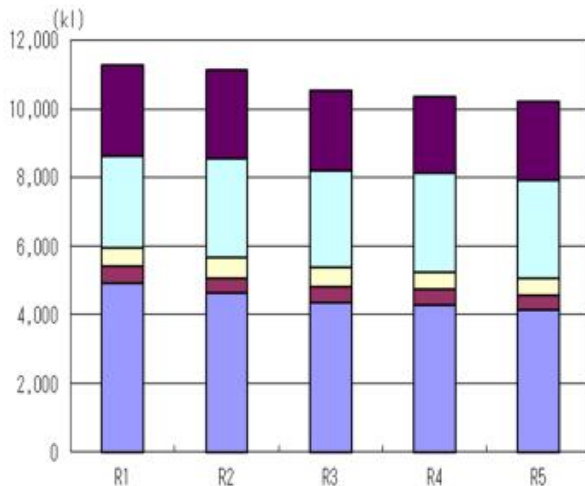
	地区	種別	R1	R2	R3	R4	R5
収集量	旧下関	し尿	4,921	4,614	4,351	4,291	4,138
		浄化槽汚泥	35,297	35,573	36,722	33,674	33,702
	菊川	し尿	474	443	455	453	416
		浄化槽汚泥	1,530	1,672	1,594	1,556	1,591
	豊田	し尿	559	622	549	500	503
		浄化槽汚泥※	2,447	2,485	2,552	2,566	2,525
	豊浦	し尿	2,675	2,892	2,834	2,914	2,876
		浄化槽汚泥※	7,558	7,793	7,582	7,283	7,215
	豊北	し尿	2,669	2,596	2,348	2,282	2,304
		浄化槽汚泥	4,346	4,595	5,095	5,292	5,233
処理量	旧下関	施設処理	40,219	40,187	41,073	37,965	37,840
	菊川 豊田 豊浦 豊北	施設処理	22,282	23,027	23,159	22,777	22,778

※農集汚泥含む。

注) 中継貯留槽等の経由があるため収集量と処理量が一致しない場合があります。

【し尿収集量】

【浄化槽汚泥収集量】



【し尿・浄化槽汚泥処理施設】彦島工場

所在地	下関市彦島福浦町一丁目 28 番 31 号	工期	平成 17 年 8 月 5 日～平成 19 年 3 月 23 日
能力	198kl/日	建設費	2,814,000 千円
処理方法	固液分離・希釈放流方式	敷地面積	14,496m ²
資源化処理方法	助燃剤方式	備考	平成 19 年 2 月供用開始
メーカー	クボタ・寿工務店・古田建設・三和工務店 下関市浄化槽汚泥等処理施設建設工事共同企業体		

【し尿・浄化槽汚泥中継施設】豊北中継貯留槽

所在地	下関市豊北町大字神田 11636 番地
能力	貯留槽：160 m ³ ×2 槽
整備費	519,675 千円（旧施設解体 225,980 千円、新施設建設 293,695 千円）
整備期間	平成 29 年 8 月 8 日～令和 2 年 3 月 19 日
敷地面積	3,519.12 m ²
備考	令和元年 10 月より供用開始

【し尿中継貯留槽】

名称	所在地	敷地(m ²)	能力(kl)
石原し尿貯留槽	下関市大字石原字上河原 34-4	218	90
清末し尿貯留槽	下関市大字清末字新田地先	50	40
前田し尿貯留槽	下関市前田一丁目 10-4	50	8
菊川町し尿中間貯留槽	下関市菊川町大字西中山 437-2	302	30
豊田町し尿中間貯留槽	下関市豊田町大字八道 395-7	51	30
豊浦町し尿中間貯留槽	下関市豊浦町大字字賀 3703-4	99	30

【一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者】計 6 業者 令和 6 年 3 月 31 日現在

業者名	所在地	許可区域
(有)豊浦衛生社	下関市豊浦町大字川棚 6276-1	菊川地区、豊浦地区
(有)美祢清掃センター	美祢市大嶺町東分 1318	豊田地区
(株)豊浦環境管理センター	下関市豊浦町大字黒井 2121-1	豊浦地区
(有)拓豊整掃	下関市豊浦町大字川棚 11478-3	豊浦地区
(有)山陰環境整備工業	下関市豊北町大字滝部 3750-9	豊北地区
(有)豊北衛生社	下関市豊北町大字田耕 6448	豊北地区

※「許可区域」は、それぞれ合併前の菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町の区域をいう。

【浄化槽設置状況】年度別・地区別

※各年度末における浄化槽設置基数

地区	年度	R1	R2	R3	R4	R5	割合
本庁管内		960	905	876	864	855	4.3%
彦島		239	229	225	222	218	1.1%
長府		2,003	1,917	1,875	1,845	1,796	9.0%
王司		663	662	669	685	698	3.5%
清末		779	784	810	815	817	4.1%
小月		985	939	913	901	867	4.4%
王喜		669	648	636	623	613	3.1%
吉田		509	511	512	514	515	2.6%
勝山		1,951	1,843	1,812	1,785	1,753	8.8%
内日		365	375	382	385	388	2.0%
川中		1,056	1,054	1,054	1,073	1,105	5.6%
安岡		1,523	1,477	1,466	1,464	1,465	7.4%
吉見		1,873	1,853	1,840	1,811	1,782	9.0%
菊川		627	633	635	642	641	3.2%
豊田		954	958	956	964	966	4.9%
豊浦		3,390	3,394	3,408	3,413	3,416	17.2%
豊北		1,950	1,959	1,971	1,990	1,998	10.0%
年度別累計		20,496	20,141	20,040	19,996	19,893	100%

【浄化槽保守点検登録業者】計 28 業者

令和 6 年 3 月 31 日現在

業者名	事業所所在地	許可区域
(株)小林設備	下関市三河町 12-12	下関地区、豊田地区、豊浦地区
(株)総合商会	下関市前田一丁目 10-4	下関地区
西日本高速道路エンジニアリング九州(株)	下関市棕野町二丁目 4-1	下関地区
(有)下関衛生社	下関市綾羅木新町三丁目 6-7	下関地区
(株)中国ネオ下関営業所	下関市伊倉町三丁目 6-19	下関地区
(有)共和浄化槽管理工業	下関市神田町二丁目 2-17	下関地区
防長船舶(有)	下関市彦島本村町三丁目 4-10	下関地区
橋本衛生工業所	下関市彦島本村町三丁目 4-10	下関地区
下関清工(株)	下関市横野町一丁目 22-27	下関地区
下関ビルサービス(株)	下関市上田中町一丁目 9-3	下関地区
(有)新生メンテナンス工業所	下関市棕野町一丁目 28-22	下関地区
(有)藤野衛生工業所	下関市元町 4-9	下関地区
(有)防長衛生工業所	下関市彦島向井町一丁目 1-7	下関地区
協和环境(有)	下関市金比羅町 37-5	下関地区
(株)張山設備工業所	下関市彦島江の浦町二丁目 19-21	下関地区
(有)関門清掃センター	下関市羽山町 22-10	下関地区
(株)新田理研メンテナンス	下関市豊浦町大字黒井 1811-3	下関地区、菊川地区、豊浦地区
(有)ミユキ産業	下関市川中豊町五丁目 8-15	下関地区
梅田クリーン工業(株)	下関市武久町二丁目 6-3	下関地区
(有)メンテナンスタグチ	下関市永田本町二丁目 5-36	下関地区
(株)豊浦環境管理センター	下関市豊浦町大字黒井 2121-1	菊川地区、豊浦地区
(有)山陰環境整備工業	下関市豊北町大字滝部 3750-9	豊北地区
(有)豊浦衛生社	下関市豊浦町大字川棚 6276-1	菊川地区、豊浦地区
(有)拓豊整掃	下関市豊浦町大字川棚 11478-3	豊浦地区
(有)美祢清掃センター	美祢市大嶺町東分 1318	豊田地区
山口県エンジニアリング(株)	山口市吉敷下東二丁目 14-22	菊川地区、豊田地区、豊浦地区、豊北地区
山口県環境整備事業協同組合	山口市吉敷下東二丁目 14-22	下関地区
環境メンテナンス	下関市山の田東町 7-1	豊田地区、豊浦地区

※「許可区域」は、それぞれ合併前の下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町の区域をいう。

【浄化槽清掃許可業者】計 21 業者

令和 6 年 3 月 31 日現在

業者名	所在地	許可区域
防長船舶(有)	下関市彦島本村町三丁目 4-10	下関地区
下関清工(株)	下関市横野町一丁目 22-27	下関地区
(有)新生メンテナンス工業所	下関市棕野町一丁目 28-22	下関地区
(有)関門清掃センター	下関市羽山町 22-10	下関地区
(株)総合商会	下関市前田一丁目 10-4	下関地区
協和环境(有)	下関市金比羅町 37-5	下関地区
下関ビルサービス(株)	下関市上田中町一丁目 9-3	下関地区
(有)防長衛生工業所	下関市彦島向井町一丁目 1-7	下関地区
(有)藤野衛生工業所	下関市元町 4-9	下関地区
(有)メンテナンスタグチ	下関市永田本町二丁目 5-36	下関地区
(有)ミユキ産業	下関市川中豊町五丁目 8-15	下関地区
橋本衛生工業所	下関市彦島本村町三丁目 4-10	下関地区
梅田クリーン工業(株)	下関市武久町二丁目 6-3	下関地区
(株)張山設備工業所	下関市彦島江の浦町二丁目 19-21	下関地区
(有)共和浄化槽管理工業	下関市神田町二丁目 2-17	下関地区
(有)下関衛生社	下関市綾羅木新町三丁目 6-7	下関地区
(有)豊浦衛生社	下関市豊浦町大字川棚 6276-1	菊川地区、豊浦地区
(株)豊浦環境管理センター	下関市豊浦町大字黒井 2121-1	菊川地区、豊浦地区
(有)美祢清掃センター	美祢市大嶺町東分 1318	豊田地区
(有)拓豊整掃	下関市豊浦町大字川棚 11478-3	豊浦地区
(有)山陰環境整備工業	下関市豊北町大字滝部 3750-9	豊北地区

※「許可区域」は、それぞれ合併前の下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町の区域をいう。

地区別・規模別

令和 6 年 3 月 31 日現在 (単位: 基)

人槽 地区		5 人 20	21 人 50	51 人 100	101 人 300	301 人 500	501 人 1000	1001 以上	合計
本庁管内	合併処理浄化槽	3,976	206	73	72	11	1	2	4,341
	単独処理浄化槽	7,847	562	85	34	3	0	0	8,531
	合計	11,823	768	158	106	14	1	2	12,872
菊川	合併処理浄化槽	391	6	0	1	0	1	4	403
	単独処理浄化槽	221	12	5	0	0	0	0	238
	合計	612	18	5	1	0	1	4	641
豊田	合併処理浄化槽	603	17	7	9	2	1	0	639
	単独処理浄化槽	292	30	4	1	0	0	0	327
	合計	895	47	11	10	2	1	0	966
豊浦	合併処理浄化槽	1,268	41	17	12	2	1	2	1,343
	単独処理浄化槽	1,961	97	14	1	0	0	0	2,073
	合計	3,229	138	31	13	2	1	2	3,416
豊北	合併処理浄化槽	1,316	22	8	8	2	2	1	1,359
	単独処理浄化槽	595	34	8	1	1	0	0	639
	合計	1,911	56	16	9	3	2	1	1,998
全域	合併処理浄化槽	7,554	292	105	102	17	6	9	8,085
	単独処理浄化槽	10,916	735	116	37	4	0	0	11,808
	合計	18,470	1,027	221	139	21	6	9	19,893

地区別・建築用途別

令和 6 年 3 月 31 日現在 (単位: 基)

用途	地区	旧下関	菊川	豊田	豊浦	豊北	合計
集会場施設 (※1)		121	10	23	28	32	214
住宅		10,705	557	834	3,070	1,827	16,993
共同住宅		610	2	10	68	5	695
その他住宅 (※2)		75	2	6	15	11	109
宿泊施設		28	1	11	31	12	83
医療施設		37	0	2	16	9	64
店舗		278	4	12	56	27	377
娯楽施設 (※3)		24	2	5	10	2	43
駐車場 (※4)		32	0	8	5	6	51
学校施設 (※5)		61	4	11	20	11	107
事務所		525	33	25	42	36	661
作業場 (※6)		331	18	14	45	11	419
その他 (※7)		45	8	5	10	9	77
合計		12,872	641	966	3,416	1,998	19,893

※ 集会場施設: 公会堂、集会場、寺院、神社、体育館他

※ その他住宅: 下宿、寄宿舍、学校寄宿舍、老人ホーム他

※ 娯楽施設: パチンコ店、ゴルフ場他

※ 駐車場: サービスエリア、駐車場、ガソリンスタンド

※ 学校施設: 保育所、幼稚園、学校 (小、中、高、大、各種)、図書館

※ 作業場: 工場、作業所、研究所他

※ その他: 工場、公衆浴場、公衆便所、駅、バスターミナル

3 環境美化推進事業

【条例違反者・過料処分件数】

(単位: 件)

令和 4 年度												
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 5 年度												
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

IV 関係例規

1 下関市環境基本条例

平成 17 年 2 月 13 日

条例第 205 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等(第 7 条—第 11 条)

第 2 節 環境の保全のための施策等(第 12 条—第 22 条)

第 3 節 地球環境保全の推進等(第 23 条)

附則

私たちの郷土下関は、中国山地を源とする緑あふれる森林や、響灘、周防灘の豊かな海洋と変化に富んだ美しい海岸線に恵まれ、その自然を生かし育みながら、本州と九州の接点としての陸・海上の交通の要衝という地理的な役割を果たすとともに、多くの歴史的な転換の舞台となってきた。

恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が、地球という大きな枠の中で密接に関わりあい、微妙な均衡のもとに保たれてきた。しかし、現代の社会経済活動は、資源やエネルギーを大量に消費して、環境への負荷を増大させ、その結果、地域的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっている。

もとより、私たちは、快適で豊かな環境を享受する権利と、その環境を将来の世代へ引き継ぐ責務を有している。

私たち市民一人ひとりがこれまでの生活を省み、その生活様式を見直していくことにより、地球全体の持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境をつくりあげていかなければならない。

ここに、私たちは、自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな森と海の恵みを実感しながら暮らすことのできる快適な環境の形成の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、人類を取り巻く環境が、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、人間の活動により様々な影響を受けるものであることを認識し、広く市民は健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、この豊かな環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組まれることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済社会のシステムや生活様式の転換による持続的発展が可能な社会を作っていくことを目指し、行われなければならない。

3 環境の保全は、自然環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、人間の活動によって引き起こされる影響に配慮した地域づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人とが共生できる社会の実現を目指し、行われなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者及び市が人類共通の課題であることを認識して、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び快適な環境の形成に資する行動に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、生産される製品その他のものが廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、生産される製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、現在及び将来の市民が、豊かな自然環境の中で、健康で文化的な生活が確保できるよう、本市の自然的社会的豊かさを活かして、市民及び事業者との協力のもとに環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らその社会経済活動に際して環境の保全に資する取組を率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全及び快適な環境の形成のための取組を支援する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然が共生する豊かな生態系を維持するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、豊かな森と海に恵まれた本市の多様な自然環境を保持することにより、人と自然との豊かなふれあいを保つこと。

(3) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷の少ない市民生活や事業活動への転換を図ること。

(4) 豊かな地球環境が、将来にわたって健全な状態に保たれるよう、すべての主体が自主的かつ積極的な取組を行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する総合的な施策の展開

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ下関市環境審議会条例(平成17年条例第206号)

第1条の規定により設置する下関市環境審議会及び市民の意見を聞かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(市民の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の環境及び生活に関する意見を充分反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第11条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、市民に環境の状況及び市が環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第14条 市は、市民又は事業者が、公害の防止のための施設や省エネルギーに資する設備の整備その他環境への負荷の低減のための適切な措置をとることを促すため、適正な経済的な助成及び技術的な支援等の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設、下水道、廃棄物の公共的な処理施設及び環境への負荷の低減に資する交通施設の整備の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、森林の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 市は、持続的発展が可能な社会の実現のため、市民及び事業者自らが、社会経済活動や生活様式を見直し、資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等の推進)

第17条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、市民及び事業者が、人と環境のかかわりあい等の基本的な知識を習得するとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が、自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、民間団体等が環境に関する理解を深め、環境の保全のための適切な活動を行うことを促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供しよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第20条 市は、過去及び現在の環境の状況の把握、将来の環境の変化の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、前項に掲げる調査を実施するため、必要な監視、測定、試験、研究等の体制の整備に努めるものとする。
(推進体制の整備)

第21条 市は、市民及び事業者と連携、協力して、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第3節 地球環境保全の推進等

(地球環境保全への取組)

第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査、情報提供及び技術協力等を行い、国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 下関市環境保全条例

平成17年6月29日

条例第358号

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 市長の責務(第3条—第7条)

第3節 事業者の責務(第8条—第13条)

第4節 市民の責務(第14条—第16条)

第2章 自然環境の保全

第1節 保存樹等の保存(第17条—第23条)

第2節 緑化の推進(第24条—第27条)

第3節 開発行為の規制(第28条・第29条)

第3章 生活環境の保全

第1節 騒音等の規制(第30条—第33条)

第2節 公共の場所の清潔保持(第34条—第36条)

第3節 空地の管理(第37条)

第4章 補則(第38条・第39条)

第5章 罰則(第40条—第42条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、下関市民の良好な環境を保全するため、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、その総合的推進を図ることにより、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。

(2) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は快適な生活が損なわれることをいう。

第2節 市長の責務

(基本的責務)

第3条 市長は、市民の良好な環境を保全するため、必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(知識の普及等)

第4条 市長は、良好な環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、良好な環境の保全の思想を高めるように努めなければならない。

(財政措置等)

第5条 市長は、良好な環境の保全を図るため、必要な財政上の措置、技術的な援助その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(監視及び調査)

第6条 市長は、良好な環境を保全するため、必要な監視及び調査をしなければならない。

(苦情の処理)

第7条 市長は、良好な環境の保全に関する苦情を迅速かつ適正に処理するように努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第8条 事業者は、その事業活動によって良好な環境に支障を及ぼすことのないように、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずる責務を有する。

(協力義務)

第9条 事業者は、市長又はその他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(開発行為における義務)

第10条 事業者は、土地の区画形質の変更(以下「開発行為」という。)をしようとするときは、山林、河川、海浜等の良好な自然環境の保全を図るとともに市民の生活環境の保全に努めなければならない。

(管理義務)

第11条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、その事業に係る施設を適正に管理しなければならない。

(防止技術の研究及び開発)

第12条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するため、必要な技術の研究及び開発に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第13条 事業者は、市長と公害防止協定を締結するように努めなければならない。

第4節 市民の責務

(基本的責務)

第14条 市民は、良好な環境の保全に関する意識を高めるとともに、良好な環境の確保に寄与するように努めなければならない。

(協力義務)

第15条 市民は、市長又はその他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(土地、建物の清潔保持の義務)

第16条 市民は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 保存樹等の保存

(保存樹等の指定)

第17条 市長は、良好な環境を保全するため、必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者の同意を得て保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をするときは、その旨を当該保存樹等の所有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、次に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)の規定により指定された保安林に係る樹木又は樹木の集団

(3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前2号に掲げる以外のもの

(指定の解除)

第18条 市長は、保存樹等が前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保存樹等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹等の指定を解除することができる。

3 所有者は、市長に対し、保存樹等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

4 前条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定により指定を解除する場合について準用する。

(所有者の変更届出)

第19条 保存樹等の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第20条 市長は、保存樹等の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

第21条 所有者は、保存樹等について枯損の防止その他その保存に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 何人も、保存樹等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第22条 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(助言等)

第23条 市長は、所有者に対し、保存樹等の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。

第2節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第24条 市長は、その管理する公園、広場、道路その他の公共施設に樹木を植栽する等緑化に関し、その推進を図るように努めなければならない。

(宅地等の緑化)

第25条 宅地等の所有者又は管理者は、自然環境を保全するように努めるとともに、当該宅地等に樹木を植栽する等自ら緑化を図るように努めなければならない。

(団地の緑化)

第26条 住宅等の団地で規則で定める規模以上のものを造成しようとする者は、当該団地の緑化に関し、あらかじめ、市長と協議し、その緑化の推進を図るように努めなければならない。

(工場等の緑化)

第27条 工場等で規則で定める規模以上のものを設置しようとする者は、当該敷地内の緑化に関し、あらかじめ、市長と協調し、その緑化の推進を図るように努めなければならない。

第3節 開発行為の規制

(開発行為の届出)

第28条 規則で定める規模以上の開発行為（法令の規定により許認可を受けなければならないものを除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(助言、指導等)

第29条 市長は、前条の規定による届け出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前条の規定に違反する者又は前項の助言若しくは指導に従わない者に対し、当該開発行為の停止、計画の変更等必要な措置をとることを命ずることができる。

第3章 生活環境の保全

第1節 騒音等の規制

(環境保全の義務)

第30条 何人も、良好な生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、汚水、騒音、悪臭等を排出し、発生させ、又は飛散させないように努めなければならない。

(静穏の保持)

第31条 何人も、法令に違反しない場合においても、夜間においては付近の住民の安眠を妨げる騒音又は振動を発生させないように努めなければならない。

(特定建設作業の周知義務)

第32条 特定建設作業（騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び山口県公害防止条例（昭和47年山口県条例第41号）に規定する特定建設作業をいう。）を伴う建設工事を施工しようとする者は、あらかじめ、当該作業場の周辺住民に対し、作業時間、騒音防止の方法等について説明する等周知を図るように努めなければならない。

(自動車排出ガス及び自動車騒音の抑制義務)

第33条 自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）の保有者及び運転者は、その自動車の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、自動車排出ガス及び自動車騒音を最小限に抑制するように努めなければならない。

第2節 公共の場所の清潔保持

(公共の場所の清潔保持)

第34条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚さないようにしなければならない。

(印刷物等配布者の清潔保持)

第35条 公共の場所において、印刷物等を公衆に配布し、又は配布させた者は、その印刷物等が散乱した場合は速やかに清掃しなければならない。

(工事施行者の義務)

第36条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が公共の場所に飛散し、脱出し、流出し、又はたい積しないように適正な措置を講じなければならない。

第3節 空地の管理

(空地の管理)

第37条 空地の所有者又は管理者は、当該空地が雑草の繁茂等により、災害、犯罪及び廃棄物の不法投棄の誘発源並びに蚊、ハエ、野ネズミ等の発生源とならないよう清掃保持に努めるとともに、特に人の健康に害を及ぼすお

そのある雑草を除去する等、当該空地の適正な管理を行わなければならない。

第4章 補則

(立入検査等)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは検査させ、又は関係人に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第40条 第29条第2項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第41条 第38条第1項の規定による立入検査等を拒み、又は妨げた者は、2万円以下の罰金に処する。

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 下関市環境保全条例(昭和50年下関市条例第1号)及び豊田町ほたるの里環境保全条例(平成9年豊田町条例第4号)(以下これらを「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。

3 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成 17 年 2 月 13 日

条例第 198 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 13 条)
- 第 2 章 一般廃棄物の減量及び処理(第 14 条—第 30 条)
- 第 3 章 市が設置する一般廃棄物処理施設
 - 第 1 節 生活環境影響調査結果の縦覧等(第 31 条—第 37 条)
 - 第 2 節 技術管理者の資格(第 37 条の 2)
- 第 4 章 手数料等(第 38 条—第 40 条)
- 第 5 章 雑則(第 41 条—第 44 条)
- 第 6 章 罰則(第 45 条・第 46 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）及び再生品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用の容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるように努めなければならない。

4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

(清潔の保持)

第 6 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、当該土地又は建物の管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚さないようにしなければならない。

3 公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

4 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

5 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所にこれらの物が飛散し、又は流出することによる生活環境の保全上の支障が生じないようにしなければならない。
(空き地の管理)

第7条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するように努めなければならない。

(空き容器回収設備の設置等)

第8条 自動販売機により容器入り飲食料等を販売する者は、空き缶等の散乱防止を図るため、空き容器を回収する設備を当該自動販売機に隣接した場所に設け、みだりに空き容器が捨てられないようにするとともに、当該自動販売機及び空き容器を回収する設備を適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、回収した空き容器を再生利用する等その適正な処理を行わなければならない。

(ごみステーションの管理)

第9条 市長は、家庭系一般廃棄物(一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じた廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。)を収集する場所(以下「ごみステーション」という。)を指定することができる。この場合において、公共の場所以外の場所をごみステーションに指定するときは、当該場所の管理者の申出に基づいて行うものとする。

2 ごみステーションの利用者は、家庭系一般廃棄物の排出に当たっては、当該家庭系一般廃棄物を分別し、飛散又は流出をしないように市長の指示する方法により収納し、かつ、指定された日時に排出する等適正にこれを行わなければならない。

3 第11条第1項の規定により市長が指定した家庭系一般廃棄物については、ごみステーションに排出してはならない。

4 ごみステーションの利用者は、当該ごみステーションの清潔を保つように努めなければならない。

5 ごみステーションの管理者は、家庭系一般廃棄物の適正な排出及びごみステーションの清潔を保つため、当該ごみステーションの利用者に対し、適正な啓発及び指導を行うものとする。

(収集又は運搬の禁止等)

第10条 市又は市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、前条第2項の規定により適正にごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市又は市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が前項の規定に違反して、ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(申込みによる戸別収集)

第11条 家庭系一般廃棄物のうち、ごみステーションでの収集に支障があるもので市長が指定するものについては、排出者からの申込みにより戸別に収集を行う。

2 前項の規定により指定された家庭系一般廃棄物を排出しようとする者は、市長の指示する方法により適正にこれを行わなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、下関市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(クリーンアップ推進員)

第13条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、クリーンアップ推進員を任命する。

2 クリーンアップ推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、クリーンアップ推進員について必要な事項は、規則で定める。

第2章 一般廃棄物の減量及び処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し、次に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関して必要な事項

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。
（市による一般廃棄物の減量及び処理）

第15条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた基準に従って行うものとする。

3 市は、一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包装の簡素化、再び使用することが可能な容器の使用その他の廃棄物の排出の抑制に資する生活様式又は事業活動の普及等に努めるものとする。

5 市は、一般廃棄物の処理又はその処理を行う施設の機能に支障を生じない範囲において、規則で定めるところにより一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

（事業者等による一般廃棄物の減量及び処理）

第16条 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（以下「事業者等」という。）は、一般廃棄物処理計画に定めるところによりその排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものは、なるべく再生利用を図る等、その減量に努めなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

3 事業者等は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市（市による委託を含む。）以外の者が収集、運搬及び処分をするものとして定めた一般廃棄物に限る。）を適正に自ら処理し、又は法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく許可を受けた者（法第7条第1項ただし書又は同条第6項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。）にその処理を委託しなければならない。

4 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者又は法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく許可を受けた者以外の者に処理を委託している者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。

（事業者等の協力）

第17条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物の減量のために市が講ずる施策に協力しなければならない。

2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、及び排出して市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

（改善勧告）

第18条 市長は、第16条第4項又は前条第3項に規定する指示に従わない事業者等に対し、期限を定めて、指示の内容を履行するように勧告することができる。

（公表）

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者等が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第20条 市長は、市がその処理を行っている一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているもの(法第6条の3第1項の規定に基づき指定されたものを除く。以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。
- 3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

(処理除外物)

第21条 次に掲げる物は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより市が行う処理の対象とはしない。

- (1) 有害性のある物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物
 - (5) 特別管理一般廃棄物
 - (6) 前各号に掲げる物のほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、前項各号に該当する物で、一般廃棄物処理計画で定めるものを排出してはならない。
 - 3 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処理しようとする者に対し、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

(事業用大規模建築物の所有者等による減量)

第22条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用大規模建築物の管理のすべてについて権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下同じ。)は、当該事業用大規模建築物から排出される一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るための当該事業用大規模建築物の管理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する業務の実施に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる廃棄物及びそれ以外の廃棄物の保管場所を区分して設置するように努めなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の占有者は、事業用大規模建築物の所有者の管理に従い、当該事業用大規模建築物から生ずる一般廃棄物の減量を行わなければならない。
- 5 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して前各項の規定の実施に関し、必要な指示を行うことができる。

(廃棄物の保管場所の設置)

第23条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる廃棄物及びそれ以外の廃棄物の保管場所を区分して設置しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の建設者は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物の建築に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第24条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第22条第1項若しくは第2項の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(共同住宅の建築に当たっての届出等)

第26条 規則で定める共同住宅を建築しようとする者(以下「共同住宅建築者」という。)は、一般廃棄物の排出場所その他規則で定める事項について、当該共同住宅の建築に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は、指示する必要があると認めるときは、前項の届出を受けた日から30日以内に共同住宅建築者に対し、これを行うことができる。

(開発事業に関する届出)

第27条 規則で定める開発事業を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、その開発事業を行う区域から当該開発事業の結果排出されることとなる一般廃棄物の排出場所その他規則で定める事項について、当該開発事業に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は、指示する必要があると認めるときは、前項の届出を受けた日から30日以内に開発事業者に対し、これを行うことができる。

(適正包装の推進)

第28条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を選択すること等により、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装が推進されるように努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の使用に努め、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、その包装、容器等の再生利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるように努めるとともに、商品の購入等をした者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(廃棄物再生事業者の協力)

第29条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(廃棄物搬入の承認)

第30条 一般廃棄物及び第15条第5項に規定する産業廃棄物を自ら又は委託して市の廃棄物の処理施設(以下「処理施設」という。)へ搬入しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

3 市長は、前項に規定する受入基準に違反して処理施設に搬入しようとする廃棄物については、その受入れを拒否することができる。

第3章 市が設置する一般廃棄物処理施設

第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧及び意見書の提出)

第31条 市長は、法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出をしようとするときは、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)を公衆の縦覧に供し、これらの届出に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会を付与するものとする。

(対象となる施設の種類)

第32条 前条の規定による報告書等の公衆の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第33条 市長は、法第9条の3第2項の規定により、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)

(8) 報告書等を縦覧に供する期間(以下「縦覧の期間」という。)

(縦覧の場所及び期間)

第34条 前条の縦覧の場所は、次に掲げるところとし、当該縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

- (1) 下関市環境部環境施設課
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(意見書の提出先等の告示)

第35条 市長は、法第9条の3第2項の規定により、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第36条 前条の意見書の提出先は、次に掲げるところとし、当該意見書の提出期限は、第34条の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

- (1) 下関市環境部環境施設課
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場所

(他の市町村との協議)

第37条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第2節 技術管理者の資格

第37条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る同法第4条第1項の第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(同法第108条第2項の大学(以下この条において「短期大学」という。))を除く。次号において同じ。の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 短期大学(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。次号において同じ。又は同法に基づく高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 短期大学又は学校教育法に基づく高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科を修めた者であって、理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

第4章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料等)

第38条 市は、その処理を行う一般廃棄物の排出者から別表に定める手数料を徴収する。

2 市は、その処理を行う産業廃棄物の排出者から100キログラムまでごとに1,560円の処分費用を徴収する。

3 前2項に規定する手数料及び費用の徴収方法については、別に定める。

4 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより第1項に規定する手数料を減免することができる。

(許可証の交付)

第39条 市長は、法第7条第1項及び第6項の許可、同条第2項及び第7項の許可の更新並びに法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可を行ったときは、許可証を交付する。

(許可手数料)

第40条 次に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料をその申請の際に納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 5,000円

(2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 5,000円

(3) 法第7条第2項に規定する許可の更新を受けようとする者 5,000円

(4) 法第7条第7項に規定する許可の更新を受けようとする者 5,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 5,000円

(6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 5,000円

(7) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円

第5章 雑則

(報告の徴収)

第41条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第42条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(下関市行政手続条例の適用除外)

第43条 第10条第2項の規定による命令については、下関市行政手続条例(平成17年条例第24号)第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第45条 第10条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第46条 法人の代表者又は法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第10条第2項の規定による命令に違反してごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定は、平成17年2月12日における下関市、菊川町、豊田町、豊浦町又は豊北町の区域(以下これらをそれぞれ「下関地区」、「菊川地区」、「豊田地区」、「豊浦地区」又は「豊北地区」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、なお下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年下関市条例第16号)、菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年菊川町条例第1号)、豊田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年豊田町条例第2号)、豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年豊浦町条例第6号)又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成11年豊北町条例第16号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の例による。

(1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区 平成17年4月1日

(2) 豊浦地区又は豊北地区 規則で定める日

(平成 20 年規則第 86 号で平成 21 年 4 月 1 日施行)

- 3 第 11 条及び別表排出者からの申込みにより家庭系一般廃棄物を市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する場合の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年 3 月 31 日までは同条及び同表の規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。
 - 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 7 年下関市条例第 16 号)第 11 条の規定によりクリーン推進員であった者は、平成 17 年 3 月 31 日までは、この条例第 13 条に規定するクリーンアップ推進員とみなす。
 - 5 別表ごみステーションの利用者が排出した家庭系一般廃棄物を市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する場合の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、同表の規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。
 - (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区 平成 17 年 10 月 1 日
 - (2) 豊浦地区又は豊北地区 規則で定める日
- (平成 20 年規則第 86 号で平成 21 年 4 月 1 日施行)
- 6 別表排出者が自ら又は委託によって処理施設にごみ(特定家庭用機器を除く。)を搬入する場合の規定は、豊浦地区及び豊北地区においては平成 17 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年 3 月 31 日までは、同表の規定にかかわらず、なお豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 51 年豊浦町条例第 6 号)又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 11 年豊北町条例第 16 号)の例による。
 - 7 第 38 条の規定は、施行日以後の廃棄物の処理に係る手数料から適用し、施行日前の廃棄物の処理に係る手数料については、なお合併前の条例の例による。
 - 8 施行日前に、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 6 月 29 日条例第 357 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定(附則第 8 項を削り、附則第 9 項を附則第 8 項とする部分に限る。)は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 17 年 2 月 12 日における下関市、菊川町又は豊田町の区域の排出者が自ら又は委託によって処理施設にごみ(特定家庭用機器を除く。)を搬入する場合の手数料の額は、この条例による改正後の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成 19 年 3 月 31 日までの間は、100 キログラムまでごとに 250 円とする。
- 3 平成 17 年 2 月 12 日における豊浦町又は豊北町の区域の排出者が自ら又は委託によって処理施設にごみ(特定家庭用機器を除く。)を搬入する場合の手数料の額は、新条例別表の規定にかかわらず、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 10 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 21 日条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前に行った一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 6 月 22 日条例第 39 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 20 日条例第 58 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日条例第 12 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 1 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 25 日条例第 68 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 10 号）

この条例中第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 16 条第 3 項、第 38 条第 4 項及び第 46 条の改正規定は公布の日から、第 37 条の 2 第 6 号及び第 7 号の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 38 条第 2 項及び別表の改正規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 38 条関係） 一般廃棄物の処理手数料

種別	区分			手数料	
ごみ	市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する家庭系一般廃棄物	ごみステーションで収集するもの		重量、形状、処理方法等を勘案し、40 円以内で市長が定める額	
		戸別に収集するもの	第 11 条第 1 項の規定により市長が指定するもの	特定家庭用機器	5,000 円以内で市長が定める額
				その他	重量、形状、処理の困難性等を勘案し、1,000 円以内で市長が定める額
			動物の死体		1 個につき 830 円
	排出者が自ら又は委託によって処理施設に搬入する一般廃棄物（特定家庭用機器を除く。）			100 キログラムまでごとに 520 円	
し尿	定額制	基本料金	ホースの長さが 60 メートルまでの場合		便槽 1 個（大小便槽を 1 対として設置している場合を含む。以下同じ。）1 月につき 200 円
			ホースの長さが 60 メートルを超える場合		便槽 1 個 1 月につき 410 円
		人頭割料金			1 人 1 月につき 520 円
		度数割料金	ホースの長さが 60 メートルまでの場合		便槽 1 個 1 回につき 500 円
			ホースの長さが 60 メートルを超える場合		便槽 1 個 1 回につき 980 円
		無臭トイレ加算料金			便槽 1 個 1 回につき 750 円
	従量制（定額制により難しいもの）	期間を定めて設置される簡易トイレ			1 回につき 2,610 円に、90 リットルを超える部分 18 リットルまでごとに 310 円を加えた額
		その他のもの			1 回につき 18 リットルまでごとに 310 円

備考

- この表において「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器をいう。
- 度数割料金は、便槽 1 個につき、月 1 回を超えて収集を行う場合に徴収する。

4 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

平成 17 年 2 月 13 日
規則第 164 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)及び条例において使用する用語の例による。

(ごみステーションの利用方法)

第 3 条 ごみステーションの利用者は、家庭系一般廃棄物を、次の表に掲げる基準に従って分別し、次条に定める収納の方法に従って排出しなければならない。

基 準	摘 要
燃やせるごみ	厨芥類、繊維類、木くず及び紙くず等で焼却処理に適するもの(古紙類に該当するものを除く。)
資源ごみ(びん・缶)	ガラス製の瓶、スチール缶及びアルミ缶
資源ごみ(ペットボトル)	ポリエチレンテレフタレート製の瓶
資源ごみ(プラスチック製容器包装)	プラスチック製の容器包装(資源ごみ(ペットボトル)に該当するものを除く。)
資源ごみ(古紙)	新聞紙、雑誌類及び段ボール

(ごみステーションでの家庭系一般廃棄物の収納方法)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項に規定する市長の指示する方法は、別表第 1 の基準の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の収納の方法の欄に掲げる方法とする。

(収集又は運搬の禁止命令)

第 5 条 条例第 10 条第 2 項の規定による命令は、収集・運搬行為禁止命令書(様式第 1 号)により行うものとする。

(ごみステーションに排出する家庭系一般廃棄物の処理手数料)

第 6 条 ごみステーションに排出する家庭系一般廃棄物の処理手数料の額は、別表第 1 の収納の方法の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の処理手数料の欄に掲げる額とする。

2 既納の処理手数料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(申込みにより戸別収集を行う家庭系一般廃棄物)

第 7 条 排出者からの申込みにより戸別の収集(以下「戸別収集」という。)を行うものとして、条例第 11 条第 1 項に規定する市長が指定するものは、次のとおりとする。

- (1) 特定家庭用機器
- (2) その他

ア 粗大ごみ(家具類、家電製品類、寝具類、自転車等で 45 リットルの袋に収納することができないものをいう。以下同じ。)

イ 燃やせないごみ(陶磁器類、金属くず、ガラスくず等で 45 リットルの袋に収納することができ、焼却処理に適さないものをいう。ただし、タイヤ及びバッテリー等特殊な処理を行うものを除く。以下同じ。)

ウ 有害ごみ(水銀使用製品(水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管その他水銀又はその化合物が使用されている製品をいう。以下同じ。)、乾電池(ボタン電池を除く。)、ライター、エアゾール製品及び小型充電式電池(小型充電式電池を容易に取り外すことができない 1 辺が 30 センチメートル未満の家電製品類を含む。)をいう。以下同じ。)

(戸別収集の申込み)

第 8 条 特定家庭用機器、粗大ごみ、有害ごみ及び燃やせないごみ(以下「戸別収集ごみ」という。)の戸別収集を受けようとする者は、その氏名及び住所並びにその戸別収集により排出しようとする戸別収集ごみの種類、個数、排出場所等について、市に連絡して申し込まなければならない。

(戸別収集ごみの処理手数料)

第 9 条 戸別収集ごみの処理手数料の額は、別表第 2 及び別表第 2 の 2 のとおりとする。

2 既納の処理手数料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(戸別収集ごみの排出方法)

第10条 戸別収集により戸別収集ごみを排出しようとする者は、次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号に定める方法に従い、第8条の規定により連絡した排出場所に持ち出さなければならない。

- (1) 特定家庭用機器及び粗大ごみ 処理手数料相当額証紙付き粗大ごみ等処理券(粗大ごみ等処理券(様式第1号の2)に下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則(平成23年規則第29号)別表第2に規定する証紙を刷り込んだものをいう。以下この条において同じ。)を個々に貼付する方法
- (2) 燃やせないごみ 別表第2の2に規定する収納の方法
- (3) 有害ごみ 別表第2の2に規定する収納の方法により収納し、処理手数料相当額証紙付き粗大ごみ等処理券を貼付する方法

(ボランティア袋)

第11条 排出者が自治会活動で行う清掃等により、排出者の私有地以外から生じた一般廃棄物を排出する場合は、市長が別に定める方法により交付するボランティア袋(様式第2号)に市長が指示する方法により当該一般廃棄物を収納し、排出するものとする。

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第12条 条例第12条第1項の規定により設置される下関市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の同条第3項に規定する委員(以下「委員」という。)は、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 7 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(審議会の会議)

第13条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第14条 審議会の庶務は、環境部クリーン推進課において処理する。

(クリーンアップ推進員)

第15条 市長は、条例第13条第1項の規定によるクリーンアップ推進員(以下「推進員」という。)の任命に当たっては、市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会等の団体の推薦の有無等により当該推進員の社会的信望の有無を確認するものとする。

- 2 推進員は、前項の団体の区域その他市長が指定する区域において、次に掲げる事項に係る活動を行うものとする。
 - (1) 条例第3条に規定する廃棄物の再生利用の推進に関すること。
 - (2) 家庭系一般廃棄物の適正な排出についての指導に関すること。
 - (3) 不法投棄の防止に関すること。
 - (4) ごみステーションの清潔保持についての指導に関すること。
 - (5) その他一般廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。
- 3 推進員の任期は、1年とし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(市が処理する産業廃棄物)

第16条 条例第15条第5項の規定により市が処理する産業廃棄物は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する中小企業者が市内において排出した産業廃棄物又は公益上市が処理する必要があると認める産業廃棄物のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 燃え殻(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (2) 汚泥(含水率85パーセントを超えるもの及び特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (3) 廃プラスチック類(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (4) 紙くず(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (5) 木くず
- (6) 繊維くず
- (7) ゴムくず

- (8) 金属くず
- (9) ガラスくず及び陶磁器くず
- (10) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの
(事業用大規模建築物)

第17条 条例第22条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業の用途に供される部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物(専ら学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用に供される建築物にあっては、延べ床面積が8,000平方メートル以上のものとする。)及び一般廃棄物の減量のため市長が必要と認める事業用建築物とする。

(廃棄物管理責任者の届出)

第18条 条例第22条第1項の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式第3号)により、当該選任又は変更の日から30日以内に行わなければならない。

(廃棄物の減量等に関する計画書の提出)

第19条 条例第22条第2項の規定による計画書の提出は、毎年4月1日以降の1年間における計画について、廃棄物減量等に関する計画書(様式第4号)によりその年の5月31日までに行わなければならない。

2 前項に規定する廃棄物減量等に関する計画書の記載事項を変更するときは、廃棄物減量等に関する計画変更届(様式第5号)により、変更前に届け出なければならない。

(廃棄物の保管場所の設置基準)

第20条 条例第22条第3項及び第23条第1項の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を適切に保管できる規模を有すること。
- (2) 再生利用の対象となる廃棄物とそれ以外の廃棄物が混合するおそれのないように必要な措置を講じていること。
- (3) 排出及び収集に安全かつ容易な構造とするとともに、排出及び収集に便利な場所に設置すること。
- (4) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じていること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 安全に維持管理できること。
- (7) その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を講じていること。

(廃棄物の保管場所設置の届出)

第21条 条例第23条第2項の規定による廃棄物の保管場所設置の届出は、廃棄物保管場所設置届(様式第6号)により行わなければならない。

(共同住宅)

第22条 条例第26条第1項の規則で定める共同住宅は、1棟が複数の住宅からなり、それぞれの住宅が廊下、階段、外部への出入口等を共同で使用する建築物で20世帯以上を収容できるものとする。

(共同住宅の建築に当たっての届出)

第23条 条例第26条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅の概要
- (2) 一般廃棄物の発生量見込等
- (3) 再生利用の対象となる廃棄物の保管場所
- (4) 一般廃棄物の分別、保管及び排出に関する事項の居住者への啓発方法
- (5) 一般廃棄物の減量に関する居住者の自主活動の促進方法
- (6) その他一般廃棄物の減量への取組

2 条例第26条第1項の規定による届出は、共同住宅建築届(様式第7号)により行わなければならない。

(開発事業)

第24条 条例第27条第1項の規則で定める開発事業は、次のとおりとする。

- (1) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が一般廃棄物処理計画に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めたもの

(開発事業の届出)

第25条 条例第27条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業の概要
- (2) 居住者、利用者等の見込み
- (3) 一般廃棄物排出量の見込み

(4) 一般廃棄物排出抑制のための配慮の概要

(5) 一般廃棄物適正処理のための配慮の概要

2 条例第 27 条第 1 項の規定による開発事業の届出は、開発事業届(様式第 8 号)により行わなければならない。

(廃棄物搬入の承認)

第 26 条 条例第 30 条第 1 項の承認を受けようとする者は、廃棄物搬入承認申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(廃棄物の受入基準)

第 27 条 一般廃棄物の条例第 30 条第 2 項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第 21 条第 1 項に規定する物を搬入しないこと。

(2) 適正に分別し、一般廃棄物処理計画に従い、定められた処理施設へ搬入すること。

(3) 市長が別に定める量を超える一般廃棄物を搬入しないこと。

(4) 一般廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包する等必要な措置を講じていること。

(5) 運搬車及び運搬容器に、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないようにするための必要な措置が講じられていること。

(6) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

2 産業廃棄物の条例第 30 条第 2 項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 第 16 条に規定する産業廃棄物以外の物を搬入しないこと。

(2) 適正に分別し、市長が指示する処理施設へ搬入すること。

(3) 市長が別に定める量を超える産業廃棄物を搬入しないこと。

(4) 産業廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包する等必要な措置を講じていること。

(5) 運搬車及び運搬容器に、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないようにするための必要な措置が講じられていること。

(6) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

(縦覧の期間等)

第 28 条 条例第 34 条の規定による縦覧については、下関市の休日を定める条例(平成 17 年条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く日の午前 8 時 15 分から午後 5 時まで行うものとする。

(縦覧の手続)

第 29 条 条例第 33 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、下関市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧者名簿(様式第 10 号)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 30 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 31 条 条例第 31 条に規定する意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(一般廃棄物処理手数料等の徴収方法)

第 32 条 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用は、1 月ごとに納入通知書により、又は処理施設に搬入の都度徴収する。ただし、市長が特に他の徴収方法によることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免基準等)

第 33 条 条例第 38 条第 4 項の規定により一般廃棄物処理手数料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 地震、台風、洪水、高潮、津波その他これらに類似の天災により建物がり災した場合で、当該建物のり災部分及びり災に伴い解体が必要となった部分から発生した一般廃棄物を排出するとき 全額

(2) 火災により主として居住する建物がり災した場合で、当該建物のり災部分及びり災に伴い解体が必要となっ

た部分から発生した一般廃棄物を排出するとき 全額

(3) 自治会等が行う奉仕活動としての清掃により発生した一般廃棄物を排出するとき 全額

(4) その他市長が特に必要があると認めたとき その都度市長が定める額

3 前項第2号のり災した建物が店舗又は集合住宅を兼ねている場合は、当該建物のうち自己の居住の用途に供する部分(以下この項において「居住部分」という。)から発生した一般廃棄物について、その手数料の全額を免除することができるものとする。この場合において、一般廃棄物が居住部分から発生したものとそれ以外のものとの区別ができないときは、当該一般廃棄物の量に当該建物の延べ面積のうち居住部分の延べ面積の占める割合を乗じて得た量の廃棄物を、居住部分から発生した一般廃棄物とする。

4 条例第38条第4項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第11号)により市長に申請しなければならない。この場合において、第1項第1号又は第2号に掲げる減免を受けようとする者については、当該申請書に次の書類を添えて申請しなければならない。

(1) リ災証明書又は災害ごみに関する証明書

(2) 搬入に係る誓約書

(3) リ災した建物の平面図

5 減免を受ける者は、原則として、処理すべき一般廃棄物を自己の責任において搬入しなければならない。

(身分を示す証明書)

第34条 条例第42条第2項の身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第35条 次の各号に掲げる許可又は許可の更新を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による許可の更新 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書(様式第13号)

(2) 法第7条第6項の規定による許可又は同条第7項の規定による許可の更新 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書(様式第14号)

(3) 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第15号)

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第36条 市長は、市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に事務所又は営業所を有する者)であって、市長の付する許可条件を遵守できると認められるもの以外の者には、法第7条第1項又は第6項の許可をしない。

(許可証)

第37条 条例第39条の規定により交付する許可証は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第16号)

(2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可証(様式第17号)

2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者(以下「許可業者」という。)は、許可証を亡失し、又は汚損したときは、速やかに市長に許可証再交付申請書(様式第18号)を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

3 許可業者は、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、直ちに市長に、これを返納しなければならない。

(車両の表示等)

第37条の2 一般廃棄物収集運搬業者は、運搬車の車体の外側に、市長が定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に市長が定める書面を備え付けなければならない。

(事業の廃止等の届出)

第38条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届(様式第19号)により行わなければならない。

(許可証の返還)

第39条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 法第7条の4(法第14条の3の2において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたとき。

(2) 許可の有効期限が到来したとき。

(3) 当該許可に係る事業の全部を廃止したとき。

(廃棄物処理施設等の使用前の検査結果の通知)

第40条 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は法第15条の2第5項(法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)の規定により検査を実施したときは、当該検査の結果を書面により当該検査を受けた者に通知しなければならない。

(報告の徴収)

第41条 市長は、法第18条第1項の規定に基づき、別表第3に定めるところにより報告を求めるものとする。

(再生利用業の指定の申請等)

第42条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する再生利用業の個別の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(様式第20号)による再生利用業の指定の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき再生利用個別指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)に、再生利用個別指定業指定証(様式第21号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

3 再生利用個別指定業者がその一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲を変更しようとするときは、市長に対し当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更の範囲が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第22号)によって行わなければならない。

5 第2項の規定は、第3項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

(再生利用業の廃止の届出等)

第43条 再生利用個別指定業者がその一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、再生利用個別指定業廃止届(様式第23号)に指定証を添えて届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出が事業の一部の廃止であるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出等)

第44条 再生利用個別指定の再生利用業に係る次に掲げる事項の変更は、再生利用個別指定業変更届(様式第24号)によって届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 市長は、前項の届出により指定証の書換えを必要とするときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付申請等)

第45条 再生利用個別指定業者は、指定証を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(様式第25号)に、損傷し、又は汚損した指定証を添付して、その再交付を申請することができる。

2 再生利用個別指定業者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは、直ちに市長に、これを返納しなければならない。

(指定証の返納)

第46条 再生利用個別指定業者は、指定を取り消されたとき、又は第42条第3項に規定する変更の指定を受けたときは、失効した指定証を直ちに市長に返納しなければならない。

(その他)

第47条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、同条の規定にかかわらず、なお下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成7年下関市規則第23号)、菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成7年菊川町規則第1号)、豊田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年豊田町条例第2号)、豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和51年豊浦町規則第6号)又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成11年豊北町規則第33号)(以下これらを「合併前の規則等」という。)の例による。

- (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区 平成 17 年 4 月 1 日
- (2) 豊浦地区又は豊北地区 平成 21 年 4 月 1 日
- 3 第 4 条及び第 6 条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、同条の規定にかかわらず、なお合併前の規則等の例による。
 - (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区における別表第 1 中燃やせるごみの項の規定 平成 18 年 4 月 1 日
 - (2) 下関地区、菊川地区及び豊田地区における別表第 1 中燃やせるごみの項以外の項の規定 平成 17 年 10 月 1 日
 - (3) 豊浦地区又は豊北地区 平成 21 年 4 月 1 日
- 4 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに菊川地区又は豊田地区において交付された菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に規定する指定袋(以下「合併前の菊川町指定袋」という。)又は豊田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 に規定する袋(以下「合併前の豊田町指定袋」という。)については、平成 18 年 6 月 30 日までは、それぞれこの規則の規定により交付されたものとみなす。
 - (1) 燃やせるごみを収納する袋として交付された合併前の菊川町指定袋又は合併前の豊田町指定袋 平成 18 年 3 月 31 日
 - (2) 前号に規定する指定袋以外の指定袋 平成 17 年 9 月 30 日
- 5 第 7 条から第 10 条までの規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年 3 月 31 日までは、当該各条の規定にかかわらず、なお合併前の規則等の例による。ただし、豊浦地区及び豊北地区における燃やせないごみ及び有害ごみに係る当該各条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用し、当該各条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までは、なお合併前の規則等の例による。
- 6 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 6 条の規定によりクリーン推進員であった者は、平成 17 年 3 月 31 日までは、この規則第 15 条に規定するクリーンアップ推進員とみなす。
- 7 施行日前に、合併前の規則等の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 8 施行日の前日までに、合併前の規則等により交付された一般廃棄物処理業許可証又は再生利用個別指定業指定証は、この規則の規定によりそれぞれ交付されたものとみなす。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 313 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日規則第 377 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定については、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日規則第 26 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 15 日規則第 85 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則様式第 29 号から様式第 32 号までの指定ごみ袋で、現に残存するものは、この規則による改正後の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)様式第 29 号から様式第 32 号までの指定ごみ袋とみなす。
- 3 平成 21 年 3 月 31 日までに、平成 17 年 2 月 12 日における豊浦町又は豊北町の区域において交付された豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和 51 年豊浦町規則第 6 号)第 3 条又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 11 年豊北町条例第 16 号)別表第 2 に規定する袋については、平成 21 年 6 月 30 日までは、それぞれ新規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則(平成 21 年 1 月 27 日規則第 3 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 4 日規則第 7 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に戸別収集の申込がなされている特定家庭用機器又は粗大ごみの処理手数料については、

なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 17 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 12 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 14 日規則第 72 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第 29 号から様式第 32 号までの様式に定める指定ごみ袋で現に残存するものは、改正後の様式第 29 号から様式第 32 号までの様式に定める指定ごみ袋とみなす。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 30 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号の改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後に、この規則による改正前の下関市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(以下「旧規則」という。)第 10 条の規定による燃やせないごみの排出方法により搬出されたものは、平成 23 年 12 月 30 日までの間は、改正後の第 10 条の規定により排出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に所持している旧規則第 8 条に規定する粗大ごみ等処理手数料納付券及び様式第 29 号から様式第 32 号までに規定する指定ごみ袋によるごみの排出方法については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日規則第 27 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 2 日規則第 73 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後、当分の間、この規則による改正後の様式第 13 号から様式第 15 号まで、様式第 20 号及び様式第 22 号の規定中「住民票の写し」とあるのは、「住民票の写し又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条の 3 第 2 項に規定する登録原票記載事項証明書」とする。

附 則(平成 24 年 10 月 3 日規則第 94 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後にこの規則による改正後の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 8 条に規定する戸別収集の申込みを行った特定家庭用機器及び粗大ごみについて適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 13 日規則第 45 号)

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 5 日規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則中第 7 条第 2 号ウ及び別表第 2 の 2 の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 7 条第 2 号ウ及び別表第 2 の 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に戸別の収集を行う有害ごみについて適用し、同日前に戸別の収集を行う有害ごみについては、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 52 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表第1(第4条、第6条関係)

基準		収納の方法	証紙付きの指定ごみ袋			処理手数料
			色	種類	容量	
燃やせるごみ		証紙付きの指定ごみ袋（燃やせるごみ）（様式第29号）に、1袋につき10kgまで収納する。	赤	特小	10L	1袋につき 6円
				小	18L	1袋につき 12円
				中	30L	1袋につき 20円
				大	45L	1袋につき 30円
資源ごみ（びん・缶）		証紙付きの指定ごみ袋（びん・缶）（様式第30号）に、1袋につき10kgまで収納する。	黄	小	18L	1袋につき 7円
				中	30L	1袋につき 12円
				大	45L	1袋につき 18円
資源ごみ（ペットボトル）		証紙付きの指定ごみ袋（ペットボトル）（様式第31号）に、1袋につき10kgまで収納する。	桃	小	18L	1袋につき 7円
				中	30L	1袋につき 12円
				大	45L	1袋につき 18円
資源ごみ（プラスチック製容器包装）		証紙付きの指定ごみ袋（プラスチック製容器包装）（様式第32号）に、1袋につき10kgまで収納する。	青	小	18L	1袋につき 7円
				中	30L	1袋につき 12円
				大	45L	1袋につき 18円
資源ごみ（古紙）	新聞紙及び雑誌類	45L以下の中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に、1袋につき10kgまで収納する。				無料
	段ボール	束ねる場合は、ひもで縛る。				無料

備考 証紙付きの指定ごみ袋とは、指定ごみ袋に下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則別表1又は別表第3に規定する証紙を刷り込んだもので、市長が収納に適すると認めたものをいう（以下同じ。）。

別表第2（第9条関係）

区分	分類		品目・規格	単位	処理手数料（円）	
1 特定家庭用機器	特定家庭用機器		ユニット形エアコンディショナー	台	3,500	
			テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）	台	2,500	
			電気冷蔵庫、電気冷凍庫	台	3,500	
			電気洗濯機、衣類乾燥機	台	2,500	
2 粗大ごみ	(1) 特殊な処理を行う物等	バッテリー	バッテリー（小型蓄電池を除く。）	個	1,000	
		タイヤ類（自動車、自動二輪車、原動機付自転車に使用するものに限る。）	タイヤ	本	700	
			ホイール	本	300	
		マッサージチェア	マッサージチェア	台	1,000	
		電動リクライニングチェア	電動リクライニングチェア	台	700	
		金庫	金庫（手上げ金庫を除く。）	台	1,000	
		重さが明確な物	1 0kg 以上 2 0kg 未満の物	個	300	
			2 0kg 以上 3 0kg 未満の物	個	500	
			3 0kg 以上 4 0kg 未満の物	個	700	
			4 0kg 以上 5 0kg 未満の物	個	1,000	
	(2) 家具類	たんす・棚・箱・ロッカー・台類	3 辺の和が 1 5 0cm 未満の物（樹脂製の物に限る。）	台	100	
			3 辺の和が 2 0 0cm 未満の物（3 辺の和が 1 5 0cm 未満の樹脂製の物を除く。）	台	300	
			3 辺の和が 2 0 0cm 以上 3 0 0 cm 未満の物	台	500	
			3 辺の和が 3 0 0cm 以上 4 0 0cm 未満の物	台	700	
			3 辺の和が 4 0 0cm 以上の物	台	1,000	
		学習・事務用机	天板の縦横 2 辺の和が 2 0 0cm 未満の物	台	500	
			天板の縦横 2 辺の和が 2 0 0cm 以上の物	台	700	
		テーブル類	天板の縦横 2 辺の和が 1 5 0cm 未満の物	台	300	
			天板の縦横 2 辺の和が 1 5 0cm 以上 2 5 0cm 未満の物	台	500	
			天板の縦横 2 辺の和が 2 5 0cm 以上の物	台	700	
		イス類	座面（肘掛けを含む。）の幅が 1 0 0cm 未満の物	脚	300	
			座面（肘掛けを含む。）の幅が 1 0 0cm 以上 1 5 0cm 未満の物	脚	500	
			座面（肘掛けを含む。）の幅が 1 5 0cm 以上の物	脚	700	
		ベッド（ベッドフレーム）	ベビー	台	300	
			シングル・セミダブル	台	500	
			ダブル	台	700	
			クイーン以上	台	1,000	
		(3) 寝具・カーペット類	寝具・スプリングマットレス	布団・マットレス（厚みが 1 0cm 未満の物）	枚	100
				マットレス（厚みが 1 0cm 以上の物）	枚	300
				スプリングマットレス（脚付きの物を含む）	台	700

		ジュウタン 絨 毯・カーペット類（ウッ ドカーペット・ホットカーペ ットを含む。）	6 畳までの物	枚	300
			6 畳を超え 12 畳までの物	枚	500
			12 畳を超える物	枚	700
	(4) 建具・ 畳類	網戸・障子・ふすま	網戸・障子・ふすま	枚	100
		畳・ユニット畳・琉球畳 リュウ	半畳（厚みが 5 cm 未満のもの）	枚	100
			1 畳（厚みが 5 cm 未満のもの）	枚	300
			半畳（厚みが 5 cm 以上のもの）	枚	300
			1 畳（厚みが 5 cm 以上のもの）	枚	500
	(5) 自転車・ 輸送器具	自転車類	自転車	台	300
			電動自転車（バッテリーを取り外した物）	台	500
		輸送器具	一輪車	台	300
			リヤカー	台	500
	(6) 第 1 号 から第 5 号 までの分類 に該当しな い物又は分 解して排出 する物	板状の物を丸めた物又は幅 15 cm 未満の物を束ねた物（丸 めた状態又は束ねた状態の重量 が 10 kg 以内で長さが 3.5 m 以内の物）	直径 15 cm 未満の物	束	100
			直径 15 cm 以上 25 cm 未満の物	束	300
		板状の物（幅が 15 cm 以上で厚 みが 5 cm 未満の物）	縦横 2 辺の和が 200 cm 未満の物	枚	100
			縦横 2 辺の和が 200 cm 以上 300 cm 未 満の物	枚	300
			縦横 2 辺の和が 300 cm 以上の物	枚	500
		立体形状の物	3 辺の和が 200 cm 未満の物	個	300
			3 辺の和が 200 cm 以上 300 cm 未満の 物	個	500
			3 辺の和が 300 cm 以上 400 cm 未満の 物	個	700
			3 辺の和が 400 cm 以上の物	個	1,000

備考

- 1 この表に掲げる品目・規格によりがたい粗大ごみの処理手数料の額は、その重量、形状、処理の困難性等が類似する品目・規格の処理手数料の額を考慮して市長が定める額とする。
- 2 この表において「重さが明確な物」とは、排出する物に重量が明記され、かつ、収集時に容易にその重量が確認できる物をいう。

別表第2の2（第9条、第10条関係）

基準	収納の方法		証紙付きの指定ごみ袋		処理手数料
			色	容量	
1 燃やせないごみ	証紙付きの指定ごみ袋（燃やせないごみ）（様式第33号）に1袋につき10kgまで収納する。		無色透明	45L	1袋につき100円
2 有害ごみ	水銀使用製品	45L以下の中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に、1袋につき10kgまで収納する。この場合において、蛍光管（破損したものを除く。）を除き、品目及び破損した品目ごとに中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に収納した後、収納する。			1袋につき100円
	水銀使用製品以外の有害ごみ	45L以下の中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に、1袋につき10kgまで収納する。			

備考 2の項において、水銀使用製品と水銀使用製品以外の有害ごみとを別々の袋に収納して同時に排出した場合で、その合計が10キログラムまでのときは、これらを1袋とみなす。

別表第3（第41条関係）

報告すべき者	報告すべき内容等	報告書の提出期限
一般廃棄物収集運搬業者（し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の収集運搬を業とする者に限る。）	1月ごとに一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務実績報告書（様式第26号）で報告すること。	翌月10日
一般廃棄物処分業者（し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の処分を業とする者に限る。）	1月ごとに一般廃棄物（ごみ）処分業務実績報告書（様式第27号）で報告すること。	翌月10日
一般廃棄物収集運搬業者（し尿の収集運搬を業とする者に限る。）	1月ごとに一般廃棄物（し尿）収集運搬業務実績報告書（様式第28号）で報告すること。	翌月10日

5 奥山工場受入基準

平成21年9月2日 初版
令和4年4月1日 改訂8
令和5年12月8日 改訂9

1 根拠条例

- ・ 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条第2項
- ・ 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第27条

2 受入基準

下表摘要欄に示した1日あたりの受入条件は、1排出者について受け入れることができる量を示したものである。

ごみピットへ直接投入できるもの	
生ごみ	一般廃棄物（事業系）の場合、貝（1日1トンまで）、解体した鳥獣等（1日45リットル袋4袋まで）
紙くず	書類、段ボール、書籍類
繊維類	衣類、布団、毛布、ネット（45リットル袋入り）、ロープ（長さ100cm以内）、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。
草	45リットル袋入り ※土を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート（大きさ100cm×100cm以内）、ゴムホース（長さ100cm以内）、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1日200kgまで受入れる。
発泡スチロール	大きさ30cm×30cm×30cm 以内 ※1日200kgまで受入れる。
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	※1日45リットル袋5袋まで受入れる。

破砕処理が必要なもの	
木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状の木材（長さ150cm×直径20cm以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。 ※直径20cmを越える場合は、長さ20cmで輪切りにすること。 ※幹径20cm以上の大きな根は取り除くこと。
	板状の木材（長さ180cm×幅90cm以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。
	パレット（大きさ100cm×100cm以内） ※金属等の異物を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布、ネット（大きさ100cm×100cm以内）等
草	※土を取り除くこと。
竹、笹	長さ50cm以内 ※根を取り除くこと。
発泡スチロール	大きさ30cm×30cm×30cmを超え60cm×60cm×60cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
体育館マット、ベッドマット等	幅150cm×長さ200cm以内 ※スプリング無しのものに限る。
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

処理除外物（奥山工場で処理できないもの）		
項 目	具 体 例	例 外
下関市外の場所から排出された廃棄物	・ 下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・ 中小企業基本法第2条第1号若しくは第2号に規定する中小企業者ではない者が排出した産業廃棄物	
有害性のあるもの	・ 感染性廃棄物（注射器、注射針等） ・ ボタン電池、コイン電池（BR・CR以外） ・ 蛍光灯、水銀灯等 ・ アスベスト含有製品 ・ PCB及びPCB汚染物を含むもの	蛍光灯は、一般廃棄物（家庭系）であれば1日10本まで受入れる。
危険性のあるもの	・ 劇薬、農薬等 ・ 毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・ 石油類、塗料、シンナー等 ・ 火薬類、マッチ、ライター等 ・ ガスボンベ類	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
著しく悪臭を発するもの	・ 汚物、ふん尿等	
特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物	・ 感染性廃棄物 ・ 廃水銀等 ・ PCB及びPCB使用製品 ・ 廃石綿等	
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの	・ 電動ベッド ・ 電子ピアノ ・ 電子オルガン ・ ピアノ ・ オルガン ・ シニアカー ・ 太陽熱温水器 ・ 温水器 ・ ソーラーパネル ・ フロンガス含有品 ・ 農機具類 ・ エアバッグ ・ グラスウール（断熱材） ・ 大量の粉体（のこくず、シュレッダーくず、小麦粉等） ・ 木造船 ・ ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	のこくずは、水に湿らせ1日45リットル袋5袋まで受入れる。
社会通念上、「ごみ」として認識されていないもの	・ 仏壇、仏具、神具、墓石等	
不燃性のあるもの	・ 不燃性クロス、不燃性カーテン、不燃性じゅうたん等	
リサイクル制度等があるもの	・ テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ） ・ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫 ・ 電気洗濯機、衣類乾燥機 ・ エアコン ・ パソコン ・ 自動車 ・ オートバイ、原動機付自転車 ・ FRP船 ・ 消火器 ・ 廃タイヤ ・ トナーカートリッジ	・ プリンタ、スキャナ、外付けハードディスク等周辺機器は受入れる。

廃油、廃酸、廃アルカリ	・潤滑油、グリス、食用油、ドライクリーニング溶剤等 ・塩酸、エッチング廃液等 ・金属せっけん廃液、廃ソーダ液等	廃油については、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ 1 日 4 5 リットル袋 1 袋まで受入れる。
動植物性残渣	・動物性残渣（魚・獣の骨、皮、内臓、缶詰・瓶詰の不良品、卵殻、貝殻等） ・植物性残渣（酒かす、ビールかす、豆腐かす、大豆かす、野菜かす等）	産業廃棄物の場合、貝は 1 日 1 t まで、解体した鳥獣等は 1 日 4 5 リットル袋 4 袋まで受入れる。
動物系固形不要物	・と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生ずる骨等	
鋳さい	・スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂等	
動物のふん尿	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などのふん尿	一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り 1 日 4 5 リットル袋 4 袋まで受入れる。
動物の死体	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などの死体	一般廃棄物（家庭系）であれば 3 0 k g 程度の小型獣（鶏、犬、猫等） 1 日 1 匹まで受け入れる。
ばいじん	・集じん機捕集ダスト、焼却灰等	

3 注意事項

下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱第 2 条第 1 号に規定する奥山工場搬入許可業者が、計量カードで搬入する場合は、「産業廃棄物を除く可燃ごみ」の搬入しか認めない。

解体した鳥獣等で公益性の高いものについては、協議の上、受入れ量以上の搬入を認めることがある。

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがある。

4 受入基準の改定

本基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて、必要の都度見直し改定する。

6 吉母管理場受入基準

平成 22 年 5 月 31 日 初版

平成 25 年 5 月 1 日 改訂 1

平成 29 年 1 月 20 日 改訂 2

令和 4 年 4 月 1 日 改訂 3

令和 5 年 12 月 8 日 改訂 4

1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

2 受入基準

吉母管理場は、原則不燃物を処理する一般廃棄物処理施設であり、詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

種 類		受入れる廃棄物の例示	個別基準
産業 廃 棄 物	燃え殻	廃棄物焼却灰、石炭殻、コークス灰、 炉清掃排出物、ボトムアッシュ、廃カーボン等	・成分が分かる証明書を添付すること（有害でないと認めるもの）。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、この限りでない。 ・熱灼減量 15% 以下のもの。 ・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの。
	汚泥	泥状なもの	含水率 85% 以下に脱水したもの。
	廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、FRP、 合成樹脂建材（P タイル、塩ビパイプ、塩ビ波板）等	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	ゴムくず	天然ゴム	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に破断してあること。
	金属くず	鉄くず、スクラップ、ブリキ、トタンくず、 箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、切削くず、溶接かす、アルミ建材等	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破断してあること。
	ガラスくず及び 陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、セメント製品くず、陶器くず、磁器くず、シリカ、大理石等	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破砕してあること。（ビン類は、中空でないように破砕したものに限る）
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片等）	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破砕してあること。
		廃石こうボード等建材類	・石綿非含有のもの ※要証明 ・100cm を超えるものは 100cm 程度以下。 ・紙類が付着していないもの。

※産業廃棄物は、中小企業法第 2 条第 1 号または第 2 号の規定に該当する事業者が排出した産業廃棄物に限る（農業、漁業、製造業、建築・解体業等）

家庭系一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	30cm を超えるものは 30cm 程度以下に破碎してあること。
		廃石こうボード	・ 石綿非含有のもの ※要証明 ・ 石綿非含有を証明できないものは、厚手の透明ビニール袋に二重包装し、入れ口を折り込み中身が動かないようにテープで 1 周巻き込みふさぐこと。 ・ 30cm を超えるものは 30cm 程度以下。 ・ 紙類が付着していないもの。
	金属くず	廃家電製品等	リサイクル制度のあるものは除く。
	廃プラスチック類	硬質のもの	100cm を超えるものは 100cm 程度以下に切断してあること。
	スプリングマットレス等	スプリングマットレス、スプリングの入ったソファ等	
	上記以外の不燃物	上記以外の不燃物については、処理除外物以外、基本受入れる。	

3 処理除外物（吉母管理場で受入できないもの）※上位基準

基 準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物	・ 下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・ 中小企業法第 2 条第 1 号または第 2 号の規定に該当しない事業者が排出した産業廃棄物。 ・ 国及び県から排出された廃棄物については、大企業から排出されたものと同等扱いとする。	
有害性のあるもの	・ 感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等、石綿（アスベスト）含有物 ・ PCB 及び PCB 汚染物を含むもの	家庭系一般廃棄物のうち、1 日 10 本までの蛍光灯及び 1 日 5kg までの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CR のみ））
危険性のあるもの	・ 劇薬、農薬等 ・ 毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・ 石油類、塗料、シンナー等 ・ 火薬類、マッチ ・ ガスボンベ類	家庭系一般廃棄物のうち、1 日 1kg までのライター。（オイルまたはガスを抜いたものに限る）
著しく悪臭を発するもの	・ 汚物類 ・ ふん尿等	
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物	・ PCB 及び PCB 使用製品 ・ ばいじん ・ 感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・ 仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度等のあるもの	・ 特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等 ・ 自動車 ・ オートバイ ・ 原動機付自転車 ・ 廃タイヤ ・ FRP 船 ・ 消火器 ・ パソコン（モニターを含む） ・ トナーカートリッジ	・ 分解、解体されたパソコン ・ タイヤの付いていないホイールのみ可 ・ 自転車、一輪車等に付属しているタイヤ

廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		
動植物性残渣、鉋さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		
市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	・電動ベッド ・シニアカー ・電子ピアノ ・電子オルガン ・ピアノ ・オルガン ・太陽熱温水器 ・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材等） ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ（厚さ 10cm 程度まで）のものは受け入れる。
土・石等	・土砂 ・河川土砂 ・掘削土砂 ・自然石	・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂（事業系は除く）は 45 ㎏ 袋に入った状態で、10kg 以下のもの 15 袋まで。 ・家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね 30cm 以下のもの。

4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

5 受入基準の変更について

この基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。

7 クリーンセンター響受入基準

平成 22 年 5 月 1 日 初版
 平成 26 年 7 月 1 日 改訂 4 版
 令和 4 年 4 月 1 日 改訂 5 版
 令和 5 年 12 月 8 日 改訂 6 版

1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

2 受入基準

当該施設は、一般廃棄物処理施設であり詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

排出者は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、空カン・空ビン、ペットボトル、古紙、不燃物等種類ごとに分別した状態で搬入し、搬入車両からの荷下ろしは、原則、搬入者が行うこととする。

(1) 可燃ごみ

<ごみピットに投入するもの>

紙くず	書類、段ボール、書類等
繊維類	衣類、ネット（45リットル袋入りのもの）、ロープ（長さ100cm以内）、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート（大きさ100cm×100cm以内）、ゴムホース（長さ100cm以内）、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1日200kgまで受入れる。
草	45リットル袋入り ※土を取り除くこと。
発泡スチロール	30cm×30cm×30cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	1日45リットル袋5袋まで受入れる。

<処理場に搬入するもの>

木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状：長さ150cm×直径20cm以内 直径20cmを越える場合は、長さ20cmで輪切りにすること。 板状：長さ180cm×幅90cm以内 ※幹径20cm以上の大きな根は除く ※金属、ガラス等の異物を可能な限り取り除くこと。
草	※土を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布
竹、笹	長さ50cm ※根を取り除くこと。
発泡スチロール	大きさ30cm×30cm×30cmを超え60cm×60cm×60cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
体育館マット、ベッドマット等	幅150cm×長さ200cm以内
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

(2) 不燃ごみ

種 類		受入れる廃棄物の例示	個別基準
家庭系一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	30cmを超えるものは30cm程度以下に破碎してあること。
		廃石こうボード	・ 石綿非含有のもの ※要証明 ・ 石綿非含有を証明できないものは、厚手の透明ビニール袋に二重包装し、入入口を折り込み中身が動かないようにテープで1周巻き込みふさぐこと。 ・ 30cmを超えるものは30cm程度以下。 ・ 紙類が付着していないもの。
	金属くず	廃家電製品等	リサイクル制度のあるものは除く。
	廃プラスチック類	硬質のもの	100cmを超えるものは100cm程度以下に破断してあること。
	上記以外の不燃物	上記以外の不燃物については、処理除外物以外は基本受け入れる。	

3 処理除外物（クリーンセンター響で受入できないもの）

基 準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物	・ 下関市以外で発生した廃棄物	
産業廃棄物		
有害性のあるもの	・ 感染性廃棄物（注射器、注射針等）、ボタン電池、コイン電池、蛍光灯等 ・ PCB及びPCB汚染物を含むもの ・ 石綿（アスベスト）含有物	家庭系一般廃棄物のうち、1日10本までの蛍光灯及び1日5kgまでの電池（乾電池、小型充電式電池、コイン電池（BR・CRのみ））
危険性のあるもの	・ 劇薬、農薬等 ・ 毒性及び有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・ 石油類、塗料、シンナー等 ・ 火薬類、マッチ ・ ガスボンベ類	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。 ライターについては、1日1kg程度まで受入れる（オイルまたはガスを抜いたものに限る）。
著しく悪臭を発するもの	・ 汚物類 ・ ふん尿等	
特別管理一般廃棄物	・ PCB及びPCB使用製品 ・ ばいじん ・ 感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・ 仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度等のあるもの	・ 特定家庭用機器 エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等 ・ 自動車 ・ オートバイ ・ 原動機付自転車 ・ 廃タイヤ ・ FRP船 ・ 消火器 ・ パソコン（モニターを含む） ・ トナーカートリッジ	・ 分解、解体されたパソコン ・ タイヤの付いていないホイールのみ可 ・ 自転車、一輪車等に付属しているタイヤ

廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		廃油は一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
動植物性残渣、鉱さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		動物のふん尿は一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り1日45リットル袋4袋まで受入れる。 動物の死体は一般廃棄物（家庭系）であれば30kg程度の小型獣（鶏、犬、猫等）1日1匹まで受入れる。
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	・電動ベッド ・シニアカー ・電子ピアノ ・電子オルガン ・ピアノ ・オルガン ・太陽熱温水器 ・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材等） ・大量の粉体（小麦粉、こんにやく、シュレッダーくず等） ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	・電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ（厚さ10cm程度まで）のものは受け入れる。
土・石等	・土砂 ・河川土砂 ・掘削土砂 ・自然石	・マンション・アパートでプランターに使用していた土砂（事業系は除く）は45リットル袋に入った状態で、10kg以下のもの15袋まで。 ・家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね30cm以下のもの。

4 注意事項

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがあること。

5 受入基準の変更について

この基準につきましては、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせ、その都度、見直しを行い改訂するものとする。

8 下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例

平成 23 年 3 月 30 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 第 1 項の規定により、本市における一般廃棄物の処理手数料に係る証紙による収入の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収する歳入)

第 2 条 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号)別表に定める市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する家庭系一般廃棄物で、ごみステーションで収集するもの(以下「ごみステーション収集処理廃棄物」という。)及び戸別に収集するもの(動物の死体を除く。以下「戸別収集処理廃棄物」という。)に係る処理手数料については、証紙による収入の方法により徴収するものとする。

(証紙の種類及び形式)

第 3 条 ごみステーション収集処理廃棄物の処理手数料に係る証紙の種類は、6 円、7 円、12 円、18 円、20 円及び 30 円とする。

2 戸別収集処理廃棄物の処理手数料に係る証紙の種類は、100 円、300 円及び 500 円とする。

3 前 2 項の証紙(以下「証紙」という。)の形式は、規則で定める。

(領収書の不発行)

第 4 条 証紙により第 2 条の処理手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の売りさばき)

第 5 条 証紙の売りさばきは、市及び売りさばき人が行うものとする。

2 市及び売りさばき人は、証紙に記載されている価格で、証紙を売りさばかなければならない。

(売りさばき人の指定等)

第 6 条 前条の売りさばき人は、規則で定めるところにより市長が指定する。

2 市長は、前項の規定による指定を行い、若しくは取り消し、又はその内容を変更したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

(証紙の買受け)

第 7 条 売りさばき人は、規則で定めるところにより証紙を市から買い受けるものとする。

(証紙の無効)

第 8 条 消印された証紙又は著しく汚損し、若しくは破損した証紙は、無効とする。

(証紙の返還等)

第 9 条 証紙の所有者は、証紙を返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することができない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定については、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 7 条の規定による買受け及びこれに伴う売りさばき代金の徴収並びにこれらを行うため必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

9 下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則

平成 23 年 3 月 31 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例(平成 23 年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(証紙の形式)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の証紙(以下「ごみステーション収集処理証紙」という。)の形式は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 3 条第 2 項の証紙(以下「戸別収集処理証紙」という。)の形式は、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。

3 市長は、あらかじめ前 2 項の証紙(以下「証紙」という。)を次に掲げる証紙の区分に応じ、当該各号に定めるものに刷り込むものとする。

(1) ごみステーション収集処理証紙 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成 17 年規則第 164 号。以下「廃棄物規則」という。)様式第 29 号から様式第 32 号に規定する指定ごみ袋

(2) 戸別収集処理証紙のうち別表第 2 に定めるもの 廃棄物規則様式第 1 号の 2 に規定する粗大ごみ等処理

(3) 戸別収集処理証紙のうち別表第 3 に定めるもの 廃棄物規則様式第 33 号に規定する指定ごみ袋券

(売りさばき人の指定要件)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する売りさばき人の指定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 下関市内において店舗又はこれに類似する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業としていること。

(2) 販売所において不特定多数の物に証紙を販売することができること。

(3) 経営の安定性が認められること。

(4) 証紙を確実に保管することができること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、地縁団体で市民の利便性の向上を図る上で特に必要と認めるものを、売りさばき人として指定することができる。

(売りさばき人の指定の申請)

第 4 条 売りさばき人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定申請書(様式第 1 号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 当該申請者の住所又は所在地が存する市町村が発行する市町村民税又は法人市町村民税に関する滞納がないことを示す証明書。ただし、当該申請者の住所又は所在地が下関市に存する場合においては、市税の滞納がないことを示す証明書とする。

(2) 販売所の写真又は図面

(3) その他市長が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、申請者が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 に規定する地縁による団体として認可されている者(以下「地縁団体」という。)であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 地縁団体であることを証する書類

(2) 販売所の写真又は図面

(3) 当該地縁団体の規約の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

(売りさばき人の指定等)

第 5 条 市長は、売りさばき人を指定したときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定通知書(様式第 2 号)により、当該売りさばき人にその旨を通知するものとする。

2 市長は、売りさばき人の指定をした者に対し、売りさばきを認めた販売所(以下「販売所」という。)ごとに、販売所であることを示す標札(様式第 3 号。以下「標札」という。)を交付するものとする。

3 標札の交付を受けた売りさばき人は、それぞれの販売所の見やすい位置に当該標札を掲示しなければならない。(市町村民税を滞納していない証明書の提出)

第 6 条 売りさばき人は、第 4 条第 2 項第 1 号の証明書を、毎年度市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(売りさばき人に係る変更)

第7条 売りさばき人は、次に掲げる事項が生じるときは、あらかじめごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人変更(申請・届出)書(様式第4号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 取り扱う証紙の種類(以下「取扱証紙」という。)の追加
- (2) 販売所の追加
- (3) 販売所の業種又は証紙の保管方法の変更

2 市長は、前項第1号に規定する事項に係る申請を承認したときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定通知書により当該売りさばき人に通知するものとする。

3 売りさばき人は、第4条第1項の規定により申請した事項について次に掲げる変更又は廃止が生じたときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人変更(申請・届出)書により市長に届け出なければならない。ただし、第1号に規定する事項に係る届出を行うときは、当該事項が生じたことが分かる書類を添付するものとする。

- (1) 売りさばき人の住所又は氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)の変更
- (2) 販売所の所在地、名称又は連絡先の変更
- (3) 取扱証紙又は販売所の廃止

4 市長は、第2項の規定による申請の承認又は前項の規定による届出により、標札の内容に変更が生じたとき、又は新たに標札が必要となるときは、当該標札を交付するものとする。

(売りさばき業務の廃止)

第8条 売りさばき人は、証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、あらかじめごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき業務廃止届出書(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(指定の取消)

第9条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき(売りさばき人が地縁団体であるときを除く。)

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定取消通知書(様式第6号)により、その旨を当該者に通知するものとする。

(証紙の買受け及び証紙取扱手数料)

第10条 売りさばき人は、ごみステーション収集処理証紙を買い受けようとするときはごみステーション収集処理証紙買受申込書(様式第7号)により、戸別収集処理証紙を買い受けようとするときは戸別収集処理証紙買受申込書(様式第8号)により、市長に申し込まなければならない。

2 証紙取扱手数料は、売りさばき人が買い受けた証紙の売りさばき代金の100分の10に相当する金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額(当該数に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。第13条第3項において同じ。)を加えて得た金額とする。

3 市長は、証紙取扱手数料を証紙の売りさばき代金の額から当該証紙に係る証紙取扱手数料の額を差し引くことにより、当該売りさばき人に支払うものとする。

4 売りさばき人が条例又はこの規則に違反した場合は、市長は、証紙取扱手数料の額を減額することができる。

(請求)

第11条 市長は、1月間に売りさばき人が買い受けた証紙について、証紙の種類ごとに集計し、証紙取扱手数料の額を差し引いた後の売りさばき代金の額を当該売りさばき人に対し請求するものとする。

2 売りさばき人は、前項の請求を受けたときは、市長が指定する日までに請求のあった金額を支払わなければならない。

3 市長は、売りさばき人が前項に規定する支払をしないことがあったときは、それ以後、当該売りさばき人に対し証紙を売り払わないことができる。

(売りさばきの禁止)

第12条 売りさばき人は、次に掲げる場合は、証紙を売りさばいてはならない。

- (1) 証紙又は証紙をあらかじめ刷り込んだ指定ごみ袋及び粗大ごみ等処理券並びにその包装(以下「証紙等」という。)が汚損し、又は破損していることを確認した場合
- (2) 転売を目的とする購入であることが明らかな場合

(証紙の返還による現金の還付)

第13条 条例第9条ただし書の規定により、売りさばき人が証紙を返還して現金の還付を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 証紙の種類若しくは形式が変更され、又は廃止された場合
- (2) 証紙を買い受けた売りさばき人の指定が取り消され、又は取扱証紙を廃止した場合

(3) その他市長がやむを得ないと認める場合

- 2 売りさばき人は、前項各号のいずれかの場合に該当し、証紙を返還して現金の還付を受けようとするときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙還付請求書(様式第9号)に当該証紙を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による請求があったときは、市長は、当該申請に係る証紙の代金の合計額から、当該金額の100分の10に相当する金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額を差し引いて得た金額を還付するものとする。ただし、市長は、当該売りさばき人に第11条第1項の規定により請求した売りさばき代金について未納があるときは、当該還付を行わないことができる。

(証紙の交換)

第14条 条例第9条ただし書の規定により、証紙を他の証紙と交換することができる場合及び交換を申し出ることができる者は、次に掲げる場合につき、当該各号に定める者とする。

- (1) 震災、風水害、所有者の責めによらない火災その他の災害により証紙が汚損又は破損した場合 売りさばき人
- (2) 作成過程における不良品と認められる証紙等で、まだ使用されていない場合 所有者
- 2 売りさばき人は、前項第1号の規定により証紙の交換を受けようとするときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙交換申請書(様式第10号)に当該証紙を添付して、市長に申請しなければならない。
- 3 第1項第2号の規定により証紙等の交換を受けようとする者は、当該証紙等を市長に提出することにより申請しなければならない。
- 4 前2項の規定による申請があった場合は、市長は、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、同一種類の証紙等と交換するものとする。

(証紙の消印)

第15条 証紙は、市が指定ごみ袋又は下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第10条に規定する排出方法により排出された粗大ごみ若しくは有害ごみを処理したときをもって消印がなされたものとみなす。

(指導及び検査)

第16条 市長は、必要があると認めたときは、売りさばき人の証紙の出納、保管及び売りさばき事務について、指導及び検査を行うことができる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。ただし、第3条から第9条までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

ごみステーション収集処理証紙の形式等

大きさ	縦4 cm、横4 cm
地色	指定ごみ袋の印刷と同色
文字の色	黒色
市章の色	黒色
形式	

別表第3（第2条関係）

戸別収集処理証紙（刷り込み用）の形式等

大きさ	縦4 cm、横4 cm
地色	指定ごみ袋の印刷と同色
文字の色	だいたい色
市章の色	だいたい色
形式	

別表第2（第2条関係）

戸別収集処理証紙（貼付用）の形式等

大きさ	縦4.5 cm、横8 cm
地色	粗大ごみ等処理券の印刷と同色
文字の色	黒色
市章の色	水色
形式	

以下、様式省略

10 下関市一般廃棄物処理施設設置条例

平成 17 年 2 月 13 日
条例第 200 号

(設置)

第 1 条 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号)の規定により処理することとされる廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)を設置する。

(名称、位置等)

第 2 条 処理施設の名称及び位置並びに各施設において処理する廃棄物の種類は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 処理施設の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 21 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 25 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	位置	廃棄物の種類
奥山工場	下関市大字井田字桑木 10378 番地	ごみ
吉母管理場	下関市大字吉母字舟頭 10332 番地 1	ごみ
クリーンセンター響	下関市豊浦町大字宇賀 13528 番地 12	ごみ
彦島工場	下関市彦島福浦町一丁目 28 番 31 号	し尿及び浄化槽汚泥

11 下関市一般廃棄物処理施設設置条例施行規則

平成 17 年 2 月 13 日
規則第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市一般廃棄物処理施設設置条例(平成 17 年条例第 200 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(搬入日及び搬入受付時間)

第 2 条 廃棄物の搬入日及び搬入受付時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

(搬入の手続)

第 3 条 廃棄物を搬入しようとする者は、廃棄物の内容、搬入量等を係員に申し出、その指示に従って搬入しなければならない。

(搬入の規制)

第 4 条 市長は、施設の管理上又は市民の生活環境保全上悪影響があると認められる物質については、施設に搬入されないよう努めなければならない。

(手数料)

第 5 条 廃棄物を搬入しようとする者は、下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号)第 38 条の規定による手数料を納付しなければならない。

(損害賠償)

第 6 条 施設に搬入した物質又は敷地内における行為により、施設又は設備等に損害を及ぼした者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日規則第 26 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 3 日規則第 102 号)

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日規則第 45 号)

この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	搬入日	搬入受付時間
奥山工場	12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く次に掲げる日 (1) 月曜日から金曜日までの日 (2) 土曜日	午前 8 時 15 分から午後 4 時まで 午前 8 時 15 分から午後 3 時まで
吉母管理場	月曜日から金曜日までの日(12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)	午前 8 時 15 分から午後 4 時まで
クリーンセンター響	12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く次に掲げる日 (1) 月曜日から金曜日までの日 (2) 土曜日	午前 8 時 15 分から午後 4 時まで 午前 8 時 15 分から午前 11 時 30 分まで
彦島工場	月曜日から土曜日までの日(12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)	午前 8 時 15 分から午後 4 時 30 分まで

備考 土曜日の搬入については、市長が特に必要があると認める者に限り、行うことができる。

12 下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、下関市の奥山工場、吉母管理場、クリーンセンター響及び彦島工場に搬入される廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、下関市一般廃棄物処理施設設置条例施行規則（平成17年規則第167号）の備考中「市長が特に必要があると認める者」の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 奥山工場 搬入許可業者…一般廃棄物搬入承認証で搬入する業者で、かつ計量カードでの搬入を認められた業者(下関地区)をいう。
- (2) クリーンセンター響 搬入許可業者…一般廃棄物収集運搬許可業者(豊浦地区・豊北地区)をいう。

(廃棄物の受入基準)

第3条 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成17年規則第164号）第27条に関する詳細な基準は、別に定めた受入基準による。

(搬入廃棄物の検査)

第4条 市長は、廃棄物が一般廃棄物処理施設に搬入される際、当該廃棄物の内容について目視検査又は展開検査をすることができる。この場合において、検査で発見された搬入が認められている廃棄物以外の廃棄物は、搬入した者に持ち帰らせることができる。なお、持ち帰らせた廃棄物は、搬入しようとした者が適正に処分しなければならない。

2 前項の展開検査の結果によっては、指導票により違反事項を指導し、早急に改善を講じるよう促すため、改善計画書の提出を求めることができる。

(搬入拒否等)

第5条 市長は、一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入し、又は搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一般廃棄物処理施設への廃棄物の搬入を拒否し、若しくは一般廃棄物処理施設及び敷地内から退場を命じ、又は一定の期間を定めて一般廃棄物処理施設への廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) 搬入が認められている廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物処理施設に搬入し、又は搬入しようとしたとき。
- (2) 一般廃棄物処理施設の機能に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (3) 一般廃棄物処理施設の管理運営上必要な指示に従わないとき。
- (4) 指導票により違反事項を指導し、改善計画書の提出を求めても改善計画書の提出が無いとき。
- (5) 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年条例第198号）第38条に定める一般廃棄物処理手数料を2箇月以上滞納したとき。
- (6) その他市長の指示に従わなかったとき。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度については、この要綱の規定にかかわらず、クリーンセンター響に直接搬入される大型ごみに限り、一般搬入者の土曜日の搬入を許可する。

H21.10.5改訂.1

13 下関市環境美化条例

平成 17 年 2 月 13 日

条例第 197 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び安全で快適な都市空間の形成を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 飲食物容器 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する飲食物容器以外の物をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川、港湾その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) ポイ捨て 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所（以下「他人の所有地等」という。）において、ごみ箱、ごみ捨て場その他の所定の容器又は場所（以下「ごみ箱等」という。）以外の容器又は場所に自ら投棄した飲食物容器若しくは吸い殻等又は自ら飼育し、若しくは管理する犬（以下「飼い犬」という。）の排せつしたふんを放置することをいう。
- (6) 落書き 道路、公園、学校その他の公共の用に供する施設に、当該施設の所有者又は管理者の意に反して文字、図形等で、地域的美観を損ねるものを描くことをいう。
- (7) 喫煙 たばこを吸うこと及びたばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。
- (8) 路上喫煙 屋外の公共の場所で喫煙をすることをいう。
- (9) 市民等 下関市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者若しくは滞在する者又は市内を通過中の者をいう。
- (10) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(禁止行為)

第 3 条 何人も、市内でポイ捨てを行ってはならない。

2 何人も、市内で落書きを行ってはならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境美化活動への支援、環境美化に関する意識の啓発等環境美化の促進並びに路上喫煙による被害からの市民等の身体及び財産の保護等安全で快適な都市空間の形成に関し必要な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) ポイ捨て及び落書きをされにくい環境を作るため、自宅及びその周辺において清掃活動その他の環境美化活動を行うこと。
 - (2) 公共の場所又は他人の所有地等で自ら生じさせた飲食物容器及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な収納容器、吸い殻入れ等に収納すること。
 - (3) 自動車を使用する場合は、車内に飲食物容器及び吸い殻等を収納するための容器等を備えること。
 - (4) 屋外の公共の場所において喫煙をする場合は、設置されている吸い殻入れ又は携帯用吸い殻入れを使用すること。
 - (5) 屋外の公共の場所において、歩き、走り、又は自転車で行くときは、喫煙をしないこと。
 - (6) 飼い犬を散歩させる場合は、ふんを持ち帰るための用具を携帯すること。
- 2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、ポイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、ポイ捨て及び落書きをされにくい環境を作るため、事業所その他の事業活動を行う場所及びその周辺地域において、清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

- 2 飲食物、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲食物容器及び吸い殻等の散乱を防止するため、市民等に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 飲食物の自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）を設置し、又は管理する事業者は、飲食物容器を回収するための容器（以下「回収容器」という。）を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（路上喫煙等禁止地区）

第7条 市長は、ポイ捨て及び落書きの防止についての施策を重点的に実施し、並びに路上喫煙による被害から市民等の身体及び財産を保護する必要があると認める地域を、路上喫煙等禁止地区として指定することができる。

- 2 何人も、路上喫煙等禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する喫煙場所において喫煙をする場合は、この限りでない。
- 3 市長は、路上喫煙等禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区に関係すると認められる団体等及び行政機関の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙等禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（関係者への要請）

第8条 市長は、ポイ捨て又は落書きがなされていることにより市民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該ポイ捨て又は落書きが行われた土地又は建物の管理者に対し、飲食物容器、吸い殻等及び飼い犬のふんの処理、落書きの消去その他必要な措置を講じるよう要請することができる。

（勧告）

第9条 市長は、第6条第3項の規定に違反している者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

（命令）

第10条 市長は、第3条第2項の規定に違反した者に対し、その者が行った落書きを消去すべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による権限を、その職員に委任することができる。この場合において、当該委任を受けた者（以下「受任者」という。）の職名及び氏名、委任した旨その他必要な事項を告示しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による委任をしたときは、これを証する書面（以下「証明書」という。）を作成し、受任者に交付しなければならない。
- 4 受任者は、第1項の規定による権限を行使しようとするときは、証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

（公表）

第11条 市長は、前条第5項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

（罰則）

第12条 第10条第1項の規定による命令に違反し、落書きを消去しなかった者は、2万円以下の罰金に処する。

第13条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した者
- (2) 第7条第2項の規定に違反した者

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、下関市環境美化条例（平成10年下関市条例第12号）、菊川町環境美化条例（平成10年菊川町条例第1号）、豊田町環境美化条例（平成10年豊田町条例第8号）、豊浦町環境美化条例（平成10年豊浦町条例第21号）又は豊北町環境美化条例（平成10年豊北町条例第5号）（以下こ

れらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 16 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定、第 11 条の改正規定、第 12 条の改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定及び第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下関市環境美化条例第 10 条から第 13 条までの規定は、平成 20 年 7 月 1 日以後にした行為に対して適用し、同日前にした行為に対するこれらの条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 19 日条例第 47 号）

この条例は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

14 下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成 18 年 12 月 22 日

条例第 77 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定めることにより、放置自動車により生ずる障害及び危険の除去を図り、もって市民の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項の自動車及び同条第 3 項の原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 適正な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 土地又は建造物に放置された自動車をいう。
- (4) 事業者等 自動車の販売、修理若しくは整備又は解体を業として行う者及びそれらの者により構成される団体をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、自動車の占有権若しくは自動車を使用する権利を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。
- (6) 廃物 放置自動車のうち、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- (7) 処理 放置自動車の撤去及び処分並びにこれらのために必要な措置をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する必要な施策を実施するものとする。

(事業者等の責務)

第 4 条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう適切な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するものとする。

(放置の禁止)

第 5 条 何人も、自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第 6 条 放置の疑いのある自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けたとき又は放置の疑いのある自動車を発見したときは、職員に自動車が置かれている土地又は建造物の管理者を調査させることができる。

(助言等及び放置状況調査)

第 7 条 前条第 2 項の調査の結果、自動車が市の管理する土地又は建造物以外に置かれていることが判明したときは、市長は、土地又は建造物の管理者に対し必要な助言又は指導を行うことができる。

2 前条第 2 項の調査の結果、自動車が市の管理する土地又は建造物に置かれ、かつ、当該自動車が放置自動車であることを確認したときは、市長は、職員に当該放置自動車の放置の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

3 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、職員に当該放置自動車の施錠を解除させ、必要な範囲内で当該放置自動車の車内を調査させることができる。

- (1) 法第 9 条の自動車登録番号(以下「登録番号」という。)が判別できない場合で、外部からの調査を行ったにもかかわらず所有者等が判明しないとき。
- (2) 登録番号が判別できる場合で、登録番号による調査を行い、かつ、外部からの調査を行ったにもかかわらず所有者等が判明しないとき。

4 前 2 項の規定による調査(以下「放置状況調査」という。)をする職員は、その身分を示す身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 放置状況調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告書)

第 8 条 市長は、放置状況調査を行ったときは、放置自動車の撤去を促すため、当該放置自動車に警告書を貼り付けるものとする。

(撤去の勧告)

第9条 市長は、放置状況調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を放置の場所から撤去するよう文書により勧告することができる。

(撤去の命令)

第10条 市長は、前条の所有者等が勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて放置自動車を放置の場所から撤去するよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を受けるべき者に対し、あらかじめ、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(放置自動車の移動、保管等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放置自動車を移動し、及び保管することができる。

(1) 前条第1項の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に従わないとき。

(2) 第8条の規定により放置自動車の警告書を貼り付けた日から起算して30日を経過した日以後において、当該放置自動車の所有者等が判明しないとき。

(3) 放置状況調査を行った放置自動車が、市民の良好な生活環境の保全若しくは市民の安全の確保に著しく支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため早急に移動する必要があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車の所有者等に文書によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の場合において、文書が送達できないときは、その旨を自動車が放置されていた場所又はその付近に標示するとともに、告示しなければならない。ただし、標示することが困難であると認められるときは、標示をしないことができる。

(引取りの通知)

第12条 市長は、前条第1項の規定により移動し、及び保管したときは、放置自動車の所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(廃物の認定等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第17条の下関市放置自動車廃物判定委員会に放置自動車に係る廃物の判定について、諮問することができる。

(1) 第11条第1項第1号又は第2号の規定に該当するとき(前条の規定による通知を行ったときを除く。)

(2) 第11条第1項第3号の規定により放置自動車を移動し、及び保管した日から起算して30日を経過した日以後において、当該放置自動車の所有者等が判明しないとき。

(3) 前条の規定による通知を行ったにもかかわらず、定められた期限までに放置自動車の引取りがされないとき。

2 市長は、前項の規定により廃物の判定を受けた放置自動車を廃物と認定することができる。ただし、市長は、あらかじめ下関市放置自動車廃物判定委員会が定める要件に該当する放置自動車については、廃物の判定を受けたものとみなして廃物と認定することができる。

3 市長は、前項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、認定の日その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

(廃物の処理)

第14条 市長は、前条第2項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車を廃棄物として処理することができる。

(廃物の認定をしなかった放置自動車の処理)

第15条 市長は、下関市放置自動車廃物判定委員会の判定を受けた放置自動車を廃物と認定しなかったときは、所有者等に当該放置自動車の引取りを促すため、放置の場所その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお放置自動車の引取りがない場合において、当該放置自動車の評価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、当該放置自動車を売却するための手続を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による放置自動車の売却につき買受人がない場合において、同項の評価額が著しく低いときは、第13条第1項の規定にかかわらず、下関市放置自動車廃物判定委員会に当該放置自動車に係る廃物の判定について、諮問することができる。

(費用の請求)

第16条 市長は、第12条の規定による通知をした所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、保管している放置自動車を所有者等に引き渡すときは、当該所有者等に対し当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

- 3 市長は、第 14 条の規定による処理又は前条第 2 項の売却するための手続をしたときは、放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車の処理及び売却するための手続に要した費用を請求することができる。

(下関市放置自動車廃物判定委員会)

第 17 条 市の管理する土地又は建造物に放置されている自動車に係る廃物の判定並びに放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、下関市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 自動車に関する専門的な知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 19 条 第 10 条第 1 項に規定する命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

15 下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱

下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱（平成17年2月13日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される資源化物の再資源化と減量化を図るため、再資源化推進事業を実施した推進団体に対して再資源化推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再資源化推進事業 再資源化対象物を収集し、これを、再生資源を取り扱う業者等（以下「回収業者」という。）に売却し、又は引き渡す事業をいう。
- (2) 推進団体 再資源化推進事業を実施する自治会、婦人会、PTA、子供会等の営利を目的としない団体で、市長が登録した団体をいう。
- (3) 再資源化対象物 次に掲げる物で市内の家庭から排出されたものをいう。
 - ア 古紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール等
 - イ 古布類 古着、タオル、シーツ等
 - ウ 金属類 金属屑、空き缶等

（奨励金の額）

第3条 市長は、再資源化推進事業を実施した推進団体に対し、毎年度予算の範囲内で、当該再資源化推進事業により売却し、又は引き渡した再資源化対象物の重量に別表第1に定める報奨金単価を乗じて得た金額を奨励金として交付する。

2 前項の売却し、又は引き渡した再資源化対象物の重量は、次の各号掲げる区分に応じ、当該各号に定める重量とする。

- (1) 重量により取引されている再資源化対象物 回収業者が発行した伝票に記載されている重量
- (2) 重量以外で取引されている再資源化対象物 回収業者が発行した伝票に記載されている数量をもとに、別表第2に定める重量等換算基準により算出する重量（1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（推進団体の登録申請）

第4条 前条の規定による奨励金の交付を受けようとする団体は、再資源化推進団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の活動内容が確認できる規約等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（推進団体の登録等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による登録申請書を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、推進団体として登録し、その旨を推進団体登録通知書（様式第2号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、推進団体として登録することが適当でないと認めるときは、推進団体として登録しない旨を推進団体不登録通知書（様式第3号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

3 推進団体は、登録した内容に変更が生じた場合は登録事項変更届書（様式第1号の2）を、登録を辞退する場合は登録辞退届書（様式第1号の3）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、推進団体が、虚偽の申請その他不正の行為等を行った場合又は2年間にわたり次条の規定による交付の申請を行わないときは、推進団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、その旨を推進団体登録取消通知書（様式第4号）により、当該推進団体に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする推進団体は、再資源化推進事業奨励金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）により、再資源化推進事業を実施した年度の翌年度の9月30日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 再資源化対象物を取り扱う業者が発行した引取り明細書又はこれに代わる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を再資源化推進事業奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、奨励金の交付が適当でないと認めるときは、奨励金を交付しない旨を再資源化推進事業奨励金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。
（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた推進団体は、書面により当該奨励金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る奨励金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

（奨励金の交付請求）

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた推進団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

（決定の取消し及び奨励金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けた推進団体があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、推進団体の登録を受けようとする団体又は推進団体に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱に基づき交付を決定した奨励金については、なお従前の例による。

（要綱の失効）

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度以前に推進団体が再資源化推進事業を実施した場合の取り扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、平成30年度以後において実施する再資源化推進事業に係る奨励金について適用し、平成29年度以前において実施する再資源化推進事業に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第3条に規定は、令和5年度以後において実施する再資源化推進事業に係る奨励金について適用し、令和4年度以前において実施した再資源化推進事業に係る奨励金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

品目別報奨金単価表

品目		単位	報奨金単価
古紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール等	1 kg当たり	4 円
古布類	古着、タオル、シーツ類	1 kg当たり	4 円
金属類	金属屑、空き缶等	1 kg当たり	8 円

別表2（第3条関係）

品目別重量等換算基準表

品目		単位	重量等換算基準
金属類	空き缶	50個当たり	1 kg

16 下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱（平成17年2月13日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、ごみの減量化推進の一環として、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内で生ごみ堆肥化容器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「容器」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) A型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、土地を必要とする処理容器又は微生物の使用により、土地を必要としない簡易なもの
- (2) B型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、電気式等で生ごみを攪拌するなどし、機械的に生ごみの自然発酵等を促進するもの

（補助金の対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 容器を購入し、これを市内に設置していること。
- (3) 容器を生ごみの減量化及び堆肥化のために適正に維持管理することができること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、容器1基につき購入費の2分の1に相当する額とし、A型処理容器については3,000円、B型処理容器については20,000円を限度額とする。この場合において1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助対象基数の上限等）

第5条 補助金の交付対象とする容器の数は、1世帯につき2基までとする。ただし、B型処理容器については、1基を限度とする。

2 補助金を受けた容器が破損等により使用できなくなり、新たに容器を購入する場合は、前項の範囲内で補助金の交付対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、容器の購入の日から起算して1年以内に生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条に規定する容器の購入に係る領収書（様式第2号）又はこれに代わる書類
- (2) 第5条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化容器使用不能申出書（様式第2号の2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、書面により当該補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときには、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第 11 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けた者があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者又は受けた者に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

(容器の譲渡等の禁止)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、当該容器を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 7 年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

17 下関市ホタル保護条例

平成 23 年 3 月 30 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市に生息するホタルの保護について市及び市民等の責務を明らかにするとともに、ホタルの保護に必要な事項を定めることにより、ホタルと人とのふれあいのある自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホタル ホタル属に属するゲンジボタル、ヘイケボタル及びヒメボタルの成虫及び幼虫をいう。
- (2) カワニナ等 カワニナ属に属する淡水貝類をいう。
- (3) 市民等 下関市の区域内(以下「市内」という。)に居住し、若しくは滞在する者、市内を通過中の者又は市内で事業活動を行うすべての者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を講ずるとともに、市民等に対し、水質汚濁の防止等ホタルの保護に関する事項についての普及啓発を積極的に行わなければならない。

(市民等の責務)

- 第 4 条 市民等は、ホタルが生息する良好な自然環境を保全し、ホタルの保護に支障となる行為を行わないよう努めるとともに、市が実施するホタルの保護に関する施策に協力しなければならない。
- 2 市民等は、市内において、河川その他のホタルが生息する場所の環境に影響を与える工事等を実施する場合は、ホタルの保護に配慮しなければならない。

(特別保護区域)

第 5 条 下関市役所総合支所設置条例(平成 17 年条例第 13 号)第 2 条に規定する下関市役所豊田総合支所の所管区域(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により天然記念物に指定された地域(以下「指定地域」という。)を除く。)をホタルの特別保護区域(以下「特別保護区域」という。)とする。

(保護区域)

第 6 条 市内の全域から次に掲げる区域を除いた区域をホタルの保護区域(以下「保護区域」という。)とする。

- (1) 指定地域
- (2) 特別保護区域

(工事の届出等)

- 第 7 条 特別保護区域内で水質を汚濁し、又はそのおそれのある工事を実施する場合は、当該工事の発注者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、ホタルを保護するため特に必要があると認めるときは、前項の工事の発注者に対し、当該工事の実施に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 前 2 項の規定は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 7 条に規定する河川管理者が自己の管理する河川の災害復旧のために必要な措置を講ずる場合については、適用しない。

(捕獲の禁止)

第 8 条 市民等は、特別保護区域内及び保護区域内において、営利を目的としてホタル及びカワニナ等を捕獲してはならない。

- 2 営利を目的としない場合であっても、市民等は、次に掲げる場合を除き、特別保護区域内においてホタル及びカワニナ等を捕獲してはならない。

- (1) ホタルの保護増殖のために調査研究をする場合
- (2) 生涯学習又は学校教育において教材として使用する場合
- (3) 市長が特に必要があると認める場合

3 市民等は、前項各号のいずれかに該当し、特別保護区域内でホタル及びカワニナ等を捕獲するときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

4 市長は、ホタルを保護するため特に必要があると認めるときは、当該届出人に対し、前項の規定による捕獲に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(罰則)

第 9 条 前条第 1 項の規定に違反してホタル又はカワニナ等を捕獲した者は、5 万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者に過料を科するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年6月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 下関市ほたる保護条例(平成13年下関市条例第44号)、菊川町ほたる保護条例(平成13年菊川町条例第18号)、豊田町ホタル保護条例(平成13年豊田町条例第16号)、豊浦町ほたる保護条例(平成13年豊浦町条例第16号)及び豊北町ほたる保護条例(平成14年豊北町条例第7号)(以下これらを「合併前の条例」という。)は、廃止する。

(合併前の条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

18 下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代型の住宅であるスマートハウスの普及を促進し、エネルギー利用の効率化及び最適化による脱炭素型の社会を実現するため交付する下関市スマートハウス普及促進補助金(以下第4条第1項ただし書を除き「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、下関市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 住宅 下関市内にある住宅又は下関市内に建設予定の住宅で、かつ、自らが居住又は居住予定の住宅をいう。
- (3) 燃料電池コージェネレーションシステム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステム(エネルギー利用の効率化及び最適化の機能を有した設備をいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電氣的エネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものをいう。
- (5) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 家庭での電力使用量などを自動で計測し、エネルギーの可視化を図るシステム(エネルギー計測装置)をいう。
- (6) V2H充放電設備 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車(以下「電気自動車等」という。)が搭載する蓄電池に蓄えた電力を家庭で使用し、並びに太陽光発電システムでつくられた電力を電気自動車等へ送り、充電することができるシステムをいう。

(補助金の交付対象等)

第4条 補助金交付の対象とするシステム(以下「対象システム」という。)は、燃料電池コージェネレーションシステム、定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及びV2H充放電設備とする。ただし、既に下関市から他の補助金の交付を受けたシステムを除く。

2 対象システムごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 燃料電池コージェネレーションシステム

ア 都市ガス又はLPガスを燃料として使用することにより発電・排熱利用を行う燃料電池コージェネレーションシステムであること。

イ 定格運転時において、0.5キロワットから1.5キロワットまでの発電出力があること。

ウ 既築住宅(新築住宅(新たに建設された住宅で、未だ居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものに限る。))をいう。以下同じ。))以外の住宅をいう。以下同じ。))に設置する燃料電池コージェネレーションシステムであること。

エ 設置前において、未使用品であること。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

ア 第7条第1項の規定による申請(以下「交付申請」という。)の日の属する年度の前年度以後において、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電システムであること。

イ 太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。

ウ 設置前において、未使用品であること。

(3) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)

ア ECHONET Lite規格適合性認証を取得していること。

イ 住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測し、及びその情報を蓄積し、電力使用量の可視化が実現できること。

ウ 1以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能(使用者の確認を介した半自動制御及び省エネモードを含む。)を有していること。

エ 創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。

オ 設置前において、未使用品であること。

(4) V2H充放電設備

ア 電気自動車等と住宅との間で電力を相互に供給することができるシステムであること。

- イ 交付申請の日の属する年度の前年度以後において、国の実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業を行う者が補助対象に指定するV2H充放電設備であること。
- ウ 太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。
- エ 設置前において、未使用品であること。

(補助金の交付対象者)

- 第5条 補助金の交付の対象とする者(以下「交付対象者」という。)は、住宅に対象システムを設置するもので、かつ、次のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 市民又は市民となる予定である者(第13条の規定による通知の日から3月以内に市民となる予定である者をいう。以下「市外対象者」という。)であること。
 - (2) 対象システムは、補助金の交付を受けようとする者が自ら購入し、所有するものであること。
 - (3) 市税の滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者又は当該者と同一の世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。
- (1) 下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等
 - (2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者

(補助金の対象経費等)

- 第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。
- 2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をもって算出するものとする。
- 3 補助金の交付は、別表に掲げる対象システムの種類ごとに、1人につき1回を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、下関市スマートハウス普及促進補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 対象システムに関する確認事項(様式第1号の2から様式第1号の5まで(対象システムに係るものに限る。))
 - (2) 対象システムの売買契約書又は設置工事の請負契約書等の写し
 - (3) 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し
 - (4) 対象システムの形状、規格及び構造が確認できるカタログ又は仕様書の写し
 - (5) 対象システムの配置予定図及び設置工事に着手する前の現況写真
 - (6) 市税の滞納なし証明書(当該申請の日前3月以内に発行されたものに限る。市外対象者を除く。)
 - (7) 下関市スマートハウス普及促進補助金対象システム設置承諾書(様式第1号の6。対象システムを設置する住宅の所有者が交付対象者以外にある場合又は当該住宅が交付対象者の所有するものでない場合に限るものとし、当該住宅の所有者全員のもの)
 - (8) 既に太陽光発電システムを導入している場合にあっては、太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類(定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備に係る交付申請をする場合に限り。)
 - (9) 新たに太陽光発電システムを導入し、かつ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度を利用する場合にあっては、再生可能エネルギー発電事業計画について、経済産業大臣の認定を受けている、又は認定を申請中であることが確認できる書類(定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備に係る交付申請をする場合に限り。)
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、市長が適当と認めるときは、同項各号の書類の添付を省略させることができる。
- 3 交付申請は次の表の左欄に定める区分において受け付けるものとし、その受付期間は、当該右欄のとおりとする。ただし、受付期間の末日が下関市の休日定める条例(平成17年条例第2号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)の場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

区分	受付期間
前期	当該年度の4月の初日から末日まで
後期	当該年度の9月の初日から末日まで

4 市長は、前項のそれぞれの区分における受付期間内の補助金の交付申請額の合計が当該区分に応じて定める予算の範囲を超えるときは、抽選を実施し、交付申請の審査等をする順番を決めるものとする。

5 交付対象者から提出のあった書類は、返還しない。

6 第1項の規定にかかわらず、交付申請は、対象システムの購入先が暴力団排除条例第2条第1号又は第3号に掲げるものに該当するときは、これを行うことができない。

(交付申請の代行)

第8条 交付対象者は、交付申請の手続を対象システムを販売する者等(以下「手続代行者」という。)に代行させることができる。ただし、暴力団排除条例第2項第1号又は第3号に掲げるものに該当する者を除く。

2 交付対象者は、前項の規定により手続代行者を選任する場合は、交付申請書に下関市スマートハウス普及促進補助金交付申請手続代行選任届出書(様式第1号の7)を添付して市長に提出しなければならない。

3 手続代行者は、第1項の規定による交付申請の代行を依頼されたときは、誠意をもってこれを行わなければならない。

4 手続代行者は、交付申請の代行を通じて得た情報を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

5 市長は、手続代行者が不正の手段により交付申請を代行した疑いがある場合は、必要に応じてこれを調査し、不正があったと認めるときは、手続代行者の名称及び当該不正の内容を公表し、市長が指定する期間において、交付申請の代行を認めないものとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、交付申請(前条の規定による交付申請の代行を含む。)があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、その交付を決定するものとする。ただし、第7条第4項の規定により抽選を実施した場合は、当該抽選で決まった順番によりその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとし、補助金を交付すべきものとした交付申請における予定される交付決定額の合計額が予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超えることとなった交付申請以降の交付申請については、補助金を交付しないものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市スマートハウス普及促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該決定に係る交付申請をした交付対象者に通知する。

4 市長は、第1項の規定による審査により補助金の交付が適当でないと認めるとき、又は第1項ただし書の規定により補助金を交付しないものとしたときは、下関市スマートハウス普及促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(工事の着手の制限)

第10条 交付対象者は、前条第3項の規定による通知(以下「交付決定通知」という。)があるまでは、対象システムの設置工事に着手してはならない。

(交付申請の内容の変更等)

第11条 交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、交付申請の内容を変更し、又は当該交付申請を取り下げようとする場合は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、交付申請の内容を変更しようとする場合であって、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする交付決定者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 交付申請の内容を変更しようとする場合 下関市スマートハウス普及促進補助金変更承認申請書(様式第4号)及びその他市長が必要と認める書類

(2) 交付申請を取り下げようとする場合 下関市スマートハウス普及促進補助金取下げ承認申請書(様式第5号)

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該交付申請の変更又は取下げを承認するか否かを決定し、下関市スマートハウス普及促進補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)又は下関市スマートハウス普及促進補助金取下げ承認通知書(様式第7号)により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

4 市長は、交付申請の内容の変更に伴う補助金の増額は行わないものとする。

5 第3項の規定による交付申請の取下げの承認があった場合は、当該交付申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

6 交付決定者は、次条第1項の規定による報告書の提出が同項に定める日までに完了しないとき、又は対象システムの設置の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び対象システムの設置の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第12条 交付決定者は、対象システムの設置工事が完了した日若しくはその代金の支払を完了した日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日又は次の表の左欄に定める区分に応じ同表の右欄に定める期日のいずれか早い日（その日が休日の場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日）までに、下関市スマートハウス普及促進補助金完了報告書（様式第8号。以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

区分	期日
前期	当該年度の9月の末日
後期	当該年度の2月の末日

2 前項の完了報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 完了報告書を提出する日の前3月以内に発行された交付決定者の住民票の写し（新築住宅に対象システムを設置する場合に限る。）
- (2) 設置した対象システムに係る機器本体金額証明書（様式第8号の2から様式第8号の5まで（当該対象システムに係るものに限る。））及び補助対象経費の支払に係る領収書（分割払により対象システムを購入した場合は、当該分割払に係る契約書）の写し
- (3) 対象システムの設置が確認できる写真（対象システムの設置状況及び型式が確認できるもの）
- (4) 交付申請において、住宅に太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類の添付を省略している場合にあっては、当該書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 完了報告書を提出する日において対象システムを設置した住宅に居住していない交付決定者は、次条の規定による通知の日から3月以内に、住民票の写しを提出しなければならない。

4 交付決定者から提出のあった書類は、返還しない。

(補助金の交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査の結果、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市スマートハウス普及促進補助金交付額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを第12条の規定による完了報告をした交付決定者に対して指示することができる。

(補助金の請求及び交付)

第15条 第13条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに下関市スマートハウス普及促進補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求のあった額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第16条 補助金の交付を受けた交付決定者（以下「設置者」という。）は、対象システムの設置状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、完了報告書を提出した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(検査等)

第17条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問をし、報告を求め、又は対象システムの設置の施行上必要な指示をし、若しくは検査を実施することができる。

(管理及び損傷等の届出)

第18条 設置者は、次の各号に掲げる対象システムの区分に応じ、当該各号に定める耐用年数の期間において、これを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- (1) 燃料電池コージェネレーションシステム 6年
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム 6年
- (3) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 5年
- (4) V2H充放電設備 6年

- 2 設置者は、天災地変その他の理由により、対象システムが損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(対象システムの処分の制限)

第 19 条 設置者は、対象システムの設置を完了した日(以下「設置完了日」という。)から起算して、前条第 1 項各号に定める耐用年数を経過する前に、対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ下関市スマートハウス普及促進補助金処分承認申請書(様式第 11 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により対象システムの処分を承認するときは、下関市スマートハウス普及促進補助金処分承認通知書(様式第 12 号)により設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 20 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
 - (3) 第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (4) 対象システムを法令又は公序良俗に反する行為に利用したとき。
 - (5) 前条の規定による対象システムの処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
 - (6) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、下関市スマートハウス普及促進補助金取消通知書(様式第 13 号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 21 条 市長は、第 19 条第 2 項の規定による承認を行ったときは、当該承認に係る補助金の返還を、支払期限を定めて設置者に命ずる。

- 2 前項の規定により設置者が返還する金額は、耐用月数(第 18 条第 1 項各号に定める該当する対象システムの耐用年数に 12 を乗じて得た月数をいう。以下同じ。)から設置月数(設置完了日から第 19 条の規定により対象システムを処分する日までの期間をいい、1 月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てた期間とする。以下同じ。)を減じて得た月数を耐用月数で除した割合に第 13 条の規定により確定した補助金の額を乗じて得た額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、取消しに係る部分に関し、交付された補助金の返還を、支払期限を定めて設置者に命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(協力)

第 22 条 市長は、設置者に対して、必要に応じて次の事項について協力を求めることができる。

- (1) 対象システム使用状況の報告
 - (2) 対象システム利用に関するアンケート
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- (その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 6 年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則(平成 27 年 10 月 6 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 18 条第 1 号の規定は、この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 9 条の規定により交付が決定された補助金の対象となった燃料電池コージェネレーションシステムについても適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定は、この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 9 条の規定により補助金の交付の決定を受けた交付対象者についても適用する。

附 則(平成 28 年 9 月 15 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 9 月 15 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定は、この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 9 条の規定により補助金の交付の決定を受けた交付対象者についても適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 22 日制定)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 30 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱の規定に基づき交付を決定した補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表 補助対象経費及び補助金の額

対象システムの種類	補助対象経費	補助金の額
燃料電池コージェネレーションシステム	・燃料電池ユニット本体 ・貯湯ユニット本体 ・付属品(独自モニタ等)	補助対象経費の1/5。ただし、80,000円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	・リチウムイオン蓄電池部 ・電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等) ・付属品(キュービクル、独自モニタ等)	次に掲げる額のうちいずれか少ない額。ただし、200,000円を上限とする。 (1) 補助対象経費の1/5 (2) 当該リチウムイオン蓄電池部の蓄電容量1kWhにつき20,000円を乗じた額
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	【本体機器】 ・データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等) ・通信装置(ゲートウェイ装置、通知アダプタ等) ・制御装置(機器の制御に係るコントローラ等) ・モニタ装置(独自端末) 【計測装置】 ・計測装置(電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等)	補助対象経費の1/5。ただし、20,000円を上限とする。
V2H充放電設備	・V2H充放電設備本体	補助対象経費の1/5。ただし、50,000円を上限とする。

備考

- 以下の経費については、補助対象経費とはしない。
 - ・対象システムの設置に伴う工事費及び諸経費
 - ・対象システムと接続される空調機及び照明器具等の電気機器の購入に係る経費
 - ・対象システムと接続し、表示用又は操作用機器として用いられるパソコン、タブレット、スマートフォン及びテレビの購入に係る経費
 - ・サービス利用料、通信費、申請手数料等
- 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

19 下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例

令和4年12月21日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施が生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について必要な基本的事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって下関市民の安全な生活及び下関市の環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物(送電に係るものに限る。))及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。)をいう。
- (2) 太陽光発電施設 太陽光発電設備及びその附帯施設をいう。
- (3) 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。
- (4) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を利用し、発電を行う事業で、その出力の合計が10キロワット以上のもの(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。)をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (6) 事業者 市内において太陽光発電事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)をいう。
- (7) 近隣関係者 太陽光発電事業の実施に伴って生活環境又は景観に一定の影響を受けると認められる者として規則で定める者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、災害の発生を防止し、生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に十分配慮し、並びに近隣関係者と良好な関係を保つよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業者は、太陽光発電施設の設置を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業に関する計画(以下「事業計画」という。)について市長と事前協議を行わなければならない。

(近隣関係者への説明)

第6条 事業者は、前条の事前協議を行った後、次条の規定による届出をしようとする場合は、その事業区域に係る近隣関係者に対し、あらかじめ説明会を開催し、又はその他の方法により周知を図らなければならない。

- 2 前項の周知を図るに当たっては、事業者は、前条の事前協議の結果を反映した事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 第1項の周知を受けた近隣関係者は、当該事業者に対し、当該事業計画に関する意見を口頭で述べ、又は意見書を提出することができる。
- 4 事業者は、前項の規定による近隣関係者の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業計画の届出)

第7条 事業者は、太陽光発電施設の設置に関する工事を行おうとするときは、当該工事に着手する日の30日前までに、第5条の事前協議の結果を反映し、及び前条第3項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(施設設置の届出)

第8条 前条の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る太陽光発電施設の設置に関する工事が完了したときは、速やかに当該太陽光発電施設の設置の内容について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(施設設置の変更の届出)

第9条 前条の規定により太陽光発電施設の設置の内容について届け出た事業者は、当該届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

(標識の設置)

第10条 事業者は、事業区域の外部から見えやすい場所に、当該事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置し、太陽光発電事業を実施する間、これを維持しなければならない。

(維持管理)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害の防止並びに生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境の保全に係る支障が生じないよう、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるように維持管理しなければならない。

(事業廃止の届出)

第12条 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、その太陽光発電施設撤去工事完了の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、その太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、当該職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の調査又は質問(次項において「立入調査等」という。)を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第15条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対して、期限を定めて、必要な措置を講じよう勧告することができる。

(1) 第5条の規定による事前協議を行わず、又は当該事前協議において虚偽の報告、虚偽の資料の提出等を行ったとき。

(2) 第6条第1項の規定による周知を図る措置を講じなかったとき。

(3) 第7条の規定による届出を行わず、又は当該届出を行う前若しくは当該届出を行った後30日が経過する前に太陽光発電施設の設置に関する工事に着手したとき。

(4) 第8条、第9条及び第12条の規定による届出を行わなかったとき。

(5) 第11条の規定による太陽光発電施設及び事業区域内の適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

(6) 第13条の規定により求められた報告若しくは資料について提出を行わず、又は虚偽の報告、虚偽の資料の提出等を行ったとき。

(7) 前条第1項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) その太陽光発電事業が生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるとき。

(9) 前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第16条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ当該事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から30日を経過する日までの間に太陽光発電施設の設置に関する工事に着手しようとする者に対する第7条の規定の適用については、同条中「当該工事に着手する日の30日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。
- 3 第5条から第7条まで及び第15条第2項第1号から第3号までの規定は、施行日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設を利用して太陽光発電事業を行う事業者(以下「既存施設の事業者」という。)については、適用しない。
- 4 既存施設の事業者に対する第8条の規定の適用については、同条中「前条の規定による届出をした事業者」とあるのは「既存施設の事業者」と、「当該届出に係る太陽光発電施設の設置に関する工事が完了したときは、速やかに」とあるのは「令和6年3月31日までに」とする。
- 5 既存施設の事業者に対する第10条の規定の適用については、同条中「事業者は」とあるのは「既存施設の事業者は、令和6年3月31日までに」とする。

V 年表

1 環境年表

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
昭和42					8	●公害対策基本法制定
43					6	●騒音規制法制定 ●大気汚染防止法制定
44			5	●保健所内に公害対策室設置（6名） ●デホジツゲージによる降下ばいじん量測定開始	5	●騒音規制法規制地域指定
45			2	●公害対策連絡協議会（庁内関係部長構成）設置		
			3	●大気汚染測定自動記録装置導入（西山小）		
			9	●公害対策本部（庁内外関係機関等により構成）設置		
	10	●下関市公害対策審議会条例制定				
	11	●第1回全体会議開催 ●2社との公害防止協定（諮問）			12	●水質汚濁防止法制定
46			1	●ブリヂストン㈱下関工場等と公害防止協定締結	5	●環境庁設置法制定
			6	●機構改革による保健所内に公害課設置（10名）また、衛生試験室新設（公害関係5名）	6	●悪臭防止法制定
	7	●4社との公害防止協定（諮問） ●西山港内カドミウム含有底質物除去について（諮問）	7	●公害モニター設置（32名でスタート、のち50名へ）	7	●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ●環境庁発足
			10	●大気汚染防止法政令市に指定	9	●中央公害対策審議会発足
47	3	●6社との公害防止協定（諮問）			3	●水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例制定
	4	●9社との公害防止協定（文書協定）（諮問）			6	●国連人間環境会議開催 ●木屋川環境基準の類型指定
			7	●機構改革により保健所内に公害調整課、公害規制課公害試験室設置 ●フレマックスによる大気汚染常時監視開始	10	●山口県公害防止条例制定
48			4	●機構改革により環境部新設	6	●環境週間設定
	7	●中国電力㈱下関発電所との公害防止協定（2号機増設）（諮問）			10	●瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
49			4	●水質汚濁防止法政令市に指定（施行5月）	5	●下関地先海域環境基準の類型指定
	8	●8社との公害防止協定（諮問） ●公害防止計画（諮問）				
50					3	●武久、綾羅木、友田川環境基準の類型指定
	8	●6社との公害防止協定（諮問）				
51			2	●下関宇部地域公害防止計画承認（第1次）	2	●騒音の環境基準設定
			3	●豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	6	●振動規制法制定
	8	●3社との公害防止協定（諮問）			5	●振動規制法規制地域指定
52			6	●環境騒音調査実施		
	8	●5社との公害防止協定（諮問）				
54	11	●法改正に伴う協定見直し（諮問）				
55					7	●化学的酸素要求量に係る総量規制開始
	8	●1社との公害防止協定（諮問）				
56			3	●下関宇部地域公害防止計画承認（第2次）		
			4	●三点比較式臭袋法による悪臭測定開始 ●騒音規制法・振動規制法規制地域指定（豊浦町）		
	8	●1社との公害防止協定見直し（諮問）				
58			4	●環境騒音調査実施		
	8	●1社との公害防止協定（諮問）				
59			3	●大気汚染常時監視フレマックス更新		
			4	●酸性雨調査開始		
60	3	●1社との公害防止協定（諮問）				

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
60			4	●機構改革により公害調整課、公害規制課、公害試験室が公害対策課（管理係、指導係）、公害試験室に		
61			3	●7月に下関計画策定 ●下関宇部地域公害防止計画承認(第3次) ●水生生物調査開始（綾羅木川）		
62	2	●1社との公害防止協定（諮問）				
63			4	●環境騒音調査実施		
			8	●公害モニター（50名から30名へ） ●第1回水辺の教室実施		
平成						
1	2	●公害防止協定の施行状況（報告）				
2			4	●公害モニターから環境モニターへ改名		
3	2	●1社との公害防止協定見直し（諮問）	3	●下関宇部地域公害防止計画承認(第4次)	7	●木屋川水系生活排水浄化対策協議会設立
	8	●協定に基づく事前協議概要（報告） ●協定工場視察				
4			1	●武久川環境美化推進協議会設立		
			4	●機構改革により環境保全課、環境試験室に改名	6	●環境月間設定
			8	●第1回親子自然教室開催		
	12	●協定工場状況（報告） ●協定工場視察	10	●電気自動車導入		
			12	●白書「下関市の公害」から「下関市の環境」へ改題		
5			9	●友田川環境美化推進協議会設立	11	●環境基本法制定
6	1	●下関市の環境概要報告 ●協定工場視察				
	6	●下関市環境審議会条例制定				
	7	●1社との公害防止協定（諮問）			12	●環境基本計画策定
7	1	●下関市の環境概要報告	4	●菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則施行		
			8	●綾羅木川環境美化推進協議会設立		
			10	●第1回環境教室開催		
			12	●下関市環境総合計画推進委員会設置	12	●山口県環境基本条例制定
8	2	●環境総合計画策定状況報告	2	●下関宇部地域公害防止計画承認(第5次)		
			3	●下関市都市景観条例制定 ●大気汚染常時監視システム更新 ●70%回収開始（冷蔵庫のみ）		
			10	●下関市率先行動計画策定		
9	1	●環境総合計画案報告	1	●環境通信第1号発行	6	●環境影響評価法制定
	3	●環境総合計画案報告	3	●下関市環境総合計画策定	12	●地球温暖化防止京都会議開催
			4	●豊田町ほたるの里環境保全条例施行 ●新ごみ収集体制導入		
			12	●第1回ごみ減量10,000人キャンペーン実施（豊北町）		
10	3	●地球温暖化防止計画案報告	3	●下関市地球温暖化防止計画策定	3	●山口県環境基本計画策定（やまぐち環境創造プラン） ●県庁エコオフィス実践プラン策定
			4	●環境モニター休止	6	●地球温暖化防止行動プログラム ●地球温暖化対策推進大綱閣議決定
			6	●第1回下関のバーディー・クリーン大作戦の実施	10	●地球温暖化対策の推進に関する法律制定
			10	●下関市環境美化条例施行 ●菊川町環境美化条例施行 ●豊田町環境美化条例施行 ●豊浦町環境美化条例施行 ●豊北町環境美化条例施行	12	●地球温暖化防止推進月間制定 ●山口県環境影響評価条例制定
	12	●環境家計簿作成				
11	2	●地球温暖化防止対策等報告	3	●下関市緑の基本計画策定	4	●地球温暖化対策に関する基本方針
			6	●下関市「わがまちの斜面構想」策定	6	●地球となかよしアクション21開始
12	2	●地球温暖化防止対策等報告			1	●ごみ分別対策特別措置法施行
			3	●環境保全課ホームページ開設 ●環境パートナーシップ形成支援事業 ●豊田町住宅用太陽光発電システム設置資金助成条例施行	4	●第2次環境基本計画 ●容器包装リサイクル法完全施行
			4	●クリーンセンター稼働		

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
12			12	●下関宇部地域公害防止計画同意(第6次)	6	●循環型社会形成推進法公布 ●グリーン購入法公布
13	2	●下関市の環境概要等報告	3	●エネルギ-自立式電動アシスト自転車導入事業	1	●環境省発足
	6	●下関市の環境概要等報告	4	●豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行	2	●ISO14001認証取得(県)
	10	●「下関市環境基本条例の制定について」(諮問)			4	●家電リサイクル法施行
	11	●「下関市環境基本条例の制定について」審議(全体会2回、部会1回) ●「下関市環境基本条例の制定について」(答申)			5	●食品リサイクル法施行
14			3	●下関市環境基本条例施行	12	●フロン回収破壊法一部施行
			4	●特例市へ移行 ●機構改革により環境部新設 ●下関市ほたる保護条例施行 ●菊川町ほたる保護条例施行 ●豊田町ホタル保護条例施行 ●豊浦町ほたる保護条例施行 ●豊北町ほたる保護条例施行 ●騒音規制法 ●振動規制法 ●悪臭防止法 →政令市に指定	1	●県地球温暖化防止活動センター開所
					2	●「環の国くらし会議」(第1回)開催
					3	●地球温暖化対策推進大綱決定
					5	●土壌汚染対策法公布
					6	●京都議定書批准
					7	●改正地球温暖化対策推進法公布
					10	●自動車リサイクル法公布
					12	●フロン回収破壊法全面施行
					12	●政府、燃料電池自動車導入
15	3	●下関市の環境概要報告 下関市環境審議会	1	●ISO14001認証取得	1	●自然再生推進法施行
			3	●豊北町環境基本計画策定		
			4	●下関市リサイクルプラザ竣工 ●環境部、下関市リサイクルプラザへ移転 ●豊北町環境基本条例施行		
			6	●環境部機構改革(環境政策課、環境保全課、クリーン推進課の3課体制) ●新ごみ収集体制導入 ●下関市リサイクルプラザオープン	7	●木屋川水系森・川・海 水環境ネットワーク協議会設立(木屋川水系生活排水浄化対策協議会より改組)
			9	●(株)シノ下関工場よりエネルギ-自立式電動アシスト付自転車用として内装8段変速機10式寄贈	10	●環境保全活動・環境教育推進法一部施行 ●全国なぎさシンポジウム(於下関市)
			10	●環境部ホームページ開設 ●下関市田園環境整備マスタープラン策定		
16	3	●下関市の環境概要報告	1	●豊田町ISO14001認証取得	3	●第2次やまぐち環境創造プラン
			6	●メールマガジン「しものせき環境マガ」配信開始 ●豊田町の里ミュージアムオープン	4	●山口県循環型社会形成推進条例施行
					6	●「CO ₂ 削減・百万人の環」キャンペーンの実施
	12	●下関市の環境概要報告			7	●自動車リサイクル法施行
17			2	●下関市豊浦郡4町合併	2	●京都議定書発効
			10	●「中核市」に移行 ●瀬戸内海環境保全特別措置法政令市に指定 ●ダイオキシン類対策特別措置法政令市に指定 ●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律政令市に指定	4	●チームマイナス6%キャンペーン
	12	●平成17年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
18			1	●ISO14001認証更新 ●下関・宇部地域公害防止計画同意(第7次)	3	●山口県地球温暖化対策地域推進計画の策定

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
18	5	●平成18年度第1回「下関市環境審議会」の開催			4	●第3次環境基本計画
	8	●平成18年度第2回「下関市環境審議会」の開催	7	●環境行政広域連携協定調印（長門、宇部、山陽小野田、美祢、下関）		
	12	●平成18年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
19	2	●平成18年度第4回「下関市環境審議会」の開催 ●「下関市環境基本計画について」（答申）	3	●下関市環境基本計画の策定	3	●環境やまぐち推進会議
			4	●環境部機構改革（環境政策課、廃棄物対策課、グリーン推進課、環境施設課の4課体制）		
			6	●下関市公共交通推進協議会の設立		
			10	●環境リターナー養成研修スタート		
20			3	●大気汚染常時監視システム更新		
			4	●下関市環境美化条例の一部改正		
				●平成20年度第1回「下関市公共交通推進協議会」の開催		
			6	●下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定		
			7	●下関市地球温暖化対策地域協議会の設立	7	●G8北海道洞爺湖サミットの開催
			10	●「路上喫煙等禁止地区」指定		
				●第4回「東アジア経済交流推進機構環境部下関会議」の開催		
21			1	●ISO14001認証更新		
			10	●「2009海ごみサミット下関・長門会議」の開催		
22			3	●ISO14001認証返上 ●エコマネジメントプランスタート	1	●「チャレンジ25キャンペーン」スタート
	11	●平成22年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
23	1	●平成22年度第2回「下関市環境審議会」の開催	3	●下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定		
	3	●平成22年度第3回「下関市環境審議会」の開催		●下関市ホテル保護条例制定		
			10	●関門トップ会談 EV充電ネットワーク構築事業開始		
24	1	●平成23年度第1回「下関市環境審議会」の開催			4	●第4次環境基本計画
	3	●平成23年度第2回「下関市環境審議会」の開催			7	●固定価格買取取り制度（FIT）の開始
			11	●EV急速充電設備設置「道の駅北浦街道豊北」		
25			1	●EV急速充電設備設置「道の駅蛸街道西ノ市」		
				●EV急速充電設備設置「リサイクルプラザ（下関市環境部）」		
			3	●下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正		
	5	●平成25年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	6	●平成25年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
			7	●ごみ百科全戸配布		
			11	●EV急速充電設備設置「道の駅きくがわ」	10	●山口県環境基本計画（第3次計画）
26			6	●「2014ほたるサミット下関」の開催	3	●「Fun to share」スタート
	7	●平成26年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	11	●平成26年度第2回「下関市環境審議会」の開催			8	●山口県地球温暖化対策実行計画の策定
					11	●第1回「やまぐち水素成長戦略推進協議会」の開催
27			4	●環境行政広域連携協定に萩市が加入		
	7	●平成27年度第1回「下関市環境審議会」の開催	6	●「路上喫煙等禁止区域」の一部変更		
	10	●平成27年度第2回「下関市環境審議会」の開催			10	●パリ協定への参加

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
28	4	●平成28年度第1回「下関市環境審議会」の開催			5	●地球温暖化対策計画策定
	8	●平成28年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
	9	●平成28年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
	10	●平成28年度第4回「下関市環境審議会」の開催				
	11	●平成28年度第5回「下関市環境審議会」の開催				
29	1	●平成28年度第6回「下関市環境審議会」の開催				
	2	●平成28年度第7回「下関市環境審議会」の開催				
	3	●平成28年度第8回「下関市環境審議会」の開催	3	●下関市環境基本計画の改正		
30	1	●平成29年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
			3	●下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正	6	●気候変動適応法制定
	7	●平成30年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	10	●平成30年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
			11	●「路上喫煙等禁止区域」の一部変更		
31	2	●平成30年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
			3	●下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改正 ●下関市地球温暖化対策地域協議会の解散 ●LED防犯灯設置事業補助金終了		
			4	●市長による「COOL CHOICE」宣言への賛同 ●しものせき COOL CHOICE 活性プロジェクト ●クールしものせきサポーターC l u b 会員スタート		
令和 1	5	●令和元年度第1回「下関市環境審議会」の開催 ●令和元年度第2回「下関市環境審議会」の開催	5	●一般社団法人下関青年会議所とSDGs推進事業に関する協定締結		
			8	●下関市地球温暖化対策実行計画推進協議会の設立		
	11	●令和元年度第3回「下関市環境審議会」の開催 ●令和元年度第4回「下関市環境審議会」の開催				
	12	●令和元年度第5回「下関市環境審議会」の開催				
2			2	●下関市環境美化条例の一部改正 ●EV急速充電設備設置「下関市川棚温泉交流センター」		
	4	●令和2年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	5	●令和2年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
	6	●令和2年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
	7	●令和2年度第4回「下関市環境審議会」の開催				
	8	●令和2年度第5回「下関市環境審議会」の開催				
	11	●令和2年度第6回「下関市環境審議会」の開催			10	●政府ゼロカーボン宣言
					11	●国会気候非常事態宣言
3	1	●令和2年度第7回「下関市環境審議会」の開催 ●令和2年度第8回「下関市環境審議会」の開催				
			5	●「ゼロカーボンシティしものせき」宣言	3	●山口県環境基本計画（第4次計画） ●山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）
	11	●令和3年度第1回「下関市環境審議会」の開催			10	●地球温暖化対策計画の改定

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
4			3	●下関市環境配慮行動優良事業者認定制度開始	4	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
			5	●下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂		
	7	●令和4年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	8	●令和4年度第2回「下関市環境審議会」の開催	8	●「Unite for Smile. UMILE もののせき」スタート		
	9	●令和4年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
	10	●令和4年度第4回「下関市環境審議会」の開催	12	●下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例制定（令和5年7月1日施行）	12	●山口県「2050年カーボンニュートラル宣言」
5	2	●令和4年度第5回「下関市環境審議会」の開催	3	●下関市環境基本計画の見直し ●下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改訂 ●下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と同計画（事務事業編）の統合	3	●山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）の改訂
	8	●令和5年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	9	●令和5年度第2回「下関市環境審議会」の開催				

2 清掃年表

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
明治 22				●公衆便所を市内3カ所に設置 (竹崎町、岬之町、阿弥陀寺町)			4	●市制施行、赤間関市となる
24	7	●ごみ処理に関し、市議会調査委員会が改善策提出 ●赤間関市の23町(5,326戸)を7地区に分け、各地区に収集車と人夫を配備し、溜場(1間×1間×1.5間)を設け肥料となる物以外は海中投棄する ●市営によるじん芥処理を開始						
33						●汚物掃除規程の中に下記の定めあり。 第2条 市内の汚物は下記により掃除するものとする。ただし、清潔保持上必要と認めるときは臨時に処理すべし 1. 下水本支管および雨水路隔月1回 2. 下水半円溝毎月1回 3. 下水トラップ毎月1回 第5条 汚物掃除運搬及び処分方は請負人を定めこれを執行せしむるものとす	5	●汚物掃除法に基づき汚物掃除規程を制定し処理体制を整備する
35 39	6	●東部焼却場建設(園田町)				●清掃の請負制を直営に切替える	6	●赤間関市を下関市と改称
40	5	●西部焼却場建設(上新地町)						
41		●再び岬之町及び新地町地先より海洋投棄を行う						
大正 5								●山口県令により海上投棄制限区域が定められる。関門海峡東流時は本山岬南端から養島北端を結んだ線以外 関門海峡西流時は村崎岬西南端から蓋井島南端を結んだ線以外
7						●下水汚泥処理実績 53万貫/年		
10 11		●東部焼却場廃止				●下水汚泥処理実績 120万貫/年 ●下水清掃を衛生課から土木課に移管	1	●生野村合併
12			6	●以前は全て農家くみとりであったが、し尿くみとり業者として初の防長衛生社が業務を開始				
	11	●市議会においてじん芥処分調査委員会を設け検討の結果、将来は海洋投棄は廃止する方針とし、浅海域は低没地の埋立処分、又は焼却処分の2方法とするよう定める。 ●後田町道祖岬の民有地(500余坪)を借り受け埋立場とする ●じん芥処分調査委員会(大正12年)の検討結果として ・旧市内を東部(岬之町以東)と西部に区分し、全地区に対し55人の人夫と手車を配し各戸収集とする ・彦島地区は各町の衛生組合に請負わせて収集処理する(昭和44年度迄継続) ・長府地区は業者に一括請負わす。						
14	2	●東部焼却場建設 石谷式自然通風式炉 9基 10,000貫/日						
昭和 2						●公共道路(約65km)の側溝清掃は22人の作業員により25日ごとに実施		

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
昭和2						●河川の清掃は臨時雇の作業員により春秋2回実施 ●下水汚泥処理実績 250万貫／年		
5				●汚物掃除法の改正により市にし尿の収集義務が生じたが、現実には農家くみとり等により処分される				●汚物掃除法改正
6		●筋ヶ浜に民有地(2,743坪)を借り上げ埋没場設置		●彦島葬儀衛生社がくみとり業務開始				
7		●長府(中屋)焼却場建設 石谷式自然通風式炉 1基 1,200貫／日						
8		●彦島(無者田)焼却場建設。 岩本式自然通風式炉 1基 2,500貫／日		●誠明社がくみとり業務開始		●下水汚泥処理実績 254万貫／年		
11				●江の浦衛生組合がし尿汲取り業務開始			3	●彦島町合併
12		●ごみ収集量(1日平均) 旧市内 約13,580貫 彦島 約2,500貫 長府 約700貫 計 約16,780貫		●し尿収集状況 ・浄化槽 137戸 6.8日 ・自家処理 1,242戸 30.8石／日 ・くみとり 30,702戸 697.0石／日		●下水汚泥処理実績 224万貫／年		
13				●昭和5年の汚物掃除法改正に伴い、業者運営を改め市営処理計画を決定実施(終戦まで継続) 市営処理要領 ・全町収集区域 壇の浦町以西～伊崎町までの各町 ・一部収集区域 旧壇の浦町及び後田、幡生、武久、東西大坪の各町 ・全町除外区域 棕野町、藤ヶ谷町及び彦島、長府、安岡、川中の各町 手数料 条例による荷数制 終末処理 周辺農家等と供給契約を結びこれに必要な農村貯溜槽を市が築造する。他は海洋投棄する 貯 源 農村貯溜槽の築造費は農業会等に対するふん尿払い下げ代金をもって充て、経常経費は各世帯からの手数料による ●同年までに公衆便所は15ヶ所に設置される				3 11 ●長府町合併 ●安岡町合併 ●川中村合併
14				●安岡、川中、武久、棕野、前田等農耕地域19ヶ所に内務省式密閉多槽し尿貯溜槽を建設し、運搬車5台、借入自動車2台、リヤカー70台、運転手5名、作業員85名により旧市内全域を直営により収集する			5	●小月町合併 ●王司村合併 ●清末村合併 ●吉見村合併 ●勝山村合併
18						●下水汚泥処理実績 152万貫／年		
21		●長府地区のじん芥収集を直営とする		●戦災により収集車両が消失したので、タンク車1台を購入。作業員5名で旧市内東部地区の収集開始。他は全て手車による収集であり、伊崎町岸壁から船積みして海洋投棄する				

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
21				●戦災により公衆便所は7カ所となる				
22						●下水汚泥処理実績 19万貫／年		
23		●西部地区じん芥埋立地として長崎町(山陽溜池跡)を使用						
24		●彦島(無耆田)焼却場廃止				●失業対策事業の開始により戦災復興作業としてしゅんせつを開始(矢対事務所に下水清掃班を組織する)		
25		●西部じん芥埋没場を廃止し、船積みにより一部を王喜地区に肥料として運搬。残りは海洋投棄						
26		●福浦じん芥焼却場の使用開始(民有地借上げによる)						
27		●東部じん芥焼却場老朽化廃止(4月)以後収集じん芥の全量を川中地区垢田県道沿いに埋没 ●旧市内における今までの収集は、一般家庭が作業員1名による手押車収集(収集後はそのまま処分地へ)であり、大口は普通4輪トラック2台による収集を行っていたが、これを改め、1日に馬車20台を借上げ(1台に作業員2名)1日に2往復の作業方式とする	7	●タンク4輪車1台購入 ●竹崎町公衆便所新設 ●タンク4輪車1台購入。これにより旧市内西部地区の一部を除き手車によるくみとりを廃止(農村への肥料還元が減少し始める)				
28								
29				●清掃法制定に伴う直営処理に対処するため、タンク4輪車1台、バキューム3輪車を1台購入 ●官公庁、会社、工場等の大口はバキューム車によるくみとりを開始 ●前述のごとく作業能率の向上にもかかわらずくみとり量が暫時増大したので、市の直営収集のみでは応じきれなくなる ●民間業者がふえはじめ旧市内は業者収集が多くなる				8 ●豊西村の一部(吉母地区)編入 ●清掃法公布(7月)により下関市清掃条例を制定する 12 ●特別清掃地域を指定する(山口県告示第850号により除外区域指定)
30		●4輪ダンプ車2台を購入し、今までの馬車による収集をダンプ自動車による収集に変更		●伊崎町岸壁からの船積み(海洋投棄)を廃止。処理は市設貯溜槽32ヶ所共有貯溜槽12ヶ所私設貯溜槽等に貯溜し、農村還元とする		●矢対の下水清掃班1個班(約15名)を借り受け、衛生課直轄として三輪車1台により下水汚泥運搬を開始		7 ●吉田村合併 ●王喜村合併 11 ●内日村合併
31		●垢田埋没場は処理不能により廃止		●し尿くみとりの状況(1日当り) ・市営くみとり 40,000人216石 ・私営くみとり 125,383人694石 ・浄化処 10,572人58石 ・自家処理 57,703人317石				
	8	●山の田の市有山林を埋没場として使用開始						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
31		●4 輪ダンプ車 1 台 3 輪ダンプ車 5 台を購入。3 輪ダンプ車 5 台を借上げる ●ごみ収集処理状況 (1 日当り) ・全市域 54,770 世帯 ・全排出量 38,339 貫 ・市営処理 26,595 世帯 18,175 貫 ・自家処理 28,175 世帯 19,718 貫 市営により収集したものは 5 か所の埋没場で処理 ●収集処理体制 ・監督及び作業員 113 名 ・トラック 2 台 ・ダンプ 3 台 ・3 輪車 16 台 ・手車 52 台						
32		●3 輪ダンプ車の借上げ廃止 ●3 輪ダンプ車 10 台購入 ●彦島地区を除き全地区を直営による機動力収集とする				●失対下水班は清掃第3係の指揮下に入り、5 班編成による作業を実施 ●収集体制 ・運搬用手押車 16 台 汚泥運搬車 3 輪車 2 台 大型ダンプ車 1 台 4 輪車 1 台 ・作業員 約 100 名		●衛生課を環境衛生課と改称
			8	●海洋投棄船 2 隻 (計 451 石積) の借上げにより玄界灘に投棄開始				
33			5 7	●鳥居前公衆便所新設 ●大和町 “ ●忌宮 “ ●収集処理体制 ・作業員 (含運転手) 30 人 ・タンク車 4 台 ・バキューム車 1 台 ・投棄船 2 隻 (230 石・120 石) ・貯溜槽 34 か所 (15,320 石) 旧市内 3 川中 9 安岡 8 吉見 2 彦島 6 王司 1 勝山 2 長府 1 清末 1 小月 1				
34		●作業員詰所兼車庫 (山の田) 完成						
35	8	●彦島 (田の首) じん芥焼却場建設開始		●西部 (上新地) 作業員詰所完成				
36	2	●彦島じん芥焼却場完成		9 ●海洋投棄船 (250 石積) 借上げ				
	8	●垢田高速堆肥化処理場建設開始 ●市営収集体制 ・大型 4 輪ダンプ車 2 台 ・小型 4 輪ダンプ車 2 台 ・小型 3 輪ダンプ車 14 台 ・厨芥用 3 輪ダンプ車 1 台 ・手車 3 台 ・運転手 一般職 17 名 臨時職 3 名 ・作業員 一般職 53 名 臨時職 36 名		●市営収集体制 ・ 4 輪タンク車 3 台 ・ 3 輪バキューム車 2 台 ・ 運転手 一般職 2 名 臨時職 3 名 ・ 作業員 一般職 10 名 臨時職 6 名		●市営収集体制 ・ 大型 4 輪車 1 台 ・ 大型バケットダンプ車 1 台 ・ 小型 3 輪ダンプ車 2 台 ・ 運転手 一般職 4 名 ・ 作業員 一般職 1 名		8 ●特別清掃地域除外地区の一部変更を行う。(山口県告示第 426 号による。) これにより特別清掃地域は、27.90 km ² となる
37								●厚生部環境衛生課となる
38	2	●高速堆肥化処理場完成 能力 50 t / 日						
	11	●吉見じん芥焼却場建設開始	11	●幸町公衆便所新設				
39			2	●亀山公衆便所新設				

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
39	3	●吉見じん芥焼却場完成 能力 15t/日×2 基						
	7	●ステーション方式収集を採用し、同時に収集用機械車を導入						
			10	●終末処理場（筋ヶ浜公共下水道終末処理場）建設開始 ●し尿くみとり業者に対し汚物（ふん尿）取扱業許可証交付（25 業者）				
40				●終末処理場（筋ヶ浜）に生し尿の一部を投入処理開始				
41		●ダストボックスによるクレーン方式収集を採用 ●ロータリーローダ車 1 台を初めて購入		●3,600 ㎥積 4 輪バキューム車を初めて購入				●民生部清掃課となる
	9	●垢田清掃工場建設開始	12	●筋ヶ浜し尿消化槽の完成により投入開始				
42				●し尿海洋投入業務（株）玄洋社と委託契約開始		●下水清掃用汚泥吸上車 1 台購入 ●季節雇用者による作業の実施	8	●民生部清掃課を清掃事務所と改称。組織換える
	8	●高速堆肥化処理場運転中止 ●学生アルバイトによる収集作業を開始。（夏季のみ）						
	10	●吉母御崎山市有林を埋没場として使用開始 132,000 ㎡ (96,899.3 ㎡) ●彦島田の首埋没場埋立完了 ●じん芥収集手数料の徴収委託開始（収集戸数の 65%）						
43	3	●垢田清掃工場完成 連続燃焼式機械炉 90t/24h×2 基	3	●新竹崎町公衆便所新設 ●吉田公衆便所新設	3	●失対下水清掃班による作業を打切る	3	●垢田清掃センター内に作業員詰所完成
			4	●し尿くみとり料金を改定 ●汚物（ふん尿）取扱許可業者 26 社となる			4	●下関市清掃条例一部改正
	6	●彦島地区のじん芥収集委託制を一部（第 2 連合会）直営化とする。 ●ゴミポストを市内要所に設置。（約 100 個）	7	●市職員によるし尿くみとりモニター制度実施 ●汚物取扱業者に対し収集車 5 台（1 台 1,800 ㎥）を単位に企業合同するよう申し入れる ●細江町公衆便所新設			12	●物干場完成 ●垢田地区に清掃センターを設置し、従来別個にあった業務管理部門の事務所をセンター内に移し、事務管理部門と作業部門の一体化を図る
44		●彦島全地区（第 1.3.4.5 連合会）のごみ収集委託を直営化する ●耐久消費財、粗大ごみ等の計画収集開始 ●じん芥収集手数料の徴収委託率が、93.5%となる	5	●関西町公衆便所新設 ●汚物取扱業者 26 社が法人 6 社に統合				
			10	●彦島福浦町の旧農林省動物検疫所跡地に 2 力年計画によりし尿処理場建設工事着手				
45	2	●高速堆肥化処理場廃止（条例改正 2 月）	3	●唐戸公衆便所新設 ●し尿処理施設を彦島字畑口に建設。消化方式 80kl/日の能力				
	4	●ごみ収集が委託であった貴船町を直営収集とした。これで下関市のごみ収集は 100%直営となる					12	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の公布

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
46				5 ●王司し尿貯溜槽閉鎖 6 ●清末新田し尿貯溜槽借上げ 8 ●し尿料金改定に伴うし尿料金問題協議会を設置（会長原田一二外12名） 10 ●し尿料金改定 ●前田し尿貯溜槽借上げ	4 ●作業員を季節的雇用から職業安定所経由の日雇労働者に切替える		6 ●各自治会から1名宛の清掃協力員制度が発足 9 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令、規則の公布	
47	4	●一般家庭のごみ収集料金を無料とする		6 ●全市を対象にし尿実態調査実施 7 ●海洋投入位置(7月末迄)北緯34°03' 東経130°44' 以遠の海域(響灘)目標は白島北方3,000m(8月1日～12月31日)蓋井島灯台より真方位260°距離9,000mの点を中心とする半径2,000mの海域			4 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に伴い市条例を制定 ●一般廃棄物の処理を要しない区域の指定 5 ●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会を下関市にて開催	
	9	●粗大ごみ専用収集車購入						
48				●海洋投入位置(1月より)蓋井島灯台より真方位295°距離18カイリの点を中心とする半径2カイリの海域 2 ●赤間公園に公衆便所施設	4 ●下水道清掃業務委託始		4 ●一般廃棄物の処理指定変更 ●機構改革により環境部と改称 環境管理課 清掃業務課 清掃施設課 公害調整課 公害規制課	
	2	●彦島じん芥焼却場老朽化のため運転休止	2					
	6	●施設撤去						
49	1	●吉母第2埋没場使用開始440,000L(128,004 m³)		2 ●海洋投入位置(2月15日より)北緯 35°39'30"東経 130°35'00"北緯 35°38'00"東経 130°38'50"北緯 35°29'30"東経 130°32'30"北緯 35°31'00"東経 130°29'30"以上4点で囲まれる海域内 ●竹崎町・幸町・関西町公衆便所に身障者用便所を新設 11 ●大坪公衆便所新設 ●し尿料金改定				
	10	●垢田清掃工場自動化運転開始						
50	7	●トラッシュコンパクター購入		9 ●海洋投入位置(9月1日より)北緯 35°40'00"東経 130°40'00"を中心とする半径5カイリの円内海域			3 ●環境保全条例制定	
51		●奥山清掃工場(仮称)計画用地取得						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
51	4	●ダストボックスによるクリーン方式収集廃止	4	●し尿浄化槽の設置等に関する指導要綱施行	4	●街路美化業務委託開始 ●下関駅前地下道(西口) ●清掃業務委託開始	10	●一般廃棄物の処理を要しない区域の指定変更 六連島、船島、蓋井島、満珠、干珠
			6	●し尿処理実態調査実施				
			11	●し尿料金改定				●清掃工場関連事業として上井田会館完成
52	3	●中継業務開始	4	●功山寺公衆便所新設	4	●下関駅前地下道(東口)清掃業務委託開始		
	6	●ブルドーザー購入 D85A-12						
	10	●吉母埋没場隣接地取得 34,587.16 m ² ●奥山清掃工場(仮称)機種決定						
53		●奥山清掃工場(仮称)工場整地工事着手 ●同上本体工事着手	2	●新竹崎町公衆便所建替え			4	●公園緑地課から公衆便所 24箇所管理委託
	7	●分別収集試行開始	6	●し尿処理実態調査実施			10	●主要バス停にごみかご設置収集開始
	12	●ごみ処理施設の名称変更 ・環境センター垢田工場 ・環境センター吉見工場 ・環境センター奥山工場 ・環境センター吉母管理場	11	●し尿料金改定				
			12	●し尿関係施設の名称変更 ・環境センター彦島工場 ・環境センター筋ヶ浜事業所 ・環境センター大和町事業所				
54	3	●ごみ収集車無線整備	2	●六連島公衆便所新設	4	●山の田地下道・新下関駅前広場清掃業務委託開始		
55	5	●環境センター吉見工場休止	3	●覚苑寺公衆便所新設				
	8	●環境センター奥山工場完成 連続燃焼式機械炉 150t/24h×1基 粗大ごみ破碎施設 50t/5h×1基	4	●環境センター彦島工場の業務を下水道部へ移管				
			6	●し尿処理実態調査実施			10	●散在性廃棄物対策事業開始
			11	●し尿料金改定				
56			3	●貴船公衆便所新設 ●山の田1号公衆便所新設			4	●再資源化推進事業奨励金制度開始
	7	●ローダーショベル 977L 更新						
	11	●第一埋没場再利用						
57	1	●分別収集開始 大型ごみと同時収集 ●大型ごみ収集回数 年 6回 9年 12回	3	●筋ヶ浜事業所し尿投入中止			8	●「身近な環境をきれいにする運動」開始
			6	●し尿処理実態調査実施				
			11	●し尿料金改定 ●長府宮崎町公衆便所新設			6	●「環境美化行動の日」開始
58	8	●環境センター吉母管理場地先海面埋没場建設事業着手(3ヶ年継続事業) ●吉見工場解体	12	●清末甚兵衛啓し尿貯溜用地管財課へ移管			9	●ごみゼロ運動開始

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
60	6	●吉見工場用地保護課へ移管 ●環境センター奥山工場増設工事着手	5	●安岡上げ大敵し尿貯溜用地管財課・道路課へ移管			10	●浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例制定
			10	●吉母公衆便所新設				
61	3	●パワーショベルMS300-8 購入						
	4	●環境センター吉母管理場地先海面埋没場建設事業完成使用開始 ●同上浸出液処理施設運転開始	6	●し尿処理実態調査				
			7	●延行法寂寺し尿貯溜用地管財課へ移管				
62	6	●環境センター奥山工場 150t 炉ボイラー及び関連機器設置工事着手					6	●日本列島クリーン作戦開始
	8	●環境センター奥山工場増設工事完成	11	●し尿料金改定				
63	2	●ごみ破碎圧縮車更新	1	●長府宮ノ内公衆便所新設				
	3	●環境センター奥山工場 150 t 炉ボイラー及び関連機器設置工事完成 ●環境センター垢田工場焼却炉廃止						
平成 1	4	●ごみ処理手数料改定					5	●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会を下関市にて開催
			6	●し尿処理実態調査				
			11	●し尿料金改定				
2			3	●彦島本村町公衆便所新設			3	●清掃工場関連事業として小野町公会堂完成
	7	●ブルドーザーD85A 購入						
3			10	●石原貯溜槽改築			10	●余熱利用施設(温水プール)建設事業着手(4ヶ年継続事業) ●再生資源の利用の促進に関する法律施行
4		●クリーンボックスを市内要所に 30 基設置	3	●長府宮ノ内公衆便所増築、竹崎町公衆便所改築			4	●機構改革 環境衛生課 環境保全課 環境部に属する出先機関 下関市環境センター業務課 施設課
			11	●し尿料金改定 ●幸町公衆便所改築			7	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
5			3	●生野町公衆便所新設 ●功山寺公衆便所改築			3	●下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱制定
	7	●ドーザーショベル購入						
	8	●分別ごみ選別ベルトコンベアー購入						
6			3	●忌宮公衆便所改築			3	●余熱利用施設ふれあい健康ランド完成
	4	●ごみ処理手数料改定						
7			3	●関西町公衆便所改築			6	●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
							7	●廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
	9	●環境センター奥山工場粗大ごみ前処理施設設置工事着手					9	●廃棄物減量等推進審議会設立
8	3	●環境センター奥山工場粗大ごみ前処理施設設置工事完成	3	●彦島広場公園公衆便所改築				
			4	●し尿料金改定			4	●機構改革により市民部の一部と環境部を統合、生活環境部とし、また環境衛生課庶務係と計画係を管理係、ごみダイエット係に組織変更

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
8							8	●廃棄物減量等推進審議会により最終答申
9	2 4 6 11	●ペットボトル減容機購入 ●ごみ処理手数料改定 ●新分別収集開始 透明ごみ袋 粗大ごみ等有料戸別収集 ●フロンガス採集車小型貨物車(ハワート付き)寄贈される	1 2 4	●海洋投入位置1月1日より北緯35°55'東経131°15' ●赤間公衆便所改築 ●し尿料金改定			4 12	●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行
10	4 6 7 8 12	●ガラス破砕車無償貸与される ●ハワートSD25-1購入 ●分別処理施設改良工事完成 ●フォークリフトFD25-1購入 ●環境センター奥山工場220t炉ダイオキシン対策工事着手(11年度も継続)	3	●細江町公衆便所改築			4 6 7	●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会を下関市にて開催 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行(6月、12月) ●下関市ごみダイエット・リサイクル推進店制度制定
11			3 11	●覚苑寺公衆便所改修 ●東駅ポケットパーク公衆便所県より譲渡			3 6 9	●廃棄物減量等推進審議会より下関市一般廃棄物処理基本計画についての答申を得る ●ごみ処理施設整備推進のため新環境センター建設推進室を設置 ●台風18号に伴う高潮のため罹災ごみが大量に発生
12	3 6	●環境センター奥山工場220t炉ダイオキシン対策工事完了 ●環境センター奥山工場180t炉建設工事着手					4 6 11	●「下関市産業廃棄物処理監視パトロール班」の設置 ●廃棄物不法投棄に関する郵便局と下関市の協力に係る協定締結 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行 ●廃棄物減量等推進審議会より特定家庭用機器再商品化法施行に伴う収集体制の変更等について最終答申を得る
13	1 9	●粗大ごみ等受付システム導入。同時にインターネットによる受付も開始 ●リサイクルプラザ建設工事着手			4	●山の田地下道・下関駅前地下道清掃業務委託建設省へ移管	4	●特定家庭用機器再商品化法施行
14			3	●福江し尿貯留槽を林口し尿貯留槽と統合し使用休止			4 5 7 7	●機構改革により生活環境部を市民部と環境部に分割 ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行 ●廃棄物減量等推進審議会よりリサイクルプラザの建設に伴うごみ処理体制の変更等についての答申を得る ●使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
	11	●環境センター奥山工場180t炉建設工事完了						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
15							4	●環境部新庁舎業務開始 ●機構改革 環境部 環境政策課 環境保全課 クリーン推進課
	6	●下関市リサイクルプラザ建設工事完了 ●新分別収集開始 10 分別収集実施有料指定ごみ袋制導入					10	●家庭系パソコンのメーカー自主回収制度開始
16					4	●新下関駅前広場清掃務委託を他課へ移管	3	●廃棄物減量等推進審議会より下関市一般廃棄物処理基本計画についての答申を得る
							8	●浄化槽汚泥等処理施設整備推進のため浄化槽汚泥等処理施設建設推進室を設置
17							1	●廃棄物減量等推進審議会より事業系一般廃棄物の処理方法についての答申を得る
	2	●家庭系パソコンのメーカー自主回収に伴いパソコンの収集、受入を中止					2	●下関市、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町が合併し、新「下関市」発足 ●合併に伴い、「クリーン推進員」を「クリーンアップ推進員」に名称変更
					3	●全ての下水路の清掃業務を各施設・道路の主管課に移管。下水路の清掃務を廃止		
	10	●資源ごみの手数料料金改定		6 ●し尿処理実態調査 8 ●浄化槽汚泥等処理施設建設工事着手				
				12 ●林口し尿貯留槽使用休止				
18	1	●自己搬入時のごみ処理手数料改定						
	4	●燃やせるごみの手数料料金改定		4 ●ナイスビューパーク公衆便所県より譲渡 5 ●し尿処理実態調査			6	●一般廃棄物処理基本計画について諮問
							12	●下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定
19								
	4	●自己搬入時のごみ処理手数料改定 ●古母管理場における搬入物の選択業務等の民間委託による拡充（最終処分場の延命化及び資源の再利用推進）		1 ●海洋投入処分終了 2 ●彦島工場供用開始 3 ●彦島工場竣工 ●大和町事業所廃止 4 ●し尿の一部委託収集開始			4	●機構改革 環境部 環境政策課 廃棄物対策課 クリーン推進課 環境施設課 ●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会の総会を下関市にて開催
							12	●廃棄物減量等推進審議会より一般廃棄物処理基本計画について答申を得る
20				4	●旧下関市内全域でし尿の全部委託収集開始		2	●一般廃棄物処理基本計画策定
	9	●クリーンセンター響ごみ運搬中継施設工事着手					5	●しものせき美化美化（びかびか）大作戦開始
21							1	●容器包装廃棄物の削減への取組に関する協定締結
	3	●クリーンセンター響ごみ運搬中継施設工事完了						
	4	●ごみ処理体制の統一						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
21		●旧下関市の一部資源ごみ収集委託開始（プラ、ペット40%）	9	●下関市長・長門市長の間で豊浦・大津環境浄化組合の解散方針を確認			8	●一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について諮問
22	4	●旧下関市の一部資源ごみ収集委託拡大（プラ、ペット60%）	4	●し尿手数料一部改定（仮設トイレ）			2	●廃棄物減量等推進審議会より、有料指定ごみ袋制についての答申を得る
							11	●下関市次期一般廃棄物最終処分場整備検討専門委員会より、現処分場の使用可能期間の延長に関することについての答申を得る ●廃棄物減量等推進審議会より、最終処分場の延命化、事業系一般廃棄物の3R対策について最終答申を得る
23	4	●産業廃棄物処理費用改定 ●ごみ処理手数料一部改定（収集ごみ） ●旧下関市の一部資源ごみの完全民間委託化（プラ、ペット）					2	●下関市ごみ焼却施設整備検討委員会より、次期ごみ焼却施設の整備計画についての答申を得る
	5	●吉母管理場直接搬入受付開始（受付管理業務民間委託） ●奥山工場、吉母管理場及びクリーンセンター響のごみ搬入受付時間変更					7	●下関市次期一般廃棄物最終処分場整備検討専門委員会より次期一般廃棄物最終処分場の建設、整備等についての最終答申を得る
	9	●ごみ処理手数料の証紙化導入 ●燃やせないごみ用指定ごみ袋の導入						
24			1	●長府駅前公衆トイレ新設			2	●一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて諮問
	3	●粗大ごみ等の申し込みに携帯電話・スマートフォンからのインターネット追加	8	●下関駅公衆トイレ新設				
25	2	●奥山工場焼却主灰の一部のセメント原料化処理業務を委託開始 ●奥山工場プラズマ式灰溶融炉廃止					2	●一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて答申を得る
	4	●菊川地区のごみ収集の完全民間委託化					3	●一般廃棄物処理計画策定（後期計画）
	8	●奥山工場余剰電力の売電開始						
	9	●奥山工場 170 t 炉建設工事着手						
	11	●毘沙の鼻公園周辺用地買収 34,801 m ²						
26	1	●環境省公募の平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（第三次再資源化事業者提案型）に参加（3 月 20 日まで） ●リサイクルプラザ啓発棟、クリーンセンター響、吉母管理場及び奥山工場の受付に、使用済小型電子機器等のうち、特定対象品目の全部又は一部を対象とした無料回収ボックスを設置 ●パーソナルコンピューターのボックス回収開始						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
26	4	●次期最終処分場(吉母管理場)整備開始 ●旧下関市の燃やせるごみ収集委託開始(14%) ●旧下関市の一部資源ごみ収集委託拡大(古紙23%)	4	●し尿手数料一部改定				
			5	●長府城下町かわや寄贈				
27	3	●クリーンセンター響廃焼却炉煙突解体						
	8	●奥山工場飛灰のセメント原料処理業務を委託開始	6	●唐戸公衆便所建替え				
	11	●奥山工場220t炉ごみ搬入停止						
28	3	●奥山工場170t炉建設工事完了						4 ●全国都市清掃会議中国・四国地区協議会の総会を下関市にて開催 9 ●一般廃棄物処理基本計画の策定について、廃棄物減量等推進審議会に諮問
			12	●下関市長・長門市長の間で「豊浦・大津環境浄化組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務継承に関する協議書」締結				
29			3	●豊浦大津衛生センターを廃止し、し尿処理体制を一元化 ●豊浦・大津環境浄化組合解散				
			4	●豊北中継貯留槽のし尿及び浄化槽汚泥を彦島工場で処理開始				9 ●豊浦大津環境浄化組合決算議決
30	2	●クリーンセンター響破碎機更新	2	●旧豊浦大津衛生センター焼却炉解体				
	3	●奥山工場焼却施設220t炉解体 ●奥山工場ストックヤード完成 ●奥山工場回転式破碎機更新	3	●彦島工場計量システム更新				3 ●一般廃棄物処理基本計画について答申を得る ●一般廃棄物処理基本計画策定 ●災害廃棄物処理計画策定
	4	●吉母管理場新管理道完成 ●奥山工場受付業務委託化						10 ●使用済小型家電に係る福祉連携協定を締結
令和1	5	●奥山工場一部包括委託化(運転、受付、薬剤等)						
	10	●クリーンセンター響受付業務委託化	10	●新豊北中継貯留槽及び管理棟完成に伴い供用開始				10 ●食品ロスの削減の推進に関する法律施行
2								3 ●長寿命化総合計画策定(リサイクルプラザ、奥山工場180t炉、彦島工場)
	4	●有害ごみの一部変更(廃エアゾール製品、小型充電式電池を追加)						11 ●大規模災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定調印(下関市清掃同業者組合、豊浦地区一般廃棄物協会、下関市浄化槽清掃同業者組合)
3								3 ●下関市一般廃棄物処理BCP「業務継続計画」基本方針策定 ●下関市災害廃棄物処理初動対応マニュアル策定
	7	●石綿含有廃棄物の取り扱いについて運用を変更						
	10	●使用済小型家電無料回収ボックスの設置場所に本庁舎及び各総合支所を追加 ●ごみ出し困難者支援事業開始	10	●吉母公衆便所廃止				
	12	●リサイクルプラザ処理棟基幹的設備改良工事着手						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
4	4	●廃タイヤ収集受入終了					7	●一般廃棄物処理基本計画の 中間見直しについて諮問
	10	●新粗大ごみ等受付システム 稼働（収集地図のタブレット 化）						
5			3	●東行庵公衆トイレデザイン コンペ実施			2	●一般廃棄物処理基本計画の 中間見直しについて答申を得 る
	4	●パッカー車2人乗車による収 集を開始					3	●一般廃棄物処理計画策定（後 期計画）
							10	●(株)ジモティーとのリユース 促進に向けた連携事業を開始 ●(株)パイロットコーポレーシ ョンとの連携により使用済み ペン回収ボックスの設置を開 始
6	1	●リサイクルプラザ処理棟 基幹的設備改良工事完成						
	3	●ブルドーザ D85EX-18（吉母） 購入						

下関市環境方針

1 基本理念

下関市は、中国山地に連なる緑あふれる森、清らかな流れの木屋川・粟野川、そして美しい海岸線の響灘、周防灘、関門海峡など、緑と水に囲まれ、豊かな自然に恵まれたまちです。

今日の環境問題は、地球温暖化や生物多様性の損失、資源・エネルギー問題など、地球規模で進行するものが多くなってきております。特に、世界各地で頻発する異常気象など地球温暖化による影響はますます顕著になっており、早急な温室効果ガス排出量の削減が求められるとともに、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めなければなりません。

こうした問題を解決するためには、私たち一人ひとりが地球の有限性を深く認識し、市民、事業者及び市がそれぞれの責務と役割を自覚し、協働して取り組んでいくことが必要です。地域活動でより良い環境を作り上げようと取り組む意識や能力「地域環境力」を高めることにより、日常生活の中で無理なくあたりまえに取り組み、かつ地域の繋がりの中でやりがいを感じられるような活動の活性化につなげることができるのです。

下関市は、独自の環境マネジメントシステム「しものせきエコマネジメントプラン」を運用し、積極的かつ継続的に環境の保全と改善に取り組むとともに、市民、事業者等と一体となって望ましい環境像「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき」の実現を目指します。

2 基本方針

(1) 下関市環境基本計画の推進

計画に掲げる以下の5つの基本目標を達成するため、各種環境関連施策を推進します。

○豊かな自然環境の保全とふれあいの推進

恵みある自然環境の保全に努めるとともに、人と自然の健全なふれあいを通じて自然との共生を図ります。

○環境負荷の少ない循環型社会の構築

様々な啓発活動により環境に配慮した行動の浸透を図るとともに、地域で資源を循環させて有効利用するしくみづくりを進めます。

○快適な生活空間の確保

文化・歴史的資源、都市及び農村・漁村の景観資源、緑に恵まれた自然環境を活用して、快適で潤いのあるまちづくりを推進します。

○未来につなぐ低炭素の社会づくり

本市の地域特性に合わせたエネルギーの地産地消及び温室効果ガス排出の抑制を推進します。

○環境保全の仕組みづくり

子どもから大人まで世代を問わない学習機会の提供や市民の環境保全意識の向上を図ることで、活力ある地域づくりを推進します。

(2) 職員の資質向上

職員一人ひとりが自らの資質向上に努め、自発的に環境に配慮した行動を行います。

(3) 継続的改善

事務事業で発生する環境負荷と行政コストの削減に向け、具体的かつ実効性のある環境目標を設定し、これを常に見直すことにより継続的な改善を図ります。

(4) 重大な環境リスクの管理

関連する法規制及び地域等との協定等を遵守するとともに、事故や災害等の緊急事態における重大な環境汚染を防ぐため、危機管理体制を整備します。

(5) 取組結果の公表

環境方針や環境マネジメントシステムに基づく取組結果を市民に公表するとともに、市民からの意見を反映するよう努めます。

平成 29 年 4 月 1 日

下関市長 前田 晋太郎

下 関 市 環 境 白 書

令和５年度 環境・公害に関する年次報告

令和６年１１月発行

編集・発行 下関市環境部環境政策課

〒７５１－０８４７

下関市古屋町一丁目１８番１号

TEL ０８３－２５２－７１１５、７１５１

FAX ０８３－２５２－１３２９
